

第332回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月26日	金	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程21件（予算1、条例12、その他5、報告3） 提出者の説明 尾崎知事 委員長報告
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	議案精査
30日	火	休 会	議案精査
7月1日	水	本会議	質疑並びに一般質問 浜田(英)議員 上田(周)議員 塚地議員
2日	木	本会議	質疑並びに一般質問 上田(貢)議員 橋本議員 久保議員
3日	金	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 委員会付託
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	委員会審査
7日	火	休 会	委員会審査
8日	水	休 会	委員会審査
9日	木	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程（第19号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号—議発第4号）

10日	金	本会議	<p>討論 米田議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第5号） 提出者の説明 坂本(茂)議員</p> <p>討論 梶原議員 中根議員 黒岩議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第6号）</p> <p>討論 吉良議員</p> <p>採決 継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	--

第332回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月26日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程、提出者の説明	5
尾崎知事	6
委員長報告	
池脇総務委員長	19

第2日（7月1日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	23
質疑並びに一般質問	
浜田(英)議員	23
1 政治姿勢（県勢浮揚にかける思い、3期目に向けた決意）について	23
2 選挙制度（統一地方選挙の低調な投票率の原因と投票率向上への取り組み、 新任の県議会議員への期待、選挙権年齢引き下げに伴う新有権者数、高校生 への主権者教育と選挙違反を出さないための指導、模擬投票の取り組み、参 議院議員選挙の合区案、選挙運動用ポスターの撤去）について	24

3	まち・ひと・しごと総合戦略（市町村による地方創生コンシェルジュやRESASの活用、市町村に対する支援と策定作業の進捗、集落活動センターの自立と人材の育成）について……………	27
4	高知版CCRC（東京圏高齢者の地方移住を促進する提言への所見と課題、構想の検討状況）について……………	28
5	仮称東部看護学校の設立（県としての支援、地域医療構想との整合性）について……………	29
6	奈半利川の清流復活（清水バイパスの整備、水利権更新申請の許可）について……………	30
7	四国8の字ネットワークの整備（全国高速道路建設協議会会長としての高速道路建設にかける決意、直轄代行への取り組み及びミッシングリンクの現状と課題、奈半利から安芸間のインターチェンジの位置、高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間の完成目途、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間の整備、大山道路）について……………	31
8	災害に強い地域づくり（災害復旧工事の工法の工夫、頭首工と併設されている魚道の改良復旧）について……………	32
9	林業振興（森林整備に向けた安定的な財源確保、県東部への小型木質バイオマス発電所設置、路面電車への木質バイオマス発電による電力の活用）について……………	32
10	鳥獣対策（くくりわなによる捕獲実績、くくりわなの外商）について……………	33
11	高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会の報告書（報告書の受けとめと今後の取り組み）について……………	33
	尾崎知事……………	34
	恒石選挙管理委員長……………	40
	田村教育長……………	41
	岡崎文化生活部長……………	42
	中澤産業振興推進部長……………	42
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	43
	山本健康政策部長……………	44
	奥谷土木部長……………	45
	味元農業振興部長……………	46
	大野林業振興・環境部長……………	47
	原田商工労働部長……………	47
	浜田(英)議員……………	48
	井奥地域福祉部長……………	48
	浜田(英)議員……………	49
	上田(周)議員……………	49

1	政治姿勢（安全保障関連法案に係る憲法解釈の変更が認められる際の合理的理由と根拠、安全保障関連2法案の違憲性、自衛隊のリスク、県内市町村議会の動き、地方創生先行型交付金の配分における国の手法、産業振興推進地域本部設置7ブロックごとの連携協調と施策展開、職業教育を行う高等教育機関の誘致、大都市からの高齢者移住推進に関する検討協議会の設置、主権者教育としての知事みずからによる中学生を対象にした講義、日本国債の格下げ、臨時財政対策債）について……………	50
2	安定的な財政運営（県税の決算見込み及び平成27年度の県税収入見込みと確保、税外未収金残高見込みと解消に向けた取り組み、遊休財産の有効活用策）について……………	54
3	高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画（地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケア会議設置促進、生活支援コーディネーターの養成、認知症対策、高齢者を在宅や小規模な地域単位で支える仕組み）について……………	54
4	少子化対策（先行事例を参考にした地域特性を生かした取り組み、学校教育における子供を産み育てることの大切さなどの取り上げ、地域特性を出した少子化対策）について……………	55
5	農業行政（新たな担い手の確保・育成と経営体の強化、農家出身でない女性の新規就農、条件不利地域での小規模就農への支援）について……………	56
6	まるごと高知の経営状況（営業展開の課題と営業戦略、多額の県費投入を認識した上のさらなる営業努力）について……………	56
7	中山間対策（集落活動センターの取り組み状況を踏まえたセンターの拡大、地域の商店や移動販売への支援強化と関連予算措置）について……………	56
8	高齢者の就労等の規制緩和について……………	57
9	土木行政（県と市町村が管理する道路インフラ、5カ年点検計画、道路インフラ老朽化対策に関する予算措置）について……………	57
10	教育行政（英語教育の充実強化、望ましい生活習慣の確立、高知の子供を日本一元気な子供にするための運動・スポーツの充実）について……………	58
	尾崎知事……………	59
	中澤産業振興推進部長……………	63
	梶総務部長……………	65
	井奥地域福祉部長……………	66
	田村教育長……………	69
	味元農業振興部長……………	71
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	72
	原田商工労働部長……………	73
	奥谷土木部長……………	74
	上田(周)議員……………	75

中澤産業振興推進部長	76
奥谷土木部長	76
上田(周)議員	76
塚地議員	77
1 政治姿勢（安全保障関連法案成立により戦争の犠牲者が出る事態、立法事実の不提示、集団的自衛権の行使を限定する仕組み、伊方原発再稼働の審査における基準地震動の設定方式、安全対策、原発に固執し自然エネルギーに消極的な政府・四国電力の姿勢、財政健全化の要因と工夫、将来負担比率改善の評価と今後の方向性、子供の医療費無料化の拡充、第3子の保育料無料化助成制度の高知市への適用）について	77
2 教育行政（代替教員の未配置件数、県民・現場教職員・児童生徒の思いの受けとめ、今後の採用計画、採用候補名簿登録者数の見直し、教職経験尊重の採用審査、臨時教員の処遇改善、小中学校へのエアコン整備状況と推進計画）について	82
3 地域医療構想（県の病床機能報告と国が示した病床数との差とその受けとめ、国の報告書の受けとめ及び国への提案と行動）について	83
4 農地の流動化・集積（規制改革実施計画の受けとめと国への農家・地方の声の発信、県の農地中間管理機構の実績・評価・問題点、将来にわたり農地を守るための取り組み）について	84
5 宿毛湾・宿毛湾港の利活用（産業振興上の評価と位置づけ、宿毛市等が防衛大臣に提出した要望書、海上自衛隊の海底調査、要望活動への東京事務所長同行の位置づけ、豊かな宿毛湾漁業と宿毛湾港の商業港としての発展）について	85
尾崎知事	86
田村教育長	90
山本健康政策部長	93
味元農業振興部長	94
奥谷土木部長	95
塚地議員	95
尾崎知事	96
塚地議員	97

第3日（7月2日）

出席議員	99
欠席議員	99

説明のため出席した者	99
事務局職員出席者	100
議事日程	100
諸般の報告	101
質疑並びに一般質問	
上田(貢)議員	101
1 高知版CCRC（モデル県となる積極的な行動、導入する場合の型、県民の理解を深める取り組み、構想をリンクさせた高知大学物部キャンパスへの政府系研究機関誘致）について	101
2 食料品の輸出（取り組みや販売戦略、産地への支援）について	104
3 防災訓練における在日米軍との連携について	105
4 エアポート導入について	106
5 空き家対策（空き家の現状、財政面の取り組み）について	106
6 土佐が輩出した偉人をテーマにした観光振興（東西軸エリア活性化プランと高知市の中心市街地活性化基本計画の一本化の検討、高知城歴史博物館の周辺施設を絡めたPR、小学生が偉人・歴史・文学に触れる探訪の仕組みづくり）について	107
尾崎知事	109
岡崎文化生活部長	110
中澤産業振興推進部長	111
味元農業振興部長	112
野々村危機管理部長	112
奥谷土木部長	112
梶総務部長	113
田村教育長	113
上田(貢)議員	114
岡崎文化生活部長	114
中澤産業振興推進部長	115
上田(貢)議員	115
橋本議員	115
1 債権管理（債権管理適正化指針の策定、税外債権の収入未済額に係る延滞金等の総額、延滞金等の請求等の取り扱いと未収金の処理）について	115
2 県職員住宅の有効活用（県職員住宅・教職員住宅・警察職員宿舍の入居率の現状認識と今後の見通し）について	117
3 2・4・5T系除草剤の問題（土佐清水市埋設箇所の掘削再調査への所見、林野庁への県内全埋設箇所の再調査の強力な要請）について	118
4 LCCの誘致について	119

尾崎知事	120
梶総務部長	121
田村教育長	121
國枝警察本部長	122
大野林業振興・環境部長	123
金谷中山間対策・運輸担当理事	123
橋本議員	124
尾崎知事	126
梶総務部長	127
橋本議員	127
尾崎知事	127
久保議員	128
1 政治姿勢（県民の生活実感、地方創生のための権限移譲と財源措置、想定される政策提言のテーマや内容、魅力ある雇用の創出、市町村への対応、不可欠な高知市の活性化）について	128
2 社会資本整備関連（発注者の責務、建設業界との意見交換、端境期対策の実績と効果、繰越制度の政策的な活用）について	130
3 中心商店街の活性化（機能と役割、継続的發展に向けた支援策、まちづくりに資する視点での施設運営）について	131
4 よさこい祭り（総合産業としての成功イメージ、よさこい祭振興会の一般財団法人化）について	132
5 高知城の国宝化について	133
6 牧野植物園（観光施設としてのワンランクアップと戦略、牧野ブランドの開発）について	134
7 英語教育（小学校段階からの教育、小・中・高等学校における評価と今後の重点的な取り組み）について	135
尾崎知事	136
奥谷土木部長	142
原田商工労働部長	144
岡崎文化生活部長	144
田村教育長	145
久保議員	147

第4日（7月3日）

出席議員	149
------	-----

欠席議員	149
説明のため出席した者	149
事務局職員出席者	150
議事日程	150
諸般の報告	151
質疑並びに一般質問	
依光議員	151
1 高知家のスター戦略（込める思いと期待する成果、進路指導への生徒・保護者の希望の反映と職業教育、県外進学大学生のUターン就職の割合、Uターン支援の課題、CCRCに関連した移住者のやりがいと県内の課題解決のマッチングに果たす産学官民連携センターの役割）について	151
2 地域経済分析システム（四国3県への人口流出の現状分析及びプラス・マイナス・ゼロにする目標、詳細な分析のための市町村との人口情報共有と移住施策への反映、県境市町村における県境をまたいだ連携、産業マップデータの活用）について	154
3 物部川の堆積対策（永瀬ダムへの平成26年の土砂流入量推計値及び河床の高さの公表による施策への活用、堆積土砂の処理と場所の選定に関する調査）について	156
4 南海トラフ地震対策（インシデント・コマンド・システムに基づくアクションカードの導入、臨機応変さが試される訓練方法の導入と交流を深める仕組みを加えた訓練の実施、知識と人脈を持つ地域のプロフェッショナル人材の育成）について	157
尾崎知事	159
田村教育長	160
原田商工労働部長	160
岡崎文化生活部長	161
中澤産業振興推進部長	162
金谷中山間対策・運輸担当理事	163
奥谷土木部長	164
野々村危機管理部長	164
梶総務部長	165
依光議員	166
尾崎知事	166
議案の付託	167

第5日（7月10日）

出席議員	169
欠席議員	169
説明のため出席した者	169
事務局職員出席者	170
議事日程	170
諸般の報告	171
委員長報告	
依光危機管理文化厚生委員長	171
弘田商工農林水産委員長	173
坂本(孝)産業振興土木委員長	174
池脇総務委員長	176
採決	178
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第19号）	179
尾崎知事	179
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	180
議案の上程、採決（議発第2号 意見書議案）	180
議案の上程、討論、採決（議発第3号—議発第4号 意見書議案）	181
米田議員	181
議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	183
坂本(茂)議員	183
梶原議員	186
中根議員	188
黒岩議員	190
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	192
吉良議員	192
継続審査の件	194
閉会の挨拶	
三石議長	194
尾崎知事	195

巻末掲載文書

委員会報告書	197
意見書に関する結果について	202
議案の提出について	205

人事委員会回答書	207
議案付託表	208
議案の追加提出について	212
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	213
意見書議案の提出について	
議発第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	215
議発第3号 国民主権・国家主権を侵害するT P P交渉からの即時撤退を求める意見書議案	218
議発第4号 T P P交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案	221
議発第5号 「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案	224
議発第6号 言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案	227
継続審査調査の申出書	229
委員会審査結果一覧表	231
議決一覧表	233

招 集 告 示

高知県告示第362号

高知県議会定例会を、平成27年6月26日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	川 井 喜久博 君	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第332回高知県議会定例会会議録

平成27年6月26日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 9番 川井 喜久博 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君

34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総 務 部 長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土 木 部 長 奥谷 正 君
 会 計 管 理 者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教 育 委 員 長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人 事 委 員 長 岡内 紀雄 君
 職 務 代 理 者 岡内 紀雄 君
 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
 人 事 委 員 会 長 織田 英正 君
 公 安 委 員 長 織田 英正 君

警察本部長 國枝治男君
代表監査委員 田中克典君
監査委員長 吉村和久君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成27年6月26日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
 - 第3号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
 - 第4号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 過疎地域等における県税の課税免除

に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第15号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第16号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 報第3号 損害賠償の額の決定の専決処分報告



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから平成27年 6月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
人事委員長秋元厚志君から、所用のため本日の会議を欠席し、人事委員岡内紀雄君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告があり、また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る5月26日愛媛県で開催されました四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末197、202ページに掲載〕

会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

1番 上 田 貢太郎 君
14番 依 光 晃一郎 君
25番 大 野 辰 哉 君

会 期 の 決 定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月10日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月10日までの15日間と決しました。

議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末205ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第18号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県病院事業会計

補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上21件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のお出向をいただき、平成27年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

私は、知事就任以来、本県が直面する大きな2つの課題を真正面から受けとめ、全力で挑戦を続けてまいりました。1つ目の課題は、全国に先行した人口減少による経済の縮みが、若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという、人口減少による負のスパイラルをいかにして克服するかということであり、2つ目の課題は、東日本大震災を契機に改めてその対策の重要性が明らかとなった南海トラフ地震にいかに向かかっていくかということでもあります。

こうした課題に対しまして、これまで経済の活性化や南海トラフ地震対策を初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった横断的な2つの政策に積極的に取り組んできたところです。その結果、人口減少による負のスパイラルの克服という課題に関しては、例えば産業振興計画の取り組みによって地産外商が進むとともに、あったかふれあいセンターに代表される高知型福祉のネットワークも県内各地

に広がってまいりました。また、南海トラフ地震対策に関しては、避難路・避難場所の整備など津波避難対策が一定進展するとともに、道路啓開計画の策定や災害時の医療救護体制の強化など応急期初期の対策もスタートしています。

しかしながら、取り組みが前に進んだがゆえに、新たな課題にも直面していると感じております。経済の活性化については、地産外商は一定進展したものの、その成果を新たな設備投資や雇用の創出に力強くつなげていくためには、担い手の不足という新たな壁を克服することが必要であります。また、南海トラフ地震対策についても、命を守る対策の一層の徹底を図る必要があるとともに、命をつなぐ対策をより深く掘り下げ、かつ具体化していく必要もあります。このように、県勢浮揚を力強く果たしていくためには、県政において、より一層の努力が求められる状況だと考えております。

今後、これらの課題を克服するために、私としては2つの基本方向を堅持していく必要があると考えております。1つ目は、対話と実行を基本として、県政に県民の皆様の声を反映させながら、官民協働、市町村政との連携協調をさらに推し進めていく姿勢であります。そして2つ目は、人口減少による負のスパイラルといった構造的な課題を解決するために、県庁全体で課題に真正面から取り組み、施策間連携を徹底して総合力を発揮させることでもあります。

第1の点に関しては、私はこれまでこの対話と実行を県政運営の基本姿勢として、県民の皆様との対話を通じて地域の実情を学ばせていただき、必要と考えられる施策を官民協働や市町村政との連携協調により、スピード感を持って実行するという姿勢を貫いてまいりました。産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みが本格的な実行段階に入ってきた平成24年度からは、実行段階に入ったからこそ対話

と実行の姿勢がなお一層重要になっているとの考えのもと、地域の皆様の取り組みや率直な御意見を市町村ごとに1日かけてじっくりとお伺いする対話と実行行脚を行い、今月全ての市町村、283地域での行脚を終えたところであります。地域で多くの方々や関係市町村の皆様にお世話になり、県勢浮揚に向けたお知恵とお力を賜りましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

行脚の3年余りを振り返りますと、現場を見させていただきつつ、さまざまな体験や延べ1,600人を超える方々との意見交換をさせていただいて、百聞と一見をとともに得ることができ、非常に有意義であったと考えております。例えば、海の近くにある保育所の津波避難訓練に参加し、園児たちと一緒に裏山の高台までの山道を駆け上がり、その道が極めて急峻であることを体感して、子供たちの命を守るためには高台移転が急務であることを実感いたしました。また、中山間地域にあるお茶の産地では、後継者が不在となった地区全体の茶園を維持管理し、産地を守ろうと奮闘している一人の若者の姿に感動を覚えるとともに、改めて中山間地域における担い手確保の必要性を痛感いたしました。

対話と実行行脚を通じて必要性を学んだ事柄については、県の施策にできるだけ反映するべく努めてまいりましたが、地域にはまだまだ多くの課題が残されているのも事実であります。今後とも対話と実行の基本姿勢のもと、県民の皆様のお知恵を賜りながら努力を重ねてまいる所存であります。

第2の点に関しては、去る3月26日、全国の都道府県に先駆け、5つの基本政策と横断的な2つの政策を総合的に組み合わせる形で高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この総合戦略では、本県の目指すべき姿として、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」を掲げ、その

実現を目指し、「地産外商により安定した雇用を創出する」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する」、「コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守る」という4つの基本目標を設定しております。市町村とも連携協調しながら、この総合的な施策体系のもと、人口減少による負のスパイラルの克服に向け、全力で取り組んでまいります。

また、南海トラフ地震対策についても、命を守る対策、命をつなぐ対策を進めるとともに、県民の皆様の安全・安心の確保と県経済の活性化を同時に実現していくため、防災関連産業の振興を図るなど総合的に取り組んでまいります。

国におきましては、現在まち・ひと・しごと創生基本方針2015の策定に向けた議論が進められております。引き続き、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますよう、国の動向を注視しながら機を捉えて積極的に政策提言を行い、新型交付金や各種の施策などに本県の意見を反映させていきたいと考えております。

今議会では、5つの基本政策の着実な推進などのため、総額2億9,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額4億円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、本年4月に基礎課程及び短期課程を開講した林業学校につきまして、専攻課程開講に向けた施設整備に着手するほか、紙産業技術センターにセルロースナノファイバー製造用設備を整備し、県内企業と一体となって紙産業の振興を図ってまいります。

第2に、南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化に関しては、命を守る対策の新たな展開と

しまして、地震火災対策を進めてまいります。

第3に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、あったかふれあいセンターを活用した認知症カフェの設置などを支援してまいります。

第4に、教育の充実と子育て支援に関しては、経済的に修学が困難な専修学校の生徒の授業料負担の軽減などについて、支援を充実してまいります。

第5に、中山間対策の推進に関しては、大川村の集落活動センター及び村営住宅の超高速ブロードバンド環境の整備を支援してまいります。

このほか、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりに向けた調査研究を行い、再生可能エネルギーのさらなる導入を進めてまいります。

続きまして、平成27年度の県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について、これまでの取り組みと今後の方針について御説明申し上げます。

これまで産業振興計画の取り組みを通じ、本県経済の根本的な課題に真正面から向き合い、全力で挑戦を続けてきた結果、第2期計画の各分野で掲げた4年後の数値目標をおおむね達成できる見込みであり、また4月の有効求人倍率は過去最高の0.92倍となるなど、経済全体としても明るい兆しが見え始めてまいりました。

しかしながら、さまざまな取り組みが前に進んだ一方で、また新たな課題も見え始めてまいりました。特に、これまで全力で進めてまいりました一連の取り組みにより、各産業分野で新しい仕事が生み出されてきた結果、新たな担い手の不足という問題がむしろ深刻化してきているものと考えております。この担い手不足という問題は、今後各産業分野で拡大再生産を図り、一層の雇用の拡大を図っていくためにも、何ともしも乗り越えなければならない喫緊の課題だと認識しております。

このため本年度からは、これまで取り組んできた移住促進や人財誘致の取り組みと連動させながら、事業の後継者や中核人材の確保の取り組みを本格化させるとともに、第1次産業の担い手確保対策も強化したところであります。さらに、今後地域で不足する担い手を地域が育てる取り組みを県が支援するなど、もう一步踏み込んだ担い手確保対策も検討してまいりたいと考えております。

こうした新たな課題に迅速かつ的確に対応しながら、今後も地産と外商の取り組みをさらに強化し、その成果を拡大再生産につなげることで経済の好循環の流れを生み出すよう努めるとともに、産学官民連携センターによるさまざまなイノベーションの創出や第1次産業などを核とした産業集積化など、より大きな雇用を生み出す、より骨太な取り組みにも挑戦してまいります。

次に、産業振興計画の各分野の取り組みに関し、まず地産の取り組みについて御説明申し上げます。

第1次産業のステージアップの取り組みにつきまして、まず農業分野では、これまで天敵導入などのIPM技術や、オランダから学んだ環境制御などの先進技術を本県の実情に即して確立するとともに、昨年4月には四万十町に新規就農者の育成と先進技術の普及拠点となる農業担い手育成センターを開設したほか、隣接地では4.3ヘクタールの次世代型施設園芸団地を来年8月の栽培開始に向けて整備しているところであります。

引き続き、高品質、高収量の生産によって若者が夢と希望を持てる農業の実現を目指していくためには、生産増、所得向上、担い手増という好循環をより確かなものにしていくことが課題であると考えております。そのため、先進技術を導入した次世代型こうち新施設園芸システ

ムの県内全域への普及に努めるとともに、生産条件が不利な中山間地域の農業を守るため、集落営農や複合経営拠点の推進に取り組んでまいります。

林業分野では、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用する川上から川下までの一体的な取り組みを進めてきたことにより、大型製材工場が稼働を始めたほか、本年からは県内2カ所で木質バイオマス発電施設が操業を開始するなど、原木需要を拡大する仕組みが整いつつあります。こうした取り組みの結果、昨年原木生産量は61万立方メートルとなり、平成22年の40万4,000立方メートルから飛躍的に伸びてまいりました。今後は、さらなる原木増産という課題を克服するため、生産性の向上と担い手の育成を図るとともに、CLTの推進による一層の需要拡大や低コストな流通体制の確立などに取り組んでまいります。

水産業分野では、これまでカツオなどの県内への水揚げの促進や養殖業の振興に加えて、都市圏での外商に取り組んできた結果、新たなカツオの活餌供給体制が動き始めるとともに、カンパチやクロマグロの人工種苗の生産技術の開発が進んだほか、高知家の魚応援の店については、5月末時点で379の都市圏の飲食店に御登録いただくなどの成果が見えてきております。今後は、こうした今までの取り組みを土台として、人工種苗の技術開発による新たな中間育成ビジネスの創出につなげてまいりますほか、少量多品種である本県水産物の特性を生かして、都会の飲食店と本県の水産業に携わる事業者の皆様とのパイプの拡大に努めるなどしてまいります。

ものづくりの振興については、設備投資を支援するなど基盤整備を進めるとともに、昨年度ものづくり地産地消・外商センターを設置し、企業のものづくり力や商品力を高めていく質の高いサポートを行うなどしてまいりました。こ

れまでの取り組みにより、外商支援による成約額が平成24年度は2億5,000万円であったものが、昨年度は27億1,000万円となるとともに、本年3月に公表された製造品出荷額等は5,000億円台を回復するなど、一定の成果があらわれてきております。

他方、後継者が決まっていない企業の割合が5割を超えるなど、後継者不足は深刻さを増してきております。このような課題に対応して、事業承継・人材確保センターを設立したところであり、今後、同センターの取り組みの充実に向けて努力を重ねてまいり所存であります。

また、産業全体を牽引する、より力強い流れをつくり出していくためには、さらなるものづくり企業の体質強化や産業の集積を図っていく必要があります。このため、その取り組みの一つとして、他県に比べて製造品出荷割合の高い紙産業の振興のための施策の充実を図ることといたしました。高品質の不織布や高機能紙など、独自の技術によりニッチ分野の市場を確保している本県の紙産業について、その技術力を生かした新たな試みとして、本年度は高付加価値製品の開発が期待されるセルローズナノファイバー分野での取り組みを強化したいと考えております。その一環としまして、製造用設備を紙産業技術センターに整備し、企業の製造技術の確立や製品開発に向けて、愛媛県や兵庫県と連携し、研究を行ってまいります。

本年4月、産学官民連携を推進し、県内外の英知を取り込みながら、新たな事業展開に挑戦する皆様を後押しする高知県産学官民連携センターココプラを永国寺キャンパスに開設いたしました。新たな技術開発に向けて相談できる大学の研究者を紹介してほしいといった技術分野に関することや、自社のノウハウや技術を応用して新たな分野への事業展開に挑戦していこうとするものなど、これまでに28件の相談が寄せ

られており、大学などと企業や県民の皆様が新たに出会い、新たなことを起こそうとする仕組みが動き出しています。

また、これまで5つの大学などの研究内容やシーズの紹介、企業トップによる講演会を合わせて7回開催するとともに、県外のシンクタンクや金融機関とともに行う2つの連続講座もスタートしたところであります。さらに、県外の大学の出張セミナーや、四国から参加者が集まるコーディネーター研修を国の外郭団体と共催で行うなど、全国区の取り組みもココプラに集まってくるようになり、県内外から知が集まるプラットフォームとして成長する手応えも感じております。

こうした、産学官民のさまざまな立場の方が交わることで生み出されてくるアイデアを新たな事業展開に結びつけ、しっかりとサポートしていくココプラビジネスチャレンジサポートの仕組みも整えたところであります。引き続きセンターの取り組みを充実させ、産学官民が連携したさまざまなイノベーションの創出に向け取り組んでまいります。

次に、外商の取り組みについて御説明申し上げます。

国内での外商活動につきましては、地産外商公社の外商部門やプロモーション部門の体制の充実を図りながら、県内事業者の方々の地産外商活動を全力で支援してまいりました結果、昨年度に公社が仲介、あっせんした成約件数は4,393件と、平成21年度の178件と比較して約25倍となり、成約金額も大きく伸びてまいりました。このように、地産外商の取り組みは5年前と比較して飛躍的に伸びてまいりましたが、まだまだ克服すべき多くの課題が残されております。

1つ目は、この地産外商の取り組みを全国区に拡大していくという課題であります。このため本年度、これまで培ってきたノウハウと経験

を生かし、地産外商公社の活動範囲を首都圏から関西、中部、中国、四国、九州にまで広げました。こうした取り組みを通じて成果の上積みを図ってまいりますとともに、外商に参画する事業者の裾野を一層拡大してまいります。

また、地産外商の取り組みの成果を海外に拡大していくことも大きな課題です。輸出振興に係る食品分野の本年の目標額を3億円に上方修正するとともに、本年度から機械分野の輸出振興にも本格的に取り組んでまいりますため、2名増員して5名体制とした貿易促進コーディネーターを活用して、海外の見本市や商談会への出展の支援をさらに強化してまいります。

さらに、物流コストの克服といった課題も残されており、今後県としての取り組みを検討してまいります。

このほか、既に1,000人を超える方々にスターとして登録いただいた高知家プロモーションの取り組みを生かして、県民運動として外商の取り組みを盛り上げていきたいと考えております。また、アンテナショップまるごと高知につきましては、物販及び飲食の売上額が伸びる一方で来客者数は減少しております。本年8月に開設から5周年を迎えますことから、記念イベントの開催やプレミアムつき商品券の発行などにより、魅力ある店づくりに取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、これまで、観光商品をつくる、その観光商品を効果的にPRして県外に向けて売る、本県を訪れる観光客の皆様にご満足いただけるようもてなすといった一連のサイクルを意識して取り組みを進めてまいりました。その結果、本県への入り込み客数は昨年まで2年連続で400万人を超え、400万人観光が定着しつつあるところであります。

また、一昨年の観光総消費額は、これまでの最高額となる1,102億円となりましたほか、龍馬パスポートの利用者数が今年17日に10万人を突

破いたしました。加えて、外国人の延べ宿泊者数が、国の統計によりますと、昨年は3万人泊余りであったものが、本年1月からの3カ月間で既に1万1,000人泊を超えており、さらに外国クルーズ客船寄港の打診も増加しているところでもあります。

しかしながら、次の目標である435万人観光の達成のためには、地域ならではの資源を多様なニーズに応えられる商品として磨き上げる力や、磨き上げた商品を組み合わせて周遊プランとして売り出していく力などをさらに強化していく必要があると考えております。また、外国人旅行者のさらなる増加のためには、海外における本県の認知度の飛躍的な向上や受け入れ体制の充実も必要であると考えております。

このため本年度は、まず地域が一体となった戦略的な観光地づくりに向けまして、広域観光推進組織の機能強化や地域における魅力ある観光商品を継続して造成できる人材育成などを支援してまいります。

また、今月12日、四国遍路を核とした四国広域観光周遊ルートが、国土交通大臣から外国人旅行者向け広域観光周遊ルートとして認定を受けました。国際観光の抜本強化に向けまして、今回の認定を追い風としつつ、観光コンベンション協会に新たに配置した国際観光推進コーディネーターの経験や人脈を生かして、戦略的なセールス活動や海外へのプロモーションを強化するとともに、Wi-Fi環境の整備や消費税免税店の開設を支援するなど、本年度からの2年間で重点的に外国人観光客の受け入れ体制の整備を図ってまいります。

次に、地産外商の成果を拡大再生産へとつなげる担い手確保対策などにつきまして、本年度の新たな取り組みについて御説明申し上げます。

まずは、林業分野の担い手対策についてであります。

これまで、緑の雇用を初めとする林業に携わる人材の就業前後の研修を、国の支援制度を活用して実施してまいりました。しかしながら、今後、将来の本県林業を担う優秀な人材を安定して確保していくためには、こうした研修制度を有効に活用することと並んで、林業について専門的な知識と技術を習得できる人材育成の場が必要であります。

このため、本年4月、林業学校を開校し、まず林業の実践的な技術や知識を学んでいただく基礎課程と、林業関係者のスキルアップを図る短期課程を先行して開講いたしました。現在、高度で専門的な能力を持った人材を養成する専攻課程につきましても、カリキュラムや講師の選定など開講に向けた準備を行っており、あわせて今後必要な施設の整備に着手したいと考えております。

次に、企業の事業承継と人材確保につきましては、本年4月に事業承継・人材確保センターを開設し、事業の継続や拡大再生産のために必要な人材の確保などについて支援をスタートさせており、既に事業者の皆様などから48件の相談を受けているところです。特に、事業承継につきましては、早い段階からの経営譲渡の検討と準備が必要であることから、事業承継への理解を深めていただくためのセミナーや個別相談会などを県内各地で実施することにより、後継者不在などの課題を抱えている事業者の掘り起こしにも取り組んでまいります。

移住促進の取り組みにつきましては、移住を希望される方に対して、高知家プロモーションの取り組みや移住・交流コンシェルジュによる相談対応、高知の暮らしを体験するお試し滞在の取り組みなど、高知を知っていただく段階から最終的に安心して住み続けてもらうまで、それぞれの段階に応じた対応を行ってまいりました。その結果、県外から本県への移住者は、平

成23年度の120組241人から、平成25年度は270組468人、昨年度は403組652人と大幅に増加しており、取り組みの成果があらわれ始めております。今後、さらに大きな成果を生み出すためには、2つの課題に対応する必要があると考えております。

1つ目は、今後厳しくなる地域間競争への対応であります。この点については、他県にはない高知の強みを訴求していくことや、施策間の連携をしっかりと図ることが重要であると考えており、本県の最大の強みである人の魅力を前面に押し出しながら、具体的行動を誘発する高知家プロモーションの新たな展開を移住促進策にも最大限生かしてまいります。

高知家スターの皆様一人一人からの実感がこもったメッセージの発信によって、その価値観や暮らしぶりに共感を覚え、新たに本県への移住に関心を持つ都市部の方がふえるのではないかと期待しております。さらに、こうした関心を持っていただいた方々に、移住・交流コンシェルジュが移住に関する情報提供を行い、市町村の移住専門相談員や地域移住サポーターなどにつなげるといった、他県に先んじて構築してきた手厚い受け入れ体制によって、移住に結びつけてまいります。

さらに、福祉や農業など各分野が求める担い手を確保するための施策と移住促進策とを組み合わせ、移住者に担っていただく仕事や役割などを明確にして、いわゆる志移住を進めることや、移住促進につながるプロジェクトに積極的に取り組むこととしております。

2つ目は、移住後に生じるさまざまなミスマッチへの対応であります。市町村や民間の移住支援団体に対して昨年度行った調査では、仕事や地域になじめなかったという理由により、移住後に転出された事例が11ありました。今後、移住者の数がふえてくればくるほど、こうした事

例が発生するリスクも高まることが考えられ、定住に向けたサポートを強化することが重要となつてまいります。

この問題については、まずはミスマッチを防止することが重要であり、このため相談体制の充実を図るとともに、大都市圏との生活環境の変化が比較的少ない高知市でのお試し滞在など、あらかじめ本県での生活を体験していただく機会をふやすことなどにより、思いと現実とのギャップの解消に努めてまいります。さらに、移住後のフォローアップとして、移住者同士や移住者と地域住民とのつながりを持っていただく交流会の開催などの対策を講じてまいります。

さらに、これら2つの課題に共通することとして、移住者の方と受け入れる地域の双方が幸せを実感できる高知家を目指して、さらなる施策が考えられないか、引き続き検討を重ねてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について、これまでの取り組みと今後の方針について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、東日本大震災を教訓としつつ、地震による死者数を限りなくゼロに近づけていくため、地震による揺れや津波から命を守る対策を最優先としつつ、あわせて助かった命をつなぐ対策にも本格的に取り組んでいるところであります。

その結果、命を守る対策に関しては、避難路・避難場所は計画総数1,445カ所に対して1,361カ所が、津波避難タワーは計画総数115カ所に対して103カ所が本年度末までに完成する見込みとなるなど、一定のめどが立ってまいりました。また、命をつなぐ対策に関しては、避難所の確保や県内8カ所の総合防災拠点の整備を進めるとともに、災害時医療救護計画の改定や道路啓開計画の策定などを行ったところです。

しかしながら、命を守る対策については、地

域の津波避難計画の実効性や避難の安全性の検証のほか、土砂災害や地震火災への対応など、まだまだ多くの対策が必要であります。また、命をつなぐ対策についても、引き続き避難所の確保を進めるとともに、災害時の医療救護や道路啓開における体制整備など、策定した計画に基づき、より具体的な対策を講じていく必要があると考えております。このため、市町村や関係機関の皆様としっかりと連携しながら、命を守る対策や命をつなぐ対策をさらに加速させてまいります。

次に、個別対策の方向性についてそれぞれ御説明申し上げます。

命を守る対策につきましては、本年度はこれまで最優先に取り組んできた津波避難対策について、その総仕上げに取り組むこととしております。引き続き津波避難空間を確保してまいりますとともに、沿岸の19市町村で策定されている津波避難計画について、自主防災組織の方々とともに現地点検や避難訓練を行い、より実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。

また、本年度から抜本的に強化している山津波に備えた土砂災害対策に関しては、砂防事業などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定、避難訓練や防災学習会などのソフト対策を一体的に進めてまいります。

地震火災対策につきましては、昨年4月に地震火災対策検討会を立ち上げ、県の内部で検討を進めてまいりましたが、今般いよいよ各地域において具体的な対策を実施する段階に至ったところであります。地震発生時に、木造住宅が密集する市街地などで同時多発的に火災が発生いたしますと、地震の揺れによる家屋の倒壊などによって道路が塞がり消火活動が大きくおくれることや、断水により消火用水が不足することなどにより、大規模な延焼火災につながるものが懸念されます。

このため、今月18日、地震火災対策指針を公表し、その中で地震火災対策を重点的に推進する地区として11市町19地区を位置づけたところであります。この指針では、次の3つの視点から、県及び市町村はもとより、住民や事業者の方々事前に取り組むべき具体的な対策と取り組みの進め方をお示ししております。1つ目は、それぞれの家庭から火を出さないための出火防止、2つ目は、出火しても、家庭で行う初期消火や地域の方々の消火により火災の拡大を防ぐ延焼防止、3つ目は、火災が拡大し、大規模な火災となった場合でも住民の方々の命を守る安全な避難であります。

これらの対策を進めるに当たっては、まずは重点的に推進する地区の方々に地震火災のことを正しく理解していただくことが重要であります。このため、県と市町村が協力して説明会を行うほか、地区の全戸に地震火災の特徴や具体的な取り組みを盛り込んだリーフレットを配布いたします。また、今後各市町村において、指針に基づき具体的な対策を盛り込んだ地震火災計画の策定を進めることとなっており、県としても円滑な策定に向けた支援を行うとともに、計画が策定されたところには、一定の揺れを感知して自動的に通電を遮断する簡易型感震ブレーカーの配布を支援することとしております。地震火災対策は重要であり、これらの取り組みを全力で進めつつ、新たな支援策を検討してまいります。

助かった命をつなぐ応急期の対策につきましては、最大クラスの地震が発生した場合、発災直後には県全体で、いまだに約11万4,000人分の避難所が不足するおそれがあります。このため、市町村と連携して避難所の確保に取り組むとともに、要配慮者の受け入れ体制の考え方などを盛り込んだ避難所運営マニュアル作成の手引きを策定しました。本年度は、この手引を活用し、

まず5つの地域本部ごとに条件の異なるモデル避難所を2カ所ずつ選定し、市町村とともに、それぞれの避難所における具体的な運営マニュアルの作成を支援してまいります。

道路啓開につきましては、本年2月、啓開の優先度が高いルートについて啓開日数を算出し、高知県道路啓開計画の暫定版としてお示ししました。その中で、啓開に長期の日数を要するルートの存在が明らかになりましたため、啓開日数の短縮に向け、橋梁の耐震化やのり面の崩壊防止などの道路整備による対策のほか、ヘリコプターや船舶の活用を検討するなど、原因に応じた具体的な対策に取り組んでいるところであります。本年度は、まだ残っている945のルートの啓開日数を算定するとともに、速やかに啓開活動ができるよう啓開作業の手順書を作成してまいります。

災害時の医療救護につきましては、現在地域の医師会や市町村など関係機関の皆様と、被害想定や医療資源の状況を踏まえた地域ごとの行動計画づくりを進めており、これを通じて関係機関の連携促進や医療救護施設の充実を図ってまいります。あわせて、災害時には建物の倒壊などにより多数の負傷者の発生が予想されることから、日ごろ救急医療などに携わっていない方も含めた県内全ての医師の皆様と医療救護活動に参画していただけるよう、年度内に災害医療に関する知識や技術の向上を目指した研修制度を創設してまいります。

こうした一連の対策を実効性のあるものとするため、本年度は南海トラフ地震対策推進地域本部を、防災専任職員の増員や各土木事務所、福祉保健所の職員を兼務職員とすることで合計51名体制と大幅に強化しております。これにより各地域の実情をしっかりと捉えつつ、市町村や自主防災組織の取り組みを積極的に支援してまいります。

また、命の道として、南海トラフ地震対策を進める上でも非常に重要な課題となっている8の字ネットワークの整備については、4年前と比べて県内の整備率が42%から52%へと上昇し、供用延長は109キロメートルから134キロメートルに延伸するなどの成果があらわれております。しかしながら、整備率はまだまだ立ちおけている状況であり、引き続き国に対して四国8の字ネットワークを初めとするインフラ整備の重要性を提言するなど、取り組みを加速してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らせる県づくりを目指し、乳児や40歳代から50歳代の死亡率が高い、若手医師が不足している、中山間地域で地域の支え合いの力が弱まっているといったさまざまな課題の解決に向けて、日本一の健康長寿県構想に基づき、これまで保健・医療・福祉の各分野で取り組みを進めてまいりました。

その結果、がん検診や特定健診の受診率はそれぞれ高まってきており、若手医師の確保についても、県内で採用された初期研修医が、平成21年度の36人から本年度には58人にまで増加しております。また、高知型福祉の拠点となるあつたかふれあいセンターについても、本年度には29市町村43カ所、サテライトも含めると233カ所で展開されるなど、それぞれの施策で成果が一定見られ始めたところであります。

しかしながら、働き盛りの世代の死亡率はいまだに高い状態にあることや、住みなれた地域で安心して住み続けられる社会の実現に向けては、医療と福祉の連携によるネットワークをさらに整備する必要があること、加えて県内で一定数の子供たちが厳しい環境に置かれていることなど、いまだ多くの課題が残されております。

引き続き、課題解決に向けた取り組みをさらに強化していく必要があると考えております。

このため、まず保健分野においては、壮年期の死亡率の改善を目指して、がん検診の利便性の向上を図るとともに、正しい生活習慣を促す特定健診の受診を促進してまいります。あわせて、県民の健康意識の向上も重要であることから、日々の健康づくりをサポートするため、地域に密着した健康情報拠点として昨年度から認定を開始し、現在162薬局となっている高知家健康づくり支援薬局を活用した健康づくりを推進してまいります。

また、子供たちの生涯にわたる健やかな暮らしの基礎とするべく、昨年度から全ての小・中・高等学校において学校経営計画などに位置づけた上で、副読本などを活用した健康教育の取り組みを進めております。本年度は、教員を対象とした研修の充実や体育・健康アドバイザーの増員を図るとともに、新たに体育と健康を担当する指導主事を東部及び西部教育事務所に配置し、学校現場の課題に応じたきめ細やかな支援を行うことなどを通じて、健康教育の充実に取り組んでまいります。

医療分野においては、県民誰もが安心して医療を受けられる環境づくりに取り組んできており、特に医師の確保を初めとした医療提供体制の整備を重点的に推進してまいりました結果、奨学金を受給した医学生や初期研修医が大幅にふえるなど、医師不足の改善が期待できる状況となっております。

しかしながら、県民の皆様が住みなれた地域で療養することのできる環境の整備には、いまだ道半ばと言わざるを得ません。このため、本年度から在宅での療養を支える訪問看護師の育成を推進しているところであり、この5月には高知県立大学と寄附講座設置の協定を締結し、医師会や看護協会の協力のもと、研修プログラ

ムの策定を進めているところであります。

加えて、不採算となる中山間地域での訪問看護サービスを昨年度から支援してきました結果、訪問回数が平成25年度と比較して24%増加したことから、本年度は事業所に加えて、医療機関がサービスを行う場合も助成対象に追加するとともに、支援制度の対象地域も拡大してまいります。

福祉分野におきましても、誰もが地域で安心して住み続けられる社会の実現を目指して、全国でも真っ先に人口減少、高齢化社会に突入し、また中山間地域等を多く抱える本県の実情に即した高知型福祉の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。中でも、あったかふれあいセンターについては、先ほど申し上げましたとおり、本年度内には県内233カ所で展開されるようになり、地域における見守り、支援のネットワークが一定広がってきていると考えております。

しかしながら、県民誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる状態をつくり出していくためには、さらなるネットワークの強化が必要であります。このため、市町村があったかふれあいセンターなどを活用して取り組む訪問・通所介護サービスの提供や認知症カフェの設置、さらにはリハビリテーションの視点を取り入れた介護予防サービスの提供などを、介護保険制度の改正などを生かしながら県として積極的に支援することといたしました。

また、今後大幅な人材不足が見込まれます福祉・介護人材の確保対策については、その取り組みの抜本強化を図っているところであります。中でも、昨年12月から体制を強化した福祉人材センターにつきましては、求人と求職のマッチング実績が、平成25年度の122件から昨年度は176件へと増加しております。引き続き、併設された福祉研修センターやハローワークなどとの連携を強化しながら、人材確保に向けた取り組

みを積極的に推進してまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援について御説明申し上げます。

本年度から生活の困窮や家庭の教育力、地域社会の見守り機能の低下などを背景として、学力の未定着、虐待や非行、いじめといった厳しい環境に直面する子供たちへの支援を特に重点的に取り組むべき課題と位置づけ、福祉や教育などの関係部局が連携して取り組みを進めているところであります。

昨年の12月に香南市で起こりました虐待による児童の死亡事件は、極めて痛ましく残念な事案であり、改めてお亡くなりになりました衣斐瑠維さんの御冥福を心よりお祈り申し上げます。県と高知市が合同で設置いたしました検証委員会において、今回の事案について徹底した検証作業を行っていただきまして、現在具体的な改善策などを盛り込んだ報告書の取りまとめを行っていただいているところです。

県では、増加傾向にある児童虐待の問題などへの迅速かつ適切な対応力の強化に向け、本年度から中央児童相談所に市町村の要保護児童対策地域協議会の活動をサポートする専門職員を配置するとともに、休日、夜間の電話相談への対応力の向上を図るなど、体制を強化しております。今後、こうした取り組みを初めとする再発防止策のさらなる徹底、強化を図ることにより、今回のような事件が二度と起きることがないように、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、少年非行の防止対策につきましては、高知家の子ども見守りプランの推進に全力を挙げて取り組んでまいりました結果、平成24年には全国ワースト2位であった非行率が昨年にはワースト13位へと改善するなど、一定効果があらわれてきております。

しかしながら、再非行率が全国上位のままであるなど、依然として厳しい状況が残っている

ことから、本年度より、再非行率の高い無職の非行少年の立ち直りにつながる就労支援の取り組みなどを強化することとしております。あわせて、ひとり親家庭の実態調査などを通じて子供たちが置かれている現状の把握に努め、総合的な支援策としての子供の貧困対策計画の策定に向け、関係部局の連携のもと取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関し、これまでの取り組みと今後の方針について御説明申し上げます。

教育委員会では、全国と比較して厳しい状況にあった子供たちの学力や体力、生徒指導上の諸問題に関する課題の解決に向けて、高知県教育振興基本計画重点プランを策定し、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げて教育改革を進めてまいりました。その結果、知の分野では、全国学力・学習状況調査において、小中学生の学力が一定改善するとともに、徳の分野でも非行率などの改善が図られ、高等学校における中途退学者数も減少傾向にあります。また、体の分野では、小中学生の体力が全国水準近くまで改善するなどしております。

他方、課題も多く残されております。知の分野では、小中学生の学力の改善傾向はここ数年足踏み状態にあり、特に思考力、判断力、表現力にはいまだ弱さが見られます。徳の分野では、小中学校における不登校や暴力行為が増加しており、問題行動の低年齢化など依然として大きな課題があります。体の分野では、幼児期の運動機会が十分に確保されていない、中高生の運動部活動の加入率が低下しているなど、子供の運動習慣の定着などが課題となっております。こうした課題を踏まえ、重点プランに掲げた目標の達成に向けて、さまざまな施策をPDCAを回しながら全力で推進しているところであります。

まず、知の分野につきましては、引き続き全

での小中学校において、中期的な視点に立った学校経営計画に基づき、単元テストや学習シートなどを活用した授業改善や、教員の指導力の向上に組織的に取り組んでまいります。あわせて、子供たちの主体性や課題解決能力を高める探究的な学習も取り入れ、思考力などの育成に重点的に取り組んでまいります。

徳の分野につきましては、児童生徒の問題行動の背景に、家庭の状況や子供を取り巻く社会環境の変化などが複雑に絡み合っている現状があることから、教育や福祉、警察など関係機関の連携をさらに強化し、子供の発達段階に応じた総合的な支援を行ってまいります。

体の分野につきましては、体育授業や健康教育を充実し、ジュニアからの一貫した指導体制の確立や、誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる環境の整備などを進めてまいります。

先ほど申し上げましたとおり、今年度から厳しい環境にある子供たちへの支援に一層力を入れて取り組んでおり、教育分野では、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じて一貫した対策を行っております。

例えば、生活の困窮などにより、十分な学習の機会が与えられていない子供たちに対して、本年度より放課後などの学習支援の取り組みを大幅に強化いたしました。小中学校では、放課後の補充学習において、教員とともに地域住民や大学生が学習支援員として指導に当たる仕組みを導入し、現在87校で160人が、子供たち一人一人のつまずきに応じたきめ細やかな学習支援に取り組んでおります。また、高等学校においても学習支援員を大幅に拡充したところであり、現在延べ74人を配置し、学びの場の充実を図っております。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに不登校など生徒指導上の課題を抱え、学校や放課後の学

習支援などの学びの場に参加できない子供たちへの支援を充実させるため、スクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、特に厳しい状況にある子供たちを多く抱える市部に、スクールソーシャルワーカー15人を新たに重点的に配置いたしました。

また、本年4月から、学校と地域をつなぐコーディネーター役となる指導主事を各教育事務所と高知市に配置し、学校と地域が連携して子供たちの育ちを支援する体制づくりを推進しております。県としましても、子供の貧困などの実態から目を背けることなく一貫して取り組みを進め、子供たちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう取り組んでまいります。

本年4月、教育等の振興に関する施策の大綱や重点的に講ずべき施策などについて、教育委員会と協議、調整を行う総合教育会議を設置いたしました。総合教育会議においては、知・徳・体に関する現状と課題を踏まえ、原因を深く掘り下げた上で、子供たちの視点に立った真に有効な対策を議論することとしております。外部有識者もお招きしながら本質的な議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、中山間対策のこれまでの取り組みと今後の方針につきまして御説明申し上げます。

集落活動の沈滞化や産業の衰退が一層深刻になっているといった課題に正面から向き合うため、平成24年度に中山間対策を抜本的に強化し、生活を守る、産業をつくるの2つを柱として取り組んでまいりました。この結果、対策の中核となる集落活動センターがこれまでに県内18カ所で立ち上がり、地域地域で住民主体の取り組みが進んでいるところであります。

しかしながら、中山間地域全体では、依然として高齢化による担い手不足や生活サービスの低下など、厳しい状況が続いております。この

ため、集落活動センターの取り組みをさらに充実させる必要があり、特にそれぞれの経済活動の基盤を確固たるものにしていく必要性は高いものと考えております。このため、県としましても、産業振興計画の成長戦略や地域アクションプランなどと一体的に取り組みを進めるなど、センターの経済基盤の確立に向けての支援を強化してまいります。

今後、こうした経済基盤を持ったセンターを、まずは本年度中に30カ所立ち上げ、それらを後発のセンターのよきモデルとすることで、将来的には130カ所程度の集落活動センターの立ち上げにつなげていきたいと考えております。

次に、少子化対策につきましては、これまでも全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、抜本的な対策の強化を国に対して強く訴えるとともに、本県においても、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない施策の展開に取り組んでまいりました。

しかしながら、先般公表された昨年の人口動態調査の結果では、合計特殊出生率が1.45となり、20歳代後半の合計特殊出生率の落ち込みが大きかったことなどが主な要因となって、前年比0.02ポイント悪化しております。

こうした中、本年度は未婚化・晩婚化対策を強化するための総合的な結婚支援策について、実際に結婚につながる割合を引き上げるため、マッチングシステムの開発などに取り組んでいるところであります。さらに、本年度から助産師などの専門員が市町村の地域子育て支援センターなどに出向き、地域の皆様の子育てに伴う不安や孤立感の軽減につなげる取り組みをスタートいたしました。また、今月24日に行われた少子化対策推進県民会議では、県民の皆様へ、いわゆるイクボスとなることの重要性などを呼びかけたところであり、県民挙げての機運の醸成に努めてまいります。

次に、女性の活躍の場の拡大につきましては、これまで女性が子育てしながら安心して働き続けられるよう、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでまいりました。その結果、昨年度末の時点で延長保育が104カ所を実施され、次世代育成支援企業の認証を受けた企業は122社に上るなど、仕事と子育ての両立に向けた環境整備が進んできているところであります。

他方、出産や介護などにより一旦退職すると再就職が難しい、女性を積極的に採用する企業が少なくといった声が多くあることや、管理職に占める女性の割合が約2割にとどまっているといった課題もあります。このため、昨年開設した高知家の女性しごと応援室でのきめ細やかな就労支援や、県内企業の経営者や中間管理職層の方々を対象とした女性の登用促進に向けた意識啓発の取り組みなどを通じて、女性が多様なライフステージに応じて活躍できるよう支援してまいります。

次に、エネルギー政策につきまして御説明申し上げます。

先月20日、原子力規制委員会において、伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案が取りまとめられるなど、再稼働に向けた手続きが進められているところであります。

原子力発電につきましては、私はこれまでも申し上げてまいりましたとおり、脱原発に向けてその依存度を徐々に引き下げていくべきだと考えております。他方、その過程の中で、やむを得ず原子力発電所を再稼働せざるを得ない場面が出てくる可能性も否定できないものの、仮にそうした場合であっても、安全対策が万全であることが大前提であるとの考えであります。

これまで15回にわたる四国電力との勉強会を通じて、伊方発電所の安全対策の徹底を求めて

まいりました。勉強会では、県民の皆様が日ごろから心配されている原子力発電の安全性に対する疑問点や、重大事故時の対策などについて質問し、真摯な回答を求めています。引き続き四国電力に対しましては、勉強会を通じて原子力発電所の安全対策に万全を期すよう求めていくとともに、原子力発電所が稼働していなくても電力の不足が生じていない今、なぜ再稼働が必要なのかといった原子力発電の必要性に関する県民の皆様の率直な疑問について、説得力のある説明を求めてまいります。

こうした勉強会での議論の内容につきましては、原子力規制委員会において審査されていた安全対策などが整理されたことから、中間取りまとめを行い、今議会で報告いたします。

このような伊方発電所への対応とは別に、原子力発電への依存度の低減に向けて、県としての具体的な努力を重ねていくことも重要であると考えております。これまでも、全国でも優位にある森林資源や日照条件といった地域資源を生かして、再生可能エネルギーの導入を進めてまいりましたが、電力需要の少ない中山間地域を多く抱える本県のような地域においては、現状では送電網が脆弱であることから、さらなる事業参入が困難となっている地域がふえている状況にあります。

引き続き、国に対し全国規模で電力を融通するためのシステムの構築や、地域の送電網の強化などについて提言を行う一方、地域で生み出す再生可能エネルギーを効率的に地域で消費する地産地消の仕組みづくりを目指した、県独自の調査に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成27年度高知県一般会計補正予算の1件です。一般会計補正予算は、先ほど申しあげました経済の活性化などの経費と

して、2億9,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案など12件でございます。

その他の議案は、高知県が当事者である和解に関する議案など5件でございます。

報告議案は、損害賠償の額の決定の専決処分報告など3件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



委員長報告

○議長（三石文隆君） この際、閉会中における委員会審査について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長池脇純一君。

（総務委員長池脇純一君登壇）

○総務委員長（池脇純一君） 総務委員会は5月13日に委員会を開催し、県庁本庁舎等に使用された免震材料の大臣認定不適合について、執行部からその経過及び状況の報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、3月19日開催の総務委員会における県有施設4棟の免震材料の大臣認定不適合の製品は、東洋ゴム工業株式会社の全責任において可及的速やかに全面取りかえをすることを求めるとの意見を踏まえ、3月20日に知事名で、東洋ゴム工業に対して誠意ある対応を求める旨の要請文書を送付した。それに対して3月30日に東洋ゴム工業から、県有施設については他社製品を含む代替品との交換対応につき誠意を

持って協議するとの回答があり、交換について協議を進めていく中で、一定落ちつくものと考えていたが、4月21日に県内9棟を含む90棟について大臣認定不適合があること及び大臣認定取得の際に一部に瑕疵のある申請があった疑いがあることが、新たに東洋ゴム工業の公表により発覚した。今後の対応としては、県有施設4棟を含む県内17施設18棟について、免震装置の交換スケジュールの迅速な提示、誠意ある対応を引き続き求め、また県庁本庁舎、安芸総合庁舎、高知東警察署、新南国警察署については、免震装置を交換する場合の具体的な施工方法等について、東洋ゴム工業、施工業者、設計業者と協議を行っているとの説明がありました。

委員から、県有施設に関する免震装置の具体的な交換スケジュールについて質問がありました。執行部からは、問題発覚以来、東洋ゴム工業とは頻りに連絡をとり、スケジュールについて問いかけをしているが、代替品の調達、交換を行う業者の確保などの問題があり、今のところ具体的なスケジュールは示せない状態である。本庁舎については、交換に向けた現地確認を既に他社とも行ったが、その他の施設については、まだそこまでには至っていないとの答弁がありました。

別の委員から、新図書館については、発注に際して免震装置を他社の製品に交換するという判断はできないかとの質問がありました。執行部からは、現時点では他社に同等の性能の製品がない状況にあり、東洋ゴム工業による性能試験では、大臣認定に不適合な製品とはなっていないが、別の機関で性能試験を行うことなどにより、安全性を確保するよう申し入れを行っているとの答弁がありました。

各委員から、この問題に関しては多くの県民が不安を感じており、東洋ゴム工業に対しては今後もさらに強く、迅速な解決を求めていくよ

う要請がありました。

なお、6月22日に公表された東洋ゴム工業の外部調査チームの最終報告書により、新図書館に設置予定の免震装置について、大臣認定を受ける際に技術的根拠のない数値を用いて申請をしていたことなどが新たに判明したことから、総務委員会は今後も引き続きこの件について執行部から報告を求めることとします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明27日から30日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、7月1日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時12分散会

平成27年7月1日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 上田 貢太郎 君
- 2番 今城 誠司 君
- 3番 久保 博道 君
- 4番 田中 徹 君
- 5番 土居 央 君
- 6番 浜田 豪太 君
- 7番 横山 文人 君
- 8番 加藤 漠 君
- 9番 川井 喜久博 君
- 10番 坂本 孝幸 君
- 11番 西内 健 君
- 12番 弘田 兼一 君
- 13番 明神 健夫 君
- 14番 依光 晃一郎 君
- 15番 梶原 大介 君
- 16番 桑名 龍吾 君
- 17番 武石 利彦 君
- 18番 三石 文隆 君
- 19番 浜田 英宏 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 雅和 君
- 22番 黒岩 正好 君
- 23番 池脇 純一 君
- 24番 石井 孝 君
- 25番 大野 辰哉 君
- 26番 橋本 敏男 君
- 27番 前田 強 君
- 28番 高橋 徹 君
- 29番 上田 周五 君
- 30番 坂本 茂雄 君
- 31番 中内 桂郎 君
- 32番 下村 勝幸 君
- 33番 野町 雅樹 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎 正直 君
- 副知事 岩城 孝章 君
- 総務部長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土木部長 奥谷 正 君
- 会計管理者 岡林 美津夫 君
- 公営企業局長 門田 純一 君
- 教育委員長 小島 一久 君
- 教育長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会事務局長 福島 寛隆 君
- 公安委員長 織田 英正 君
- 警察本部長 國枝 治男 君
- 代表監査委員 田中 克典 君
- 監査委員長 吉村 和久 君
- 選挙管理委員長 恒石 好信 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第2号)

平成27年7月1日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
- 第3号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を

改正する条例議案

- 第10号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案
 - 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
 - 第12号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第13号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第14号 高知県が当事者である和解に関する議案
 - 第15号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 - 第16号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第17号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第18号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
 - 報第1号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
 - 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
 - 報第3号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員川井喜久博君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、第6号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末207ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第18号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

19番浜田英宏君。

（19番浜田英宏君登壇）

○19番（浜田英宏君） 皆さんおはようございます。私は自由民主党を代表して、当面する県政課題について知事並びに関係部局長や選挙管理委員長に質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺い

をいたします。

尾崎知事は知事就任以来、本県の抱える根本的な課題に真正面から向き合い、県勢浮揚に向け粉骨砕身、県政運営に邁進をされてまいりました。とりわけ本県の最大の課題であります人口減少に対しては、負の連鎖を断ち切るために、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と中山間対策などに積極果敢に取り組みしております。ことし3月にはこれまでの取り組みを土台にして、全国の都道府県の中では最も早く平成27年度版高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、全国に先駆けて課題解決先進県として地方創生のための処方箋をお示しになりました。我々としても大いに誇らしく思うところであります。

こうした積極果敢な取り組みにより、例えば産業振興計画の柱である外商活動で見れば、平成21年度に立ち上げた地産外商公社の店舗売り上げと外商成約金額の合計額は20億円を超え、産業振興センターに24年度に設置した外商部門の成約金額も27億円を超えるなど目覚ましい成果を上げており、今後さらなる拡大も期待できるところであります。

県内の雇用を見ても、4月には有効求人倍率が0.92倍になり、さらに5月には過去最高を更新し0.96倍になるなど、知事がよくおっしゃる求人倍率1.0も視野に入っております。また、法人事業税と法人県民税の法人二税についても、平成26年度は対前々年約143%と大きな伸びとなる見通しであります。これはまさに産業振興計画が功を奏している査証であります。さらには普通建設事業費も11年ぶりに1,000億円台を確保し、中小建設業者の端境期対策として、いわゆるゼロ県債による6億円の事業発注を平準化するなど、県内の景気や雇用に最大限配慮をいただいております。

また、南海トラフ地震対策では、東日本大震

（注）午後出席

災を受けて最大津波高34メートルという衝撃の新想定が国から示され、多くの県民の皆様が避難を諦めかけていたときに、知事は素早く抜本的な対策を打ち出されました。今では県内各地に避難場所や避難タワーが設置をされ、県民の皆さんもその対策の進捗を実感するとともに、南海トラフ地震に立ち向かう覚悟と勇気を持っていただけるようになったのではないのでしょうか。

この間、知事は国に対して多くの政策提言をなされ、今般の地方創生においても国の総合戦略や地方創生先行型の交付金などに多くの本県提案の政策が取り入れられておりますし、全国知事会のプロジェクトチームのリーダーとして訴えてこられました少子化対策についても、新たな税制上の措置が創設されるなど、大きく前進したところであります。さらに、南海トラフ地震対策においても9県知事会議をいち早く立ち上げ、その対策を国策に位置づけさせるとともに、念願であった特措法も知事の御尽力により成立に至ったところであります。

こうした政策提言などにより、積極的に国を巻き込み国費も呼び込んだこともあって、7年連続で対前年度増の積極型予算を組む一方、知事就任時には約6,400億円あった県債残高も、今年度末には5,000億円を切ると見込まれるとともに、就任から数年で底をつくと予測されていた財政調整的な基金も昨年度末において300億円を超えるなど、経済の活性化や南海トラフ地震対策などを加速し続けるとともに、就任当時の危機的な財政状況を立て直し、将来にわたって安定的な財政運営が見通せるようになってまいりました。

私は、このような知事の取り組み姿勢やその成果を高く評価するものであります。提案説明で知事は、これまでの取り組みを総括されましたが、就任以来どういう思いで県政に取り組ん

できたのか、改めて県勢浮揚にかける思いをお伺いしたいと存じます。

このように困難な課題に正面から向き合い、積極果敢に挑戦し、着実に成果を上げておられる知事を県民の皆様も大いに頼もしく思い、ことし1月の地元紙の県政世論調査でも、4分の3を超える県民の皆様が尾崎県政に満足であると回答しているのとあります。これは、尾崎知事が県民との対話と実行の姿勢のもと、官民協働、市町村との連携、さらには我々県議会とも十分な政策論議を積み重ねながら、積極果敢に挑戦する県政運営の基本姿勢に多くの県民が共感をするとともに、これまで着実に積み上げてきた成果を大いに評価したものではないかと考えております。また、多くの県民から全国に誇れる自慢の知事なんだとの称賛の声がたびたび寄せられている事実によっても証明されているのであります。

ただ、一方で今後各県の地方創生の動きも本格化し、地域間競争もさらに激しくなると予想される中、本県を取り巻く環境は他県と比較しても格段に厳しく、人口の自然減も現在の人口の年齢構成を考えるとしばらくは避けがたい状況で、県勢浮揚をなし遂げるためにはなお大変な困難を伴うことが予想されます。このような状況のもとで、本県の将来を託すことができるのは、余人をもってかえがたし、私は尾崎正直知事しかいないとと思っているのであります。実際、県内の自治体関係者や経済界など各方面からも尾崎知事の3期目続投を求める声が多く上がっていますし、多くの県民の皆様も私と同じ考えではないかと思っています。

そこで、私は知事の3期目に向けた決意表明を期待している多くの県民の皆様を代表して、任期満了を半年後に控えたこの際、知事の御決意をお伺いしておきたいと存じます。

次に、投票率や選挙制度についてお伺いをい

たします。

さきの第18回統一地方選挙の結果を振り返ると、高知県選挙区の平均投票率は初の半数割れの49.84%となりました。全国的にも無投票当選が続出し、投票率は軒並み過去最低を記録いたしました。41都道府県のうち、ほぼ3分の1の選挙区で無投票となり、その数は総定数の21.9%を占める501人に達しました。38道府県で投票率が過去最低となり、28府県で投票率が50%を割りました。これは実に有権者の2人に1人以上が投票に行かなかったことになるのであります。

例えば、お隣の香川県の県議選の結果は、投票率48.64%で本県をさらに下回り、過半数を超える議員が無投票当選となりました。トピックは定数15の高松市選挙区の候補者全員が無投票当選したことであり、このことは本県の高知市選挙区では考えられない現象であります。ほかにも5期連続の無投票当選者もあらわれました。この結果、香川県の有権者82万人のうち6割に当たる50万人の投票の機会が失われることになったのであります。本県においてもこうした傾向は、人口減少により地方消滅の危機にさらされる自治体で強まる傾向にあります。

人口減少で疲弊する小さなコミュニティの選挙区は、選挙戦を通して住民間の対立感情をあおることにつながるので、余り波風を立てたくない風潮もあり、面積で比較すれば高岡郡選挙区ぐらいしかない香川県選挙区も、無投票当選者の続出につながったのではないかと思っています。候補者にとってはまことにありがたいと思う一方で、多くのマスコミや評論家たちは、まさに地方自治の危機だと論評しています。

岩手県の元知事増田寛也氏が座長を務める日本創成会議の人口減少問題検討分科会がお示しになった896の地方自治体消滅予測は、ややこけおどしの感があるものの、人口減少が深刻化し

ている地域は大変多く、どの自治体も今地方創生の総合戦略づくりという大きな課題を抱えている中で、本来地方選挙への関心が最も高まっていてもいいはずであったのにもかかわらず、こうも低調だったこの原因を、知事や選挙管理委員長はどのように考え、11月の県知事選や高知市長選に向けた投票率のアップに取り組んでいられるおつもりか、知事並びに選挙管理委員長の御所見をお伺いいたします。

ところで、高知県議会は香川県と対照的に多くの新人の皆様が当選され、一定の世代交代が進みました。2期生が3列目に議席を得ることは従前では考えてもみなかったことであります。議員の平均年齢もことし4月末の任期満了時点で60.53歳であったものが、改選後若い新人の皆様の当選で53.57歳と一挙に7歳も若返りました。

志も新たに議員バッジを胸に、張り切っておられる新人の皆さんに知事はどんな期待を寄せておられるのか、改めて御所見をお伺いいたします。

さて、去る6月17日、公職選挙法改正法案が国会を通過し、来年6月19日に施行されることから、7月に開催される参議院選挙は改正法が適用されます。各党も選挙権年齢の18歳以上への引き下げで新たに生まれる有権者の取り込みに頭を悩ませているのが実態であります。約240万人が参政権を得る見通しではありますが、高校生や大学生は組織化が難しく、支持を束ねる名案はなかなか浮かんでいません。来年7月に予定されている参議院選挙で新たに選挙権を得られる県内の私立高校9校に通う生徒の有権者数を推計すると、おおむね500人程度という推計になります。また、県内の公立高校及び特別支援学校の有権者数はおおむね1,200人程度と聞いております。

そこで、満18歳と19歳の新有権者数は県内全

体でおおむねどのくらいの人数になるのか、選挙管理委員長にお伺いをいたします。

240万人の有権者は影響力が大きいので、大学生だけでなく高校生にもアプローチする必要があるだろうと、我が自民党の谷垣禎一幹事長は、有権者としての自覚や知識を育む主権者教育のあり方に関する議論をスタートさせました。高齢者の投票率が高い、いわゆるシルバー民主主義のやゆに終止符を打つべく、社会全体で若者の投票行動を支えたとともに、日本の未来を担っていく若者の投票率が上がり、政治が安定することが何よりも大切なのであります。そのためには、社会全体で若者の政治への関心を高めていかななくてはなりません。自民党本部は憲法改正の意義を解説する漫画の配布や、写真シール印刷機、いわゆるプリクラの党本部への設置、さらにはフェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークを通して、党の政策の浸透と若い世代に対するアピールを図っています。

一方、我々自民党高知県連は、これまでも党員有資格者の年齢が満18歳以上だったので、大学生のインターンシップや政治学校を行ってまいりましたが、このたび改めて依光晃一郎県議を学生部長に抜てきし、入党を強制しない形で新たに学生部の設置を行い、敷居を低く抑えながら門戸を広げた受け入れ体制で参加者を募り、若者への政治参加の意識啓発をすることになりました。このことにより、若者の投票率向上に資する党活動として社会に貢献したいと考えております。

今回の公職選挙法の改正ポイントは、未成年者による選挙違反の扱いをどうするかであり、厳しく刑事罰に処すべきとの意見もありましたが、現行の少年法の中で検察官送致、逆送という制度を運用することになりました。また、連座制が適用されるような悪質な選挙違反は刑事裁判の対象となるのが基本であります、それ

以外は二十歳以上の成人と比べ罪状は軽くなる見通しのようであります。

県としても高校生に対する主権者教育を積極的に行っていくとともに、新有権者として選挙違反を出さないようにする指導も徹底していかなくてはならないと考えますが、どのような指導をお考えなのか、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、県内の私学の取り組みでは、高知中央高校が先鞭をつけて見事な模擬投票のお手本を示してくれました。また、県立高校では山田高校も行っています。こうした取り組みを他の私学や県立高校に波及させるべきだと考えますが、文化生活部長並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、次期参議院選挙に向けたもう一つの大きな課題は、被選挙権の定数問題であります。御案内のとおり全体で6増6減案に加え、新たに、隣接をする鳥取県と島根県、あるいは高知県と徳島県の合区案などが議論をされています。日本全体の人口減少が進む中であっても、人口は依然として都市部一極集中であることから、都市と地方の1票の格差がますます顕著になっていることに端を発した議論であります。しかしながら、本来人口減少が進む地方こそ多くの政策課題を抱えているからこそ、今全国の津々浦々で地方創生の議論が活発に行われているのであって、そんな地方の声を代弁する地域代表を削減することは本末転倒の議論であり、時代に逆行していると言わざるを得ません。

21年前の中選挙区時代は、本県から5人の代議士を国政に送ることができていましたが、小選挙区制になった現在、たった2人になってしまいました。このたびの参議院選の合区案が成立すれば、最悪本県からは参議院議員を送ることができない可能性も懸念をされます。それどころか、やがて地方から国会議員を送ることが

できないアーバン民主主義の時代がやってくるかもしれません。この問題について尾崎知事の御所見をお伺いしておきたいと存じます。

次に、4月26日に投開票された高知市議選の候補者のポスターが5月に入っても残っていたことは、掲示場のポスターは剥がさなくても構わないという高知市選挙管理委員会の事前説明があったためだということであります。今回は2月の立候補予定者の説明会で、公選法には掲示場のポスターを撤去する義務はありませんと伝えていたということであります。各陣営にとってはまことにありがたい話であります。他の市町村選管でも県議選に続いて市町村議選が行われるために、ベニヤ板製の県議選掲示板を撤去し、新たに掲示箇所の多い市町村議選用のものに取りかえます。

掲示板がその都度廃棄をされるならば、剥がす労力は大きな無駄であると思いますので、高知県選挙管理委員会として県下一円の全ての選挙区に対して、剥がさなくてもよい場合の張り方の条件をマニュアル化して統一した指導ができないものか、選挙管理委員長に御所見をお伺いいたします。

次に、地方創生総合戦略についてお伺いをいたします。

地方創生に向け、市町村は既に知事がお示しになりました県版の総合戦略とリンクしながら、市町村版の人口ビジョンや総合戦略の策定に鋭意取り組まれておられます。5カ年間の総合戦略は産官学金労言が連携した実行体制を整え、その進捗についてアウトカム指標を原則とした政策ごとの達成数値目標、いわゆるKPIを立てることや、そのKPIを四半期ごとにPDCAサイクルを回して、政策の到達熟度や政策間の有機的な連携がとれているかどうかをチェック検証し、改善させながら進捗管理していくことで、県政全体の底上げを図るところが

肝であります。しかしながら、市町村ではそうした経験も乏しく、おまけに1人の職員が多くの仕事を抱え込む中で大変忙しく、総合戦略策定に手が回らないのが実態ではないでしょうか。

まち・ひと・しごと創生本部からは、安定した雇用の創出、新しい人の流れの創出、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、安心な暮らしを守り、地域同士が連携する時代に合った地域づくりを行うこと、この4つの基本目標に応じた多くの政策パッケージや、数え切れない事例が示されており、さらには地域経済分析システム——RESASも活用しながら戦略設計をしていけば、政策立案能力の乏しい市町村も何とか形ができそうなものの、首長が市町村議会に総合戦略の素案をお示しし、承認を得て国からの交付金を獲得するためには、今6月議会か遅くとも9月議会に議案を上程しなくては当初予算の計上に間に合わなくなってしまうという、タイトなスケジュールがネックになっています。

そこで、この市町村の総合戦略策定について、残念なことにコンサルに丸投げする自治体もあると仄聞しますが、国の地方創生コンシェルジュが本県担当員として各省庁に40名配置をされているので、大いに活用すべきであります。コンシェルジュやRESASは十分に活用されているのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

本県職員もコンシェルジュと協力して、市町村にできるだけ寄り添う形でサポートする必要があります。現時点における市町村に対する支援体制や総合戦略策定作業の進捗状況と今後の見込みや課題について、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

また、集落活動センターは国の総合戦略の施策として採用されるなど、国や全国の自治体をリードする取り組みとして今脚光を浴びていま

す。しかし、現場ではセンターの将来に向けての維持・運営について心配する声も上がっています。運営面に関しては国や県の支援が数年間予定され、その後の継続的な財政支援については県においてもさまざまな検討がなされているものの、自立に向けた経済活動の充実強化が課題となっています。また、人的な面でも現在県等が支援していますが、地元でセンターの維持・運営に携わっている方々が高齢となっているケースもあり、将来に向けての後継者の育成について懸念材料が残っていると思います。

これらの現状に対してどのように取り組んでいかれるおつもりか、中山間対策・運輸担当理事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知版CCRCの取り組みについてお伺いいたします。

日本創成会議は去る6月4日、東京圏の2025年問題に端を発した、いわゆる団塊の世代が一举に75歳を迎えることで、後期高齢者が今後10年間で急増するという社会問題に対して、東京圏の高齢者の地方移住の提言を行い公表いたしました。地方の医療・介護のサービス分野で、他の地域から高齢者の移住を受け入れる余力があると判断した地方の候補地41地域を挙げ、その中で一般的な入院医療体制を整備している二次医療圏である地方都市型の候補地32地域をまとめ、公表しています。それによると、本県では医療レベル7、介護レベル5として、高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村の14地域がその対象地域として公表されました。

昨年末、政府が地方に示した総合戦略の中にも、人口減対策として高齢者の地方移住の必要性は明記をされているのであります。高齢者がお元気なうちに移住されてくるなら地方の生産性も上がるが、要介護度の高い方々の受け入れ

は東京圏のためのうば捨て山と化し、受け入れ地域にとってはさらに大きな負担増も心配されると思います。現実問題として、本県でも特養待機者は在宅でも600名以上おられるのが実態です。これらの提言案は東京圏の論点からの政策であります。本来地方創生の基本は東京圏も地方もともにウイン・ウインの関係にならなければなりません。果たして東京圏のニーズと地方の医療・介護のポテンシャルの実態がマッチングをするのだろうか、疑問も感じております。

該当する地域を抱える本県としては、的を射た判断として受け入れられるのか、日本創成会議による今回の東京圏の高齢者の地方移住を促進する提言について知事の御所見をお伺いいたします。

高知県議会においては、かつて厚生労働省が杉並区民に住所地特例を認め、試行的に杉並区と静岡県南伊豆町との協働で特別養護老人ホームを運営する取り組みの実態を、危機管理文化厚生委員会が平成25年8月28日より3日間、杉並区と南伊豆町の両自治体を訪問、視察してまいりました。この制度の場合、東京都内の地価が高い上に広い土地が確保できない杉並区が、南伊豆町にもともとあった杉並区の保養施設の用途を転用し、新たに特別養護老人ホームを建設し、杉並区の待機者とともに南伊豆町の待機者も受け入れ、南伊豆町のマンパワーで運営される予定だとお聞きをしておりました。

今回の提言とは制度的にも若干異なると思いますが、本県としてはどのような条件なら移住受け入れを認めることができるのか、介護や医療の制度面での課題もあると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、県では都市部から高知県に移住するシニア世代の受け皿整備に向けて、高知版CCRC研究会を立ち上げ構想を策定する予定だとお聞きいたしました。現在の検討状況について

もあわせてお伺いをいたします。

次に、仮称東部看護学校の設立についてお伺いをいたします。

本県の看護師不足を解消するために、高知市に新しく2つの民間の看護師養成所が開校いたしました。その目的は、昨今の医療の高度化に対応するため、医療の質や看護の質の向上が求められている制度改正に伴い、非常に多くの看護師が必要不可欠となってきたからであります。本県においては従前から看護師の高知市偏在による郡部の人材不足が大きな課題であり、県東部に限らず、県下の看護不足の悲鳴の聲が上がっていました。それに対して、これまで各医療機関の自助努力で何とか対応してきたのが実態であります。

しかしながら、救急対応、災害対応、在宅医療・在宅看護への対応、さらには地方創生に資する人口減少対策としての若者の雇用創出と定住の促進、さらには地域経済活性化など、新たな分野での医療・看護が地域社会に貢献していく必要性が求められる中、医療機関の自助努力も限界が近づいてまいりました。人口減少や少子高齢化が全国より10年以上先行する本県において、在宅、施設両方のニーズを満たしつつ、これらのミッションをこなしながら高知版CCRCにも対応するとなれば、マンパワーとしての看護師のニーズはますます多岐にわたってふえてまいります。

そこで、平成26年度に健康政策部が主催する高知県の看護を考える検討委員会が、県内を代表する医療機関の医師や看護部長などが参加のもとで3回開催をされましたが、多くの参加者から看護師不足の現状が報告され、中には諦めにも似た意見も出されたのであります。そこで、10年以上も続く毎年4割の新人看護師の県外流出を3割にとどめる目標を立て、離職防止対策、復職支援対策など、でき得ることは全てやって

いこうという結論に達したのであります。また、最近では看護師不足に対して派遣業者を利用する医療機関も増加をしており、看護協会による、より有効なナースセンター機能の整備を求める意見も出されました。

二次医療圏である安芸保健医療圏の将来の人口推計は、引き続き全体人口が減っていく中で、全体に占める老年人口の減少割合は、若年層に比べると少ない推計であります。むしろ一番の課題は、高齢者の移動などを支える若年層の減少率が著しいことから、高齢者の移動能力は低下し、各医療機関の役割が今後ますます大きくなるだろうということでもあります。そうしたことを踏まえて、医師会から、県東部に看護師養成所がどうしても必要であることから現在準備中である旨の報告が去る2月19日になされました。

県東部の看護師不足の課題を県中央部の皆様に相談し協力を要請しても、それぞれの地域が課題を抱えている中でお互い迷惑をかけないように、東部のことは東部で解決しなくてはならないという姿勢のもと、早速安芸郡医師会の臼井会長から我々県議にも設立に向けた協力要請があったのです。

さきの2月定例会の予算委員会において、知事からは、安芸郡医師会が主導するこの仮称東部看護学校設立に向けた質問に対して、県として熱い思いを持って支援をしていきたい旨の前向きな答弁を賜りました。安芸郡医師会の呼びかけで我々東部の県議や東部9市町村の首長、県立あき総合病院の院長や看護部長の皆様がこれまでに3回の検討会を開催し、平成29年4月に1学年40名定員の看護学校を開校する目標を立て、引き続き鋭意準備会を開催しています。

看護学校の概要は、3年制看護師養成校で男女共学、受験資格は高卒以上、年齢制限なし、奨学金制度あり、建設予定地は安芸市内に確保

できそうであります。建設費を含む設立までの設置予算はおおむね4億円必要であり、補助金やハード、ソフト両面からの東部の関係市町村や県の支援が不可欠であります。

資金面、生徒の確保、教員の確保、看護師養成所や専修学校の認可などタイトなスケジュールの中で課題は山積していますが、どのようにサポートしていかれるのか、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

また、平成26年度の病床数の速報値では、安芸医療圏が491床に対して中央医療圏は9,877床と圧倒的偏在であり、しかも中央医療圏ではその約半数が慢性期病床であります。2025年に向け、本県療養病床などの大幅な削減が予想される地域医療構想が大きな議論を呼びそうですが、医師会の看護師増員との整合性について健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、庭先質問でまことに恐縮でございますが、何点かお伺いいたします。

まず、奈半利川の清流復活についてお伺いをいたします。

本年3月31日は、J-POWER、電源開発株式会社が北川村において稼働させている奈半利川の魚梁瀬発電所、二又発電所、長山発電所の河川法第23条に基づく30年間の水利使用の許可期限でありました。J-POWERは、本年2月18日に河川管理者である高知県知事に対して平成27年3月31日までの20年間の更新願を提出しており、既に申請は受理をされています。知事は流域住民の意見を聞く中で、果たして今後何年間にわたり水利使用を認めるのか、そしてJ-POWERや県には奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町の流域県民に対してどのような濁水対策を講じていただけるのかが流域県民の一大関心事であり、河川管理者である県にとっても大きな課題であります。

私は、これまでも本会議や予算委員会の質問

において、たびたび奈半利川の濁水問題を取り上げ、時には声を荒げ、時には母なる川奈半利川の清き流れを尊崇する我が母校奈半利小学校の校歌までこの議場で歌い、住民の声を代弁させていただきました。一番の課題は、減水区間である平鍋ダムから長山発電所間は、奈半利川の総延長約50キロメートルの3分の1を占めますが、この区間も上流部と同様に発電用送水パイプによってバイパス化がされていますので、水量が乏しく減水区間と呼ばれています。そこで、この区間の川が枯れる心配から、ここに毎秒約0.5トンの魚梁瀬ダムの濁った水が維持流量として平鍋ダム直下から本流に供給されていますが、減水区間を十分に潤し、清流や生態系を復活させるに至っていないことが一番の課題でありました。

そこで、平鍋ダム上流の二又で本流と合流する支流、小川川からの清水バイパスを平鍋ダム直下まで整備し、従前どおりの毎秒約0.5トンの濁水を供給するのではなく、毎秒約1.0トン以上の清澄水を供給することで減水区間の水量を一定確保し、生態系が躍動できるビオトープを形成しようとするものであります。流域の県民にとってこの清水バイパスの整備は、水利権の許認可権者である高知県知事が国の指導による今後20年間の水利権更新を認めるかわりの必要最低限の交換条件の一つだと私は思っています。

清水バイパスの整備は、県の試算では約15億円かかると言われておりますが、北川村の平鍋ダム下流の小島地区は伏流水にまで濁りが浸透することもあるので、ライフラインの飲料水や生活用水まで濁りの影響を受け、結局は配給をされるペットボトル飲料水で生活を営んでいるのが実態であることから、清水バイパスの整備は流域県民の悲願であります。何としても速やかな整備をいただきたいと願っていますが、知事の御所見をお伺いいたします。

さらには、奈半利川の濁水や水温の低下は、内水面の奈半利川淡水組合や海面漁協や大敷組合などの水産業だけでなく、サンゴの生育や魚類の食物連鎖など海の生態系にまで影響することや、安田川から奈半利川への分水問題も絡んでおり、さまざまな要望に対する折衝を経て最終的に知事が判断するわけですが、どのような姿勢で対応されるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、四国8の字高速道路ネットワークの整備についてお伺いをします。

四国東南部と西南部の四国8の字高速道路ネットワークは、順次整備が進められてまいりました。しかしながら、高知県の整備率は四国で最もおくれており、いまだ50%台であります。尾崎知事はこのたび全高速、いわゆる全国高速道路建設協議会の会長にめでたく御就任されました。まことにめでとうございます。懸案の阿南安芸地域高規格道路などは、全高速の当初の目標である全国1万4,000キロメートルの整備計画には含まれておりませんが、この際全国の中でも整備進捗がおくれている県から選ばれた全高速の会長として、命の道である高速道路建設にける決意をお伺いしておきたいと思えます。

さて、徳島県県南から安芸市を結ぶ阿南安芸地域高規格道路や、黒潮町佐賀から四万十市まで、また宿毛市から愛媛県愛南町内海まではミッシングリンクとして残っていましたが、この4月9日に国の平成27年度予算が成立したことを受け、徳島県牟岐町から東洋町野根までの区間と奈半利町から安芸市までの区間、黒潮町佐賀から四万十市までの区間、宿毛市から愛媛県愛南町内海までの区間、これらのミッシングリンクが事業化に向けて一定動き始めたことは大きな朗報でありました。県当局の御尽力に改めて感謝と敬意を表する次第でございます。

現在、宿毛一内海間は計画段階評価中で、牟岐一野根間や佐賀一四万十間は既に計画段階評価が終了いたしました。そこで、一番気になることは、8の字高速道路ネットワークの整備箇所の中で一番の難所だと言われておる東洋町野根から北川村安倉を結ぶ9キロメートル工区については、国と県とが力を合わせて整備をすることまでは確認がとれておりますが、今回計画段階評価の終了に至らなかったことはいかんともしがたいのであります。

ここに直轄代行の道筋をつけることが今後の最大の課題であります。どう取り組むのか、お伺いをしたいと思います。あわせて、それぞれの工区の現状と課題の克服について土木部長の御所見をお伺いしておきます。

市町村が総合戦略を策定する上で、国土強靱化に向けた防災や南海地震対策の視点も欠くことはできません。そこで、国土交通省四国整備局土佐国道事務所は、現時点において奈半利町から安芸間の全体の法線はお示しができなくても、せめてインターチェンジの位置ぐらいは先行してお示しをいただければ、市町村の防災計画もよりきめ細かな計画ができるというものであります。何とかならないものだろうか、土木部長にお伺いをいたします。

今年度中にはなんこく南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間が開通をします。土佐国道事務所は、この次には高知ジャンクションから高知南インターチェンジの整備を先行させる計画であります。美術館通りの高架橋や新たに掘削する五台山トンネルの工期も相当かかると思われますが、完成の目途はいつごろなのか、土木部長にお伺いをいたします。

この間、香南のいちインターチェンジから物部川を渡り高知龍馬空港インターチェンジまでの工区は、全く手つかずの状態では放置をされるとしたら東部の県民は浮かばれません。特に香

南市のこのエリアには平成27年度中に津波避難タワー1基が整備される予定ですが、残りの3基分の候補地については、土盛りの高規格道路が避難場所に利用できることを想定しているためなのか、建設の着手は未定であります。そのことを考慮すれば、なおさら命の道としての香南のいちインターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間の整備を急ぐ必要があると思うが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、開通間もない大山道路は、L2クラスの地震津波では浸水することから、バイパスの状態とめ置き、新たにルートを計画するのか、あわせて土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、災害に強い地域づくりについてお伺いします。

昨今の異常気象で特に思うことは、それは温暖化等の影響で気候も変化し、年々猛威を増して襲ってくる風水害に対して、単なる原形復旧工事では耐え切れないということであります。土木業者は再び仕事にありつけ好都合かもしれませんが、税金を払う国民、県民の立場に立てば予算の無駄遣いであります。原形復旧プラスアルファの改良復旧などを含めて、国土の強靱化を図る上で工法を工夫していくべきではないでしょうか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、最近では頭首工と魚道が併設されている、例えば奈半利川の田野頭首工のような農業関連施設が再々被害に遭っており、改良復旧の必要性は明らかであります。年々勢いを増す水害から魚道を守るためにはどのような改良復旧を進めるのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、昨今の気候変動の心配もあわせて考えれば、改めて森林整備事業に対応する森林吸収源対策の財源不足を一番危惧するところであります。そこで、森林、環境、木質バイオマス発

電、野生鳥獣対策についてお伺いいたします。

今、全ての原子力発電が停止する中、代替エネルギーの確保は既存の火力発電に大きく依存し、その化石燃料コストは1日当たり実に100億円とも言われ、膨大な額に及んでいます。言いかえれば、毎日100億円の温室効果ガスが大気中にばらまかれていると言っても過言ではありません。これが地球温暖化の大きな原因となり、ひいては異常気象、気候変動の一因にもなっているものと大変危惧するところであります。

去年の台風第12号、第11号や広島市の豪雨は、中国・四国地方に特に甚大な被害を与え、30年間に一度の異常気象と結論づけられましたが、降水量では全国トップクラスの高知県における過去10年間のアメダスのデータを調査してみれば、時間雨量50ミリを超えて観測された強い雨、いわゆる強雨の発生回数は30年前の162回から、この10年間では258回と実に100回近くふえているのであります。一方で、雨が全く観測されなかった日も45回から82回へと増加傾向にあり、雨が降るときにはまとまってどかんと降る傾向にあります。また、特別警報の対象となるような時間雨量100ミリ程度の豪雨は、今や日本列島のどこでも発生し得る時代になってまいりました。

地球上に存在する約30通りの気象パターンを調査研究する気候変動に関する政府間パネル——IPCCは、産業革命以降の地球の平均気温がプラス2度を超すとポイント・オブ・ノーリターン、後戻りができない、いわゆる異常気象がどんどん加速化され、台風もさらに大型化すると発表しておりますが、日本列島の平均気温は100年当たり摂氏1.14度の割合で上昇し、桜前線の到達が日本一早い高知県では既に1.45度上昇するなど、徐々にプラス2度に近づいてまいりました。高知城三の丸にあるソメイヨシノの標本木の開花は平均3月22日が基準日でありますが、

長期的に見ると50年当たり5.7日の割合で早期化をしているのです。このように明らかに温暖化は進行し、今やCO₂の削減は待ったなしの大きな課題であります。二酸化炭素を吸収し、気候変動を安定化させるためには、森林整備を加速化するしかありません。

戦後の拡大造林政策で大きく成長した森林資源を、CLT工法や木質バイオマス発電を導入し、良質材から低質材まで余すことなく有効かつダイナミックに活用し、産業や雇用を活性化させ、地方の創生に努めると同時に、再造林と野生鳥獣による食害対策を徹底することで、高齢化した森林の若返りを図り、森林によるCO₂の吸収能力を高める、いわゆる森林吸収源対策を強力に推進していかなくてはなりません。

政府は、今こそ森林整備に向けた安定的な財源確保の観点から、森林整備加速化・林業再生基金の延長や温暖化対策税の森林整備への税源移譲を真剣に考えるべきであります。知事は国に対してどのように汗をかいていかれるおつもりか、お伺いをいたします。

また、このたび最大出力2,000キロワット程度の小型木質バイオマス発電の固定価格買い取りが40円程度と、大変有利な制度が示されました。仁井田、宿毛両発電所を軌道に乗せた後、木材生産量も年間80万立方メートルから100万立方メートルになっていけば、県内の自治体もぜひ取り組んでみたいという期待を膨らませております。

そうしたことを前提にすれば、県東部地域でも小型発電所の可能性が考えられると思うが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

また、とさでん交通の路面電車の動力源に仁井田の木質バイオマス発電所の電力が流用できれば、まさにエネルギーの地産地消であり、高知の電車は地元産の木質バイオマスエネルギー

で動いているんだよとのコンパクトシティの理念を全国にアピールできると思うが、路面電車への木質バイオマス電力流用の可能性を検討してはどうかと思いますが、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

また、野生鳥獣による食害対策も大変重要です。昨今は猟銃による狩猟が減る一方、わなによる捕獲は増加の傾向です。県は、民間が開発した高性能、高効率のくくりわなを本県のモデル発注制度の認定商品に定め、全国に先駆けて要望のあった県内市町村に大量に無料配付して功を奏していると聞きますが、その捕獲実績を中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

また、今後商品としてのくくりわなを広く全国にしっかりと宣伝し、地産外商に資するべきと考えますが、商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

最後に、昨年12月に香南市で起こりました虐待による児童虐待死亡事例検証委員会の報告書についてお伺いをいたします。

県と高知市の合同設置による検証委員会において、児童相談所等の関係する支援機関の対応のあり方などについて、さまざまな角度から徹底した検証が行われ、昨日委員長から知事と高知市長に対し、検証結果と再発防止に向けた提言などを取りまとめた報告書が提出をされました。今回の事案は、平成20年に南国市で起こりました虐待による児童の死亡事件を受け、虐待対応のための体制の充実と運営の強化を図ってきた中で大変痛ましい事案でありました。

関係機関との連携体制の構築などを含めて、二度とこのような事件が起こることのないよう取り組みを進めていくことが求められていると考えておりますが、知事として検証委員会からの報告をどのように受けとめ、提言に対して今後どのように取り組んでいかれるのか、あわせて御所見をお伺いいたしまして、私の第1問と

いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県勢浮揚にかける思いについてお尋ねがございました。

振り返りますと、平成19年、私は最初の知事選挙におきまして、全国的な景気回復の流れから取り残されている高知の窮状を何とかしたい、ふるさと高知に活力を取り戻すため、私の全てをささげたいとの思いで、県内の地域を回らせていただきました。限られた期間ではありましたが、人口減少やそれに伴う地域経済の低迷に悩む中山間地域を初めとした県内各地域の現状に触れ、その厳しさに心が痛んだことをよく覚えております。

さらに、知事に就任して以降、より地域の実情を把握し、多くの皆様の御意見を踏まえて対策を練り上げていかなければならないとの思いから、対話と実行座談会を開催させていただくこととし、これまでの間これを75回開催し、約6,800人の皆様と意見交換を行わせていただきました。加えて、対策が本格的な実行段階に入った2期目からは、この姿勢が一層重要になっているとの考えのもと、対話と実行行脚の取り組みを始めさせていただき、2期目を通じて県内全ての市町村、283地域を訪問させていただきました。この地域の皆様との対話そのものが私の現在の知事としての、政治家としての基礎となっております。

こうした対話と実行の姿勢のもと、人口減少などの根本的な課題に真正面から取り組むため、多くの皆様から御協力を得て、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などを策定し、毎年度バージョンアップを図りながら、数々の施策に目的意識を持って全力で挑戦し続けてまいりました。

こうした中、1期目の最後の年となる平成23年3月には東日本大震災が発生し、あすは我が身との思いで、翌月被災地を訪れました。無力感を覚えるほどの惨状を目の当たりにし、高知県民の皆様の命をこの自然の猛威から何とかして守り抜かなければならない、これが私の使命だと痛感したところでございます。このため、南海トラフ地震対策を抜本的に強化し、東日本大震災を教訓としつつ、地震による死者数を限りなくゼロに近づけていくため、全速力で命を守る対策や、助かった命をつなぐ対策に取り組んでまいりました。

このように知事就任以来、県民の皆様との対話や県議会の皆様との活発な政策論議を通じてお知恵を賜りながら、取り組みを進めました結果、地産外商が一定進むとともに、高知型福祉のネットワークも広がってまいりましたし、避難路・避難場所や津波避難タワーの完成にも一定のめどが立ってまいりました。

しかしながら、これらの取り組みが前に進んだがゆえに、また新たな課題にも直面しているものと認識いたしております。地産外商の成果を新たな雇用の創出に力強くつなげていくためには、担い手の不足という新たな壁を克服することが必要でありますし、南海トラフ地震対策についても命を守る対策の一層の徹底を図る必要があるとともに、命をつなぐ対策をより深く掘り下げ、かつ具体化していく必要もあります。

このように、県民の皆様が将来に希望を持てる県づくりを実現するためには、まだまだ多くの課題が残されております。今、私はこれまでの取り組みを土台として、県勢浮揚に向けた歩みを確かなものとするため、さらなる努力を重ねてまいりたいとの強い思いを持っているところであります。

次に、私の3期目に向けた決意につきましてお尋ねがございました。

まずは、これまでの私の県政運営に関しまして、数々の身に余るお言葉を頂戴いたしました。恐縮至極に存じます。

この7年余り、私はさまざまな県政課題に対し県民の皆様との対話を重ねながら、全身全霊を傾け、常に進取果敢でありたいとの信念を持って取り組んでまいりました。先ほどお話もいただきましたが、この間産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、さらには南海トラフ地震対策などの取り組みを進めてきた結果、一定の手応えを感じているのも確かであります。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、こうした取り組みが進むにつれ、例えば産業振興計画につきましては、担い手確保の必要性といった新たな課題にも直面しておりますし、南海トラフ地震対策につきましては、応急期の対策などまだまだ課題が残っており、こうした課題を解決するためには、より一層の努力が求められる状況であります。

こうした状況を踏まえ、私は今ふるさと高知の県勢浮揚に向けた動きを確たるものとすることを目指し、ぜひともこの秋の県知事選挙に立候補させていただきたいとの考えであります。そして、県民の皆様のお許しをいただけるのであれば、次の4年間も引き続き高知県知事として全力を挙げて県政運営に携わらせていただきたい、強くそのように考えているところでございます。

次に、統一地方選挙の投票率が低調だった原因と、今後の選挙の投票率アップに向けた取り組みについてお尋ねがありました。

4月の統一地方選挙では41の道府県議会議員選挙が行われ、議員からお話がありましたように、本県を含む38の道府県で投票率が過去最低となりました。投票率が低い原因についてはいろいろなことが考えられ、地域ごとにさまざまな状況がありますので、一概に申し上げること

は困難ですが、過去の国政選挙の投票率でいえば、その時々選挙の構図などにも影響され、争点があるときは投票率が上がり、そうでないときは下がる傾向にあります。ただ、いずれにしても投票率の右肩下がりの状況は、有権者の政治に対する関心が低下していることのアラわれであると思われ、深刻に受けとめなければならないと考えております。

選挙は、民主主義の根底をなすものであります。政治によって生活が変わり得るということの有権者の皆様によりわかりやすくお伝えし、より多くの民意を政治に反映していくことが地域の発展のため、さらには有権者御自身の暮らしの向上のためにも大変重要であります。

県としましても、県民の皆様により県政や地域の課題に十分な関心を持っていただけるよう、県の基本政策や重要な取り組みなどを、県民の皆様によりわかりやすくお伝えする工夫を徹底していくとともに、さまざまな機会を通じて県民の皆様から県政への御意見をお伺いするなど、広報広聴をきめ細かく徹底することで、政治は我が事であるとの思いを喚起するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新たに県議会議員になられた皆様への期待についてお尋ねがございました。

今回の県議会議員選挙によりまして、新たに13人の皆様より県議会議員になられました。お若い方も多く、またその御経歴もさまざまであり、まずは新しい視点からさまざまな御提案や御質問がいただけるのではないかと期待していることにより、より一層政策論議が活発に展開されることになるのではないかと期待いたしているところであります。

今回の選挙では、特に人口減少が進行する中で、どのように地域を活性化していくのかが主たる論点になったのではないかと考えております。この困難な課題について、議員の皆様は新

しく議員になられた皆様に限らず、選挙戦などを通じて多くの県民の声を聞かれ、議論を交わされたことと思います。そうした中で得られた率直な声、御意見をぜひ県議会の場などを通じて、私ども執行部に対してお聞かせいただきたいと考えております。また、このような県民のお声とともに、それぞれがこれまで培われた御経験をもとに、さまざまな政策提言も御教示賜りますようお願いを申し上げます。

他方、議会と私ども執行部が活発な政策論議を行うためには、私ども執行部の姿勢も問われるところでもあります。従前より行ってまいりましたが、引き続き県としてどういう政策を実行しようとしているのか、丁寧かつ詳細に御説明することを徹底していかなければなりません。こうした執行部の丁寧かつ詳細な説明と、その上に立った県議会でのより高度な政策論議が繰り返され、県政全体としての質が向上していければと考えているところでございます。

次に、参議院議員の選挙制度についてお尋ねがございました。

平成25年7月の参議院議員通常選挙における1票の格差に関する訴訟におきましては、昨年11月に最高裁判所から違憲状態の判決が出されたところであり、1票の格差の問題は非常に重要な問題であると認識しております。しかし、単に人口の多い地域ほど国会議員の数が多くなるという選挙制度では、大都市など人口の集中する地域ほど有利な政策が展開され続けることにつながり、結果ますますそうした地域への過度の人口集中を招くことになりはしないかと懸念されるところであります。

さらに、議員のお話にもありましたように、人口減少や少子高齢化といった我が国が抱える極めて構造的な問題に対処するためにも、東京一極集中を是正し、地方の活性化を図らなければならないのであり、国全体のことを考えても、

また本県のような地域の切実な声が国政に十分に生かされなければなりません。

こうした考えから、既存の枠組みの中で単に選挙区間の人口の均衡を図ることのみを重視した合区案には反対であると機会を捉えて申し上げてきたところであり、各都道府県から少なくとも1名は選出できる制度としていただきたいと思いますと考えております。この点は、先日15日の衆議院憲法審査会高知地方公聴会でも、今後の論点として議論していただくよう主張したところであります。

次に、日本創成会議による東京圏の高齢者の地方移住を促進する提言についての所見と、移住を受け入れるに当たっての課題などについてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

今回の東京圏の高齢者の地方への移住を促進する提言につきましては、都市部の高齢者などが本人の希望に応じて、健康なときから地方に移住することを前提としており、特定の地域への居住を強制するものでもありませんし、またもちろん希望しない地方に高齢者の受け入れを要請するといった内容のものでもないものと理解をいたしております。

また、今後全国に10年ほど先行して高齢化が進んでいる本県では、65歳以上の高齢者の推計人口が2020年をピークに減少に転じること、さらには日本一の健康長寿県構想の推進などによる健康寿命の延びや、今後の在宅医療と介護などのサービス基盤の整備などによりまして、ある程度の余力が先々において生じてくる可能性もあるものと考えております。

こうしたことを前提にいたしますと、今回の日本創成会議による高齢者の地方への移住を促す提言につきましては、本県にとりましても人口増加による消費需要の喚起、ひいては若者の雇用機会の創出など、今後の地域の活性化といっ

た面からは一定の効果が見込まれ得るものと考えております。

しかしながら、こうした効果を十分に生み出していくためには、さまざまな前提条件が満たされる必要があるものと考えております。第1に、医療や介護保険制度における費用負担の問題がございます。この点については、将来生じる可能性のある過度の地方負担を防ぐための住所地特例制度などの拡充といった対応が必要になってまいります。

第2には、医療や介護サービスの確保の面で、現状では直ちに受け入れられる確たる余力があるという状況にはない中で、いずれ県内の医療・介護ニーズが高齢者の減少に伴い減っていくとはいえ、移住者からのニーズにうまくマッチングできるのか、さらにはそもそも移住を見越した上での全体のサービス確保にめどが立てられるのかといった点などについて、しっかりとした検証がなされる必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の日本創成会議の提言につきましても、今後慎重に精査をしていくべき点がありますものの、うまく生かしていけば、今後の地域の活性化、ひいては人口減少問題の改善などへとつながり得るものであると考えているところでございます。

次に、高知版C C R C構想の現在の検討状況についてお尋ねがありました。

いわゆるC C R Cは高齢者向けのコミュニティで、既にアメリカには2,000カ所以上あると言われております。我が国でも東京圏を初めとする都市部の高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指して、日本版C C R C構想が検討されているところでございます。県外か

ら健康で活動的な高齢者を受け入れることは、本県にとりましても経済波及効果や安定した雇用の確保などにつながるものと期待できます。他方、受け入れに際しては、医療・介護の負担の問題などクリアしなければならない課題があります。

こうしたことから、5月11日に高知県産学官民連携センターをプラットフォームとして、C C R Cに関心がある県内の企業、高等教育機関、市町村などによる研究会を立ち上げ、約50名の方々に参加していただいております。これまで開催した研究会ではC C R Cについての共通認識、国の有識者会議における検討状況の共有のほか、先進事例の調査、高知県での導入可能性についての意見交換等を行ってきております。参加者からは、Uターン者を主なターゲットにしてはどうか、新しい施設を建設するのではなく既存の住宅や病院、高等教育機関等を活用する方法もあるのではないかとといったさまざまな意見があり、こうした意見も踏まえながら、年内には高知版C C R C構想として取りまとめる予定であります。

取りまとめに当たりましても、5W1Hを明確にするとともに、消費の喚起や若者の雇用創出、さらには移り住まれた方々のさまざまな知識と経験を地域課題の解決に生かしていただくなど、トータルとして地方創生に資する構想となるよう議論を進めていただきたいと考えております。あわせて、C C R Cの狙いや仕組みについての関係者の理解と協力を求め、実現に向け官民協働で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、奈半利川における清水バイパスの整備についてお尋ねがありました。

濁水対策を含めた河川環境の改善は、奈半利川の大きな課題の一つであると認識しております。議員お話し清水バイパスは、平鍋ダム上流の

支川である小川川の清水をバイパスさせ、ダムの下流に直接放流する施設で、河川環境の改善に大きな効果が期待できると考えており、また地元の皆様からの強い要望もお聞きしています。

こうしたことから、これまで事業効果や効率的な施工方法などさまざまな検討を実施しており、昨年度末までにバイパス管路や取水放流設備といった主要な設備の設計が完了しております。また、昨年11月には発電事業者である電源開発株式会社から事業参加の意向を得ており、本年度中に建設工事に関する費用負担の割合等を定めた基本協定が締結できるよう協議を進めているところでございます。

さらに、河川整備基本方針や河川整備計画への位置づけといった河川法上の手続についても、本年度中の完了を目指して取り組んでおります。今後は、こうした取り組みを進め、清水バイパスが早期に整備できるよう、事業化に向け国と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、奈半利川の水利権更新申請の許可についてお尋ねがありました。

魚梁瀬、二又及び長山の3カ所の発電所について、水利使用許可の更新申請が本年2月18日に電源開発株式会社からありました。現在、河川法に基づく書類審査が完了したことから、関係町村に意見聴取を行っているところです。お話のありました許可期間については、国の通達に基づき20年とし、10年目に維持流量の放流状況等についての報告を義務づけ、河川環境に与える影響等を検証することとしております。

今後は、関係町村からの回答が得られ次第、経済産業大臣への意見聴取及び国土交通大臣への協議を行い、各大臣からの回答内容を検討した上で許可の判断をしたいと考えております。なお、関係町村からは今後20年間の水利使用に関してさまざまな要望をいただいております。皆様の思いをしっかりと受けとめ、関係機関や電源開

発株式会社と調整を進めるなどの対応を引き続き行ってまいります。

次に、全国の中でも整備進捗がおこなわれている県から選ばれた全高速の会長として、命の道である高速道路建設にかける決意についてお尋ねがありました。

全高速の横内正明前会長からの御指名と、常任世話人の国会議員の皆様の御推挙を経て、本年5月、正副会長会で御承認をいただき、第7代目の会長に就任させていただきました。これからは全高速の会長として、大規模災害時の相互支援や地域間交流による地方創生を進めていくための高速道路の整備促進に向けて、会員であります全国46団体の皆様とともに力を合わせて、全力で取り組んでいく所存でございます。

本県においても、高速道路は商業圏域の拡大や進出企業の増加など地域の経済活動を支える基盤として、また南海トラフ地震など災害時の命の道として極めて重要な社会資本であり、これまでもその整備促進に積極的に取り組んでまいりました。今後は、全高速会長として、国に対しまして高速道路網の整備効果を具体的に示しながら、その重要性を強く訴えていくことにより、必要な全国の道路予算を確保し、あわせて四国8の字ネットワークの整備の加速化にもつなげ、その早期完成に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、森林整備に向けた安定的な財源確保についてお尋ねがございました。

森林整備のための安定的な財源確保については、森林資源を余すことなく活用して、雇用の創出や所得の向上を図り地方創生を実現する上でも、また森林資源を活用した後に再び植栽や間伐等を行いCO₂の吸収力を高めるなど森林吸収源対策を推進していく上でも極めて重要であります。

そうした中、これまでも国に対し、「税金の使

途がエネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制対策に限定されている地球温暖化対策のための税の用途を森林吸収源対策にも拡大をすること」、「二酸化炭素の吸収や水源の涵養など森林が有する多面的機能の維持と森林整備に必要な財源を国民全体の負担で支える仕組みについて検討をすること」、また「間伐等を推進するために必要な路網の整備や高性能林業機械の導入を支援する上で貴重な財源となっている森林整備加速化・林業再生基金を継続・拡充すること」につきまして政策提言を行ってまいりました。あわせて、四国知事会や全国知事会などを通じて同様に国への要望を行っております。

今後も、私みずからが関係省庁に赴き、森林吸収源対策に要する安定的な税財源を確保するよう提言を行ってまいりますとともに、全国知事会など関係機関とも連携を図りながら、さまざまな機会を捉え国への働きかけを行ってまいります。

最後に、高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの報告書についての受けとめと今後の取り組みについてのお尋ねがありました。

昨年の12月に起きました児童虐待死亡事例につきましては、県と高知市の合同設置による検証委員会において、関係する支援機関の対応の妥当性などについて徹底した検証作業を行っていただき、昨日報告書を提出していただきました。報告書では、県と高知市のそれぞれが深いかわりを持ちながらも、事件の発生を未然に防ぐことができなかった事案として、県と高知市において子供の安全と最善の利益を最優先に、今後の取り組むべき方向性について真摯に考える契機としなければならないと指摘されており、大変重く受けとめております。

報告書の中では、県と高知市に対しましてさまざまな御提言をいただいております。県に対しましては、関係する支援機関との連携や情報

共有のあり方、さらには要保護児童対策地域協議会に対する積極的な支援の必要性などについて、高知市との連携のあり方などを含めまして大変有意義な御提言を多数いただきました。また、高知市に対しても、人員体制の強化や職員の専門性の確保、さらには地域の支援機関などを巻き込んだ要保護児童対策地域協議会の充実強化などに向けた提言がありました。

県としましても、今回の提言に基づき必要な再発防止策をスピード感を持って実行することにより、児童虐待問題への対応力のもう一段の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、まずは高知市を含めた関係する支援機関との連携による効果を十分に発揮させることが必要でありますので、児童相談所が措置解除等の意思決定を行う際には事前に関係者間で意見交換を行い、その内容を意思決定に反映できる仕組みを早急に構築してまいります。次に、市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援につきましては、ケースの進行管理のあり方への助言や市町村内での連携体制の確立等について、中央児童相談所に配置をいたしました専門職を中心に支援に努めてまいります。特に、高知市につきましては両方で課題意識の共有を図りながら、しっかりとした取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

また、今回の事案につきましては、いずれの支援機関におきましても身体的虐待を見抜くことができなかったケースとして、行政機関だけで子供の見守りには限界があることも報告書では指摘をされています。このため県としましても、市町村とともに、地域の関係者を含めた支援機関なども連携した見守りの仕組みづくりなどにも取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

今後、一定期間の後には、今回の提言を受け

た県市の取り組みの進捗状況につきまして検証委員の皆様へ検証を行っていただくなど、PDCAサイクルの徹底を図ってまいります。また、協力が可能な委員の皆様には、中央児童相談所が対応しておりますそのほかのケースについても検証していただき、報告書では明らかになっていない問題点などの改善にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、児童相談所や市町村を中心とする全ての支援機関が、子供の命を守るという責任の重さを改めて自覚した上で、子供の安全と最善の利益を最優先に取り組むという基本姿勢を徹底し、このようなことが二度と起きることがないように全力を挙げて取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(選挙管理委員長恒石好信君登壇)

○選挙管理委員長(恒石好信君) 初めに、統一地方選挙の投票率が低調だった原因と今後の選挙の投票率アップに向けた取り組みについてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、さきの統一地方選挙における県議会議員選挙の本県の平均投票率は、補欠選挙を除けば過去最低となり、残念な結果となりました。県議会議員選挙の投票率は長期的に見て低下傾向であり、このことは県民の皆様への政治や選挙への関心が薄れてきたことの一つのあらわれではないかと受けとめております。

年齢別投票率を見ますと、これまでの各種選挙の傾向とほぼ同様に、二十歳代前半の投票率が著しく低く、年代が上がるにつれて高くなってはいますが、60代後半以降の投票率が低くなっており、若い方々に向けた重点的な取り組みはもとより、高齢の方々の投票率向上に向けた取り組みも重要であると改めて認識をしたところでございます。

こうした状況の中、県選挙管理委員会では若

者が政治、選挙を身近に感じ、関心が高まるよう、これまで高知県明るい選挙推進協議会などと連携しながら、小学生から大学生までを対象に模擬選挙などを取り入れた出前授業を実施するとともに、若者と議員の座談会を開催するなどの取り組みを実施してまいりましたが、残念ながら若者の投票率の向上にまではつながっていないのが現状でございます。

しかしながら、投票率向上のための特効薬となる妙案が見当たらない状況の中で、こうした出前授業などの取り組みは主権者を育てるためには非常に大切なことだと考えております。また、選挙権年齢の引き下げを契機として、若者の政治、選挙に対する関心が高まっている状況でもありますので、重点的に高校や大学での学習の裾野を広げながら、しっかりと粘り強く取り組んでまいりたいと考えています。

加えまして、高齢者や障害のある方などの投票環境を充実させるため、不在者投票ができる病院や老人ホームなどの指定基準の見直しを行ったり、選挙公報の点字版や音声版の配布を行うなど、有権者の便宜を考慮した改善の取り組みも行ってきたところでございます。この秋には県知事選挙に加え、高知市を初めとする4つの市と村で市長選挙や村長選挙も予定されておりますので、中山間地域における高齢者などの投票所までの移動手段の確保や大学、量販店への期日前投票所の設置など、投票環境の向上についても各市町村選挙管理委員会などと知恵を絞りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公職選挙法の改正に伴い、新たに有権者となる満18歳及び19歳の人数についてお尋ねがございました。

来年夏に予定される参議院議員通常選挙において、県内で新たに有権者となる満18歳及び19歳の方々の人数は、現時点で正確に把握するこ

とはできませんが、総務部が行いました本年1月1日現在の年齢別の住民基本台帳人口の調べによれば、およそ1万4,000人前後の方々が県内で新たな有権者となるものと推測をしております。

次に、選挙運動用ポスターの撤去に関してお尋ねがございました。

選挙運動のために使用するポスターについては、公職選挙法上、掲示した者に選挙の期日後速やかに撤去すべき義務が課せられていますが、ポスター掲示場に掲示されているポスターにつきましては、撤去すべき義務からは除外されております。現在、県内各市町村では、高知市など4団体で選挙管理委員会が撤去をしております。あと30団体では候補者の皆さんに撤去いただいております。

今回、議員から統一した指導ができないのかとのお話でしたが、統一地方選挙など複数の選挙の期日が近接している場合にはポスター掲示場を撤去せず、そのまま引き続いて使用することなどもありますし、撤去費用の問題もございませうことから、市町村選挙管理委員会ごとに諸事情を考慮した上で、対応を判断していただくことが適当ではないかと考えています。

このことにつきまして、県選挙管理委員会としましては公職選挙法の規定や、市町村選挙管理委員会が撤去するに当たり、あらかじめ候補者に同意を得ておく必要がないかといった注意が必要と考えられる点など、市町村が検討するに当たって参考となる事項について取りまとめてみたいというふうに考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高校生に対する主権者教育を積極的に行っていくとともに、選挙違反を出さないようにする指導も徹底する必要があるのではないかと、また模擬投票の取り組みを県立高等学校にもっと広げるべきではないかとの

お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育につきましては、中学校の社会科で学んだ基礎的な学習内容の上に、高等学校では公民科で望ましい政治のあり方や主権者としての政治参加のあり方について考察するといった学習を、学習指導要領に基づいて行っております。

今回の選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正に伴い、高校生の中に新たに選挙権を有する生徒が出てくることから、今後さらに主権者教育の充実を図る必要があると考えております。その際には、お話にもありました模擬投票の取り組みを選挙管理委員会と連携して広げることや、次期学習指導要領での導入が検討されている主権者教育を重視した新しい科目への適切な対応にも心してまいりたいと考えております。あわせて、国が作成を進めております生徒対象の副教材や教員向けの指導資料が今後提供されると聞いておりますので、こうしたものを効果的に活用して進めてまいります。

一方で、同じ高等学校の中で選挙権を有する生徒とそうでない生徒が出てくる状況も生まれてまいりますので、その双方に選挙違反の防止を含めた選挙のルールや政治活動のあり方などについて、しっかりと理解させる必要があります。そのため、選挙のルールについては、選挙管理委員会を初めとする関係機関とも連携を密にして指導してまいります。

また、高校生の政治活動については、これまで文部科学省の通達に沿って、望ましくないということでの指導を行っておりますが、今回の選挙年齢の引き下げに伴い、その扱いが国で再検討されていると聞いておりますので、その結果に基づいて適切に指導してまいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長（岡崎順子君） 主権者教育について、今後私立の高等学校にどのように取り組みを促していくのかとお尋ねがございました。

ことし5月に模擬投票を実施しました高知中央高校では、成果として生徒の投票に対する意識の向上につながったとお聞きをしております、こうした取り組みは若年層の政治や選挙に対する関心を高めていく上では効果があるものと考えます。

私立学校におきましては、主権者教育も学習指導要領に沿って各学校で自主的に実施されるものではありませんが、県としましても選挙管理委員会による出前授業や講演会の開催など、効果的な取り組みについて積極的に情報提供してまいりますので、各学校で創意工夫をして取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

（産業振興推進部長中澤一眞君登壇）

○産業振興推進部長（中澤一眞君） 市町村の総合戦略策定について、国の地方創生コンシェルジュや地域経済分析システム、いわゆるRESASは十分に活用されているのかとお尋ねがございました。

まず、地方創生コンシェルジュにつきましては、既に県内の市町村から国の支援制度や先行型交付金の活用などについて御相談をした事例もありますものの、お互いが会う機会がなかったということもあり、まだ県内全ての市町村が使いこなすといった状況には至っておりません。

そのため、去る6月17日、東京におきまして地方創生コンシェルジュと県内の市町村長との意見交換会を、石破地方創生担当大臣もお招きして開催いたしました。当日は13名のコンシェルジュの皆様と16名の市町村長にも御参加をいただき、直接交流を深めていただいたところで、コンシェルジュの人となりに触れることで、お互いの距離が縮まるよい機会であったというふうに思いますので、今後コンシェルジュの皆

様に御活躍をいただく機会がふえるものと期待をしております。

次に、RESASにつきましては、総合戦略の策定にとって、地域の人口や産業の現状を把握し、基本目標等を設定する際に活用できる有効なツールだと考えております。本年4月以降に順次実施をしております地方創生に関する市町村との勉強会の中で、活用方法がわからず十分に活用できていないとの声が多かったことも踏まえまして、6月3日には県や市町村の職員を対象とするRESASの説明会を国とともに開催いたしました。その後、地方経済産業局に設置をされましたRESASの相談に対応するシステムマスターを独自に招聘して、分析等に協力をいただいた市町村も出てまいりますなど、徐々に活用が進んでおります。

県におきましても、例えばRESASの企業間取引の状況や平日、休日の人口動態の情報をもとに仮説を立てて、中核事業者への重点支援や観光プロモーションの展開などに活用することを検討したいと考えております。今後、県内外を問わずRESASを活用した好事例などの積極的な情報収集に努めますとともに、これらを市町村とも共有することでさらなる活用を働きかけてまいります。

次に、現時点における市町村に対する本県の支援体制や総合戦略策定作業の進捗状況と、今後の見込みや課題についてのお尋ねがございました。

市町村の総合戦略につきましては、今年度中の策定が求められていますが、国の地方創生先行型交付金を活用する場合には、本年10月までに策定をする必要があります。現状では、県内の34市町村の全てが年度内に総合戦略を策定する予定であり、そのうち31市町村が本年10月までに策定する予定であると聞いております。

こうした市町村の総合戦略の策定作業を県と

して支援する上での最大の課題は、お話にありましたように、明確な数値目標の設定とP D C Aサイクルを確立して、成果につながる戦略となるよう、いかにサポートをするかということであろうというふうに考えております。

このため、産業振興推進部内に総合戦略を担当するチームを配置するとともに、産業振興推進地域本部を市町村に対するワンストップの支援窓口に位置づけいたしました。地域本部では、市町村の進捗度合いに応じて、草案作成の段階から御相談に応じますとともに、外部委員で構成する総合戦略の検討組織に地域産業振興監が参画するなどしてサポートに努めております。

また、産業振興推進部におきましても、本年4月から市町村ごとに首長との意見交換、担当課長や担当職員との意見交換会あるいはブロック単位での勉強会を順次実施しておりますし、市町村議会等から求められた説明会等への出席要請もこれまで9回に上っております。こうした機会を通じまして、県と連携協調した取り組みを重ねてお願いいたしますとともに、目標の設定やP D C Aサイクルの回し方、また総合戦略の検討組織や人口ビジョンなどについての具体的な御質問や御要望に対しても、できるだけきめ細かなアドバイスや情報提供を行うよう努めております。

これまでに10の市と町で外部の検討組織を立ち上げるなど、各市町村において具体的な検討が始まっており、今後さらに策定作業が本格化してまいります。引き続き、国の動向や他県の参考事例などについて積極的に情報共有するとともに、地域本部を中心にできるだけきめ細かなサポートをしてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 集落活動センターの経済活動の充実強化と後継者

育成の課題についてお尋ねがありました。

中山間地域を活力ある地域として維持・再生し、県土全体の底上げを図っていくためには、国の地方創生の動きも追い風に、地域の活性化や支え合いの仕組みづくりの拠点となる集落活動センターをさらに県内各地へ普及拡大させるとともに、その活動をもう一段力強いものとする必要があると考えております。

このため、今年度から集落活動センターが取り組む経済活動の新たな展開や事業の拡大を支援する補助メニューを追加するなど、支援策を充実させますとともに、部局連携のもと、産業振興施策や福祉関連施策などとの連携をさらに強化することで、具体的なビジネスプランづくりや、その実践をより効果的に支援し、集落活動センターの経済基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、お話にございましたように、将来に向けた後継者の確保・育成といった課題もございます。このため、地域づくりを実践するリーダーを招いた研修会の開催やアドバイザーの派遣、地域外からの人材の積極的な受け入れなどを通して、地域のリーダーの育成はもとより、その後継者となり得る人材や集落活動センターの行うさまざまな活動の中心となる人材の確保・育成にも取り組んでいるところです。こうした取り組みによりまして、集落活動センターが暮らしの安心を守る拠点として継続、発展できますように、引き続き市町村や地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鳥獣対策に関し、県が配付しておりますくくりわなの捕獲実績についてのお尋ねがありました。

県では、深刻化する鳥獣被害に対応するため、平成24年度から対策を抜本強化し、有害鳥獣の捕獲と防護柵の設置による防除に力を入れております。お話にございましたくくりわなの配付

事業は、捕獲対策の一環として、地域ぐるみで捕獲に取り組んでいただくことを奨励するために、被害を受けている集落に無償で配付しているものでございます。配付するくくりわなの開発、製造に当たりましては、初心者や女性でも扱いやすい安全なわなであることを要件とするとともに、新たなビジネスチャンスをつくるという意図も込めて、県内の製造業者に限定して公募により選定をいたしました。

狩猟者の負担の軽減を図ることを目的の一つとしたこの事業は、平成25年度からの3カ年事業でありまして、これまでに希望のあった県内のおよそ1,000集落に9,000個を配付し、配付の際には捕獲効率を高めるために、わな猟の名人による技術講習会もあわせて行ってきております。

昨年度の銃猟も含めた県全体の捕獲数は、鹿が過去最高の2万1,124頭、イノシシが1万6,429頭で、対策を強化して以降、年間の捕獲頭数は対策強化前の23年度と比べて約4割、1万647頭増加しております。くくりわなの配付を始めた25年度からの2年間での捕獲頭数の伸びを見ますと、鹿、イノシシ合わせて7,050頭の増加となっております。そのうち配付したくくりわなでの捕獲実績は鹿、イノシシ合わせて2,614頭ですので、この2年間捕獲数がふえた分のうち、約3分の1は配付したくくりわなで捕獲されたこととなります。捕獲頭数の増加にはさまざまな要因があろうかと思いますが、くくりわなの配付も全体としての捕獲数の底上げの一助になったものと考えております。なお、今年度も3,800個の配付を予定しており、引き続き効果的な捕獲に努め、農林業被害の軽減に努めてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 安芸郡医師会の看護学校設立に県としてどのようにサポートして

いくのかのお尋ねがありました。

安芸郡医師会からは、昨年秋ごろから看護師養成所の設置について御相談を受けており、議員のお話にありました設立準備会に県職員もオブザーバーとして出席するなど、設置に当たっての助言や情報提供を行ってきたところです。看護師養成所を設置するためには、保健師助産師看護師法に基づき県知事の指定を受ける必要があります。入所の資格、修業年限、教育内容その他の事項に関し厚生労働省令に定める基準に従い、施設・設備の整備状況、管理及び維持経営の方法が確実であること、さらに専任教員や実習施設の確保といった要件を満たす必要があります。また、安芸郡医師会では、同時に専修学校の認可を受けることも検討されていると伺っており、学校教育法に基づく要件を満たすことも必要となります。

看護学校設置後の安定的な運営のためには、当面の収支計画やその裏づけとなる学生の確保の見通しが特に重要であると考えており、実現可能性やそのための方策について十分にお話を伺う必要があります。平成29年4月開校の場合には、まず本年12月までに看護師養成所設置計画書を提出していただく必要がありますので、県として引き続き必要な助言と情報提供を続けてまいりたいと考えております。

次に、地域医療構想と安芸郡医師会の看護学校設立計画との整合性についてのお尋ねがありました。

地域医療構想は、今後の人口推移や全国の診療実績のデータなどを踏まえて、2025年における医療需要を推計して病床機能ごとの必要病床数を算定し、それにふさわしい医療提供体制を構築するための方策を策定していくものです。

6月15日に政府の社会保障制度改革推進本部の専門調査会が公表した医療機能別病床数の将来推計では、3つのパターンで県全体では現状

よりおおむね25%から38%少ない病床数が示されました。本県においては医療審議会にワーキンググループを設置し、本県の実情を踏まえて地域医療構想の策定を議論していくこととなりますが、仮に国の試算を当てはめると、在宅医療や介護の分野での需要増を想定しても、看護職員の必要数に一定の影響があるものと見込まれます。

安芸郡医師会の看護学校の設置計画は重要な課題となっています。東部地域の看護師確保に向けた取り組みですので、先ほど申し上げた収支計画や学生確保などの論点に加え、地域医療構想における将来の人口や医療需要の推移も見据え、安芸郡医師会において十分に検討を行っていただきたいと考えています。県としてもしっかりとサポートをしてまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） まず、直轄代行の道筋をつけることに対してどう取り組むのか、またミッシングリンクそれぞれの工区の現状と課題の克服についてお尋ねがありました。

本県の四国8の字ネットワークにおけるミッシングリンクの未事業化区間は全部で6区間、延長にして約70キロメートルが残っている状況です。そのうち、阿南安芸自動車道の奈半利から安芸の区間と、四国横断自動車道の宿毛から愛媛県愛南町内海の区間においては、本年度から事業化に向けた最初のステップとなる計画段階評価のための調査がスタートいたしました。今後、国においてアンケートやヒアリング調査により地域の皆様の御意見をお聞きし、地域の課題やそれぞれの道路に求められる役割などを抽出した上で、ルート帯やインターチェンジのおよその位置を決めていくと聞いております。

また、阿南安芸自動車道の徳島県牟岐町から東洋町野根の区間と、四国横断自動車道の黒潮町佐賀から四万十市の区間においては、平成25

年度から計画段階評価のための調査を進め、社会資本整備審議会道路分科会の四国地方小委員会の審議を経て、本年4月、ルート帯やインターチェンジのおよその位置が決められました。今後は、県が主体となって都市計画決定などの手続を速やかに行うよう努めてまいります。

一方、阿南安芸自動車道の東洋町野根から北川村安倉の区間については、平成25年度から県が国に協力して計画段階評価のための調査が進められており、また北川村安倉から和田の区間については、県が概略ルートを検討するための調査を行っています。しかしながら、昨年8月に北川村小島地区において大規模な崩壊が発生したことなどにより、改めて道路のあり方や地域の課題などを整理する必要が生じました。今後は、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、道路のあり方を再整理した上で、直轄代行の道筋をつけるためにも国と協力してこれらの調査を進めてまいります。

次に、奈半利から安芸間のインターチェンジの位置を先行して示すことができないか、またこの区間にある大山道路についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、阿南安芸自動車道の奈半利から安芸の区間については、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、そのルート帯やインターチェンジのおよその位置を検討する計画段階評価が行われることとなりましたので、できるだけ早く計画段階評価が完了するよう、引き続き国に対し政策提言を行ってまいります。

また、大山道路については、その扱いも含め、奈半利から安芸の区間における計画段階評価の手続の中で検討していくと聞いております。

次に、高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間の完成のめど、また高知龍馬空港イ

インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間の整備に向けた所見についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間においては、平成25年度から工事に着手しており、本年5月に国土交通省より平成32年度の開通見通しが発表されたところです。一方、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間につきましては、昨年度から一部工事に着手しておりますが、まだ未買収地が残っている状況です。このため県としましても、地元説明会などを重ねながら、国の全面的な工事着手につながるよう引き続き努力してまいります。

これらの区間の開通により、南海トラフ地震時には、高知大学医学部附属病院や高知医療センターへ長期浸水の影響を受けることなくアクセス可能となりますことから、東部地域にとっての命の道にもなります。さらに、高規格道路の盛り土部は津波避難にも利用できますので、一日も早い完成に向けて、引き続き国に対して要望してまいります。

最後に、災害復旧工事について、単なる原形復旧工事ではなく工法に工夫をするべきではないかとお尋ねがありました。

災害復旧事業は被災箇所の機能復旧を目的としており、復旧に当たっては、例えば川底が深く掘られて河川の護岸が被災した場合は基礎を深い位置に変更し、また道路の自然斜面が崩壊した場合はのり枠を設置するなど、被災前と機能が同等であっても、より災害が生じにくくなるよう施設を整備してまいりました。

今後とも被災状況や被災原因を明らかにした上で、同程度の災害を引き起こす現象が再び発生した場合でも災害が生じにくくなるように、構造物の形状や材質、構造の改良も含めて、復

旧に最も適した設計や工法の工夫をしてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 魚道が併設された頭首工の改良復旧についてのお尋ねがございました。

頭首工は、県内には仁淀川の八田堰のように延長が300メートルを超えるものから2メートル程度のものまで、大小合わせて5,300カ所余りに設置をされ、市町村や水利組合などが管理をしております。また、堰上げの高い頭首工には、魚の遡上に支障を来さないよう魚道も設置をされております。

しかし、頭首工の多くは建設後40年以上を経過し、老朽化の進行や近年のたび重なる豪雨により、被災される件数が多くなってきております。また、議員御指摘のように、田野頭首工では平成23年度に被災した魚道が今年の台風11号でも再度被災するなど、改良復旧の検討が必要な施設も出てきております。

魚道の改良復旧につきましては、災害関連事業をあわせて導入すれば、現状よりも流れの緩い場所に変更することなども可能なことから、田野町でも災害復旧の申請に当たり検討を行ったところ、魚道の場所の変更について申請期限までに地元関係者の意見などを取りまとめることが困難であったことや、現状の場所でも特に魚の遡上に支障を来していないこと、また原状復旧でも新旧のコンクリートをより強固に接合する工法を採用することで再発防止が可能であることなどから、最終的には原形復旧で工事を実施することにしたというふうにお聞きをいたしております。

県といたしましては、今後とも原形復旧では再発のおそれがある場合には災害関連事業を導入し、改良復旧を行うよう市町村に対して助言をしてまいります。また、施設の機能を維持し

ていくための長寿命化対策につきましても、市町村と協議をしながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 東部地域での小型木質バイオマス発電所の可能性についてお尋ねがございました。

県内の木質バイオマス利用の取り組みは、施設園芸を中心としたボイラーによる熱利用と、セメント工場での石炭との混焼による発電に加え、今年から高知市と宿毛市の2カ所において木質バイオマス専焼による発電が始まったことから、大量の低質材が必要となっています。

県では、増大する需要にしっかりと対応し、産業振興計画の平成27年度の原木増産目標を達成するために、林業関係者と連携しながら、原木が安定的に供給できる体制づくりを懸命に行っているところです。まずはこうした体制を整えることが重要でございますが、県内には十分な森林資源がございますので、将来的には各地域ごとに木質バイオマス発電によるエネルギーの地産地消が一層進むよう取り組んでいく必要があると考えています。

お話のありました東部地域での小型発電所の整備につきましては、今後発電を行う事業者や原木供給を担っていただける方々の御意見を聞きながら検討してまいりたいと考えています。

次に、路面電車の動力源に木質バイオマス発電所からの電気を活用してはどうかのお尋ねがございました。

高知市仁井田で木質バイオマス発電に取り組んでいます土佐グリーンパワー株式会社は、森林再生による地域の活性化や再生可能エネルギーによる環境への貢献を目的に、出光興産、とさでん交通株式会社、高知県森林組合連合会の出資により設立した会社です。とさでん交通株式会社は、出資に当たってこの木質バイオマ

ス発電による電気を路面電車に利用し、電力の地産地消を進めることにより、地域活性化にも貢献できるとの考えで参画したと伺っています。

路面電車には安定した電気の供給が必要となりますが、土佐グリーンパワー株式会社は本年度が発電初年度であることから、定期的に運転をとめて点検を小まめに行うという運用を行っています。このため、とさでん交通株式会社では、年間を通して発電所から安定した電気の供給ができる見込みが立った段階で、電気の買い取り価格などを見ながら、グリーン電力により電車を運行する会社として企業価値を高めていきたいとの意向であると伺っています。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 県内企業が開発したくくりわなの外商の取り組みについてお尋ねがございました。

産業振興計画を推進する中で、くくりわなのように地域のニーズや課題に対応した新たな製品、技術が生まれつつあります。こうした取り組みをさらに県内で広げていきますとともに、しっかりと外商につなげていくことが、本県経済の活性化を図っていく上で重要であると考えています。このため、昨年度産業振興センターに設置したものづくり地産地消・外商センターにおいて、製品の企画段階から開発、改良、販路拡大まで専任の担当者を中心に、一貫したサポートを行っているところです。

お話のありましたくくりわなにつきましても、このセンターが被害に悩む県外の自治体や狩猟団体などへの営業に同行しますことや、東京などで開催されます多くの農業関係者が集まる見本市への出展サポートなどを行っているところです。その際にも、この商品の本県での活用状況や捕獲実績などの情報も紹介させていただいております。こうした取り組みの結果、例えば昨年度初めて参加した県外見本市では成約が37

件となり約350個の販売につながっております。

このくくりわなにつきましては、高齢者や狩猟の初心者でも安全で簡単に設置できるように配慮されていることなどが評価され、全国紙に取り上げられておりますし、今年度も専門誌において御紹介いただけると伺っておるところでございます。今後、見本市への出展回数を増加させるなど外商活動を強化していく予定となっておりますことから、県内外での評価をしっかりと情報発信していきますことなど、引き続き成約件数の増加に向けたサポートを行ってまいります。

○19番（浜田英宏君） それぞれ丁寧かつ前向きな御答弁を賜りまして、まことにありがとうございます。

2問を行いたいと思います。

CCRCについてでございますが、我々危機管理文化厚生委員会が25年に杉並区、南伊豆町、両方視察しましたときには、せっかくこの南伊豆町に特養に入った方が後期高齢者になると杉並区に帰されるということで、これだったらCCRCにつながっていかないなということを思っておりました。このCCRCを進める上で大きなネックでありました75歳以上の後期高齢者の医療保険制度において、住所地特例の年齢制限が平成30年4月から撤廃をされるということをお伺っております。これはまことに朗報だなど、このCCRCに向けて大きな後押しになっていくんじゃないかと考えております。

今、年金を支える若い方々の減少から、都会で暮らされておる高齢者の皆様も漠然とした老後の不安というものがございまして、なかなか貯蓄を崩さないと、こういう方が多いようでございます。そこで、高齢者の貯蓄を消費拡大にいざなうことが、日本経済が低迷から抜け出す一つの秘策だと言われておるわけでございます。CCRCの一つの狙いは、ここにもあるのでは

ないかと思っております。

そうなるとまいりますと、リバースモーゲージ制度に再度光が当たってくると思いますが、リバースモーゲージ制度の潜在的市場規模は180兆円とも200兆円とも言われております。しかし、バブル以降の地価の下落で担保価値が下がったことによって、制度の活用が低迷をしておったんですが、本県においてリバースモーゲージの実績はあるのか、あるとすればどのくらいあるのか、そしてまた普及拡大に当たっての課題などを井奥地域福祉部長にお伺いいたします。

以上、2問です。

○地域福祉部長（井奥和男君） 本県でのリバースモーゲージの実績につきましては、公的機関が関与するものとしたしまして、高知県社会福祉協議会によります不動産担保型の生活福祉資金貸付制度と、住宅金融支援機構によります高齢者向けの融資などがございます。

平成25年度末の貸付実績で申し上げますと、高知県社会福祉協議会の貸付制度につきましては17件、総額9,600万円余りとなっております。制度の発足から間もない平成16年度の700万円程度の事業実績からしますと、順調に利用実績が拡大しているんじゃないかと、そのように考えております。

今後の制度の拡大に向けました課題としたしましては、融資を行う側に不動産価格の下落、金利の上昇、利用者の長寿といった3つの要素に伴う担保割れリスクが生じることなどが大きなネックになっているというふうにお伺いしております。このため、昨年度少子化対策の抜本強化に向けました世代間の支え合いの仕組みづくりとしたしまして、高齢者から子、孫の世代へ子育て費用に係る資金をリバースモーゲージを活用して融資する際の公的保険による補償制度の創設などについて、知事がチームリーダーを務めます全国知事会の次世代育成支援対策プロ

ジェクトチームから政策提言を行ったところ
です。

○19番（浜田英宏君） 3問、最後を行います。

日本が導入したこの担保型のリバースモー
ゲージですが、住みなれた都会を離れて地方に
移住して、そこでついの住みかとしてのCCRC
を選択するとなれば、いわゆるフランス型ピ
アジェに代表されるような所有権移転型のリ
バースモーゲージ、これと住所地特例をセット
にCCRCの制度設計をする、こうした工夫が
必要不可欠と私は思っておりました。日本の先
進的なモデルとしてシェア金沢というのはとっ
ても有名でございますが、こちらはどちらかと
いえばセレブ向けのタイプだと私は思いました
が、資産の多寡にかかわらず、低所得者の方々
にも配慮したタイプを考えていくということも
大事ではないかと思っておりますので、このよう
な考え方も含めて、今後高知版CCRCを検討し
ていただきたいということを要請しておきたい
と思っております。

さて次に、質問ではございませんが、尾崎知
事は、北川村でも私は申しましたが、孫子の兵
法をよく学んでおられると思っております。孫子の兵
法、その極意とはすなわち戦わずして勝つとい
うことであります。つまり現職の知事として実
績を積み重ね、高い県民からの支持率を得ると、
これがおのずと知事御自身の抑止力になってま
います。そして、いろいろな団体や政党から
も知事を支援することで、その抑止力はさらに
高まっていく、いわゆる戦わずして勝つとい
うことにつながる。ある意味、集団的安全保障や
集団的自衛権と似通った兵法かもしれません。

安倍総理や中谷元防衛大臣は、誰よりも戦争
をしたくない方々だから、孫子の兵法でもって
友好国と力を合わせ、協調抑止力でもってそれ
を高めて、戦わずして勝つ努力をされているの
であります。野党の皆さん方もそのことを内心

よくわかっているはずなのに、やたらと戦争す
るための戦争法案、戦争法案とやゆし、軽く一
蹴されてしまう。戦争法案とはまことに不適切
な表現であると同時に、まことに遺憾だと私は
思っているわけございまして、論議がかみ合
わず全く残念な話でございますが、常識で考え
ても来年の参議院選を控えて、政府・自民党が
進んで戦争する法案なんかつくるわけがないで
しょう。私は孫子のお国の習近平さんのほうが
よっぽど安倍さんのことをよく理解しているん
じゃないかと思っているんであります。

さて、尾崎知事もきょう3選を表明いたしま
した。尾崎知事と安倍総理は孫子の兵法相通じ
るところがあります。そんな尾崎知事の3選を
全力で支援することをお誓い申し上げまして、
私の一切の質問を終わります。ありがとうございます
（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた
します。

29番上田周五君。

（29番上田周五君登壇）

○29番（上田周五君） 県民の会の上田でござい
ます。議長のお許しをいただきました。よろし
くお願いをいたします。

去る5月1日に8名の議員で新しい会派、県
民の会を立ち上げました。会派結成以来、初め
ての定例会に臨んでおります。会派結成に当た
り、8名の議員がそれぞれ得意とする分野を結
集し、お互いを尊重する中で日々研さんを重ね

ながら、県民に寄り添う身近で温かな県政をつくるために、平和憲法を尊重し、脱原発の方向を目指し、県民生活の向上と県勢発展に全力を尽くすことなどを基本姿勢としております。県民の会は、民意、対話、実践を念頭に積極的に地域に入り、県民の皆様の声を県政に届けてまいります。

また、これは個人的な思いですが、市町村役場出身の若手議員が複数誕生したことも心強く、またうれしく思っております。うれしいといえれば喜ばしいことでもございますが、先月17日、神戸市三宮の繁華街に、JR三ノ宮駅から徒歩3分のところでございますが、土佐清水産の食材を前面に出した郷土居酒屋、土佐清水ワールドがオープンしました。神戸市で居酒屋を展開する株式会社ワールド・ワンが土佐清水市との連携協定を結び、アンテナショップ居酒屋としてオープンしたものでございます。土佐清水市はもちろんのこと、本県の観光PRや誘客にも協力いただけるということでございます。私も先月18日にお邪魔をいたしました。平日にもかかわらず54席ある店は満席となり、50人ほどのお客様が店外で列をつくり待つほどの盛況ぶりでした。本県観光産業の発展に大きく寄与していただけるものだと感じました。知事も関西方面に出張等の際にはぜひ立ち寄っていただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

まず、与野党が真っ向から対立しております安全保障関連法案についてお聞きをいたします。

私ども県民の会は、昨年6月定例会で集团的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案に賛成の立場でございます。そもそもこの問題は、安倍首相が国会への法案提出前の4月末に米議会で今夏の成立を国際公約したことが発端となりました。首相は高い内閣支持率と多数の議会勢力を考えての判断がこの発言となっ

たものだと推察いたします。

ところが、ここに来て法案に対する多くの国民の不安や不信などが一気に高まってきております。これを象徴するかのように安保法案に関しては県内市町村において、これまでに大豊町、本山町、四万十町、田野町、芸西村、馬路村、土佐市、大月町及び香南市の9市町村で、廃案や制定中止を求める意見書が可決されております。まさに地方議会においても思想、信条を超えた国民的議論となっております。

この間の政府・与党議員の発言も気になるところでございます。岩屋代議士の「自衛隊のリスクが高まる可能性は事実だ」、また元行政改革担当相の村上代議士は、党内で法案への異論がほとんど出ないことに対し、「心の中でおかしいと思っても口には出せなくなってしまっている」とし、「立憲主義も危うくなる」と発言されています。また、法案には170名を超える多くの憲法学者が憲法違反の声明を出し、自民党OBの政治家も、憲法解釈を一内閣の恣意によって変更することは認めがたいと非難の声を上げています。

私は、自衛隊のリスクについては、後方支援はこれまでの非戦闘地域から現に戦闘が行われている以外の地域に拡大されることから、いわゆるすき間がなくなり、リスクは高まるものだと考えております。また、国会などのやりとりを聞いておりますと、これまでのPKOの時代、海外派遣から海外派兵、つまり軍隊を派遣するという表現に変わってきているのが少し気がかりでございます。

そうした中、憲法の解釈を必ずしも変えてはならないと考えているわけではないとの前提に立たれる阪田雅裕第61代内閣法制局長官は、「ただし、その場合は合理的な理由、根拠がなくてはならない。それを安全保障環境が変わったという一言で片づけてしまっているのか」とおっ

しゃっています。

知事は先日の地方公聴会で、「現代の実情というものも踏まえた解釈の変更ということは一定容認されるべきだ。旧3要件の精神に基づいて連続的かつ合理的な範囲内での解釈の変更というのは認められるのではないか。その新3要件に基づいて法律をつくっているということは一定容認される」という発言をされておりますが、その際の合理的理由・根拠はいかなるものと考えられるのか、またこの発言を踏まえたとき、知事はこれらの安保関連2法案については違憲性はないと確信されているのか、お聞きをします。また、しばしばテーマになる自衛隊のリスクについてどのように思っておられるのか、また県内市町村議会の動きについてどのように見ているのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、国が重要政策に掲げております地方創生総合戦略についてお聞きをいたします。

日本総合研究所は去る4月21日、共同通信社が1月から2月にかけて実施した地方創生に関する全国首長アンケートの分析を公表しています。それによりますと、地方版総合戦略の策定が自由度の高い交付金の条件となっていることに対し、既存の計画と重複することへの疑問や、地域の実情に合わない計画づくりを強いられているとの不安が多いことが指摘をされております。アンケートには全体の99.3%に当たる1,776自治体が回答しています。政府が来年3月までの地方版総合戦略策定を交付金配分の条件としたことに関し、50.5%が賛成する一方、45.7%がどちらとも言えないと慎重姿勢を見せ評価が分かれています。このように地方創生に関する全国首長アンケート結果で、多くの自治体首長から不安の声が上がっています。

また、国が配分する地方創生先行型交付金の上乘せ交付は、ことし10月までの戦略策定が条件とされていることから、現場からは将来を方

向づける戦略なのに時間が少な過ぎるとの声も上がっていますが、知事はこうした今回の国の手法をどのように受けとめているのか、お聞きをいたします。

次に、慎重や反対の立場としての理由は、各自治体には総合計画など類似の計画があり、申請に向けた策定作業は新たな負担になるとの意見が、特に職員数の少ない小規模自治体で目立っております。また、政府の施策の方向性と異なる事業の切り捨てや、配分事業や事業規模が十分に示されていないことへの懸念も多かったです。そして、賛成する多くの自治体からは、明確な目標と具体的な指標により、政策の成果や効果を検証することが不可欠という見解が示されています。

先ほど申し上げましたが、市町村には、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために基本構想を定めた総合計画といった最上位計画がございます。これとの整合性ももちろん必要ですし、加えて県版総合戦略との整合性も必要となります。本来は来年3月とされている戦略策定期間が、交付金の条件によって実質的に繰り上げられている。こうした期間が限られている中で市町村は対応していかなければならないが、県としてきめ細かな支援、助言をするように知事に、ここは特に要請をしておきます。午前中の浜田議員の分と重複いたしますので。

次に、地方創生を生かし、それぞれの地域を住みやすくするためには、市町村ごとの取り組みと歩調を合わせ、広域単位で取り組むことが重要ではないかと考えます。地方創生で期待することは地方の中小企業やベンチャー企業への支援など、雇用対策や地場産業育成を求める声が多くなっています。こうした要望を踏まえ、地方版総合戦略を進めるに当たっては、自治体の枠組みを超えた広域の産業戦略が必要だと考

えます。

そこで、安芸地域を初め高知県産業振興推進地域本部が設置されている県内の7つのブロックごとに連携協調し、それぞれの施策の展開を図っていくべきだと考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、政府が進める職業教育の高等機関創設についてお聞きをいたします。

政府は経済成長に向けた人材育成策の一環として、実社会のニーズに合わせた制度を創設し、学校間の競争を促すために、職業教育を行う新たな高等教育機関の創設を成長戦略に盛り込みました。来年にも関連法を改正し、2019年度の開校を目指すとされています。この背景には、既存の大学では企業が求める実務的な教育が十分行われておらず、企業側も従業員の教育に充てる時間が不足している現実問題がございます。新教育機関は、産業界と協力してカリキュラムを編成し、急速に進歩するIT分野など経済の変化に対応するための専門知識を教えるとされています。

そこで、政府のこうした動きに呼応し、新たな高等教育機関を本県に誘致してはと提案いたしますが、知事にお考えをお聞きいたします。

次に、大都市高齢者の移住推進についてお聞きをします。

先月4日、民間団体日本創成会議は、団塊の世代全てが75歳以上の高齢者となる2025年には、東京など1都3県の東京圏の介護需要が45%ふえて、施設と人材不足が深刻になるとの推計を発表した。対策としてこの会議が提言したのが、医療・介護施設などに余裕がある高知市を含む41の地方都市への移住でございます。この提言を受ける形で、先月下旬、まち・ひと・しごと創生会議で政府の地方創生施策に関する2016年度予算に、東京圏など大都市から地方へ的高齢者の移住推進を明記し、受け入れ拠点整備に向

けたモデル事業を2016年度に始める自治体を新型交付金で支援する方向性が示されました。

自治体からは、元気な高齢者に地域活性化に一役買ってもらいたいという期待がある一方、それぞれの地域で在宅介護や在宅医療を充実させるべきだ、負担の押しつけになるという声も上がっています。全国的に賛否両論がございますけれども、私は団塊の世代の一人としまして、本県にとりましても近い将来避けては通れない大きな課題だと認識をしております。これから議論が進む中で、市町村によって、いわゆるアクティブシニア層の受け入れに前向きなところもあるでしょうし、またそうでないところも出てくるでしょう。そこで、この課題は県全体のものだとの認識のもと、この都会からの地方への高齢者の移住推進について、早急に県と市町村の間で検討協議会を設け対応していくべきだと考えますが、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、18歳選挙権についてお聞きをします。

選挙年齢を18歳以上に引き下げる改正公選法が成立し、来年夏の参院選から適用されるのがほぼ確実となりました。18歳選挙権については、その導入の背景に、近年高齢者が急激に増加したため、世代ごとの数のバランスをとるために選挙権の年齢の引き下げが必要ではないのか、また選挙権の年齢の引き下げが、若い世代が政治に関心を持つきっかけになることが期待されることなどがありました。

こうした中、私は近年、将来を担う若者の政治離れが深刻化しており、大変危機感を持っております。今回の18歳選挙権の導入を契機に若い世代に政治への関心を持っていただき、若者の社会参加を促すことが求められております。現在の社会保障制度の中で支えられる側の65歳以上がふえる一方、支える側の二十歳から64歳が少子化の影響で減っております。1990年には

1人の高齢者を5.1人が、2012年には2.4人が支えていたものが、2025年には1.8人で支えなければなりません。こうした現実を見たとき、若い世代の政治への意識を高めていくことが必要なことだと考えます。

同時に、高校生の一部が有権者となりますので、いかに学校教育で政治への意識を高めていくのか、この視点も重要だと考えます。中学・高校教育で政治への参加意識を身につけるには、地域の小さな課題に向き合う住民教育を通し、自分の言動が社会に影響を与えるという効力感を養うことが大切だと考えております。何のために投票するのかという政治参加の動機づけが何より必要だと思います。ESD的な視点を推進し、主権者教育を充実することも必要ではないでしょうか。

そこで、主権者教育の一環として、知事みずからが中学生を対象に政治と経済について講義をされてはどうかと考えますが、御所見をお聞きいたします。

次に、国と地方の関係の中で高知県の財政を少し考えます。国にその多くの財源を依存している本県の財政事情を考えると、常に国の財政状況に注意をしておくことが必要だと考えます。国家財政は今瀕死の状態でございます。このままでは国家破綻につながりかねないと危惧さえいたしております。2015年3月末の国の借金がこれまでの最高となる1,053兆3,572億円となりました。ことし4月1日時点の推計人口1億2,691万人で割ると、国民1人当たり約830万円の借金を抱えていることとなります。高齢化に伴い増加する社会保障費の財源不足を借金に頼っていることが大きな要因となっています。

財務省は今後も新規に国債を発行することなどから、国の借金が2016年3月末には約1,167兆円に達する見通しを示されております。また、国はこうした厳しい財政事情の中で、地方交付

税の算定方法を2016年度から見直す方針も固めておりますし、リーマンショック後の税収減を補うための地方自治体への特別な財政支援——地方交付税の上乗せ分でございますが、これも2018年度までに終了するとの方針も固めております。

そうした中で日本国債が格下げとなりました。欧米格付会社フィッチ・レーティングスは去る4月27日、日本国債の格付を2012年5月以来、21段階あるうち上から5番目のAプラスからAに1段階引き下げました。日本政府が2015年度に続き2016年度も法人減税を実施する意向であることや、2014年度の税収の上振れ分を同年度補正予算の財源に使ってしまった点などを指摘し、安倍政権が昨年11月に消費税率引き上げ延期を決めた後も、2015年度予算に税収の落ち込みを補う措置が含まれなかったことなどを格下げの理由に挙げております。また、こうした日本政府の対応は、財政再建に対する政治的なコミットメントをめぐる不透明感を増大させるものとしております。

国際格付とは、国が発行する債券が確実に償還されるかどうか、借金をきちんと返済できるかという信用力でございますが、これは投資家が判断するための指標で、その国の信用力を示すものでございます。格付会社が国の財政状況を点検し、アルファベットや数字を使った記号で示すもので、市場への影響力が大きいと言われております。知事は、今回の日本国債格下げをどう見ているのか、お聞きをいたします。

次に、臨時財政対策債についてお聞きをいたします。

臨時財政対策債は、本来は国が地方交付税として交付すべきものであるが、地方交付税の原資である所得税や法人税などの一定割合が不足していることから、それを補うために発行しているわけでございます。通常の地方債——公共

事業債や過疎債などの地方債と違って、いわゆる赤字地方債であります。そして、臨時財政対策債の債務者は起債した地方自治体であることも認識しておく必要があると考えます。

県のこの臨時財政対策債の発行額がここ数年300億円前後で推移しており、その残高は増大の一途をたどっています。平成27年度末の推計では約3,600億円と、もうすぐ予算総額に匹敵するぐらいに近づいております。この償還に当たっては、地方交付税で100%措置されるということだが、これくらい膨らんでくると将来本当に大丈夫かなと心配になってきます。臨時財政対策債に対する知事のお考えをお聞きいたします。

次に、財政基盤が脆弱な本県においては、将来にわたる安定的な財政運営を実現するための財源を確保することが極めて重要でございます。特に、自主財源の確保がますます重要となっております。

平成26年度の一般会計決算概要がそろそろ発表されると思いますけれども、平成26年度の県税について、収入済額、不納欠損額、収入未済額の決算見込みはどのようになっているのか、総務部長にお聞きをいたします。また、平成27年度の県税収入をどのように見込み、その確保に取り組んでいくのか、あわせて総務部長にお聞きをいたします。

次に、税外未収金についてお聞きをいたします。

貸付金や使用料、奨学金など税以外で納期を過ぎた税外未収金の平成26年度末の残高見込みはどのようになっているのか、またその解消に向けてどのように取り組んでいくのか、総務部長にお聞きをします。

次に、遊休財産の処分についてお聞きをいたします。

処分に時間を要する遊休財産などについては、賃貸などを含めた有効活用策の検討を行うとの

方針でございますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画についてお聞きをします。

本年3月、高齢者が住みなれた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らせる高知型福祉の実現を目指して、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画が策定されました。計画期間は2015年度から2017年度までの3年間となっております。今期計画の特徴の一つは、国から示された第6期介護保険事業計画の基本指針を受け、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、県が初めて2025年度の介護需要等の将来推計をしたことでもあります。それによると、県内の要支援・要介護認定者及び介護給付費とも大幅な伸びが示されました。

2025年度までの要介護認定者の推計は、計画期間以降も伸び続け、計画期間の最終年度である2017年度と2025年度を比較すると3,460人増加する見込みであり、また介護給付費も2015年度と2025年度を比較すると80億円増加する見込みであります。こうした社会的な負担の増大が避けられない状況の中で、県は高齢者が医療や介護が必要な状態になっても自宅や住まいで生活ができるよう支える体制、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護保険の運営主体である市町村の支援を推進することをうたっております。

そこで、地域包括ケアシステムの構築に向けての今後の取り組みについてでございますが、計画では地域ケア会議を大変重視しております。市町村での設置や取り組みを促すため、職員研修やリーダー育成を手がける方針を示されておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお聞きをします。

また、生活支援サービスの体制整備も重点的

に取り組むとされ、生活支援コーディネーターの養成に力を入れていくとされているが、具体的にどのような支援を考えているのか、地域福祉部長にお聞きをします。

次に、とりわけ急がれる認知症施策の推進として、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の配置に向けて、連携体制構築への支援や人材育成などの支援を行うとしておりますが、より具体的な目標を掲げて認知症対策に取り組むべきだと考えるが、地域福祉部長にお聞きをします。

この項の最後に、今後ますます高齢者のひとり暮らしがふえ続けることが予想される中、介護保険制度を持続していくためには、地域の人材を総動員して、高齢者を在宅や小規模な地域単位で支えていく仕組みを構築する必要があると思うが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、少子化の問題についてお聞きをします。

日本社会が直面する少子化の問題についてでございますが、先々月こどもの日に合わせ、総務省が4月1日現在、15歳未満の子供の推計人口を発表しました。それによりますと総数は前年比16万人減の1,617万人であります。減少は34年連続で、比較が可能な1950年以降、最少を更新しています。また、総人口1億2,691万人に占める子供の割合は前年比0.1ポイント減の12.7%、41年連続で低下し、最低を更新しています。都道府県別の子供の割合ですが、本県の現状は前年比2,000人減の8万6,000人で、その割合は11.7%で、秋田、東京、北海道、青森に次ぐ全国43番目の低さとなっております。また、議会初日の知事の提案説明にもございましたが、昨年の合計特殊出生率が1.45となり、20歳代後半の合計特殊出生率の落ち込みが大きかったことなどが主な要因となり、前年比0.02ポイント悪化しています。

少子化による人口減は全国自治体の心配事で

ございますが、安心して子供を産み育てられる環境づくりに町を挙げた施策で取り組み、子供がふえた自治体の例もございます。鹿児島県徳之島の伊仙町と石川県の川北町でございます。自治体が知恵を絞り、汗をかいて本気で対策に取り組めば、徐々に成果が出ることをこの2つの町は示しております。

本県においてもこうした先行事例を参考にしながら、地域の特性を生かしていけば、子供の減少を食い止められるものと考えますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、少子化問題を早い段階から学校教育で取り上げてはと考えるが、教育長にお聞きをします。

昭和30年代から40年代の前半にかけては、親子3代10人家族の世帯が珍しくなく、老後の病気や介護の不安も感じなかった時代でございました。しかしながら、時代の流れとともに核家族化、個人を中心とした考え方などが進み、人々を取り巻く生活環境が大きく変化する中で、自由や気楽さを失いたくないと結婚を望まない人がふえたと感じております。そうしたことが少子化に歯どめがかからない一つの要因となっております。

そこで、人口が少ないと社会が成り立たない、社会の中で子供を産み育てることの大切さなどを早い段階から学校教育で、性に関する指導とともに取り上げてはと考えるが、教育長にお聞きをいたします。

この項の最後に、少子化を加速させている大きな要因となっているのが、出生率が際立って低い東京などの大都市部に人口が流入していることがあると考えます。そのため政府は地方創生を生かし、全国の自治体を巻き込み包括的な人口減少対策と地方活性化策に乗り出しております。子育て支援にとどまらず、長時間労働の解消、地方での雇用創出など幅広い施策を打ち

出しております。

本県においてもこうした国の施策の方向性の中で、地域特性を出しながら少子化対策に取り組む必要があると思うが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、農業行政について何点かお聞きをいたします。

まず、新たな担い手の確保・育成と経営体の強化についてお聞きします。

生産資材の高騰や農産物価格の低迷など、本県の農業を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中で、地域農業を支えていくには早急な担い手の確保に努めていくことが強く求められていると考えます。

県においては、現在地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、産業振興計画において本県農産物の高付加価値化など3つの戦略を柱に掲げ、取り組んでおります。この3つの戦略の一つに、新たな担い手の確保・育成と経営体の強化がありますが、これまでの取り組み状況はどうなっているのか、今後の課題はどんなところにあるのか、農業振興部長にお聞きをします。

次に、最近農家出身でない女性が農地を借りるなどして新規就農する例が目立っております。農水省によると、農家出身でない女性の新規就農者は年間2,000から3,000人台で推移しています。消費者目線を販売に生かせる強みもあり、女性のいる農家は売り上げが上がるなど、データ上で女性の農業への貢献度は高くなっております。女性の就農が農業活性化につながると国も期待を寄せ、昨年度から輝く女性農業経営者育成事業を開始し、後押しをしております。

本県における農家出身でない女性の新規就農状況はどうなっているのか、またどういった取り組みをしていくのか、農業振興部長にお聞きをします。

この項の最後に、本年度から担い手確保の加

速化を図るため、条件不利地域で小規模な就農を目指す研修生への支援に取り組むとされているが、その現状について農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、銀座アンテナショップまるごと高知の経営状況についてお聞きします。

このたび平成26年度の経営状況が報告されました。来店者数は前年度より4万7,000人減の64万7,000人となり、目標の75万人にも届いておりません。また、売上高は前年度比1,800万円増の4億4,000万円となっているものの、物販部門の店舗売り上げが400万円ほど落ち込み苦戦をしています。

県地産外商公社は、周辺に新たな商業施設ができて人の流れが減ったことなどをマイナス要因に挙げておりますが、営業展開そのものに課題がありはしないか、産業振興推進部長にお聞きします。あわせて、目標達成に向けた新たな営業戦略について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、まるごと高知はことし8月、開店以来5周年を迎えますが、このアンテナショップには多額の県費が投入されております。例えば平成26年度は建物の家賃負担など一般財源投入額が2億7,200万円となっています。こうした状況を改めて認識した上で、さらなる営業努力が必要だと考えますが、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、中山間対策についてお聞きをします。

ここでは集落活動センターについてでございます。中山間地域の維持・再生に向け、非常に有効な取り組みであると考えます。県は2015年度末に30カ所、そして2012年度から10年間でおおむね130カ所の設置を目標にしていますが、さらなる拡大に向けては、今般の国の地方創生の動きを生かし、市町村との連携協調を図っていくことが必要となってくると考えます。

そこで、これまで進めてきた集落活動センターの取り組みの現状や課題を踏まえ、今後どのように集落活動センターの拡大につなげていくのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

次に、中山間総合対策本部は本年度の重点テーマとして、生活を守る視点から生活用品を容易に確保できる仕組みづくりとして、地域の商店や移動販売への支援を強化する方針を掲げていますが、具体的にどういった支援強化を考えているのか、また関連する予算措置はどうなっているのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

次に、生涯現役社会の実現に向けた取り組みについてでございますが、生産年齢人口が減少する中で、高齢者は今後急増することが予想されます。高齢者は就業意欲が高く、経験や知識を備えている社会的資産でもございます。これからの社会を支える人材と見る視点が重要だと考えます。

ところで、生涯現役社会の実現に向け、大いにその役割を果たしているのが、社会参加の輪を広げ地域に貢献しようを合い言葉に活動しているシルバー人材センターの高齢者でございます。シルバー人材センターは退職した高齢者らを登録し、仕事を提供する公益法人等で、昨年3月末で全国に1,268法人あり、会員は約73万人に上ります。県内は20団体あり、平成26年度の会員は4,549人となっておりますが、近年は減少傾向にございます。

シルバー人材センターは元気な高齢者の格好の働く場所となっております。そうした中で現役世代の雇用に配慮し、民間企業を圧迫しないようにと、厚労省が原則として労働時間が週20時間を超えないことや、労働日数が月10日以内になるように指導しているため、利用しにくいという高齢者もおられます。しかしながら、介護

や農作業といった現場には、若い人材が集まりにくい現状も一方でございます。全国の人材センターへの調査では、約6割が就労時間や業務内容の条件の緩和や撤廃を求めています。

こうした中、国は国家戦略特区の認定区域において、派遣事業に限ってではございますが、週20時間を週40時間へと延長するための法案を提出しており、今国会で審議されているところでございます。年々ふえる高齢者に働きやすい環境を整え、人手不足の中、活用したいという自治体などの要望に応えた形となっております。また、65歳の定年後も働き続けたいという人も多く、65歳以上にも雇用保険を適用することや、高齢者を雇う企業への支援策の充実も検討していくこととしています。特に、基準の見直しを強く求めていた自治体は、規制緩和の動きはありがたい、元気な高齢者に支える側で活躍してもらうことが、高齢社会を乗り越える鍵になると歓迎されております。まさに同感でございます。

日本一の健康長寿県づくりを目指している本県こそ、この規制緩和の見直し等を国に要望すべきと考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、土木行政についてお聞きをします。

県内の老朽インフラの総点検についてでございますが、橋やトンネルの点検義務化については、2012年12月の山梨県中央自動車道笹子トンネル、天井板崩落事故を受け、2014年7月改正の道路法施行規則で定められました。長さ2メートル以上の橋、全てのトンネルと歩道橋を、統一基準に沿って5年に1度点検しなければなりません。

こうしたことから県と市町村は、昨年度末までに管轄施設の総点検を行う5カ年計画を策定しておりますが、県と市町村が管理する道路インフラはどれくらいあるのか、まず土木部長に

お聞きをします。

また、橋の老朽点検をするに当たり、技術職員の少ない市町村の負担を軽減するための方策として、県などによる点検業者に一括発注する仕組みを取り入れて点検を推進していくとしておられますが、5カ年計画の中で具体的にどのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きをします。

次に、老朽インフラの点検後には、当然維持管理や更新費用の問題で、財源の捻出が大きな課題となってこようかと思えます。市町村からは、管理する橋が多く改修などにどれくらい費用がかかるか不安だ、補修する橋が多く改修などにどれくらい費用がかかるか不安だ、補助金のかさ上げを検討してほしい等々要望がたくさんあるようでございますが、県としてこうした課題にどのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、教育行政についてお聞きをします。

まず、英語教育の推進についてお聞きをします。グローバル化が急速に進展する現代社会では、今を生きる子供たちが将来にわたって国際人として通用していくには、好むと好まざるにかかわらず語学力、特に国際共通語である英語力を身につけさせておかねばならないと考えます。そのためにも、小中学校及び高等学校での英語教育の重要性や必要性が高まってきています。国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、新たな英語教育が本格展開できるように、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画に基づき、体制整備等を含め2014年度から随時改革を推進しています。小学校高学年における英語の教科化もその一環であります。

こうした環境の中で、本県においても英語教育の充実強化が強く求められているところですが、その現状と課題、そして今後の取り組みの

展開について教育長にお伺いをいたします。

次に、小中学生の健康及び体力づくりについてお聞きをします。

小学生の健康及び体力づくりにおいては、1つには学校給食の充実が欠かせません。その意味で学校給食での新鮮な地場産物の使用割合を高めることが求められていると考えます。学校給食は食育の生きた教材であり、地元食材を多く使うことにより、子供たちが地域の食文化に触れるよい機会にもなると考えます。

近年、教育現場では食育が進んでおります。その効果を科学的に検証する文科省のスーパー食育スクールに、2014年度は香美市の大宮小学校、2015年度は南国市の十市小学校が指定されております。また、県内各市町村においては、生産者との連携などにより学校給食の地産地消が推進されています。こうした努力の結果、文科省調べの県内学校給食における地場産物の活用状況調査では、本県は平成25年度で39.9%となっており、全国平均より14.1ポイントも高くなっております。今後も使用割合を高めるための努力を続けていただきたいと思います。

同時に、健康及び体力づくりには、子供のころからの健康的な生活習慣の定着が重要だと考えます。文部科学省の学校保健統計調査では、裸眼視力が1.0未満の県内小学生の割合は2014年度に28.8%、中学生は47.8%となっています。ちなみに全国平均は小学生30.16%、中学生53.04%でございます。こういった視力低下の背景には、スマートフォンやゲームの長時間利用などが影響しているのではないかと推測しますが、この際スマートフォンやゲームの適切な利用なども含めて、子供たちの健康にとって望ましい生活習慣を確立することが必要だと思いますが、そのための取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

次に、子供の運動、スポーツの充実について

お聞きをします。

文科省が2012年に策定したスポーツ基本計画は、子供のスポーツを「健康や体力の基礎を培い、人間形成に重要な役割を果たすもの」と定義をしています。最近では、社会保障費抑制の観点からも、運動、スポーツの重要性がより高まっています。そうした中で、運動、スポーツを予防医療の一環として位置づけるべきだとし、子供のころのスポーツで骨や筋肉が丈夫になる、大人になってからでは遅い、また生活習慣病だけでなく女性に多い骨粗鬆症などは、発育期の運動で予防できるとしています。

こうしたことから、高齢期に備えた体の基礎づくりとして、小学校体育を充実させるべきだとの声が多くあります。また、朝の授業前に運動することや、放課後運動教室に参加し地道に体を動かすことで脳が活性化し学力アップにつながる、こうした例もございます。

高知の子供を日本一元気な子供にするための運動、スポーツの充実への取り組みについて教育長にお聞きをしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安全保障関連法案に関して、憲法解釈の変更が認められる際の合理的な理由と根拠についてお尋ねがございました。

6月15日の衆議院憲法審査会地方公聴会では、私は県議会でも今までも申し上げてきましたとおり、憲法9条のもとであくまでも自衛の目的に限定した形であれば、集団的自衛権の行使も一定容認されるべきであるという考え方を述べさせていただきました。集団的自衛権の行使については、一定の解釈変更による対応はあり得るにしても、あくまで憲法9条のもとでの武力の行使の旧3要件の範囲内に実質的におさまることが必要であるとの考えであります。

例えば、旧3要件のうちの第1である、我が国に対する急迫不正の侵害があることということにつきましては、これまでは我が国が直接攻撃を受ける事態に限定されていたわけでありませんが、直接攻撃を受ける事態ではないものの、他国への攻撃であるAという事態が発生したとき、Aが起こると我が国に対する直接攻撃であるBという事態、すなわち急迫不正の侵害が起こるという連鎖が見込まれるのであれば、他国への攻撃であるAという事態も、我が国への急迫不正の侵害とみなしてよいと考えられる場合もあるのではないかと考えております。

科学技術の発達により、兵器の破壊力やスピード、精密化などあらゆる点での性能の向上により、予測不可能な攻撃がさまざまな形態で遠隔地からでも瞬時に加えられるといった、我が国の平和と安全に影響を及ぼし得る、以前なら考えられない事態が十分起こり得るという事実があり、このため我が国の安全は我が国一国では守ることができず、国際協調によらなければならないという状況にあります。国際協調により我が国の安全が守られるということは、他国への攻撃が我が国への攻撃につながり得る可能性も十分にあるということでもあります。

こうしたことから、集団的自衛権にもよらなければ、我が国の安全は守られないという場合もあると考えます。ただし、そうであっても、あくまでも憲法9条の範囲内、すなわち旧3要件から連続的かつ合理的な範囲内にとどまることが必要であり、この点は厳に堅持しなくてはならないとの考えであります。

次に、安全保障関連2法案についての違憲性についてお尋ねがございました。

先ほどもお答えしましたとおり、私は集団的自衛権の行使に関しては、武力行使の旧3要件から連続的かつ合理的に展開できる範囲内におさまるものであれば、憲法9条に照らして合憲

であると思っております。この点、例えば他国に対する攻撃であっても、我が国に対する急迫不正の侵害と実質的にみなせることが必要だと考えます。政府としても違憲となることのない範囲内で安全保障関連法案の策定を意図しているものと考えますが、まだ国民の中に懸念の声があることも事実であります。最新の世論調査では、81%の方が安全保障関連法案について、政府は十分に説明していないとの回答をしているところであります。

私としては、改めてこの法案が憲法9条のもとで許される旧3要件の範囲内に実質的におさまっているかどうかについて、国会の場で個別事例に即して徹底して議論を行っていただきたいとの考えであります。例えば、他国に対する攻撃が我が国に対する急迫不正の侵害と実質的にみなせるか否かは、個別事例に即して判断されるべきものであります。また、自衛隊の後方支援活動についても、憲法9条で許されない他国の武力行使との一体化に当たらない範囲にとどまるよう、個別事例に即した議論をしていただきたいとの考えでございます。

次に、自衛隊のリスクについてのお尋ねがございました。

自衛隊員は従前より防衛やPKO、災害派遣等に際しさまざまなリスクを負って任務を遂行してきておられます。安全保障関連法案では、自衛隊に新たな業務が加わることとなりますが、これを行うことになれば当然に隊員の任務がふえ、それに伴う新たなリスクも想定されるところであります。

したがって、これまで以上に安全対策を整える必要がありますが、この点、政府は自衛隊を派遣するに当たり法案の条文や運用面において、海外派遣の際には国会承認により歯どめをかけること、後方支援の際には隊員の安全確保のため、戦闘行為が発生した場合、直ちに活動を休

止、中断する仕組みを整備することといった安全確保の仕組みを設けることとしています。さらに、隊員が任務を遂行するに当たっては、新たな業務に対応する訓練や教育を事前に行うこととしているところであります。

このような政府における工夫、仕組みが盛り込まれているものであります。これらが自衛隊員の安全を確保する対策として十分かどうか、国会の場で十分に議論をお願いしたいと思うところであります。

次に、県内市町村議会の動きについてどのように見ているかとお尋ねがございました。

御指摘のように、県内市町村議会の中には安全保障関連法案に関し、廃案や慎重審議を求める意見書が可決されているところがあることは事実であります。こうした同法案に対する懸念の背景としては、いまだに同法案についての説明や議論が十分でないことが挙げられるのではないかと思われ、事実、先ほども申し上げましたとおり、最新の世論調査では81%の方が安全保障関連法案について、政府は十分に説明していないとの趣旨の回答をされているところであります。

政府や国会においては、こういった意見や調査結果があることを重く受けとめ、国会において同法案に関し丁寧な説明とともに徹底した審議をしていただきたいと思っております。とりわけ我が国の安全保障環境の改善に十分に資することとともに、合憲であることを両立させることが大事なポイントであり、この点は個別事例に照らした徹底した議論が求められるところであると考えているところであります。

次に、地方創生先行型交付金の上乘せ交付は、本年10月までの総合戦略策定が条件のため、現場から時間が少な過ぎるという声もあるが、こうした国の手法に対する受けとめについてお尋ねがございました。

本県は、全国に先行した人口減少による経済の縮みが、若者の県外流出と、特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様が暮らしが一層厳しくなるという、人口減少がもたらす負のスパイラルによる痛みを既に経験しています。課題解決の先進県を目指して、その克服に向けた取り組みを進めているところでございます。

急速に人口減少、少子高齢化が進む我が国において、その克服に向けた対策は待ったなしの課題であり、対策を講じることがおくれればおくれるほど、その克服に向けた道のりが険しくなることは必定であります。こうしたことから、国が地方創生先行型交付金の上乗せ交付について、10月までの戦略策定を条件とするタイプを設け、各自治体にできるだけ早期に総合戦略に基づく実効的な対策を講じてほしいと意図することは、一定理解できるものだと考えております。

県内の状況を見ても、県内34市町村の全てが年度内に総合戦略の策定を予定しております。そのうち31市町村が10月までの策定を目指しており、その意欲と御努力に心から敬意を表するものであります。他方、各市町村とも非常にタイトなスケジュールで策定作業を進めなければならないこともまた事実であります。このため、県としても各市町村の取り組みをしっかりとサポートしていきたいと考えております。

そもそも産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、これまでの取り組みを土台とした県の総合戦略をこの3月に全国の都道府県の中で最も早く策定し、県の考え方を示したのも、市町村における早期の総合戦略の策定に役立てていただくことを意図したものであります。さらに、ワンストップの支援窓口として位置づけました産業振興推進地域本部を中心に、引き続き全力でサポートすることで、具体

的な数値目標の設定や、政策や事業のPDCAサイクルがしっかり組み立てられた総合戦略が全ての市町村で策定されるよう支援してまいりたいとの考えでございます。

次に、産業戦略を進めるに当たって、県内7ブロックごとに連携強調し、施策の展開を図ることについてお尋ねがございました。

産業政策を進めるに当たり、複数の市町村が広域的に連携した取り組みを進めることは、効果的な役割分担や相乗効果の実現という点で極めて有効であると考えます。第2期産業振興計画では、現在253の地域アクションプランが実施されておりますが、この中でも既にブロック単位で複数の市町村が連携した取り組みが進んでおります。例えば、観光分野では、幡多地域の市町村が連携して一昨年に開催した「楽しまん！はた博」が対前年度の116%に相当する146万人の集客を達成しました。また、現在安芸地域の市町村が連携して実施している「高知家・まるごと東部博」も盛り上がりを見せており、今後の成果が期待をされます。さらに、移住促進に関しては、嶺北地域の町村と民間団体とが連携して取り組みを進めており、着実な移住者の増加につながっております。

これらの実績からも、複数の市町村が連携した取り組みは大きな効果が得られると考えられますので、今後各市町村が策定される総合戦略においても、7つのブロックごとに、あるいはブロックを越えて連携する取り組みを積極的に位置づけ、実行していただきたいと考えております。また、県の産業振興計画もこうしたブロック単位などでの市町村間の連携した取り組みの土台として、積極的にコーディネート役を果たし得るものとなっていると考えているところで

す。既に各市町村におきましては、総合戦略を策定する議論の中で、各観光分野を中心に広域連

携に取り組む検討が進められております。また、国も従来の縦割りを排除し、広域で連携する自治体の取り組みを積極的に後押しする方針を示しているところでございます。県としましては市町村間の連絡調整に積極的な役割を果たすなど、引き続きサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、職業教育を行う新たな高等教育機関の誘致についてお尋ねがありました。

我が国の経済社会が国際的な競争にさらされる中、経済再生を果たし持続的に発展していくためには、専門的かつ実践的な知識の進化にも対応でき、新しい変化をつくり出せるプロフェッショナルな人材を育てていくことが重要であります。そのためには、大学を中心とする高等教育機関の学術研究をもとにした現在の教育とともに、企業等と連携しながら実務に基づく知識や技術を学ぶことができる、実践的な職業教育の充実も必要であると考えております。また、こうしたことについては、委員を務めさせていただいている国の教育再生実行会議の場においてもこれまで主張してきたところであります。

現在、国の中央教育審議会におきまして、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化についての検討が始まっております。これから具体的な制度設計が行われる段階であります。また、高等教育機関として、その教育内容や方法、国際的に通用する学位の授与、必要となる教員の数や資格、施設や設備の要件など教育の質を保証するためのさまざまな課題もございません。

県としましては、県勢浮揚を図るために産業人材の育成確保は重要な課題であります。こうした新たな高等教育機関は、質の高い職業人の育成はもとより、今後ますますニーズが高まる社会人の学び直しの機会の拡大につながるものであり、大いに期待もしているところであります。

す。今後、こういった運営主体がその受け皿になるのかも含め、まずは国による制度化の動向を注視するとともに、機会があれば誘致もしたいと考えているところでございます。

次に、主権者教育の一環として、中学生を対象に講義をしてはどうかのお尋ねがございました。

我が国の将来を担う中学生には、まず民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義、政治参加の重要性や選挙の意義などを学校でしっかりと学び、市民、国民として行動する上で必要とされる知識や能力を身につけてもらうことが肝要であると考えます。その過程において、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てることも重要なことであり、その際には地域の人々と一緒に身の回りの課題について考え、いろいろな世代の人々とともに解決に向けて行動するという経験や学習を重ねることも効果的であると考えます。私自身も若者と社会を結びつける、若者の政治参加や自治意識を育てるといった観点からも、御提案のようなことも考えさせていただきたいと、そのように考えます。

次に、今回の日本国債の格下げをどう見ているのかについてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、去る4月にフィッチ・レーティングスにより財政再建に対する政治的なコミットメントが不十分であるとして、日本国債の格付がシングルAプラスからシングルAに1段階引き下げられました。

債券相場は、さまざまな要因が複合的に絡み合って影響を及ぼしているため、今回の格付の引き下げが現状で直ちに日本国債や地方債に影響を及ぼすものではないと考えていますが、いずれにしましても、国が財政再建に向けた確固たる意思を示すことは重要であると考えております。

こうした中、政府は経済・財政一体改革を行うこととし、昨日骨太方針を閣議決定いたしました。この中では経済・財政再生計画のもと、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の3本柱の改革を成果指標を用いた進捗管理を通じて着実に進めることで、2020年度にプライマリーバランスの黒字化を実現することとされております。こうした今回の骨太方針の内容は、財政健全化への政府の意思を明確に示したものであり、私としてもこのような取り組みにより国の財政健全化が前進するよう期待するところでもあります。

最後に、臨時財政対策債についてのお尋ねがありました。

臨時財政対策債につきましては、国の厳しい財政事情によって、本来地方交付税で措置されるべき地方公共団体の財源不足を補填するために、特例的に発行している地方債であります。この地方交付税の代替財源という性格から、議員御指摘のとおり、その元利償還金の全額が地方交付税で措置されることとなっており、県債残高においても実質的な借金ではないものとして取り扱っているところであります。地方が地域の実情に即した取り組みを進めるための一般財源総額の一部が、国の事情によって臨時財政対策債として確保されているところでありますが、本来このような特例措置に依存することは望ましくないものと考えております。

こうした中、平成27年度の地方財政計画では、一般財源の総額を前年度比1.2兆円増額して確保する一方で、臨時財政対策債は1.1兆円圧縮をし、特例措置に依存しない、持続可能な制度の確立に向けた一歩が踏み出されたのではないかと考えているところであります。今後も地方の一般財源総額の確保と、地方交付税の法定率の見直しや臨時財政対策債の縮減などに向け、全国知事会などを通じて提言を行ってまいりたい

と考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まず、高齢者の移住促進に関して、県と市町村との間で検討協議会を設けることについてお尋ねがありました。

都市部の企業などで長年活躍をされ、さまざまな分野のスキルやノウハウを持ったシニア層の中には、リタイア後も地域や社会へ貢献したいと望んでおられる元気な方、いわゆるアクティブシニアが大勢いらっしゃいます。こうした方々は、県経済や地域の活性化に取り組む本県にとりまして大きな戦力になっていただけるものと考えております。また、アクティブシニアの方々が移住をすることで、消費等による経済波及効果も見込まれますし、2020年をピークに65歳以上の高齢者数が減少に転じる本県では、その時点で医療や介護などのサービス基盤を有効に活用できる可能性もあるのではないかと考えております。

現在国で検討されているCCRCは、地域社会において健康で活動的な生活を送るとともに、医療や介護が必要なときには継続的なケアを受けることができる地域づくりを目指すもので、アクティブシニアの方々の将来の医療や介護に対する不安を和らげる効果もあることから、その仕組みが整っていくことは移住促進にも有効だと考えています。

一方で、CCRCの実現のためには社会保障費の負担や福祉人材の確保の問題など、さまざまな条件をクリアしていく必要もあります。そのため、本県では産学官民連携センターをプラットフォームとした研究会を5月に立ち上げまして、高知版CCRCの検討を進めており、県内企業や大学、県のほか関心を持つ幾つかの市町村もこれに参加をしております。

今後、この研究会において、年内には高知版CCRC構想が取りまとめられる予定ですので、これを踏まえて県の平成28年度版の総合戦略に、これを踏まえて県の平成28年度版の総合戦略に、移住者にとっても、また地域にとってもメリットがある高知版CCRCの取り組みを、プロジェクトの一つとして位置づけることができればと考えております。その際には、市町村と連携協調して進めることが不可欠でありますので、高知版CCRCに関心を持つ市町村との間で、総合戦略の策定過程を通じて具体的な協議を進めていきたいと考えております。

次に、まるごと高知の営業展開の課題及び目標達成に向けた営業戦略についてお尋ねがございました。

言うまでもなく、まるごと高知を設置しました狙いは、首都圏で県産品の売り場を常時確保するとともに、店頭での販売にとどまらず、プロモーション、外商、店舗の各部門の活動が相乗効果を上げることにあります。このため、店舗をショールーム的に、あるいは商談の場としてフルに活用しての外商活動、高知の食文化や観光などの情報発信、テストマーケティングなどの商品の磨き上げの拠点としながら、各部門が一体となって活動することで、県経済の底上げにつなげる成果を目指してまいりました。設置以来、全体の売り上げは順調に伸び、外商活動による成果も大きく伸びておりますので、その役割は十分に果たしつつあるものと考えております。

しかしながら、昨年度は消費増税の駆け込み需要の反動が大きく、東京地区のほとんどの百貨店で売り上げが減少する中、まるごと高知もお話にありましてとおり、来店者数や物販店舗での売り上げが前年度を下回る結果となりました。昨年度もリピーターや新たな来店者を呼び込むべく、売れ筋ランキングの掲示を初め、商品陳列の工夫や試食販売の実施、メディアへの

情報発信などさまざまな集客の努力を重ねてまいりましたが、消費増税に加えて、近隣のエリアに大規模な商業施設がオープンしたことによる銀座周辺の客足の減少、また入居しているビルの外装工事の影響というマイナス要因もありまして、結果としてこうした努力が及ばなかったものと分析をしております。

本年度は、4月にビル全体が明るく開放的な外観にリニューアルをしたことに合わせて、入り口から店舗内が見渡せるよう内装の工夫をいたしました。また、近隣の商店街や他県のアンテナショップと連携した集客につながるイベント販売なども行いました結果、4月から6月の物販店舗の売り上げは昨年度を約9%上回っております。4月からはプレミアムつき商品券を発行しまして、より多くのお客様を呼び込むとともに、5周年を記念した催事の実施に合わせて、地下売り場の商品構成の見直しを行うこととしております。また、開放的になった店舗前でのイベントを企画して、これをプロモーション部門がタイムリーに情報発信するなど、各部門の相乗効果を発揮しながら、店舗への一層の集客と売り上げの確保につなげてまいります。

次に、まるごと高知に多額の県費が投入されていることを踏まえた営業努力についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げましたとおり、アンテナショップは実店舗を拠点としつつ、店舗運営、外商活動、情報発信という3つの機能の相乗効果を発揮させながら、県経済に寄与することを目的に、県産品の認知度向上、事業者の販路拡大を精力的に支援してまいりました。その結果、提案説明で知事からも申し上げましたように、地産外商公社の仲介、あっせんによる成約の件数と金額が年を追うごとに大きく伸びるなど、まるごと高知を拠点とする公社の活動は着実に成果が上がっているものと考えております。

この公社の活動を費用対効果で見えますと、平成26年度には建物の家賃や公社の外商活動に対する補助金、県派遣職員の人件費など合計で2億7,200万円を投入しております。一方で、昨年度の外商の成約金額や店舗での売上原価などをもとに算出した年間の経済波及効果は約35億円と、投入額の13倍近くに達しております。また、本県や県産品がテレビなどに取り上げられたことによる広告換算効果は約52億円に上っておりますので、まるごと高知を拠点とする公社活動への投資は十分な効果をもたらしているものと考えております。

さらに、店舗におきましては、バイヤーとの商談の場などとして外商活動を支援する機能や、テストマーケティングなどの商品の磨き上げを支援する機能、さらに情報発信の機能を果たしており、これらを活用することで、外商に意欲的に取り組まれる事業者も年々ふえてきております。こうした効果は経済効果として数字であらわすことはできませんが、まるごと高知がその設置目的にかなう役割を果たした結果であると考えております。

一方、本年度からは家賃の上昇と外商活動を全国展開するための体制強化に伴い、投入額を大幅にふやしております。このため、これまでの成果に決して満足することなく、先ほど申し上げました店舗での取り組みに加えまして、公社がこれまで培ってきた外商のノウハウやネットワークを活用して全国規模で外商活動を展開することなどによりまして、本年度の投資に見合う、より大きな成果を目指して公社とともに努力を重ねてまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、平成26年度の県税の収入済額、不納欠損額及び収入未済額の決算見込みにつきまして、また平成27年度の県税収入の見込みと確保につきましてお尋ねがござ

いました。

平成26年度の県税の決算見込みは、581億5,300万円の調定額に対し、収入済額は569億2,600万円、収入率は97.9%で、平成25年度決算と比較いたしますと約29億7,700万円の収入増となっております。また、不納欠損額は9,200万円で、これらの結果、収入未済額は前年度より1億9,100万円圧縮いたしました11億3,500万円を見込んでおります。

次に、平成27年度の県税収入の見積もりにつきましては、消費税率引き上げに伴う反動減の影響を考慮しながらも、その後は緩やかに景気回復が見られたこと、地方消費税引き上げの影響が平年度化することなどを踏まえ、平成26年度決算見込み額よりも6.7%、約38億円増の607億3,500万円を見込んでおります。

この県税収入の確保に向けましては、産業振興計画の推進等により税源の涵養を図るとともに、収入率を向上させる必要があると考えております。収入率の向上のためには、新たな滞納を発生させないことが重要です。特に滞納件数の多い自動車税におきまして、納期内納付の周知に向けた広報活動に取り組んでおり、6月1日が納期限でありました本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで前年度より0.9ポイント増の80.1%となりました。なお、残念ながら滞納となった場合は、県税収入の確保や公平性の確保のため、滞納処分の執行を含め引き続き適切に対処してまいります。

次に、税外未収金の平成26年度末の残高見込みと、その解消に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

税外未収金の平成26年度末の残高見込みは精査中ですが、現在のところ約52億4,000万円となっております。この税外未収金に対しては、誠実に納付をしていただいている他の多くの債務者との公平の観点から、早期の支払い

を求め、必要に応じ法的措置にも訴えて回収を進めてまいります。

一方で、適正な債権管理の観点も重要であり、回収不能になった税外未収金については一定の整理が必要であると考えております。このため、回収の可能性をもとに引き続き回収を進めるべき事案かどうか、個別慎重に判断を行い、支払いの猶予や債権放棄を行うことも含め、適正な債権管理に努めてまいります。

次に、処分に時間を要する遊休財産などの有効活用策の取り組みについてお尋ねがございました。

遊休財産の処分については、平成16年度以降、3カ年ごとの遊休財産処分計画を策定し、積極的な売却に取り組んでまいりました結果、平成26年度までの累計で135件、約79億3,900万円の売却を行ってまいりました。また、処分に当たって県のホームページや現地看板の設置などにより対象物件の情報を提供した結果、県が処分するまでの間、工事作業員の駐車場や資材置き場などに利用したいといった御要望があり、期限を定めて有償にて貸し付けを行うという事例がございました。今後ともこうした取り組みによりまして財源確保に努めてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画に関して、地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村に地域ケア会議の設置などを促す具体的な取り組みについてのお尋ねがありました。

今回の介護保険法の改正で法定化されました地域ケア会議につきましては、保健・医療・介護などの多職種が協働し、支援を必要とする高齢者が抱えます個別課題の解決を図りますとともに、地域の課題を解決するための住民ニーズに応える新たなサービスの確保を目指すなど、

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていく上で大変重要な役割を担うものだと認識をいたしております。このため、県といたしましても市町村による会議の早期設置に向けまして、平成23年度からモデル事業の実施や、会議をコーディネートする人材育成などに積極的に取り組んでまいりました結果、今年度中に28の保険者が会議を設置する予定となっております。

こうした中、これまで会議の開催に取り組んでまいりました市町村からは、地域で不足していたサービスが明らかになり、新たなサービスの確保につながったといった成果の一方で、会議の円滑な運営や構成員となりますリハビリ専門職の確保などといった面で課題が生じていることもお聞きをいたしております。このため、県では具体的な会議の運営方法などを解説した県版の運営マニュアルを作成し、会議を主催する地域包括支援センターの職員を対象に実践的な研修を実施いたしますとともに、会議においてリハビリ専門職の助言が得られるよう、県理学療法士会などとも連携の上、アドバイザーの派遣を行うなど、効果的な会議の運営に向けまして市町村を積極的に支援していくことといたしております。

次に、生活支援コーディネーターの養成に向けた具体的な支援策についてのお尋ねがありました。

今後の高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者などといった支援や配慮を必要とする高齢者の増加が見込まれており、地域での見守り体制や、家事や外出などの際の生活支援、さらには運動機能などの維持・向上に向けた介護予防の取り組みなどの充実強化といったことが、今後ますます必要とされてまいります。このため、今回の介護保険制度の見直しでは、高齢者の一人一人のニーズに応じたこうしたサービスの確保に向けて、担い手の養成やサービスを調

整する役割などを担う生活支援コーディネーターを、平成30年4月までに全ての市町村で配置することが義務づけられております。

県では、こうした重要な役割を担う生活支援コーディネーターを養成するため、今年度から地域福祉活動などの経験を有し市町村の推薦を受けた方々を対象に、地域住民が主体となったサービス提供体制の整備方法などについての実践的な研修を実施することといたしております。あわせて、県としましても地域の実情に応じた介護予防や日常生活支援サービスなどの確保に向けまして、高知県老人クラブ連合会や高知県シルバー人材センター連合会などとも連携し、サービス提供の担い手ともなります人材の育成に取り組みますとともに、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどを活用したサービス提供拠点の整備などに取り組む市町村を積極的に支援してまいります。

次に、認知症対策に関して、より具体的な目標を掲げた取り組みが必要ではないかとのお尋ねがありました。

認知症対策につきましては、日本一の健康長寿県構想の重点施策として位置づけ、早期の診断と治療に向けた医療体制の充実強化を初め、医療と介護の連携体制の構築や認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、さらには御家族の介護負担の軽減につながる支援策などに取り組んでいるところです。平成24年度から27年度までを第2期とする構想の中では、認知症疾患医療センターを県下に5カ所設置することや認知症サポーターを3万人以上養成すること、さらには認知症患者を介護する家族の集いを全ての市町村などにおいて開催することを具体的な数値目標として定めております。

構想に掲げました目標のうち、認知症疾患医療センターの設置及び認知症サポーターの養成につきましては既に目標を達成しておりますが、

家族の集いの開催は24市町村での開催にとどまっている状況にあります。このため、今後はあったかふれあいセンターなどを活用した、認知症の方と家族の居場所となります認知症カフェの設置などに取り組み、地域住民をも巻き込んだ支援の場の拡大を通じまして、御家族などの介護負担の軽減へとつなげてまいりたいと考えております。今後とも、こうした取り組みなどを通じまして、認知症の方が住みなれた地域で、その御家族と安心して暮らし続けられる支援体制づくりを目指してまいります。

あわせて、初期の段階からの診断と対応がその後の進行を大幅におくらせることも可能だと言われております認知症患者を、地域で見守り、支えていくためには、国の認知症施策推進総合戦略に掲げられました数値目標や、取り組みの最終年度に入りました第2期構想のこれまでの取り組みの成果と課題なども踏まえまして、必要となります人材の養成や確保などといった分野における新たな数値目標の検討なども必要になってくるものと考えております。

次に、ひとり暮らしの高齢者などを、在宅や小規模な地域単位で支えていくための仕組みづくりについてのお尋ねがありました。

地域における支え合いのきずなの力が弱まる中で、ひとり暮らしの高齢者などが住みなれた地域において安心して暮らし続けていくためには、在宅医療・介護・福祉、住まいの整備などによる包括的なネットワークを地域住民と一体となつてつくり出していく、高知型福祉の実現に向けた取り組みのなご一層の充実強化を図る必要があります。その際には、これまで本県が独自に整備を進めてまいりましたあったかふれあいセンターなどを、地域の創意と工夫を生かしながらうまく活用することなどを通じまして、医療・介護・福祉制度などに基づく既存のサービスとの新たなネットワークを構築することな

どにより、高知型福祉の新しい形を地域地域で作り出していくといった取り組みが欠かせないものと考えています。

具体的には、6月補正予算案にも盛り込みました、あつたかふれあいセンターなどを活用した認知症カフェの設置や、リハビリテーションの視点を取り入れた新たな介護予防サービスなどの提供、さらには今年度から取り組んでおります配慮が必要な高齢者の住まいの確保に向けた市町村の取り組みなどにつきまして、県としても積極的に支援することなどを通じまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせることができるよう、全力を挙げて取り組みを進めてまいります。

こうした地域における支え合いのネットワークを意図的、政策的につくり出していく取り組みを推進していくことが、結果として介護保険制度の見直しを初めとする国の社会保障制度改革への柔軟な対応を可能にいたしますし、そして何よりも雇用の創出と社会保障負担の軽減などを通じまして、中山間地域などの活性化へとつながっていくものと考えています。

次に、少子化の問題に関して、他県の先行事例などを参考に地域の特性を生かした取り組みを展開することが、子供の減少を食い止めることにつながるのではないかとのお尋ねがありました。

議員からのお話にもありましたように、全国の自治体の中には少子化による人口減少の流れに歯どめをかけるため、地域の創意と工夫を生かした独自の対策を講ずることにより、その成果を上げている自治体もございます。

国におきましても、本県知事がチームリーダーを務めます次世代育成支援対策プロジェクトチームが中心となった全国知事会の提言などを受け、平成25年度、26年度の補正予算におきまして、こうした地方の取り組みを支援していく

ための地域少子化対策強化交付金を創設いたしております。結婚から妊娠、出産、育児に至るまでの切れ目のない支援を目的に、これまで自治体が踏み出せなかった先駆的な取り組みを後押しする上で大きな役割を果たしており、平成26年度は47都道府県の244市町村で活用されたと伺っております。

本県におきましても、全国に比べ生涯未婚率や平均初婚年齢が高い状況にあること、さらには妊娠期からの切れ目のない子育て支援策の充実強化といった課題などに対応するため、交付金を活用し、結婚を希望する方への総合的な支援策や出会いから子育てまでのライフステージの各段階に応じたきめ細かな取り組みを展開しているところです。

交付金の活用事例は実施主体となる自治体が、また好事例などについては内閣府がホームページなどで公表することとなっており、こうした取り組み事例が県下の市町村のお手本ともなり、積極的に利活用されることで少子化の克服へとつながっていくことが大いに期待もされるところです。このため、5月にはこうした支援制度の財源確保と恒久化に向けまして、本県知事が全国知事会を代表して国への緊急提言を行ってまいりました。

最後に、国の地方創生に向けた包括的な施策の方向性を踏まえ、少子化対策に取り組む必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

少子化対策の取り組みにつきましては、国と地方との適切な役割分担のもと、子育て家庭に対する支援策の充実強化はもちろんのこと、ライフステージに応じた多様な働き方が可能となる就労環境の整備や、未婚化・晩婚化対策への集中した取り組みなど、地域の実情に応じた総合的な対策が欠かせないものと考えております。この点、新たに策定をされました少子化社会対策大綱におきましても、これまでのややもすれ

ば子育て支援に重点が置かれてきた少子化対策について、従来の枠組みにとらわれることなく、結婚や子育てのしやすい環境づくりに向け、社会全体の仕組みを見直す方向での充実を図ることとされております。

生涯未婚率や平均初婚年齢が全国でも上位にある本県におきまして、独身の方が希望の時期に結婚の望みをかなえるためには、独身者の実情に応じたきめ細かな総合的な支援策が必要になりますし、一方で仕事と育児の両立などでお悩みの御家庭の皆様には、多様な保育サービスの提供や職場環境の改善を通じたワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、理想とする子供の数に現実の姿を近づけていくといった取り組みが今後ますます重要になってまいります。

このため、新たに策定をいたしました高知家の少子化対策総合プランでは、誰もが希望の時期に次代を担う高知の子供を産み育てやすい環境づくりに向けまして、成果目標などを定めて取り組みを進めているところです。あわせて、県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、基本目標の一つに若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえることを掲げ、これまで以上に他の施策との連携も図りながら、本県の地域特性を踏まえた少子化対策を推進していくこととしています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、少子化問題に関連して、子供を産み育てることの大切さなどを早い段階から学校教育で取り上げることについてお尋ねがございました。

将来、家庭を築き、社会の一員としての責任を担うこととなる児童生徒が、子供を産み育てることの意義などについて主体的に考えることができる力を身につけることは大変重要です。これまで出産や子育てに関する学習は、性に関

する指導を含めて関連する教科、道徳、特別活動等において学校教育活動全体を通して進めてまいりました。

少子化が深刻な社会問題となっている現状から、学校教育において子供を産み育てる意義や喜び、生命が世代をつないで受け継がれていくことの大切さなどについて、議員の御指摘のとおり早期から学ぶことが重要と考えております。このため、発達段階に十分配慮しながら医師や助産師、保健師による講話や乳幼児との触れ合い体験、妊婦体験等を通して命のとうとさを学び、人に対する思いやりの心を育むなど、より充実した学習ができるよう努めてまいります。

次に、本県における英語教育の現状と課題、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

英語教育については、高知県教育振興基本計画重点プランに基づき、小学校と中学校が連携して、外国語活動や英語教育を研究していく学校を指定するとともに、学習教材として開発したライティングシートや基礎英単語集を活用することなどにより、授業の改善を図ってまいりました。

一方で、本県の児童生徒の英語の学力については、小中学生の英語学習への興味関心が全国平均と比較して低いことや、中学生の英語で文章を書く力に弱さが見られることなども明らかとなっております。これらの要因の一つには、英語担当教員の指導方法にも課題があるのではないかと考えております。

こうした課題に対応するため、小学校高学年の英語の教科化がスタートする平成32年度までの達成目標を定めた高知県英語教育推進のためのガイドラインを策定したところでございます。これに沿って、小・中・高等学校を通じて子供が意欲的に英語を学ぶための教材を作成し、英語教員の授業力の向上を目指した研修の充実や中核教員の育成を図るとともに、特に小学校に

においては、英語の教科化に向けたカリキュラムや指導方法の研究開発などを計画的に進めてまいります。このような取り組みにより、それぞれの段階に求められる聞くこと、話すこと、読むこと、書くことといった英語の4技能をしっかり身につけさせてまいりたいと考えております。

次に、スマートフォンやゲームの適切な利用なども含めて、子供たちの健康にとって望ましい生活習慣を確立するための取り組みについてお尋ねがございました。

平成26年度の全国学力・学習状況調査結果では、携帯電話やスマートフォンの使用時間について、平日に2時間以上使用している高知県の児童生徒の割合は、小学6年生で8.3%、中学3年生で31.6%となっております。また、同じく平日に2時間以上ゲームをしている割合は、小学6年生で29.2%、中学3年生で36.2%となっております。小中学生が携帯電話やスマートフォン、ゲームを使用する時間は総じてふえてきており、睡眠時間の減少や朝食をとらないなどといった生活リズムの乱れから、視力の低下や疲労の蓄積など健康面への悪影響が心配されます。

子供たちの健康的な生活習慣の確立について、県では小・中・高校生を対象にした健康に関する副読本等の活用や、学校保健委員会による学校、家庭、地域が協働した取り組みのほか、「早ね 早おき 朝ごはん」県民運動を推進しているところでございます。

そうした中で、特に携帯電話やスマートフォンの利用に関しては、子供たちの健康面への影響のみならず、ネット犯罪やネットいじめなど、子供たちを取り巻くネットトラブルの増加など、さまざまな問題が深刻化しつつありますので、早急に総合的な観点からの対策を講ずる必要があると考えております。

これまでも学校での情報モラル教育を推進す

ることで、児童生徒に正しく安全に携帯電話やスマートフォンを使う力を身につけさせるように取り組んできましたが、利用時間の制限など適切な利用ルールを徹底していくためには、保護者を巻き込んだ取り組みが不可欠でございます。このため、PTA研修の場などさまざまな機会を通じて、ネットの適切な利用に関する家庭でのルールづくりを促しているところです。また、この秋には子供と保護者や教育関係者が参加する全県的なネットフォーラムを開催し、ネットの適切な利用が県民運動として広がるよう取り組んでまいります。

最後に、高知の子供を日本一元気な子供にするための運動、スポーツの充実への取り組みについてお尋ねがございました。

本県の子供の体力が向上して、運動やスポーツを通じて元気に活動することができるようになるためには、学校体育を充実させることに加えて、家庭や地域において日常的に体を動かす習慣や健康的な生活習慣の定着が必要です。そのため、保護者と幼児を対象とした運動遊び教室の開催や、幼稚園、保育所に運動遊びの専門指導者を派遣する取り組みなどにより、幼児期から家庭や幼稚園などで体を動かすことの楽しさを味わうことができる機会の充実を図っております。

また、運動やスポーツが好きな子供がふえることを目指して、学校全体で取り組む体制が不十分といった体育学習の課題の解決と健康教育の充実に向けて、体育・健康アドバイザーの増員や担当指導主事の新たな配置により、きめ細かな指導、助言を行うとともに、授業の質的向上に向けて副読本を活用した取り組みもさらに進めてまいります。

さらに中山間地域などでは、指導者の不足や身近で日常的に参加できる活動が少ないなど、運動やスポーツの機会が十分でない地域があり

ますので、これらの課題に対して複数の市町村や地域スポーツクラブなどが連携して、指導者の共有や合同イベントを開催するなどの取り組みを支援しています。これにより、子供たちが身近な地域において、学校や年代の枠を超えて運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進してまいります。

子供の運動、スポーツ活動の充実は、昨年度策定いたしました本県のスポーツ振興を抜本的に強化するスポーツ推進プロジェクト実施計画に重点項目として位置づけており、これに基づいて全ての地域で子供たちがスポーツに親しみ、夢や志を育むことができる環境の整備に努めてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、農業分野での新たな担い手の確保・育成の取り組み状況と今後の課題についてのお尋ねがございました。

県ではこれまで新たな担い手確保・育成を最重要課題の一つとして位置づけ、就農希望者を確保するためのこうちアグリスクールの開催や、就農希望者を対象とした実践研修への支援などに取り組んでまいりました。その結果、平成26年の新規就農者数は261人と一定の水準を維持しているものの、目標の280人の確保には至っていないことから、さらなる取り組みの強化が必要と考えております。

目標達成に向けましては、県内外から本県に就農を希望される方を今以上にふやしていく入り口対策と、就農を希望される方を産地や地域での就農に結びつける出口対策をさらに強化していくことが大きな課題であると考えております。

このうち、入り口対策としては、今年度から就農相談の窓口である県農業会議に就農コンシェルジュを2名配置しました。県内外で開かれる移住や就農に関する全ての相談会に出席し

て相談に応じるとともに、具体の相談内容を産地と情報共有する仕組みを構築するなど、就農希望者に対してきめ細かいフォローアップを行ってまいります。

また、出口対策としては、受け入れ側である産地や地域が従来の受け身であった姿勢を転換しまして、みずからが受け入れ体制を整備した上で、魅力ある提案を作成して就農希望者を募集する、そして確実に担い手へと育成していく産地提案型の担い手確保に取り組んでまいります。ことし2月からこの取り組みを開始しましたところ、現在19の市町村やJAなどが提案書を作成し、みずからが県外での相談会に出向くなど、積極的な確保対策につながりつつあります。このような市町村や関係する農業団体などと一体となった取り組みの強化により、さらなる担い手の確保・育成につなげてまいります。

次に、農家出身でない女性の新規就農の状況と今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

議員のお話にございました農家出身でないにほぼ該当すると思われるIターンにより就農した女性農業者は、県の新規就農者調査によりますと、平成20年が14人、21年が13人、近年では平成25年が20人、26年が27人と増加傾向になっておりますが、全体に占める女性の割合を見ますと、過去5年平均では14%と比較的少ない状況となっております。また、過去5年間における女性の就農形態を見ますと、66%が自営就農、34%が法人等への雇用就農となっており、雇用就農の比率が男性の21%に比べて高くなっています。

議員御指摘のとおり、県内においても企業的な農業経営を实践され、新規就農者を複数雇用されている女性経営者がいらっしゃいますし、農産物加工など6次産業化には多くの女性が積極的に取り組んでおられます。このように女性

は本県農業の活性化の原動力になっておりますことから、女性の就農を増加させるとともに、その能力を最大限に生かし、活躍できるような環境を整備することが必要だと考えております。そのため、女性就農者を増加させる視点では、雇用の受け皿となる法人の育成や、新規就農者の相談役となる女性農業委員の登用拡大などにより、女性が就農しやすい環境の整備に努めてまいります。

また、女性の能力を十分に発揮できるようにするという視点では、6次産業化など新たな取り組みにチャレンジする方を対象とした農業創造セミナーなどへの参加を誘導してまいります。あわせて、農村女性リーダーや女性農業委員による活動への支援を行うことで、活躍の場を広げるとともに、農業施策に女性の視点を反映させるなど、女性の能力を十分に発揮できる環境の整備にも努めてまいります。

最後に、条件不利地域で小規模な農業経営を目指す研修生への支援の状況についてお尋ねがございました。

県ではこれまで主に専業農家を目指して研修を受けられる方を対象に、最長2年間、農業の技術習得に係る費用を支援するという事業に取り組んでまいりました。しかしながら、中山間地域など条件不利地域におきましては、兼業農家が地域農業を支えているという実態があるものの、十分な所得目標を立てることができない場合が多いことから、この事業を活用しづらい状況にございました。そのため、本年度からはこの事業を拡充し、条件不利地域において小規模な農業経営を目指す方も支援対象とし、地域の担い手として育成することといたしました。

これまで土佐町など4つの町が本事業の活用を想定してホームページへの掲載のほか、就農や移住に向けた県外の相談会で対象者の募集活動を行っているところでございます。例えば、

仁淀川町ではお茶とシキミなどを生産しながら、介護士などの兼業でも必要な現金収入を得る兼業就農者の確保に取り組んでおります。現在、このような方々を募集するための提案書が作成をされ、6月には大阪で開催された移住イベントの高知暮らしフェアで、町みずからが募集活動を行っております。その結果、2名の方が実際に現地視察を行い、定住に向けて検討中であるというふうにお聞きをいたしております。

県としましては、このような取り組みを多くの市町村に広めていくことが大変重要であると考えておりますので、現在全市町村を巡回し、先進事例の紹介や潜在的な現場ニーズの掘り起こしによって取り組みの拡大を図っているところでございます。また、就農相談会はもとより、移住関係の相談会にも常に参加するなど、県内外での積極的な人材確保に向けた取り組みを強化し、就農者の確保につなげてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） 今後どのようにして集落活動センターの拡大につなげていくのかとお尋ねがありました。

平成24年度から中山間対策の核となる取り組みとして、全庁を挙げて推進しております集落活動センターは、先月末の時点で18カ所となり、現在ほかの地域においても立ち上げに向けた準備が着実に進められております。今後、集落活動センターの取り組みを普及拡大させるためには、お話にもございましたように国の地方再生の動きを最大限に生かし、さらなる市町村との連携協調のもとで取り組みを進めていく必要があります。

そのためにも、まずは国の総合戦略に位置づけられております、県の総合戦略の基本目標の一つに掲げております小さな拠点の形成を、市町村の総合戦略においても位置づけていただく

ことが重要になってまいります。市町村の総合戦略の策定には、地域産業振興監を初め、地域本部もいろいろな形でかかわりを持たせていただいておりますので、そうした中で集落活動センターの取り組みの方向性やスケジュール感を市町村と共有しながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

普及拡大に向けましての具体的な進め方としては、地域住民の皆様の話し合いの場への参画、活動内容や計画の検討の際の助言など、地域の動きに合わせてサポートをするこれまでの取り組みに加えまして、産業成長戦略や地域アクションプランなどにより経済的活動の取り組みが進んでいる地域や活動の主体が、新たな集落活動センターのエリアや担い手となることの可能性などについて、市町村とも協議をしながら掘り下げていってみたいというふうに考えております。そうした取り組みを絡めながら、集落活動センターのさらなる普及拡大に取り組んでまいります。

次に、地域の商店や移動販売への具体的な支援強化策と、関連する予算措置についてお尋ねがありました。

全国に先行して過疎・高齢化が進んだ本県の中山間地域では、域内人口の減少や経営者の高齢化などにより、地域に商店がなくなるなどのケースが増加し、日常生活に必要な食料品等を調達する仕組みづくりが地域の大きな課題の一つとなっております。こうした課題にいち早く対応するため、県では平成20年度から生活用品確保対策などに取り組み、これまでに県内27市町村で地域商店の店舗整備や移動販売車両の購入、さらには宅配事業者と連携した買い物代行などの新たな取り組みに対しても支援を行ってまいりました。

高齢化の進行により、今後状況はさらに厳しくなると予想されますこと、また国においても

過疎地等における持続可能な物流ネットワークの構築に向けた検討がなされておりますことなどから、中山間総合対策本部におきましては、今年度から改めて生活用品確保対策も新たな重点テーマの一つとして位置づけたところでございます。

関連予算につきましては、市町村からの要望に可能な限り対応するとの方針のもと、平成24年度から昨年度までの3年間で、補助額ベースでおよそ1億1,000万円余りの事業を執行しており、今年度につきましても当初予算でおよそ5,500万円を計上しております。予算的には規模、組み方ともにこれまでと大きく変わるものではないですが、最近では買い物を目的とした市町村域外への移動手段確保を求める声なども出てきておりますので、そうした声にも対応が可能となりますように、運用面において柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 高齢者の就労に関しまして、その規制緩和の見直しなどの国への要望についてお尋ねがありました。

シルバー人材センターは、軽易な作業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供する団体であります。県内には20団体が設置されており、県全体で平成26年度の会員数は、前年度に比べ108人減の4,549人となっておりますが、事業の契約件数は対前年比5.2%増の3万4,107件、また契約金額は対前年比5.4%増の16億800万円となっております。高齢者の方の今後の生きがいの充実と福祉の増進を図る上で、その役割はますます重要になってくるものと考えています。

議員のお話にもありましたように、シルバー人材センターの業務に当たっての就労につきましては、臨時的かつ短期的な業務でおおむね月

10日以内、また軽易な業務でおおむね週20時間を超えないといった制限が設けられております。

そうした中で、国の高齢者の多様な就労形態について検討する有識者会議において、シルバー人材センターの機能強化の検討もなされ、この月10日、週20時間という就労要件の緩和などについても議論がなされております。先月には報告書が出されており、その中でこの要件については民業圧迫の懸念を念頭に置きながらも、緩和等の可能性を検討することとされております。

国においては、出されました報告書に基づき、今後具体的な検討に入っていくとお聞きしていますので、こうした国の動向も注視していきますとともに、県内関係者の方の声もお聞きしながら、国への要望についても検討していきたいと思っております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） まず、道路インフラの老朽化対策について、県と市町村が管理する道路インフラはどれぐらいあるのかとのお尋ねがありました。

道路法施行規則に基づき定められた点検要領では、橋梁、トンネル、洞門、横断歩道橋、門型標識が点検対象となっています。また、県は国道と県道合わせて約2,800キロメートルの道路を管理しており、市町村は約1万800キロメートルの道路を管理しております。これらの道路には県と市町村が点検すべき主な道路インフラとして、橋梁が県には2,588橋、市町村には1万135橋、トンネルが県には199本、市町村には85本、また横断歩道橋が県には10橋、市町村には4橋あります。

次に、市町村の負担を軽減するための方策について、5カ年の点検計画の中で具体的にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

県では、複数の市町村の点検業務を公益社団

法人高知県建設技術公社が受託した上で、民間コンサルタントに一括で発注し、その業務管理も行う支援体制を構築しております。本年度は15市町村がその仕組みを活用することとなっており、点検車両の共同利用による点検の効率化や、市町村職員の事務量軽減を期待しております。

また、昨年7月には国と県が連携して市町村が抱える人員不足、技術力不足などの課題に対応するため、高知県道路メンテナンス会議を設立いたしました。この会議では、一括発注の利用促進を初め、点検を行う施設の優先順位の考え方や点検方法など最新の情報を共有するとともに、市町村職員などの点検技術向上を目的とした研修会を開催しております。

一方、県では高知県建設業活性化プランに基づき、建設事業者の技術者を対象に、維持管理技術に関する研修による人材育成を昨年度から行っており、将来的には市町村の行う老朽化対策の効率化の一助となるよう取り組んでいるところです。県としましては、技術職員の少ない市町村の負担を軽減するために、引き続きこのような取り組みを進めてまいります。

最後に、道路インフラの老朽化対策に関する予算確保にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

老朽化対策を円滑かつ継続的に進めていくためには、多額の予算の確保が課題であると考えております。とりわけ市町村が管理する橋梁は1万135橋と非常に多く、効率的、計画的な予算の執行が求められています。市町村の財政負担を軽減させるためには、中長期的に必要な修繕・更新コストの縮減を図ることが重要です。そのためには点検結果に基づき、これまでの長寿命化修繕計画を適宜見直し、より適切な時期に効果的な維持修繕を行うことが必要となります。この長寿命化修繕計画に基づく修繕や更新を確

実に行うための必要な予算については、今後とも所要額が確保できるよう市町村とも連携しながら、国への要望を積極的に行ってまいります。

また、高度な技術力が必要な橋梁については、国がその事業を代行する直轄診断・修繕代行制度が平成25年度に創設されました。昨年度は仁淀川町の大渡ダム大橋で全国初となる直轄診断が実施され、本年度からは直轄修繕代行事業が実施されることとなりました。

さらに、国による地方公共団体への支援策の一つとして、大規模修繕や更新を複数年にわたり集中的に実施するための大規模修繕・更新補助事業が本年度創設されました。この制度を有効に活用することも市町村の財政負担の軽減につながるものと考えております。今後も予算確保とあわせ、市町村の抱える人材不足、技術力不足などの課題解決に向け、道路メンテナンス会議の場などを通じて議論を深めてまいります。

○29番（上田周五君） それぞれ御答弁ありがとうございました。少し時間がございますので、2つか3つ再質問させていただきます。

まず、地方創生の件でございますが、知事に今回のこの国の手法ということでお聞きをいたしました。今回ちょっと産業振興推進部長にお聞きをいたしたいと思っております。

このベースになっている財源、当然国が持たれていますので、国主導というか、今回そういった時間のない中で戦略を策定ということが求められています。本当に各市町村、特に1問目で言いましたが、小規模な自治体、大変でございます。そういった現状がありますが、そうはいつでもそういう動きの中で早急に策定をしていかなければなりません。

県の説明で、県版の、特に人口ビジョンを策定しなければならないというのが一方でございますが、その人口ビジョンを策定して、県版を平成27年度に改定するのに、8月末までと時間

もないかもわかりませんが、県議会を初め有識者とか市町村等々で、いわゆるパブコメですね、そういう意見を聴取する場を設けようとしているのかどうかというのを1点お伺いしたいと思います。

それから続けてまるごと高知ですが、部長の御答弁のとおり、確かに地産外商で、外商の部門は成果は上がっております。しかしながら、平成27年度で7,500万円から2,500万円アップということで家賃負担も大幅に3割ですか、上がっている状況の中で、これは8月で丸5年を迎えますけれども、当初出発した時点、一つの数字の目標として基本計画、来店者数100万人という数字を挙げていますよね。そういう中で今70万人を切っているという事実がございます。

アンテナショップは近くに沖縄のわしたショップもございますし、北海道は別格としても、やはり本当に近隣にそういう100万を超している現実もございますので、ぜひそういったところとも連携をして何とか100万人、やっぱり目標にしていますので。

それともう一点は、やっぱり商売ですから利潤利益、もうけなければならぬと思います。そういった観点からやはりそういう100万人という大きな目標を立てていますので、外商は当然私どもも理解していますが、やっぱりプラスして本来に返って物販部門もさらなる充実というか、営業展開をぜひ図っていただきたいのですが、そういった観点で部長に再質問をさせていただきます。

それと、土木部長ですが、御答弁ありがとうございました。先日の33号の期成同盟会の際にもこの話題が各首長さんから出ていまして、今お聞きしますと、全体で1万4,000ぐらい道路橋梁、歩道橋という数字を挙げていただきました。これを5年というのでカバーしろと国が申しているわけですが、やはりそれはなかなか物

理的に難しいというお話も昨日の同盟会でございました。おおむね5年とかという具体的な話もございましたが、国との接触する機会において、そういった本県の実情も訴えて、5年に限らず頑張っってやっていくけれどもうちちょっと延ばしてくれんろうとか、そういう交渉もしていただきたいと思いますが、以上で2問目を終わります。よろしくお願ひします。

○産業振興推進部長（中澤一眞君） まず、地方創生総合戦略のパブリックコメントに関してでございますけれども、これはパブリックコメントは当然でございます。その予定をしておりますし、それから今回改定を予定しておりますのは、新たな精緻な人口展望をお示しするというところで現在作業をしておりますので、その分は新たな計画といひますか中身になりますので、その点議会のほうにも御説明をし、パブリックコメントもさせていただき、そのような日程で今、進めたいと思っております。

それから、まるごと高知につきまして、御指摘の当初の100万人目標、これは最初の計画でありましたものですし、それから年々の数値目標、来店数の目標も持って努力をしているところでございます。それに達してないというのは全く御指摘のとおりでございますので、お話にありましたお隣のわしたショップ、その学ぶべきところは学び、集客についての努力というのは現在も店長同士、非常に良好な関係で情報交換しながらやっておりますので、それをさらに、わしたに限らず、ほかの店舗のよいところを積極的に学ばせていただくという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

それから、商売だからということでございますけれども、確かにそのとおりでございます。一方で、これはやはりこれも当初の目標として、先ほど答弁で申し上げましたけれども、やはり外商と情報発信と店舗、それを三位一体で活用

していくことで、最終的に県内事業者の皆様方の利益に還元をしていくというのが狙いでございます。そういった意味で、例えばですけれども、全体のアイテム数、今、年間で言いますと2,700ぐらい採用しております。そのうち瞬間風速といひますか、単月でとるとその半分ぐらいなんです。それだけ入れかえをしている、事業者の皆様方の登竜門として使いやすいというようなことを、一方で事業者の皆様方の利便を考えながら商売をしていくというような性格であるという点についても、また御理解をいただければなというふうに思ひます。努力するのは当然であると思っております。

○副議長（西森雅和君） 上田議員、先ほどの土木行政は質問ということでよろしいですか。

（29番上田周五君「はい」と言う）

○土木部長（奥谷正君） 議員が御指摘のとおり、市町村におきましては昨年は約500橋弱点検いたしました。ことし平成27年度は約2,400橋とかなり数が多くなっております。5年間これぐらいの数でやらないと1万橋にならないわけでございます。その中でこの点検方法でございますけれども、これは道路法施行規則の中で記述がございまして、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本とすることというような書きぶりがございます。市町村からも5年に1回はちょっと苦しいんじゃないかと。絶対5年でやるという書きぶりではないということではあるんですけれども、基本とすとなっておりますので、市町村のこういった状況、それからことし行います約2,400橋ぐらい、これの進捗状況を見ながら、この中でやはり問題を具体的に抽出した上で、国にもちょっと相談に行くというようなことにしたいと考えてございます。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。それぞれ御答弁済みませんでした。

これ、質問にはしませんけれど、知事ですが、

安保関連法案です。今、国のほうでは大きな2つのテーマになっている一つに、自衛隊のリスクが高まるという話がございますが、先ほど知事答弁で、自衛隊の活動の拡大によって新しいリスクを背負うというふうな趣旨の御答弁がありました。実はそれと並行して市町村議会でこの問題が思想、信条を超えてというお話を私、1問目でさせていただきましたが、それのもとになっているのは、やはり今、戦争を経験した九十四、五歳の方とか、それから小さい子供さんを持っておる親御さん、特にお母さんですが、そういった方々の率直な意見がダイレクトに市町村議会へ反映されて、そういった議論になっているということをぜひおわかりいただきたいと思えます。

最後ですが、午前中の浜田議員に答えて、3期目の出馬ということを知事が表明しました。ぜひ、あと5カ月ありますが、引き続き県民の福祉の向上、県勢浮揚に向けて3期目頑張ってくださいと思いますので、エールを送りまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩



午後3時25分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の根本的変更に基づき、平和安全保障関連法案、実質的には戦争法案が国会で審議をされています。この法案は、平和国家の歩みを否定し、日本をアメリカの戦争にいつでもどこでも参戦できる仕組みにしようとする戦後最悪の法案と言わなくてはなりません。同法案については、ほとんどの憲法学者が憲法違反と評しています。時事通信の調査では8割を超える国民が今国会での成立に反対し、共同通信の調査では、同法案を違憲とする回答は56.7%に上り、反対の回答は58.7%で、この3週間で11.1ポイントも上昇をしています。県内でも11の議会で廃止、慎重審議の意見書が上がるなど、国民、県民の反対、不安の声は日増しに高まっています。県民の中には少なくない自衛隊員や御家族がおられ、県民の命にも直結する問題です。以下、同法案の認識について知事に質問をいたします。

同法案は、集団的自衛権を容認する解釈変更とともに、国際活動において、従来の、戦闘地域には行かない、武力行使はしない、武器、弾薬の提供、輸送はしないという歯どめをなくすことが柱となっています。国会審議では、その憲法違反の実態が明らかになっています。

まず、国際活動の問題ですが、第1に、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた地域にまで行って、弾薬の補給、武器の輸送など軍事行動である兵たん活動を行うことです。戦闘地域での兵たんは相手方から攻撃目標とされ、武力行使に道を開くこととなります。

第2に、PKO法改正では、PKOとは関係のないアメリカ主導の活動へも参加できる仕掛けが盛り込まれました。形式上は停戦の合意が続いていても戦乱が続いているようなところに自衛隊を派兵し、治安維持活動——任務遂行の

ための武器の使用を認める枠組みを新たに持ち込むことです。安倍首相は、アフガンに展開し3,500人も戦死者を出しているNATO主導のISAF——国際治安支援部隊のような活動への参加を否定しませんでした。ISAFの活動は、掃討作戦を目的としない治安維持の活動ですが、戦闘状態となり多くの犠牲者が既に出ています。

政府は、海外で戦争する国に踏み出すことをごまかすために、世界的に通用しない説明を繰り返しています。1つは後方支援、これは日本政府だけの造語です。戦闘部隊に対する補給、輸送などの兵たんが武力の行使と一体不可分であり、戦争行為の不可欠な一部であることは世界の常識であり、軍事の常識とも言えるものです。2つは、武器の使用という概念です。安倍首相は、戦闘地域での自衛隊が兵たんを行う際に、攻撃されたら武器の使用をすることを認めました。しかし、それを武力行使と認めれば直ちに憲法違反になるので、武器の使用はするが武力の行使には当たらないと強弁し続けています。しかし、国会審議で外務省は、武力行使と別に、国際法上は武力行使と区別された武器の使用という概念がないことを認めました。まさに世界のどこにも通用しない概念です。

知事は、同法案について、防衛目的を逸脱することがあってはならないと主張を先ほどもされましたが、国際協力活動の分野で従来の歯どめをなくし、自衛隊員のリスク——殺し殺される危険性が格段に増加をしていくのが同法案の特徴となっています。国際的な協力活動の相手となるアメリカは、数々の無法な先制攻撃をこれまでも行ってきました。国連総会での非難決議が上がったグレナダ侵略、リビア爆撃、パナマ侵略の事例、トンキン湾事件や大量破壊兵器の存在など事実をねじ曲げて開始をされたベトナム戦争、イラク戦争なども含め、日本政府は

戦後アメリカの戦争に一度も反対したことはありません。

同法案によって、アメリカの無法な戦争に自衛隊員、日本の若者が動員される危険が現実化をしています。イラク派兵を官邸で統括をされてきた柳澤協二氏は、今までは憲法9条があるので武力行使はできないと拒否できたが、同法案が成立すれば、今度はイラク戦争への軍事的行動は断れない、今度は必ず犠牲者が出ると語っています。そんな事態は絶対に許してはならないと思いますが、知事の御所見を伺います。

集団的自衛権発動について、政府はその要件として、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされることを挙げています。そして、政府はこうした変更を行った唯一最大の理由として、国際情勢における根本的変容が起こったからだと説明しています。

しかし、国際情勢の根本的変容というが、そうした変化のもとで、他国に対する武力攻撃によって存立危機事態に陥った国が世界に一つでもあるのかとの我が党の国会質問に、政府は実例を挙げるのは困難だと、ただの一つも示せませんでした。集団的自衛権行使の例として唯一言及しているホルムズ海峡の機雷封鎖も、イランとアメリカの関係は改善の方向に進んでおり、防衛大臣も直ちに危険があるわけではないと認められました。

同法案の必要性を示す立法事実が示されていないと思いますが、お伺いをいたします。

その空想的な存立危機事態の判断は、政府に白紙委任されています。しかも、日本に軍事危機が全く発生しない場合にも自衛隊の戦争出撃を認める内容となっています。安倍首相は、我々が直ちに攻撃されることなく、武力攻撃が発生し、それに起因する災いが発生することだと、経済的な災いによっても発動を可能とする

と明言をいたしました。阪田元内閣法制局長官が、満蒙は日本の生命線と言って自衛を叫んだのと同じ理屈だと批判をされているように、日本を先制攻撃する国に変質させる重大な中身となっています。

知事は、集団的自衛権については、諸外国への攻撃でもほぼ連鎖して我が国への急迫不正の侵害につながり得るなら、連続的、合理的な範囲で自衛権の発動ができるとの解釈が成り立ち得ると述べられていますが、国会審議ではつながり得る事態も示せていませんし、同法案はそのことに限定した規定もありませんし、ほぼ連鎖してという時間的概念もありません。急迫不正の侵害、武力攻撃でなくても、政府の総合的判断で発動できる内容となっています。

同法案は、集団的自衛権の行使を限定する仕組みとはなっていないと思いますが、改めてお考えをお聞きます。

いわゆる戦争法案は、日本の若者、自衛隊員を殺し殺される状況にさらし、紛争当事者となることで、海外で活動する日本人やNGOがテロの標的となるリスクを拡大し、また日本国内でのテロのリスクを拡大します。そして、「海外で戦争しない」と、民生支援を軸にこの70年築いてきた平和国家のブランドを失うという亡国の法案と言えます。また、立憲主義を否定し、憲法の規範性を揺るがす暴挙です。日本共産党は、多くの国民、県民との共同を広げ、日本を侵略国の仲間入りにさせる、いわゆる戦争法案の廃案に向け全力で取り組む決意を表明して、次の質問に移ります。

次に、伊方原発の再稼働問題について知事に伺います。

原子力規制委員会は5月20日、四国電力伊方原発3号機の再稼働の前提となる原発の規制基準に適合したとする審査書案を了承し、再稼働への動きが進んでいます。しかし、規制委員会

の田中委員長がリスクはゼロではないと繰り返し強調をしているとおり、安全性が担保されたわけではありません。愛媛新聞がこの2月から3月に行った世論調査では、再稼働に否定的な意見は69.3%と極めて高く、特に「再稼働すべきではない」は34.4%と、過去7回の調査から大幅に引き上がっています。安全性に関しても、「不安」、「やや不安」が計89.5%と9割に迫っています。高浜原発差し止め仮処分判決が、原発の耐震設計の根幹をなす基準地震動が著しく低く設定されていることを明らかにしたことで、原発への不信、不安はより大きくなっている状況です。

基準地震動とは、これを超える地震動は発生しないという耐震対策の基準をなす数値です。その計算方法は、強震動予測レシピ、設計者の名前をとって入倉レシピと呼ばれ、スケーリング則という方法がとられています。スケーリング則とは、地震現象や津波現象はその構造がよくはわからないため、多数の事象を集めてその平均像を求めるという方式ですから、必然的に大きな誤差が伴うのが特徴です。このスケーリング則を用いた耐震設計も、当然の帰結として大きな誤差が伴うこととなります。万が一にも事故にならない設計にするためには、必ず誤差評価を行い、ばらついたデータの中から既往最大の値をとることが最低限の責務だと思います。

この10年間で基準地震動を超える地震動が5度も発生したのは、平均像で設定をした方式に問題があったからではないのか、お伺いをいたします。

入倉レシピは9つのステップで構成をされており、どのステップも平均像で計算されています。特に地震動の大きさに決定的な影響を与えるステップ2では、震源断面の面積から地震モーメントを導いています。破壊面積が大きくなれば地震モーメントが大きくなりますが、実

際のデータではその関係は相当なばらつきがありますが、レシピはその平均値をとっています。実際の入倉氏のデータは、平均から最も離れた値は、ほぼ平均像の4倍となっています。また、日本土木学会が採用する武村式のデータを入倉レシピに落とせば、平均値の7倍に及ぶデータが存在すると指摘をされています。安全性に重きを置いた値にするならば、平均像の4倍、7倍の値が最低限必要です。高浜原発差し止めの福井地裁判決の決定文の肝は、まさにこの問題点の弁護団による指摘であったと思います。

過小評価された基準地震動による安全対策は全く不十分で、再稼働の条件はないと思いますが、お聞きをいたします。

政府、電力会社の原発回帰、原発固執が自然エネルギーの普及による地域の振興にも大きな障害となっています。昨年来、全国の電力会社による新規の自然エネルギーの売電契約の保留、停止が相次ぎ大きな問題となりました。この事態を受けて、経産省と電力会社は自然エネルギーの接続可能量を算出しましたが、信じられないような内容となっています。

四国電力の場合、3基全部の原発を稼働させることを前提に、その発電量を168万キロワットと設定し、その残りで自然エネルギーの接続可能量を算出しています。その結果、太陽光発電の接続可能量は257万キロワットにすぎず、既に設備認定された281万キロワットに届きません。風力発電も60万キロワットに対し、昨年夏の時点で34万キロワットを超えており、既に具体化している案件を含めると残りわずかになっています。老朽化し追加安全策の計画もない伊方1、2号機の再稼働を前提にし、自然エネルギーの普及に背を向ける態度は、知事のおっしゃられる徐々に原発依存を減らしていく、自然エネルギーを大いに普及するという方向に挑戦するかのような住民不在の姿勢です。

今、原発ゼロでも電気は足りており、自然エネルギーを思い切って普及するチャンスです。世界的にも2014年は風力発電と太陽光発電の年間導入量が過去最大となっており、このままでは日本は取り残されていくこととなります。原発に固執し、自然エネルギー普及に消極的な政府、四国電力の姿勢を正す必要があると思いますが、お聞きをいたします。

次に、政治姿勢の最後に財政問題について伺います。

県政はこの7年間、全体として防災、産業振興など県民の願いに応える多くの施策を進め、連続して前年度比プラスの予算を組んできました。また、課題解決のために市町村支援を重視し、職員数も全国平均よりも多く配置をしてきました。同時に、地方債残高の削減など財政健全化も進めてきています。そこで、県の財政運営にかかわって基本的な点を確認したいと思います。

自治体の財政状況の指標に将来負担比率があります。自治体の借金、負担金、退職手当など自治体の今後の負担となる総額から地方債の交付税算入額、基金総額など充当可能財源を引いた額を財政規模で除したもので、自治体の正味の負担を示す数字です。2012年度の将来負担比率は全国平均は210.5%ですが、高知県は158.6%と全国8番目に低く、財政の健全性を示しています。特に、2012年度までの5年間の改善率は、全国平均の8.8ポイントに対し高知県は35ポイントとなっています。

率ではなく実際の額では、将来負担比率の分子の額ですが、高知県は2008年度から2012年度の間に511億4,500万円減少しています。年102億円の改善です。財政力が弱いので、不測の事態や大規模事業に備えてできるだけ身軽にするという方向性だと思いますが、積極予算を展開しながら、また財政状況が好転していることはこ

の数字からもわかります。

その要因として私たちは、1、県民に開かれた県政運営による真に必要な施策の絞り込み、無駄の排除、2、しっかりとした公務の役割発揮のもとで、民間、県民の力を生かすことでの効率性、3、積極的な政策提言による国の財源の活用——新年度でも自治体の取り組みを丸ごと支援する新型交付金、中山間地域の拠点づくりなど県の提案が反映をされています。これら3点にあると評価をしています。

積極的な施策展開をしながら財政の健全化も進めてきた要因、この間の創意工夫についてどう認識をされているか、お伺いをいたします。

将来負担比率にかかわって年102億円の改善がされていることを示しましたが、自治体の財政は言うまでもなく家計と違い、改善すればするほどよいというものではありません。例えば30年間使う施設なら、その間の住民が公平に負担するよう、あえて借金をし毎年返済していくことで、世代間の負担の公平性を担保するということになっています。その借金が身の丈以上に過大であることは当然問題ですが、少な過ぎることは、必要な施設整備をしていないか、必要なソフト事業をせずに借金返済に偏重しているかということになります。また、財政の急激な改善は、一時期の住民に過度の負担を強いるという問題にもなります。

この間の将来負担比率の改善をどのように評価されているか、また今後の方向性についてお伺いをいたします。

この財政状況から言えることは、子育て支援など県民の願いに応える思い切った施策の展開も可能だということだと考えます。例えば、年102億円の改善を1割ペースダウンすると、約10億円の財源が出てくることになります。そこで、幾つか提案をしたいと思います。

1つは、子供の医療費無料化の拡充です。子

育て支援、子供の貧困対策としてその効果は証明済みです。2月県議会でも、県の姿勢を示す上で、中学校卒業までの医療費無料化に踏み切るべきだと提案をさせていただきました。既に多くの自治体の実施しており、財源が置きかわるだけだと、子供の貧困解消に強い思いを持つ尾崎知事らしくない答弁にとどまりました。

しかし、自治体数では多くても、子供の割合では県内の半数の子供が就学前の実施にとどまっています。また、県自身も国に対して子供の医療費の拡充を要望しています。既に全ての都道府県が国に先駆けて独自に努力をしていますが、財源が置きかわるだけなのでしょうか。県としては、国として実施すれば、さらに子育て施策を充実させることができると主張されるのではないのでしょうか。県政においても、市町村との協議なども通じ、保育料の軽減など新たな子育て支援策に結びつける対応は可能だと考えます。

財源が置きかわるだけという説明は、県の立場とも矛盾するものだと思いますが、お聞きをいたします。

また、2014年度補正で計上された地方創生先行型の交付金は2016年度から本格実施をされますが、少子化対策として子供の医療費助成の前進に活用している自治体は、県内の3町を含め全国で74自治体あります。その場合、国保の国庫負担に係る減額調整を検討する必要があるとされており、この点も視野に入れ実施を検討すべきだと思います。

改めて、県として医療費無料化を拡充させ、子育て支援策をさらに前進させる必要性について知事にお伺いをいたします。

2つ目は、保育料の軽減策です。少子化対策として重要であり、県は第3子の無料化の助成制度を実施しています。しかし、中核市である高知市は助成の対象から除いています。本年度

からスタートした子ども・子育て支援新制度では、保育料と一体である教育・保育給付の財源において、中核市に係る大都市特例が廃止となっています。

新制度との整合性を鑑み、第3子の保育料無料化の助成制度を高知市にも適用すべきと考えますが、この点は教育長にお伺いをいたします。

次に、教育行政について教育長に伺います。

まず、教員の未配置問題について伺います。

本年4月、年度当初から学校現場では、本来正規教員が配置されるべき定数内の学級担任に臨時教員が配置をされたり、ある学校では、その配置されるべき臨時教員6名のうち2名が未着任のままの状態が続いているなど、年度当初から教員の未配置の事態が生じていると学校現場から伝えられています。

この間、私たちはたびたびこの議場でも正規教員・臨時教員不足への取り組みを求めてまいりましたが、是正されるどころか悪化の一途をたどっているのではないかと思わざるを得ません。

いわゆる先生のいない教室、代替教員未配置が1カ月以上となる件数を昨年度36校、51件としていますが、今年度既に未配置の状況が何校で何件発生したと県教委は把握をされているか、お伺いをいたします。

教員の配置という教育行政の根幹をなす事業であるにもかかわらず、毎年繰り返される教員配置の不足による混乱に対し、決してあってはならない事態だという強い認識が、県教育委員会全体に欠如しているのではないかと思わざるを得ません。県民、そして現場教職員と児童生徒の思いを教育長はどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

定数内の教員確保のため正規教員の採用を計画的に行うべきとの私どもの質問に対し、できる限り定数内の臨時教員を正規教員に振りかえ

るように計画的な教員採用を行ってきた結果として、全国に比して臨時教員の比率は低いと答えられていますが、2014年度の定数内臨時は452名、本年度は489名と、生徒数減で学級数が減っているにもかかわらず逆に増大していることは問題だと考えます。

2018年度末の退職教員数の予測は、本年度末の224名から年々ふえ339名と一段とふえていきます。生徒数の減少、少人数学級枠の拡大などの相殺も含め、改めて採用人員数の精査を行い、まずは定数内の非正規教員数の早期解消を図るべきです。今後の採用計画の見通しと決意をお伺いいたします。

このように、まず正規教員の採用をふやし埋めることで、臨時、非常勤の安易な乱用がなくなると、臨時教員不足への対応がとりやすくなります。産休、育休、病休など本来の代替教員の配置数は本年度で360件程度です。本県の臨時教員志願者数は昨年度1,079名から本年度1,003名へと減少しています。

各県とも教員の奪い合いが進む中、まずはこの本県での教員を希望する方々をしっかりとつなぎとめるためには、採用計画を明らかにすると同時に、採用審査結果における採用候補名簿登録者数を、定数及び代替教員数の予測から年度途中採用者数を含む人数とするなどの見直しが必要だと考えるものですが、お聞きをいたします。

さらには、免許所持を前提としていない地公法22条2項の臨時的任用と違い、教員免許を持った上で教育職としての経験を積んでいる臨時教員の教職経験を、今以上に正当に評価する採用制度としなければ、着任し現場で臨時教員をするよりも採用審査への対応が優先される傾向は否めません。1次審査を全部免除するなど、教職経験尊重の採用審査を実施している他県での取り組みを参考に検討するお考えはないか。

最後に、臨時教員の確保を図るためにも、現在学校現場で本県教育を支えている臨時教員の処遇の改善は急務です。この間、全国的に見ても極めて低い処遇にある本県臨時教員の処遇改善を求めてまいりましたが、本年度はどう改善されたのか、また来年度にはどのような処遇改善を図ろうとしているのか、お聞きをいたします。

教育問題の2点目、小中学校へのエアコン設置への県の助成について伺います。

地球環境の変化によって、近年これまでにない異常気象が私たちの目の前に広がってまいりました。中でも地球温暖化による気温の上昇は、夏場を問わず熱中症対策を考えなければならない状況です。文部科学省の学校環境衛生基準は、教室内の温度は10度以上、30度以下が望ましいとしていますが、エアコンのない教室の温度は30度を超え、扇風機を設置してあっても熱風をかきまぜるだけで、子供も先生も汗びしょりの状況です。お弁当が腐っていた、病気の治療中で体温調節が十分できず、熱が出て熱中症のようになり驚いたなど、現場や保護者からの学ぶ環境を整えてほしいという声は多く聞かれます。また、湿度の多い梅雨の時期には、教室や廊下に水がたまって滑って危ないなどの例もあります。

文部科学省は3年に1度、「公立学校の空調(冷房)設備設置状況調査」を行っていますが、平成26年4月現在の調査発表によれば、全国の平均設置率は普通教室32.8%、特別教室27.3%で、特に普通教室は平成22年の調査では16%でしたから、2倍に広がっています。東京都は普通教室設置率99.9%、それに次いで香川県が81%、神奈川県71%、京都、沖縄60%台、群馬、福井、滋賀50%台、高知県はそれに比して13.8%と大変おくれた状況です。この高知県の整備状況をどのようにお考えか、伺います。

県立学校のエアコン設置は全ての学校に順次設置するよう、県教育委員会としても努力をされています。当然、小中学校へのエアコン設置で教育環境条件を整える時期が来ており、冷房のあるなしは今、自治体間の教育環境の格差をもたらしています。市町村の努力を財政的にも支援し、小中学校へのエアコン設置を積極的に推進する計画を県教育委員会としてもつくるべきだと思いますが、お伺いをいたします。

次に、今年度末までに県が策定を行うこととしている高知県地域医療構想について伺います。

昨年6月に強行された医療・介護総合推進法に基づき、政府は2013年現在の約134万7,000床のベッドを、10年後までに約16万から20万床削減して115万から119万床程度にすると発表、年約40兆円に上る国民医療費の抑制を図っています。その数字を目安に、各都道府県が2025年までにどのような医療体制をつくるのかの計画、地域医療構想づくりが進められています。

この構想を策定するに当たり、政府は都道府県ごとの望ましい病床数に関する報告書を発表いたしました。各病院を4つの機能別、1、高度急性期、2、急性期、3、回復期、4、慢性期に分類し、それぞれの病床数を示し、各都道府県の構想に反映させるというものです。本県は、総枠で1万6,200床から、その約3分の1の5,000床もの削減が示されました。

本県も、既に各病院がさきの4つのどの分類に位置づけるかの調査を実施されていますが、どのような状況なのか、また今回国から示された県の2025年の病床数との差はどのようになっているか、健康政策部長に伺います。

これまでも政府は、医療費削減を目的に病院の入院期間の短縮を迫る診療報酬の改定で誘導を図ってきました。そのため私たちのところへは、退院を迫られているが受け入れてくれる病院がないとの御相談が相次いでいます。今後、

高齢化がさらに進行する中、慢性期病床の必要性は一層高まるものと考えますが、本県に政府から示された慢性期削減病床数は2,400から4,300床で、現在の療養病床との比較では最大60%もの削減となります。2030年までの5カ年の延長ができるものの、まさに衝撃的な数字で、医療・介護関係者などから懸念の声が上がっています。

県は、地域医療構想の策定に向け、今月にもワーキンググループで検討を始めますが、この政府が示した病床数の提示をどのように受けとめておられるか、健康政策部長に伺います。

これまでも、在宅医療の推進、24時間対応の訪問介護事業所の設置などの取り組みを進めてまいりましたが、本県の地域状況や生活状況から、在宅への移行は進んでいないどころか特別養護老人ホームの入所待機者は2,500人を超えています。政府は2025年に向け、補助金や診療報酬で誘導し、介護サービスとの連携を強めるとしていますが、まず社会保障費、医療費の削減ありきでは、県民にとって必要な医療と介護の提供につながることは期待できるものではありません。

知事は、今回の政府の示した報告書をどのように受けとめられたか、12月議会で答弁をされた、必要な医療が受けられないことがあってはならないという地域構想とするため、国に対してどのような提案と行動を起こされるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、農地の流動化、集積について農業振興部長にお伺いをいたします。

政府の規制改革会議が6月16日、農地中間管理機構における農地の集積、集約化を加速するとして、遊休農地等への課税強化、実績を上げた県等への施策の配慮等を求める答申を行い、これを受けて政府は6月30日、規制改革実施計画を閣議決定いたしました。

これに関して日本農業新聞では、強権で集積

進まぬとして、次のように厳しく指摘、批判をしています。「遊休農地への課税強化では農地の出し手の不安解消という根本的な課題の解決はできない。農家の財産権の不当な侵害にもつながりかねず、極めて慎重な議論が求められる。農地は信用によって動くものだ。農家から農地を収奪するようなペナルティーではなく、関係機関が一体となり、出し手農家の理解を地道に得ていく努力が欠かせない。今後の政府・与党での議論は、農村での農地の貸し借りの実態をしっかりと踏まえるべきだ」と述べています。各県の実績に基づく差別的な対応を含めて、まさに上からの強権的、また地方自治を脅かすやり方、農家、農村の実態を無視した押しつけは到底認められるものではありません。

今回の規制改革実施計画をどう受けとめられるか、また国に対して農家、地方の声を届けるべきだと考えますが、農業振興部長に御所見を伺います。

昨年から稼働した農地中間管理機構ですが、2014年度の貸し出し、売り渡し面積は全国で3.1万ヘクタール、政府目標14万ヘクタールの22%にとどまっています。高知県の実績、その評価、問題点について伺います。

今、後継者不足や高齢化などによる耕作放棄地の拡大は深刻で、その解決のためには、根本的には農業経営が成り立つ条件の整備が不可欠であることは言うまでもありません。同時に、遊休農地の再生、担い手の確保と農地の荒廃を防ぐ有効利用による、農村地域の環境を守ることが求められています。そのためには、当面受け手の見込みのない農地も農地中間管理機構の借り入れ対象にし受け手が見つかるまで管理や基盤整備を行う、貸出先は地域の担い手を優先し借り受け希望者の不足する場合には地域外の新規参入を進める仕組みにする、機構集積協力を柔軟に運用するなどの改善、拡充が必要で

す。

これらを国に求めるとともに、それまで高知方式として独自の取り組みとして実施すべきと考えますが、将来にわたって農地をどのように守っていくべきかという観点から、農業振興部長にお伺いをいたします。

最後に、宿毛湾、宿毛湾港の利活用についてお伺いをいたします。

本県の重要港湾である宿毛湾港と宿毛湾は、物流においても漁業振興においても重要な役割を担っています。高知の海は、全国でも魚種が極めて豊富な漁場であり、その中でもすくも湾漁協は多くの漁法が許可され操業しており、全国有数の規模を誇る養殖漁業も宿毛湾。まさに宝の海、本県漁業振興の中核を担っており、産業振興計画の水産業の目標達成のためにも、さらなる振興策の展開が求められています。

まず、宿毛湾港と宿毛湾の産業振興の上での評価と位置づけをどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

しかし、この宿毛湾港の利活用に重大な変更がもたらされる事態が生じています。宿毛市は平成27年2月24日付で、「重要港湾「宿毛湾港」等の利活用について」という要望書を宿毛市長、市議会議員、商工会議所会頭の連名で防衛省に提出をしています。2月23日には副市長、副議長、商工会議所会頭、商工会議所課長が上京、そこに高知県東京事務所所長、宿毛市選出の県会議員の方などが同行し、中谷防衛大臣を訪問、上記の要望を行っています。

その要望内容を少し長くなりますが紹介をいたします。「新防衛大綱において、統合運用能力評価の結果を踏まえ、『南西地域の防衛体制の強化を始め……海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、機動展開能力の整備も重視する』とされておりますと

ころ、宿毛地域は、南西地域の「近からず、遠からずの後背地」としての地勢的条件を固有に備えており、物資の集積、装備品の整備、海上・航空・地上輸送や後送、事前の展開準備（部隊編成・訓練）などを行うための「(統合)近傍作戦根拠地」として、最適の候補地と思われます。つきましては、(中略)宿毛湾港をはじめとする当地域の活用について、自衛隊の格段のご配慮を賜いますようご要望申し上げます」というものです。

中谷防衛大臣は御自身のホームページに、「高知県と宿毛市の皆さんからの要望。」と題し、「海上自衛隊部隊誘致の要望を頂きました。新防衛大綱の統合機動防衛力の拠点として利用できるということです。宿毛市の宇須々木は連合艦隊の基地でした」と書かれています。

この要望書は、単なる自衛艦の寄港促進ではなく、事前の展開準備、部隊編成、訓練などを行うための誘致で、尖閣や南シナ海有事に即応できる軍事拠点、近傍作戦根拠地としての活用を要望していると思われます。単に自衛艦の寄港回数をふやしてほしいという水準のものではありません。2月25日付高知新聞は、「宿毛に自衛隊拠点を」の見出しで、「南西地域での防衛態勢強化のため、物資の集積や輸送、部隊編成や訓練を行う後方支援拠点として「宿毛地域は最適の候補地」と訴えている」と書かれています。

この陳情には東京事務所長も参加をしており、中谷防衛大臣もホームページに書かれているように、高知県も要望したとの受けとめとなっていますが、知事はこの要望内容を当時承知されておられたのか、お伺いをいたします。

要望書が誘致を求めた統合近傍作戦根拠地とは、県民には耳なれない言葉で、具体的にどのような機能がもたらされるものか判然といたしません。どのような規模のどのような機能を持つものか、改めて県民に具体的にわかる御説明

をいただきたい。先日、私たち県議団は、宿毛市、大月町に調査に伺い、漁民の方にもお話を伺ってまいりました。ある漁協組合長さんは、初耳で全く知らないと言っておられましたし、私ども県議会にも全く説明はありません。

しかし、拠点化の要望の影響のあらわれと思われる動きが出ています。その一つが、海上自衛隊が実施した宿毛湾の海底調査です。6月4日付の高知新聞によりますと、「調査は5月14日～17日に宿毛湾港新港沖で実施。第101掃海隊の掃海管制艇「まえじま」「くめじま」の2隻に分かれ、水中無人機で海中を撮影し、海底の泥を採集した」、「泥の質を確認することで、海底に機雷を敷設された際に、機雷がどのくらい泥に沈むかが分かる」という記事を伝えています。「艦艇の安全確保に資するのが目的」という説明を加えてはいますが、宿毛湾港は県の管理する重要港湾です。

この調査にどのような説明を受け同意をされたのか、土木部長にお伺いをいたします。

この間の一連の動きは、県の重要港湾の利活用計画にとっても重要な変更がもたらされ、今日の政治状況のもと、県民生活にも大きくかわる事柄であるにもかかわらず、県議会には今もって説明もされていません。こうした段階で、中谷防衛大臣が公式のホームページにも記されているように、高知県も要望したとされているのは看過できるものではありません。さきの要望内容は、宿毛市民はもとより宿毛湾で漁業を営んでいる方々にも、宿毛市議会の議論も経ていないもので、余りに住民無視であり、今地元でも問題になっています。

東京事務所長が同行したことで、県も要望したことにはならないと思いますが、知事は要望活動に参加したことをどのように位置づけられているのか、お伺いをいたします。

年間150億円の水揚げ高の恵まれた宿毛湾漁

業をさらに発展させ、加工業、販売業、飲食店など漁業に深くかかわっている宿毛市民の生活を大切にするにこそ力を注ぐべきです。

宿毛市は、環境、資源に恵まれていて、まだまだ地域産業づくりの可能性があるとされています。将来を見据えて、子供たちに豊かな宿毛湾漁業と宿毛湾港を商業港として発展させることこそ県政の課題だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安全保障関連法案に関して、犠牲者が出る事態を許してはならないと思うがどうかのお尋ねがございました。

諸外国の無法な戦争に日本が巻き込まれることはあってはならないことであり、それによって自衛隊員の犠牲を出すようなことも決してあってはならないことです。あくまでも我が国の武力の行使は、憲法9条のもとで自衛の目的に厳に限定すべきものであり、実質的に我が国に対する急迫不正の侵害とみなされるものに限定されるべきものであります。また、海外での後方支援活動についても、他国の武力行使と一体化しない範囲を追求すべきであり、そのための歯どめが必要であると考えております。

私は、我が国の安全保障を確保するために、新たな法整備は必要だと考えておりますが、他方でこれは合憲であらねばならないとも考えます。ぜひとも個別事例に即した徹底審議を望むものであります。

次に、安全保障関連法案の必要性を示す立法事実についてのお尋ねがございました。

我が国の安全保障は、諸外国との協調なくして守れないという状況になっているものと私は認識しております。この背景には、発達し続け

る科学技術により兵器の破壊力やスピード、精密化などあらゆる点での性能の向上、国際テロやサイバー攻撃などの新たな形態の脅威の増大など、予測不可能な攻撃がさまざまな形態で遠隔地からでも瞬時に加えられるといった、我が国の平和と安全に影響を及ぼし得る、以前なら考えられない事態が十分起こり得るという事実があるものと考えております。

現時点では、幸いにも我が国の平和と安全を直接脅かすといったことが現実には起こっていないのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、今後起こり得るという事実は存在しており、日本の平和と安全を守ることを目的として、考え得るケースをあらかじめ想定し対応できるような法整備をしていくことは、国民の生命、財産を守るために必要であると考えております。

次に、安全保障関連法案は集団的自衛権の行使を限定する仕組みとはなっていないのではないかとのお尋ねがございました。

私は、集団的自衛権の行使は、憲法9条のもとに認められている武力行使の旧3要件から連続的かつ合理的に展開できる範囲内におさまっている必要があると考えており、例えばこれによる武力の行使は、他国への攻撃の中で実質的に我が国への急迫不正の侵害とみなし得る場合に限られるべきといった歯どめが必要だと考えています。

しかし、残念ながら最新の世論調査では、81%の方が安全保障関連法案について、政府は十分に説明していないと回答されている状況であります。安全保障関連法案などが審議されている通常国会は、過去最長の95日間の延長が決定をされております。国会においては、できる限り個別事例に即して、合憲性についての議論を積み重ねていただきたいと考えております。また、そうした議論を積み重ねることが後々の判

断基準となり、集団的自衛権の行使を憲法の範囲内に限定することにつながるものと考えているところでございます。

次に、原発問題に関する一連の御質問にお答えをいたします。

この10年間で基準地震動を超える地震動が5度も発生したのは、平均像で設定した方式に問題があったからではないか、また過小評価された基準地震動による安全対策は全く不十分で、再稼働の条件はないのではないかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

御指摘のありましたように、過去に4つの原子力発電所で5回にわたり、想定されていた基準地震動を超える地震が観測されております。原子力規制委員会では、こうした過去の教訓を踏まえ、東日本大震災後に見直された新規制基準に基づき、最新の科学的知見に基づいた厳格な審議が行われていると認識しております。

基準地震動に関しては、地震の平均像として策定されているわけではなく、原子力発電所ごとに地震が起きるメカニズムや地質学的な調査を行い、不確かさも十分に考慮した上で、起こり得る最大級の地震として策定されております。加えて四国電力では、原子炉をとめ、冷やし、放射能を閉じ込める機能を担う安全上重要な施設については、650ガルの基準地震動を超える、おおむね1,000ガル程度の揺れを受けても機能を維持できる対策も行うと聞いているところでございます。

しかしながら、基準地震動は非常に重要なものでありますので、最大級の地震となっているのか、それに対して各施設の耐震余裕は十分あるのかなどについて、勉強会を通じてしっかりと確認をしているところであります。

いずれにしましても、四国電力に対しては、安全に絶対はないとの認識から、基準をクリアすればよしとするのではなく、新たな知見や問

題には速やかに対応し、継続的に万全の安全対策を講じるよう要請してまいります。

次に、原発に固執し、自然エネルギーの普及に消極的な政府、四国電力の姿勢を正す必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

従前より申し上げておりますとおり、原子力発電につきましても、脱原発に向けてその依存度を徐々に徐々に引き下げていくべきだと考えており、あわせて太陽光発電や木質バイオマス発電などの自然エネルギーの導入を進めていくべきだと考えております。そして、この自然エネルギーの導入を進めていくことは、自然エネルギーの宝庫である本県の利益にもかなうものと、そのように考えているところであります。

具体的に、脱原発の進展スピードがどうなるかということにつきましては、科学技術の発達や度合いなどにもよるものと思っておりますが、いずれにしても重要なことは、原発への依存度を徐々に減らしていくという方向性を維持し続け、そこに向けた具体的な努力をしていくということではないかと考えております。

そのため、県では国に対して、自然エネルギーの導入促進に向けて、全国規模で電力を融通するためのシステムの構築や地域の送電網の強化などについて提言してまいりました。また、四国電力に対しては、勉強会や株主総会の場で、脱原発の方向を維持していくべきであり、今後どのような対策を講じていくのかということについて説明を求めるとともに、自然エネルギーの導入促進に最大限の努力を払うよう要請をしているところであります。引き続き、国や四国電力に対してしっかりと提言や要請を行い、自然エネルギーの導入を進めていくための具体的な努力を求めてまいります。

次に、財政の健全化が進んだ要因とその工夫、また将来負担比率改善の評価と今後の方向性についてお尋ねがありました。関連しますので、

あわせてお答えをいたします。

県の財政運営に当たりましては、財政規律をしっかりと維持し、県民サービスの確保と財政の健全化をとともに実現することが重要だと考えております。そのような観点から、これまで予算編成などを通じ財政の健全性を確保し、引き続き安定的な財政運営を行っていくよう努めてきたところであります。

具体的に申し上げますと、まず歳入面では、県税徴収率の向上に向けた滞納処分の強化や遊休財産処分計画に基づく県有財産の積極的な売却など、自主財源の確保に向けた取り組みを徹底して進めてまいりました。あわせて、政策提言の強化を通じて、国のさまざまな制度設計が中山間地域を多く含む本県のような地域に配慮されたものとなるよう働きかけを行ってきたところであり、いわゆる地方創生先行型の交付金といった国の経済対策に伴う交付金や緊急防災・減災事業債など、有利な財源を一定活用することができたものと考えております。

また、歳出面では、定数削減などによる行政のスリム化を推進するとともに、徹底した事業の見直しを行うなど、歳出削減の取り組みを進める一方で、それにより生み出された財源や国の有利な財源を有効に活用し、南海トラフ地震対策や経済の活性化などの課題解決に向け、5つの基本政策を初めとする重要施策への予算の重点化を図ってまいりました。その際には、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、本県の基本政策にかかわる各種計画については、PDCAサイクルに基づく不断のチェックを行うことにより、毎年バージョンアップを図るとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルドに徹底して取り組んでまいりました。

こうした歳入歳出それぞれの取り組みを進めた結果、本年度当初予算額は対前年度比で7年連続で増となり、南海トラフ地震対策を含む普

通建設事業費についても、7年連続増の1,000億円となるなど、課題解決に向けて必要な予算をしっかりと確保するべく努めてきたところであります。一方で、平成20年度末には5,944億円であった臨時財政対策債を除く県債残高が、平成25年度末には5,044億円と大幅に減少したことなどにより、将来負担比率など財政の健全性を示す各指標は、全国平均を上回る良好な水準となっております。

しかしながら、歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、本県の財政運営は地方税財政に対する国の動向に大きく左右されるところであり、決して楽観はできないと考えております。したがって、今後におきましても課題解決に向けた必要な事業費を確保しつつ、安定的な財政運営に向けまして、中長期的な財政収支の展望をしっかりと持ちながら財政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、子供の医療費無料化に関する2月議会での答弁と拡充への考えについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

子供の医療費につきまして、全国知事会等で新たな子供の医療費助成制度の創設の提言をしておりますが、これは子供が生まれ育った環境によって左右されず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、子供の医療は、国の責任において全国一律に実施すべきであるとの考えによるものであります。

子供の医療費の助成制度は、現在多くの市町村で拡充に取り組みされており、中学校卒業まで医療費の無料化を実施している市町村は、所得制限等も含めると本年4月時点で32カ所に拡充されました。子育て支援のための施策は非常に幅広い取り組みがございますが、母体管理や

産前・産後ケアなど安心して子供を産み育てることができるための施策として、また少子化対策、子供の貧困対策として、どのような施策が最も効果的であるのか、県としても議論を重ねながら、限られた財源の中で実施をしているところであります。

特に本年度からは、厳しい環境にある子供たちへの支援を重点課題と位置づけ、福祉や教育分野などが連携して取り組みを進めているところであります。今後も県と市町村との役割分担をしっかりと踏まえ、市町村が先行して頑張っている事業は市町村にお願いをしつつ、県としては子育て支援のための施策が全体としてさらに拡充し、より子育てしやすい環境となるよう全力で取り組んでまいりたいとの考えでございます。

次に、地域医療構想に関し国が示した報告書をどのように受けとめたのか、また国に対してどのような提案と行動を起こすのかのお尋ねがありました。

6月15日に政府の社会保障制度改革本部の専門調査会が公表しました2025年における医療需要に対する本県の必要病床数の推計値は、国が策定した地域医療構想策定ガイドライン等に基づいて、一定の仮定のもとに機械的に推計したものであります。現状の病床数よりも大幅に少ないものとなっております。

必要病床数は、今後2025年におけるあるべき医療提供体制を構築するため、都道府県が地域の実情を踏まえて策定する地域医療構想において算定するものであると認識しておりますが、人口当たりの病床数が全国一多い本県においては、ある程度の減少は避けられないものと考えております。

しかしながら、本県における地域医療構想の策定に当たっては、特に多い療養病床に入院している方々の実態を把握しながら、医療と介護

の適切な役割分担によりQOL——クオリティ・オブ・ライフを高めていけるような療養環境の確保とあわせて検討していく必要があります。このため、多くの関係者と現状をしっかりと共有し、理解を得ながら進めていくことが肝要であると考えております。

国においては、慢性期の医療・介護サービスについて、有識者による検討を始める予定とお聞きしていますが、その際には現に入院している方々の追い出しにつながらないよう、患者や利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿のあり方について検討していただく必要があると考えております。あわせて、本県において在宅医療の普及や病床機能の転換を進めていくために、地域医療介護総合確保基金などの十分な財源を確保していただくよう、国に対し提言するなどしていきたいと考えているところであります。

次に、宿毛湾港と宿毛湾の産業振興の上での評価と位置づけ、また宿毛湾漁業と宿毛湾港の商業港としての発展についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

宿毛湾では、ブリやマダイ、クロマグロなどの養殖業を初め、まき網や一本釣りなどさまざまな漁業が営まれております。その生産量は、本県の沿岸漁業生産量のおよそ4割を占めており、非常に重要な海域だと考えています。宿毛湾港につきましては、現在工業流通団地に進出している企業の原材料や養殖飼料、フェリーなどの物流拠点として、またクルーズ客船の寄港などの観光・交流拠点として利活用されており、地域の産業振興を支える重要なインフラであると認識しています。

今後とも、宿毛湾の漁業や宿毛湾港の発展に向けて、養殖生産量の拡大や加工・流通・販売などさまざまな漁業振興の取り組みを進めるとともに、企業誘致やポートセールスにより、

西南地域における人や物が行き交う拠点として宿毛湾港の一層の利活用に努め、若者が誇りと志を持って働ける地域の実現につなげてまいりたいと考えているところであります。

最後に、宿毛市などが本年2月に防衛大臣に提出した要望書の内容を当時承知していたのか、また防衛大臣への要望活動に東京事務所長が同行したことをどのように位置づけているのかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

宿毛市では、平成25年3月に宿毛商工会議所から提出された「宿毛湾港「海上自衛隊潜水部隊等」の誘致について」の請願を市議会において採択されており、これを受けて、市、議会、商工会議所が一体となって、防衛大綱の見直しなどに合わせて海上自衛隊の誘致に取り組んでおられることはよく存じております。御質問のあった本年2月の要望につきましても、その活動の一環と認識しているところであります。

自衛艦の寄港の誘致や災害支援については、地域経済の活性化や防災の観点から、県はこれまでも宿毛市と一緒に国への政策提言を行っています。宿毛市の要望にある近傍作戦根拠地については、その規模や機能などは明らかになっておりませんが、地域経済への波及効果や大規模災害時の防災支援の効果が期待される一方、実現に当たっては既存の港湾利用者との調整などさまざまな観点からの検討も必要になると考えています。

県としましても、宿毛市、宿毛市議会の意向を尊重し、また住民の皆様さまざまな御意見も伺いながら、地元の取り組みをしっかりと支援してまいりたいとの考えでございます。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、第3子の保育料無料化の助成制度である多子世帯保育料軽減事

業について、高知市にも適用すべきとお尋ねがございました。

多子世帯保育料軽減事業については、少子化対策の一環として、子育てに係る保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的に、同時入所を要件とする国の制度では対象外となる第3子の保育料の無料化について、独自に対応しようとする市町村に対して県が単独事業として支援を行っているものです。

高知市につきましては中核市であり、従来は保育行政に関して県と同等の立場でありましたので、県として保育料軽減に関する支援は行っておらず、そうした中で高知市が独自に第2子の保育料軽減・無料化に取り組み、現在の形になっているものと承知をしております。

今年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度では、保育所などの運営経費に係る財源においては大都市特例が廃止となり、中核市である高知市に対しても他の市町村と同様に財源の一部を県が負担することとなりました。しかしながら、中核市は保育行政に関する認可及び監査等の権限について県と同等の立場であることは従来どおりでございますので、多子世帯保育料軽減事業についても現行のままで対応していきたいと考えておりますが、なお高知市のお考えもお聞きしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、少子化対策については喫緊の課題であり、知事がチームリーダーを務める全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームでは、多子世帯保育料軽減措置における同時入所要件の廃止や対象の拡大など、第3子以降への重点的な支援及び抜本強化を求める提言活動を行っております。引き続き国の動向を注視しつつ、多子世帯の負担軽減について国に働きかけてまいります。

次に、今年度の臨時教員の未配置が1カ月以上となる学校数と件数について、また県民、そ

して現場教職員と児童生徒の思いについてどう受けとめているのかお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

本年7月1日までに臨時教員を1カ月以上配置できていない学校の状況は、小学校で28校、32件、中学校で4校、4件、高等学校で2校、2件、特別支援学校で1校、4件の計35校、42件となっております。これは昨年と同時期と比べて34件の増加となっており、特に小中学校で厳しい状況にございます。

このような状況に至った大きな原因として、定年を迎え退職する小中学校の教員の数が急速に増加していることがございます。県教委といたしましては、退職者数の増加を踏まえ、新規採用者数も大きく伸ばしてきたところでございますが、教員の資質の確保や年齢構成の平準化など長期的な人員管理の面で、1年間に採用できる人数にはおのずから限界があるため、退職者の急増に見合うだけの採用がなかなかできないという事情がございます。その結果として、年度の当初から臨時教員で対応しなければならないケースが大きく増加をしてきております。

一方、それに対し臨時教員の志願者は大きく減少しておりますが、それはここ数年の採用者の増により採用待ちの教員志望者が減っていることや、少子化が進む中新たに教員を志望する者の数自体も減っていることなどによるものと思われまます。また、このような状況を少しでも改善するように、退職教員の皆さんにできるだけ多く再任用での勤務や臨時教員として頑張ってもらいたいようお願いしているところですが、教員不足の解消までには至っていない状況でございます。

本年度については、このようなことから、年度当初から小学校を中心に指導方法工夫改善等の加配教員や病休等の補充のための臨時教員を学校に配置できていない状況があり、市町村教

委や学校はもちろん、児童生徒の皆さん、保護者の方々にも大変申しわけなく思っております。

なお、臨時教員が不足している中であっても、少なくとも学級担任については欠員とならないような措置をとっており、また養護教諭につきましては、近隣校との兼務発令や看護師等の免許を持つ方に養護教員の臨時免許状を発行するなど、子供たちへの影響ができるだけ少なくなるように努めているところです。

さきに申しあげました状況を考えますと、本年度中に教員の未配置を全て解消するといったことは困難でございますが、今後少しでも未配置を減らすことができるよう、あらゆる手だてを講じてまいりたいと考えております。

次に、定数内の非正規教員の解消も含めた今後の採用計画の見通しと決意についてお尋ねがございました。

公立小中学校における教員採用者数は、児童生徒数や学級数に伴う教員定数に指導方法工夫改善等の加配定員を加えた数と退職教員数を考慮して算定しております。このうち定年退職教員数については、小学校では今後10年間で全教員の約半数に当たる1,500人余り、中学校では4割に当たる750人余りが見込まれております。このようなことから、児童生徒数や学級数に伴う教員定数の減少を考慮いたしましても、今後しばらくは毎年多くの教員を採用していくことが必要になってまいります。

一方で、先ほども申しましたとおり、長期的な人員管理の観点や、教員志望者が減少する中でも採用する教員の資質を確保しなければならないといった観点から、1年間に採用できる教員の数にはおのずと限界があり、教員定数の全てに正規教員を配置することを前提とした採用計画は現実論として不可能だと思っております。

当然のことながら、来年度以降、今年度のような教員の未配置を繰り返してはなりません。

そのためにも、県外会場での採用審査の実施や教職経験者を対象とした審査の一部免除の拡充、年齢制限の緩和など志願者をふやす工夫も行うことで、採用者の資質を維持しながら、採用数をしっかりと確保してまいりたいと考えております。また、定年退職する教員に対して、できるだけ多く、また長く再任用などで勤務してもらえるよう、その必要性について強く訴えてまいりますとともに、短時間での勤務にも柔軟に対応するなど、働き続けやすい条件整備にも努めてまいります。

当面は、こうしたことを初めあらゆる手だてを講じて教員の確保を図ってまいります。厳しい状況は今後10年程度続きますので、時期時期には教員確保のためのシミュレーションも行いながら、対策が手おくれにならないよう万全を期してまいりたいと思っております。

次に、採用計画を明らかにすること、年度途中採用者数を見込むなど採用候補者名簿の見直しをすることについてお尋ねがございました。

さきにも述べましたように、今後10年間では全教員の約45%と多くの教員が定年退職を迎えることとなりますので、その間必要な教員数を確保するためには、大量に採用せざるを得ない状況になると考えております。そのため、臨時教員や大学生などこれから教員を目指してほしい方には採用審査の勉強会や説明会などで、また高校生の保護者の方にはPTAの会合の場などでこういった現状をお伝えするとともに本県の教育への関心や理解を深めてもらうことで、教員への志望者数をふやす取り組みにつなげていきたいと考えております。

一方、各年度の具体的な採用計画については、必要となる教員定数をもとに、退職予定者数、再任用予定者数等を考慮しながら決定してまいりますが、不確定な要素が多いことから、長期間を見通して採用計画を公表することは難しいと考

えております。また、年度途中採用を見込んだ名簿登載につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そもそも今後の大量退職から生ずる欠員の全てを新規採用者で補うことはできない状況にあり、年度途中での追加採用まで見込んで採用することは難しいと考えております。

次に、教職経験尊重の採用審査を実施している他県の取り組みを参考にして、審査方法を再検討することについてお尋ねがございました。

現在、教員採用選考審査においては、現職教員、臨時教員、元教員を対象に、第1次審査の免除や一部免除といった教職経験者を優遇する措置を講じているところです。今後も他県の取り組みも参考にしながら、先ほど申し上げました教職経験者に対する優遇措置の拡充や年齢制限の緩和など、優秀な教員を幅広く確保できるよう審査制度の改善を検討していきたいと思っております。

次に、臨時教員の処遇改善についてのお尋ねがございました。

これまでは、臨時教員の業務の実態や必要性等を踏まえながら、任用期間の改善を図ってまいりました。本年度からは、これまで3月24日までの任用期間であったものを、小中学校にあっては原則3月26日まで、県立学校にあっては3月30日までそれぞれ延長することとしました。さらに、来年度からはこれまで4月2日からであった任用を4月1日からに前倒しいたします。4月1日からの任用となることにより、臨時教員には4月分の通勤手当、扶養手当、住居手当が支給されることとなります。また、全体の任用期間が延びることで、次の任用までの期間が短くなることから、次の年度も臨時教員として任用される予定であることが明らかになっている場合には、厚生年金保険及び健康保険が継続扱いとなります。以上のとおり、臨時教員の処遇については、できる限りの改善を図っている

ところでございます。

最後に、本県の小中学校のエアコンの整備状況をどのように考えているのか、また設置を積極的に推進する計画を県教育委員会としてつくるべきではないかとお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

文部科学省による調査では、平成26年4月1日現在で小中学校の普通教室へのエアコン設置率は、御指摘のとおり全国で32.8%のところ本県は13.8%であり、47都道府県中29番目の整備率となっております。また、県内小中学校別の設置率につきましては、小学校が9.7%、中学校が24.7%と小学校で特に低い状況でございます。小中学校へのエアコンの設置が余り進まない要因の一つとして、現在本県においては、まずは耐震化などの緊急性の高い課題に取り組んでいるという実情があるものと考えております。

これまで県教育委員会といたしましても、夏休み等における子供たちの図書室の活用を進めるため、平成24年度からの3年間で県単独の補助制度を設けまして、小中学校の図書室へのエアコン設置を促進してまいりました。その結果、71校に設置をされております。一方、普通教室へのエアコン設置につきましては、各市町村がそれぞれの学校の状況に応じて、主体的に対応していただきたいと考えております。

県内における小中学校の耐震化も完了に近づいてまいりましたので、今後は市町村による普通教室へのエアコン設置等の学校環境改善対策も進んでいくものと期待しているところであり、県教育委員会といたしましても、引き続き国の支援策の活用も含め助言等を行ってまいりたいと思っております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 本県の病床機能報告における病床数と国が示した2025年の病床数

との差についてお尋ねがありました。

本県の病床機能報告制度における平成26年7月1日現在の病床数は、高度急性期が1,531床、急性期が4,938床、回復期が1,571床、慢性期が6,892床、県合計で1万4,932床となっています。

一方、政府の専門調査会が公表した2025年の必要病床数の推計値は、高度急性期が800床、急性期が2,800床、回復期が3,300床であり、それぞれの差は高度急性期が731床、47.7%の減、急性期が2,138床、43.3%の減、回復期が1,729床、110.1%の増となっています。

また、専門調査会の推計値のうち、慢性期はパターンAからCまでの3種類にパターン分けがされていますが、入院受療率——人口10万人当たりの1日平均の入院患者数ですが——を全国最小値まで低下させるとするパターンAでは4,492床、65.2%の減、入院受療率を全国中央値レベルまで低下させるとするパターンBでは3,692床、53.6%の減、パターンBの推計年次を2030年まで5年間延長した場合における2025年時点の値を示したパターンCでは2,592床、37.6%の減となっています。高度急性期から慢性期までの4つの医療機能区分を合計した病床数の差は、パターンAが5,632床、37.7%の減、パターンBが4,832床、32.4%の減、パターンCが3,732床、25.0%の減となっています。

次に、国が示した病床数についてどのように受けとめているのかのお尋ねがありました。

今回の推計値は、国が都道府県に対して示した地域医療構想策定ガイドラインにおける計算方法、すなわち高度急性期から回復期にあっては2025年の推計人口に2013年度の入院受療率を掛け合わせた医療需要を、慢性期にあっては入院受療率の地域差を解消させるための3つのパターンの減少比率によって算出した医療需要を、それぞれ病床稼働率で割り戻す計算方法によって機械的に算出されたものですが、そのまま適

用されないとしても、人口当たりの病床数が全国一多い本県にとっては大変厳しい数字であると受けとめています。

本県における地域医療構想については、学識経験者や医療・介護の提供者、医療保険者、医療を受ける立場にある方々を委員とする地域医療構想策定ワーキンググループを今月設置し、検討に着手する予定です。ワーキンググループでは、構想区域の設定や医療需要に基づく必要病床数を踏まえた医療提供体制といった事項について検討していただきたいと考えています。

先ほど知事からの答弁にもありましたように、療養病床に入院している方々の実態を把握するため、体の状態や医療の内容、療養にふさわしい施設、サービスなどについての調査を行うなど、関係者の理解のもと、医療と介護の適切な役割分担により、県民個人個人のQOLに適した療養環境を確保していくことがとりわけ重要であると考えています。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、農地中間管理事業に関する今回の規制改革実施計画をどう受けとめているのか、また国に対して農家、地方の声を届けるべきではないかとお尋ねがございました。

6月30日に閣議決定されました規制改革実施計画については、今後詳細が決まっていくものと承知をしておりますが、例えばお話のあった遊休農地の課税強化につきましては、比較的営農条件のよくない土地であることが多い遊休農地が、仮に農地中間管理機構に貸し出されたとしても、条件のよい農地を希望する担い手への農地集積に対する効果は小さいのではないかと、また実績を上げた県への予算の優先配分については、実績が低い県では本来積極的に支援すべき意欲的な担い手のやる気をそぐことにならないかといったことが考えられます。県

といたしましては、本県農業の発展につながるような施策の見直しとなるよう、さまざまな機会を捉えて国に対して地域の実態を伝えてまいります。

次に、本県の農地中間管理機構の実績とその評価、問題点についてのお尋ねがございました。

本県では担い手への農地集積を今後10年間で2割から6割までふやすことを目標とし、昨年度は農地中間管理事業を活用して100ヘクタールの集積を目指してまいりました。農地の集積には農地所有者との信頼関係の構築が重要であることから、現地に入り込んで活動する推進支援員を農地中間管理機構に順次配置し、農地の権利関係の調査、出し手と受け手との合意形成などに取り組みました。その結果、昨年度は貸借で23.8ヘクタール、売買で3.9ヘクタール、合わせて27.7ヘクタールの農地が農地中間管理機構を通じて集積をされましたが、年間の集積目標には届いておりません。

こうした実績につきまして、外部委員から成る農地中間管理事業評価委員会から機構に対し、体制整備や取り組みはおおむね評価できるが、目標達成のためには一層の工夫と努力が必要との意見が出されています。そこで、本年度はこれまでの取り組みをさらに強化するために、推進支援員を増員するとともに、農地を借りたいという人が必要としている農地の具体的な条件を再度確認して地域を絞り込み、その地域の事情に詳しい農業委員等のより積極的な協力を得て、出し手の掘り起こしに努めてまいります。

最後に、農地中間管理事業の改善や、将来にわたって農地を守っていくための取り組みについてのお尋ねがございました。

御指摘のありました、受け手が見つかるまでの農地管理と地域の担い手を貸付者に選定することについては、本県では一定の条件のもと、既に対応できる仕組みとしているなど、事業の

ルールの範囲内ではございますが、地域の実情に即した運用に心がけているところでございます。

一方、機構集積協力金については、交付要件である貸借期間の短縮など、現場で柔軟な活用ができるよう、国に対して要件の見直しを提言しております。今後さらに効果的な事業を実施するためにも、今回いただきました御意見や現場の実情を踏まえ、さらなる改善につなげたいと考えております。

あわせて、将来にわたって地域の農地を守っていくためには、地域の農地をどうしていくかの明確なビジョンと合意のもとに、農地の担い手への集積などに取り組んでいく必要があると考えています。県といたしましては、市町村や農業委員会などと一体となって、地域農業の将来像についての話し合いを促すとともに、集落営農の推進や基盤整備など各種施策を組み合わせ、計画的な農地集積に取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 宿毛湾の海底調査について、どのような説明を受け同意をしたのかのお尋ねがありました。

宿毛湾周辺での海底調査については、海上自衛隊から説明を受けておりません。また、調査を実施した場所は公表されていませんが、仮に港湾区域内でも新聞記事にあるような調査であれば、工事や占用に該当せず、また港湾の利用、保全、開発等に支障を与えるおそれがないことから、港湾法に基づく手続を行う必要はないと考えております。

○37番(塚地佐智君) それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、2問を行わせていただきたいと思えます。

まず、原発の再稼働問題で知事にお伺いをい

たします。

基準地震動の問題は、これから勉強もして、大いに問題点も勉強会の中でさらに深めていただきたいということをお願いしておきたいと思うんですけども、最後に御答弁をいただきました自然エネルギーへの転換ということで、ぜひ具体的にそういう方向を進めていただきたいと、具体的提言もしていきたいという御答弁をいただいたと思います。

その具体的な点が何かということで、ぜひこういう御提案をしていただきたいなと思っておりますので、1つは2014年度の四国電力の決算が発表されて、それを見させていただきますと、電気料金の値上げ等によって収入もふえまして、経常利益は194億円ということが計上されたわけです。一方、支出のほうでは発電をしていない原発を維持するために、これが48億円ふえて642億円という数字、私の調査ではそのような数字になっています。

また、電気事業の設備投資では、548億円のうち原発関連が269億円というふうに半分を占めておりまして、自然エネルギーの普及に必要な送電網の整備ですとか、効果を上げるための投資というのは45億円にとどまっているというような状況の数字を、私のほうでは調査をさせていただいているんですけども、この間議会でもずっと提案をしてきたように、発電をしない老朽化した原発をそのまま維持するための維持経費というものが大変大きなウエートを占めている状況です。

やっぱりそこを改めさせていくということが、これから自然エネルギーへの転換も脱原発ということの具体化にとっても、非常に重要なポイントになるのではないかとこのように思いますので、ぜひ知事が先ほどおっしゃった具体的な提案をしていくということに――老朽化した原発の廃炉ですね、そのことに早急に取り組むべ

きではないかという具体的提案をぜひ行うべきではないかというふうに思っておりますので、その点1点伺いたいと思います。

それともう一点、宿毛湾の問題について知事に伺います。

私は先ほどの知事の答弁にちょっと驚いてしまいましたが、私が今回問題にいたしましたのは、統合近傍作戦根拠地というものが今回新たに提案をされたわけです。今回新たに提案をされた中身が、私たちは初耳だし、中身としてどんな規模になるのかもわからないし、書かれていることを見ると、訓練や部隊の再編も行うということが書かれてあります。これまで宿毛湾の活用でこういったことが行われるようになるということは、議会でも議論もしていません。

先ほど知事は御答弁で、規模や機能は明らかにはなっていないが、自衛隊の誘致はというふうにおっしゃいました。規模や機能が明らかになっていないのに、それを認めるという態度はいかがなものかと。しかも先ほどおっしゃったように、宿毛湾港を商業港として発展させる、宿毛湾の漁業を発展させると、そこにどんな矛盾が生じるのかという具体的な中身も示さなくて、これを推進していくということだけをただうのみにする発言でどうなのかという点は、もう一度、再度御答弁を求めたいと思います。

とりあえず2問をお願いいたします。

○知事（尾崎正直君） まず原発について、御指摘のように老朽化した原発の廃炉を求めていくべきではないかというお話であります。

老朽化した原子力発電所についてどうするべきかということについて、我々もこの勉強会でも確認をしている中、平成28年に向けていろいろと検討を重ねていくというふうに、四国電力においても今のところは一般論的な回答をいただいているわけでありましてけれども、今後少し議論を深めさせていただきたい論点だなど、そ

のように考えているところであります。

ただ、先ほど言われましたように、確かに発電をしていない原発が大きく経費を食っていることも確かでありましょうが、他方で廃炉ということになりましても、また膨大なお金がかかることは塚地議員も御存じのとおりでありまして、やはりそういうところのトータルのバランスも考えないといけない問題であるというところは、1点留意点として挙げさせていただきたいと、そのように思います。

ただもう一つ、私も脱原発という話を申し上げ、その方向を維持すべきだということを言っております。そして、その進展スピードそのものについては正直、科学技術及び社会のシステムいかによるんだらうと、そのように考えています。10年後にできるようになるかもしれませんし、100年かかるかもしれません。ただ、いずれにしてもその方向性というのをいかに維持し続けるかということが非常に大事だと思えますし、その具体的な努力をしっかりし続けるということが非常に大事だと思えます。

我々県としても、ささやかかもしれませんが、木質バイオマス発電所を初め、一つ一つの取り組みを進めていますし、それは私は県の利益にかなうと思っています。ぜひ、四国電力に対しても具体的な努力というのを求めていきたいと、そのように考えておるところであります。

それと、2点目の宿毛湾についての話でありまして、確かにそれはうのみをしてはいけなんでしょうから、よくよく調べて対応も決定していくということになろうかと思いますが、ちょっと2点。

1点、先ほど私がちょっと言及もさせていただきましたけれども、宿毛市議会において、そもそも海上自衛隊潜水艦部隊及び掃海部隊の宿毛湾港誘致についてということで、市議会としての請願採択がされているわけでありまして、そ

して、御指摘のこの要望書につきましても、私コピーを持っておりますけれども、これによりますと、宿毛市長、それから市議会議長、そして商工会議所会頭、これが連名で要望されているというわけでありまして、それはやはり宿毛市として一定その関係者、しかも中心となられる方々が、議会も含めてこれはされた要望ということになるんだらうと思います。

市議会で採択された一定の方向感のもとにおいて、今回市長さんと市議会議長さんとそして商工会議所の会頭さんがそういう要望をされたという事実というのは、それは重いし、私は基本的に市町村が行っていかうとされていることについては、しっかり応援をさせていただきたいという立場でありますから、そのことを申し上げたわけでありまして。ただ御指摘のように、確かに近傍作戦根拠地という言葉が意味するところがどういうことであって、どういう影響があるか、広域的にもどういう影響があるかということについては、宿毛市の皆さんともよく議論をさせていただかなければいけないところは、それはあると思えますし、また住民の皆さんに懸念の声がある——それは私はきょう議会で議員に伺いましたけれども、ということであれば、そこにも耳を傾けなければならないことは確かだらうと思います。

ただ、こういう要望書が、こういう連名でもってなされているということ、そして過去の市議会での採択があるということ、この事実はそれはそれでまた重いのではないかなと、そのように思っています。

○37番（塚地佐智君） 御答弁ありがとうございます。時間がございませんので。宿毛湾の問題は、自衛隊の基地の誘致は難しいと判断をして、今回こういう要望に変えたんだというのが市長のお話でございます。それは自衛隊の基地だと漁業に与える影響も大きい。で、これに変

えたんだと。でも、その変えた中身は具体的には私たちにもわからないし、しかも漁業にどれだけの影響が与えられるかもわかっておりません。議会でもこの問題は議論はされていないというふうに私も伺っております。それは事実を確認していただいて、県がこの3名の連記が上がってきたから住民の合意なんだ、市議会の合意なんだというふうな受けとめでは、私は実態と誤っていると思いますので、よく調査をしていただいて、これからの対応を、宿毛湾港を商業港として、宿毛湾を本当に美しい漁場として守るといったやっぱり知事の姿勢を、最初に示した姿勢を崩すことなく、それに影響があるならストップをかけるというぐらいの県の重要港湾と漁業を守る立場で、ぜひとも御尽力いただきたいということをお願いしておきたいと思いません。

教育長、大変御苦勞されている臨時教員問題、あえて聞きませんが、10年間の長期スパンを考えたときに、採用をするのはなかなか難しいんだというふうにおっしゃっています。10年先にどうするかという問題ではなく、やっぱり今この時点で、本当に目の前で子供たちが先生がいなくて困っているという状態は、まさに緊急事態で非常事態だということです。私はやっぱり非常事態宣言を発するぐらいの気持ちで、この問題の解決に全力で当たっていただきたいということをお願いしておきます。

そして最後に、もう時間がありませんが、知事、安保法制の関係は、やっぱり知事、もう少し認識を深めていただかなくてはなりません。国自身が立法事実を示さない中で、この立法事実がないと言われている状況で、知事が思いつきでおっしゃられても、これは納得がいかないということをお願いして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時3分散会

平成27年7月2日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 9番 川井 喜久博 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 事務局長 山崎 實樹助 君
 職務代理者 山崎 實樹助 君
 警察本部長 國枝 治男 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第3号)

平成27年7月2日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
- 第3号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第15号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第16号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 報第3号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。

————— ❁❁❁ —————

諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

————— ❁❁❁ —————

質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第18号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

1 番上田貢太郎君。

（1 番上田貢太郎君登壇）

○1 番（上田貢太郎君） 皆さんおはようございます。自由民主党の上田貢太郎でございます。

それでは、発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、私見、要望を交え御質問させていただきます。県議会議員として初めての質問ということで、なれないこの議場の雰囲気の中、また新人の皆さんの中ではトップバッターということで大変緊張いたしておりますが、今回の選挙で掲げ、訴えてまいりました地方創生、このことを今回はテーマに御質問させていただきます。私は、とにかくこの高知県が潤って、県民一人一人が輝いて——私自身、まだ3歳の子を持つ親であります、そうした次の世代に

この町を心から残したいと思える、そんな高知県を目指して皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。先輩、同僚議員の皆様、知事初め執行部の皆様、御指導どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、高知版CCRCについて伺います。

皆さん御存じのとおり、このCCRCとは、米国発祥の暮らし方、継続的なケアつきリタイアメント・コミュニティーの略称で、高齢者が自立して生活できるうちに入居して社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続ける仕組みです。元気なうちから終末期まで過ごせる新しい住居形態として、近年、注目が集まるCCRCですが、本県でも、都市部から高知県に移住するシニア世代の受け皿をつくろうと、官民の研究会、高知版CCRC研究会が5月11日に発足いたしました。

CCRCを御理解いただくために、最初にアメリカのアリゾナ州サンシティで展開された第1世代のCCRCを御紹介いたします。これはレクリエーション中心のまちづくりを行い、シニアの理想郷として、雇用1万人、消費3億ドルという産業の活性化などを生み出しましたが、高齢者ばかりの町になるとともに、ストレスもなく、ゴルフ三昧など快適過ぎる環境が老化を早め、再度、別の地の介護施設に移転せざるを得なくなるなど、経済的・精神的負担が伴うなどの問題が出てきたというものです。

そうした課題を解決するため、第2世代のCCRCは、マサチューセッツ州ラッセルビレッジで展開された大学連携型CCRCですが、コミュニティーの入居条件として、大学の授業に一定時間以上出席の条件を付し知的好奇心を充足し、学生との世代間交流を行う仕組みや、介護問題も介護保険つき住宅を整備するなど、退

職後の生活を生涯お世話する地域社会づくりというシステムを構築したものです。

そうした大学連携型CCRCは、民であるシニア市民は健康、活力、生きがいを得、公である自治体には雇用、税収増、地域活性化、医療費抑制をもたらし、学である大学には学生増、学習、福祉の地域貢献をもたらし、産業面では住宅、ヘルスケア、金融などの活性化をもたらすという可能性を秘めたものです。

一方で、日本版CCRCは、大都市から多くの高齢者を受け入れるために、地域の方々とのコミュニティの調整のあり方も課題になってきますから、その仕組みづくりも含め、高知版CCRCの場合は、行政主導で健康長寿県構想と産業振興計画とを組み合わせた、新たな地域のメリットになる移住政策の一環として捉えなければなりません。

介護施設の不足から、首都圏1都3県に介護難民が出るから地方が受け入れろという話ではなく、地方に移住してきていただくという心構え、当然地方にもメリットがあり、さらに移住してきた方々に対しても希望をかなえ、生きがいを提供し、双方がプラスになるトータルな構想の最適化を図る必要があります。

そして、移住してきていただくには、受け入れる地域の皆さんも、地域に誇りを持ち、幸せであるということ、移住してきていただく皆さんにも、あんなところで暮らしたいという動機づけがなければ、どこで暮らしてもいいわけで、持続可能なCCRCモデルを考えますと、まずはやはり地域の暮らし、あるいは幸せというものをしっかり考えておく必要があるかと思えます。

そこで、国への動きに関して少し触れたいと思いますが、先月19日、自民党本部において、地方創生実行統合本部の第24回会合が開催されました。この本部運営には、福井照衆議院議員が事務局長として力量を発揮されております。

高野光二郎参議院議員の強い薦めもあり、政府のまち・ひと・しごと創生本部の日本版CCRC構想有識者会議の主要メンバーである高知大学受田浩之副学長を同会に招聘して、その取り組みの必要性を訴えていただきました。そして自民党本部としては、日本版CCRCを極めて重要な施策として位置づけ、8月の概算要求に向けて具体的に提案をしていくという議論が行われました。

そこで、この国の動きに対し、本県はモデル県として積極的に行動を起こす必要があると考えますが、まずは尾崎知事のお考えをお聞かせください。

高知の場合は、エリア全体、あるいは町全体で、やわらかくCCRCの機能が担保されていて、サービスつき高齢者住宅という暮らしが既にございます。特に高知市を中心とした中央エリアには、病院施設が近場にあつて、疾病対策につきましても、急性期や慢性期を含めてカバーできます。あとは生きがいづくりですが、周辺に大学があつたり、あるいは高知市から少し足を延ばせば、嶺北地域や仁淀川筋の市町村のように、人材を求めているコミュニティもありますから、そういったところとやわらかく連携しながら、これが高知版CCRCですよと言える、そんなネットワークがエリアで構築しやすいと考えます。

そこで、CCRCには、市町村レベルのタウン型と地区レベルのエリア型、単体施設の施設型などがございますが、知事が考えている高知版CCRCは、どのレベルから取り組むお考えなのか、知事にお伺いいたします。

現在、来年度から国が地方に対して本格的な支援をする地方創生に向けて、5カ年の地方版総合戦略を全国の都道府県の中で最も早く策定した本県を初め、34市町村の全てが年度内に総合戦略の策定を予定しております。そのうち31

市町村が、ことしの10月末をめどに計画策定にかかっています。ですので、これまでの施策の延長線上で考えるのではなく、これまでと違う視点で移住政策を強化したコンセプトを練り上げることが必要ですし、そのことで各自治体としても、総合戦略の中身がかなり現実的かつ効果的なものになっていくと思います。

そんな中、先日発表されました梶原の事例のように確かな戦略があれば、人口の減少があれだけ食い止められるのです。もっと効果的な戦略を立てて、各地域で積極的かつ果敢にチャレンジしなければならないわけですが、その場合のCCRCの持っている意味は極めて大きいので、そこを県としても、しっかりと各自治体に取り組みべきという方向に持って行っていただきたいと考えます。

ただ、いきなり嶺北で、梶原で、馬路でとなりますと、都会からの移住者が、いきなり中山間地域の暮らしではつらいものがあると思いますので、そこで最初は、高知市などの中央エリアに来ていただき、中央エリアから徐々に中山間地域に活動の拠点を移しつつ、最後は中山間地域に行くという、2段階のツーステップCCRCがあってもいいと思います。

また将来的には、インターネットオブシングスのような形態を整え、会員の方々の健康情報、生活の情報を全て把握していくデータセンターを配置して、健康管理も集中管理されているなど、メンバーの安全・安心を担保しながら、かつ生きがいを提供し、提供し、いろいろな情報が常に双方向にやりとりされている、そんなCCRCがあってもいいと思います。

ココプラは、知の拠点、交流の拠点、そして人材育成の拠点にすべく、知事の強い思い入れもあってできたわけです。知や交流の拠点は、なかなかすぐに成果は出せないものです。ですので、もしかしたら高知版CCRCは、ココプ

ラの成果の第1号かもしれません。

いずれにしても、これから各地域での競争になってくると思いますが、県として高知版CCRCにもっと力を入れ、県民に正しいCCRCの理解を啓発していただきたいと考えますが、ココプラの成果の活用も含めてどのように理解を深めていくおつもりなのか、文化生活部長にお聞きいたします。

そして最後にもう一点、これは要請になりますが、実は海洋立県構想として政府系研究機関誘致の問題を、今議会の質問の目玉として検討しているうちに、困難だとは思いますが、これをCCRCとリンクさせたらどうかという考えが生まれてまいりました。産官学の連携による共同事業やまちづくりは、私が高知市議会議員時代から進めていたライフワークの一つで、まさにこの高知版CCRCの考え方に生かせると考えます。

私の考える海洋立県構想とは、国が政府系研究機関の東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、地方移転を促す提案をしておりますが、この国の提案にエントリーし、高知独特の創意工夫と立地を武器に新しい高知県を目指すというもので、まさにその創意工夫が高知版CCRCとのリンクというものです。

現在、高知大学の海洋コア総合研究センターは、アメリカ、ドイツ、日本に各1カ所、我が国では唯一本県にあり、世界の海洋資源のデータがこの3カ所に集められているわけです。

高知大学農学部も、平成28年から農学海洋科学部と名称が改められ、4次元的黒潮域資源学を、これから国内オンリーワン、世界ナンバーワンの海洋資源研究を盛んに行っていきたいとのことでした。

海洋研究開発機構——JAMSTECと包括連携協定を既に締結しており、今後は、水産総

合研究センターや石油天然ガス・金属鉱物資源機構との連携協定も模索しており、理化学研究所や科学技術・学術政策研究所などともあわせてブランチ誘致ができれば、海洋コア総合研究センターがテーマに挙げている4次元的黑潮域資源学は、まさに世界のオンリーワン、ナンバーワンの研究になると考えます。

また、関連民間企業にも、この研究開発に参画していただき、高知大学物部キャンパスに黒潮圏資源開発の総合研究タウンをつくり、これをCCRCにリンクさせ、研究者やその家族に定住してもらう。また、今でも年間200人近くの研究者が海外から高知大学を訪れており、海洋立県構想が実現すれば、世界中の研究者も高知を訪れますし、中には、海外からの移住者も出てくる可能性もございます。

ココプラで配られたCCRCの資料の中に、サービスつき高齢者住宅の入居者問題が記されており、提案の中に「要支援、要介護にまだなっていない50代以上の人を、一定の比率で入居してもらう」というものがありました。

健康で働いている研究者とその家族を高知市、南国市、香美市、香南市などのゲーテッドコミュニティやマンション型の居住地に入居していただき、エリアに子供の声が聞こえるCCRCが実現すれば、他に類を見ない政府系研究機関誘致と研究者タウン型CCRCが実現するのではと考えます。政府機関の地方移転に係る提案募集締め切りが平成27年8月末と迫っておりますが、こういった視点から、ぜひ執行部の皆様に検討していただきたいと思っておりますので、要請しておきます。よろしく願いをいたします。

次に、農産物の輸出についてお尋ねいたします。

現在、農産物の国内市場は、消費者の国産志向が高まっているとはいえ、少子高齢化や人口減少の傾向により量的には充足し、成熟化して

います。一方で海外においては、東アジアを中心とする消費市場の拡大、新興国を中心とした富裕層の増加など、魅力的な市場が形成されつつあります。

こうした現状を踏まえ、国におきましては、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することによりグローバルな食市場を獲得するとして、農林水産物・食品の輸出額を、2014年の6,117億円から2020年までには1兆円規模へ拡大するとの目標を掲げているところであります。また、県におきましても、食料品輸出額を3億円にするとの目標の上方修正がされたところであります。

日本産農産物を取り巻く環境を見てみますと、ジェトロが2012年にアメリカなどの7つの国、地域で好きな外国料理を消費者調査したところ、一番人気、圧倒的に人気の高かったのは日本料理だったとの結果が出ております。2013年には和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことや、現在開催されていますミラノ万博においては日本の食文化に大変高い関心が集まっておりますし、さらには2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会は世界中から多くの方が日本を訪れ、日本の食を体験するチャンスとなります。また、全世界には5万5,000店を超える日本食レストランがあるとも言われており、これは相当大きな日本食材のマーケットです。

これらをターゲットに日本の農産物の輸出に取り組んでいくことは重要なことであり、海外市場に打って出るには、今まさに好機を迎えているものと考えています。こうした追い風とも言える状況を捉え、本県の誇るべき農林水産物の輸出拡大に向け、これまで以上に取り組みを強化していくことが必要ですし、その際海外の日本食レストランなどをターゲットとした取り組みなども有効な方法ではないかと考えます。

このような状況を踏まえまして、農産物や加工食品を含めた食料品の輸出に係る県の取り組みや今後の販売戦略につきまして産業振興推進部長にお尋ねをいたします。

次に、農産物の輸出においては、相手国・地域によっては関税を初め、残留農薬などの食品安全や動植物検疫に係る規制が異なり、輸出に取り組む産地にはさまざまな新たな負担が生じることとなり、輸出に取り組むには産地の体制整備も重要であります。

本県の食料品輸出において大きな位置を占めるユズを初めとする農産物に関して、今後どのように産地支援に取り組んでいくのか、農業振興部長にお尋ねいたします。

次に、防災訓練における在日米軍との連携について御質問いたします。

6月7日に開催された高知県総合防災訓練と連携して、日米共同統合防災訓練が実施されました。その目的は、南海トラフ地震が発生した場合を想定し、防衛省が策定した自衛隊南海トラフ地震対処計画に基づき、実動訓練による自衛隊及び在日米軍並びに警察や消防、自治体などの防災関係機関との連携要領について訓練を行って、自衛隊の災害対処能力の向上を図るものでした。訓練には約2,500名が参加し、自衛隊1,150人、在日米軍15人、警察、消防、自治体関係者1,300人で行われました。

平成27年4月27日、日米両政府は、日米安全保障協議委員会——2プラス2において日米防衛協力のための指針を18年ぶりに見直し、その改定を了承しました。集团的自衛権ばかりがピックアップされて政治利用されがちですが、実はこのガイドラインの中に、日本における大規模災害への対処における協力という項目があります。「日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊

密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる」とあります。

私は、今回の有効な訓練の実現とこれからの防災訓練、また国民の生命と財産を守るための米軍との協力に、このガイドラインが大きな役割を担ってくれるものと評価しています。また、南海トラフ地震により陸路途絶が想定される高知県のような地域において、米軍のオスプレイを活用するなど、ふだんから米軍との連携を密にして実践的な訓練を実施する必要があると考えます。

ここで、今回の訓練に参加した自衛隊の大型輸送ヘリCH47とオスプレイMV22の能力を比較すると、巡航速度はCH47の時速260キロに対して、MV22は約2倍の時速490キロとなっています。また、航続距離につきましてもCH47の1,040キロメートルに対し、MV22は約2倍の1,840キロメートルとなっています。この圧倒的な能力差を考えますと、東西の直線距離が約200キロメートルの本県は、発災時にはオスプレイMV22の出動要請を行うことで、多くの人命が救われると考えます。

また、ライフラインの寸断した本県には、入院患者や人工透析患者、災害での負傷者など、数日以内に数万の傷病者を県外などに移送させなければなりません。国道など幹線道路も寸断すると予想される本県で、これだけの傷病者を移送する手段はほかにありません。このような状況では、米軍の協力を仰がなくては救援・救助活動や人道支援活動が間に合わず、その被害はますます大きくなると思われれます。東日本大震災時に米軍は、仙台空港の膨大な瓦れきを取り除き、早期復興に尽力し、その後の応急対策に大きく貢献してくれました。

在日米軍の人道支援を受け入れるためにも、

今後はオスプレイMV22を含む日米共同統合防災訓練は本県には必要不可欠なものと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、エアボートの有用性などについて御質問いたします。

2013年の東京国際消防防災展で、消防隊員や自衛隊関係者が注目したボートがありました。それは、フレッシュエア社が製造したエアボートです。私は、東日本大震災の港湾内に漂う無数の瓦れきを見たとき、エアボートがあれば、捜索・救助活動がスムーズに行えるのにと感じたところでありました。

エアボートとは、底が平たんでプロペラのある比較的小型の乗り物で、エアクラフトやホバークラフトと同様のプロペラと、自動車と同様のエンジンによって前進します。プロペラは、プロップガードという金属で保護されており、障害物による破損や破片の巻き込みによる人的被害を防ぐようになっています。その平たんな底のデザインの利点は、水面下に一切のスクリューやかじなどの推進部や操舵部がないことです。そのため、水面下の岩や瓦れきによるスクリューの破損や、ビニールや海藻などの浮遊漂流物によるスクリューへの巻き込みにより航行不能に陥ることがなく、浅い水路や河川、池はもちろん、湿地や沼地から凍った湖や河岸の陸地でも、操船が容易にできます。その結果、欧米では、氷上や河川氾濫による冠水地域救助活動で理想的乗り物として利用されています。

また日本では、津波被害における大量の瓦れき漂流域での救助活動において、特に漂流瓦れきに船体を乗り上げていくといったとき、一般船舶やゴムボート、ホバークラフトなどでは、救助活動が困難な状況でのエアボートの利用が注目されつつあります。さらに、比較的浸水深の浅い倒壊家屋の瓦れきが散乱したエリアや中山間の斜面災害エリアでは、東京ハイパーレス

キューも採用しているカナダのアーゴ社が製造した水陸両用8輪駆動車なども有効な車両だと考えております。

大規模災害が発生し、被災者の救出に要する時間を72時間の壁と言います。救った命をどうつなぐか。6月7日に行われた日米共同統合防災訓練では、こうした特殊乗り物は見かけませんでした。

しかし、本県の置かれた地理的状況や地形的特性を考えますと、人命救助に必要な72時間の壁や長期浸水対策にはエアボートは非常に有用だと考えますが、エアボートに関する認識と導入について危機管理部長の御所見をお聞かせください。

次に、空き家対策について御質問いたします。

私が3期目の高知市議会議員選挙を控えた3月11日、東日本大震災が発災いたしました。以来4年間の市議生活は、災害対策を中心に活動してまいりました。

災害時に避難路を塞ぐ空き家対策は、高知市議会議員時代から私のライフワークの一つでした。4年前の秋には、尾崎知事に御助力いただき、9県知事会から提言として国に要望を願い、避難路に面した空き家の解体に関する助成制度も実現し、昨年より本県でも複数の自治体が予算化を始めました。今回の統一地方選挙の準備で慌ただしい中、平成27年5月26日、完全施行の空家等対策の推進に関する特別措置法を知りました。

法律のポイントを見ますと、市町村が、固定資産税情報を利用しての空き家などの持ち主調査、特定空き家などの持ち主に対する指導、勧告、命令、そして特定空き家などと認められる場所への立入調査などの権限を有し、私が考えていた対応策が盛り込まれており、立入調査拒否には20万円以下の過料、命令に従わない場合は50万円以下の過料を科すことができることと

なっております。また、特定空き家などは改善の勧告を受けた時点で固定資産税の住宅用特例から除外できるなど、実効性を伴う内容です。この特別措置法の施行によって、本県の空き家対策が進むのではないかと期待いたしているところでもあります。

そこで、まず高知県における空き家の現状について土木部長にお伺いいたします。

高知県における空き家率は、全国トップレベルということです。南海トラフ巨大地震のリスクに直面している本県として、災害時に避難路を塞ぐ空き家対策は大変重要です。

一方、本県の所得水準から鑑みますと、所有者に対する補助や貸し付けも考えておきませんと、対策が停滞する可能性が高いと考えます。特別措置法においても、国及び都道府県は、空き家などに関する対策の実施に要する費用に対する補助など、必要な財政上の措置を講ずるものとするとなっております。

そこで、空き家対策における県の財政面の取り組みについて土木部長にお伺いいたします。

本法案は、参議院で採決される際に、解体前に境界確定の測量を実施する附帯決議がつけられました。附帯決議ですから法的拘束力はありませんが、本県では助成金運用規定に、特定空き家解体前に境界確定を加えていただきましたら、なかなか進まない国土調査の一部前倒しにもなることすし、ぜひ御一考いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

最後に、土佐が輩出した偉人をテーマにした観光振興について御質問いたします。

現在、高知県は400万人観光を目標に、知事を先頭に取り組んでおります。以前より高知県には、海、山、川があり、自然に恵まれて、おいしい食材がたくさんあると言われております。しかし、自然の恵みも山海の食材も、全国にはどこにでもあります。海の幸がないのはせいぜ

い内陸の8県ぐらいですが、しかし、そこには観光資源として、スキー場であったり、琵琶湖であったり、世界遺産であったり、また東京のベッドタウンである千葉、埼玉、茨城などではとりたてて観光観光と言わなくても、人は多くいますので問題はなく、高知にはないさまざまな資源があります。

そうした中、高知県にあって他県にないものとは何かと考えたとき、やはり私は、幕末から明治、大正、昭和の時代を切り開いた立役者、また偉大な政治家、日本経済を支えるほどの実業家を世に送り出した土佐の風土、土佐人の気質ではないかと考えます。

例えば、以前、金子直吉の番組がテレビで放映されました。皆さん御存じと思いますが、財界のナポレオンと呼ばれた高知県吾川郡名野川村、現在の仁淀川町出身の金子直吉は、6歳のとき生家の家業が破綻し高知市に移り住み、長屋での極貧生活の中、もちろん学校には行けず、紙くず拾いで一家の生計を支えたそうであります。奉公先を転々とした10年間の丁稚奉公時代、最後に高知市農人町の傍士久万次質店に落ちつき、後に傍士氏の推薦によって鈴木商店に入店しました。商才があったのでしょう。そこで手腕を発揮し、今の神戸製鋼、帝人、双日、太平洋セメント、サッポロビールなどの前身企業を数々設立させ、鈴木商店を、80社を超える一大コンツェルンに成長させた大番頭であります。

また、早稲田大学の創設者は大隈重信とされておりますが、宿毛出身で世界のコマツを立ち上げた竹内明太郎が、人材と資金を大隈に提供することで早稲田大学理工学部を事実上創設したことが最近になってようやく評価され始めましたし、日産自動車の創立にも深くかかわっております。また、高知工業高校を創立させたのも、竹内明太郎でございます。

ほかにも、関西経済を牽引した大阪ガスの片

岡直輝、欧米からアイリッシュコブラーという品種のジャガイモを輸入し日本中に普及させた男爵、川田龍吉も高知市の生まれで、川田が男爵だったから、そのジャガイモは今でも男爵芋と呼ばれております。また、今や世界でも434万人が学ぶ世界企業にまで育った教育システムのKUMON、その創業者である公文公さんも高知出身でありまして、名前を挙げると本当に切りがありません。まさに高知は偉人の宝庫であります。

現在の学校教育では、歴史授業の中で近代史は、時間の問題からか軽視されております。私たちは小中高の授業でさまざまな歴史を学びました。しかし、文科省の指導要領の関係からか、バランスのとれた歴史観が備わったとは言えないのではないのでしょうか。特に学校で学ぶ日本史に関しましては、古代、中世、戦国にその多くが費やされ、私たちが暮らす現代に最も重要な幕末、明治新政府から戦後、高度成長期までの近代史はおろそかになっているように記憶しております。

また高知県は、そうした歴史の変革期にさまざまな偉人を輩出しております。高知の歴史研究家に話を伺いますと、幕末の土佐の偉人は坂本龍馬だけではないという声が多く聞かれます。しかし、その多くを学んだ人は極めて少ないと思います。先ほども申しましたように、高知には志を抱く土壤があり、日本を切り開いたと誇れる数多くの偉人がいますが、その功績の割に全国的に余り知られていません。

そこで、高知が輩出した偉人や土佐ならではのマインドを正面から捉えた取り組みは、今後の高知県の発展の重要なキーワードの一つだと考えます。そのためにも、そうした人たちを顕彰する拠点を持ち、さらに県内各地のゆかりの場所につないでいくことが必要ではないかと考えています。

そうした視点も踏まえて考えますと、現在建設が進んでいます高知城周辺の高知城歴史博物館と県市合同の新図書館の整備に関連して、その絶好の位置から帯屋町商店街や東西軸構想などとも絡め、既存の機能との有機的連携をどう具体的に演出するかということが問われているように思えます。県と高知市がかかわるこの2つの大型文化施設が、時を同じくして高知城近くのこれだけ至近距離で建設されるということは、県都のまちづくりや産業経済の活性化を図る上からも、千載一遇のビッグチャンスではないかと思えます。

そこで以下、幾つかお尋ねをいたします。

この2つの新たな施設を含め、県と高知市が共同して策定した東西軸エリア活性化プランについては、本年度プランの最終年度を迎えることになっており、先般開催されたフォローアップ委員会では高知市の中心市街地活性化基本計画と一本化する方針が了承されたとのことですが、今後どのような手順、視点で一本化を検討するものか、総務部長にお尋ねいたします。

また、高知城歴史博物館の周辺には、高知城や県立文学館といった既存の文化施設もあり、高知の文化ゾーンとして既存の施設と絡ませて、エリア全体で県外観光客にPRしていくことも効果的かと思えます。規模は異なっても、岡山県や岡山市なども岡山城や後樂園周辺のミュージアムなどを、岡山カルチャーゾーンとして面で売り出しているのですが、オープンまで2年を切った現時点で具体的にどのように取り組んでいくのか、文化生活部長にお尋ねいたします。

そして、先ほどの県輩出の偉人たちの話にも通じますが、高知の歴史や文化とその精神に誇りを持って末永く発信していくためには、次代を担う子供たちにしっかりと受け継いでいってもらうことが極めて重要で、歴史上に名を残し

た、大きな働きをした先輩たちの足跡を学ぶということが、人を育てる上でも早くて有効であると思います。

そこで、アクセスの問題等もあり、最初はモデル的にでも実施できればと思うのですが、小学校の高学年で、授業の一環として高知城周辺の文化施設を探訪し、土佐の偉人、高知の歴史や文学に触れる仕組みをつくってはと思います。教育長の御所見をお伺いいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田貢太郎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知版CCRCについて、モデル県として積極的に行動を起こす必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

都市部から健康で活動的な高齢者を受け入れることは、本県にとっても、経済波及効果や安定した雇用の確保につながるものと期待できます。他方で、受け入れに際しては、社会保障費の負担の問題などクリアしなければならない課題もありますので、受け入れる側にとっても、また受け入れられる側にとっても、双方にメリットがある仕組みを構築していくことが重要だと考えております。

移住促進の観点から捉えますと、大都市圏の企業で長年にわたって豊富な経験を積んだアクティブシニアの方々は、本県の産業振興などの取り組みなどをさらに強化し、拡大再生産を目指していく上で大きな力として期待されますし、企業やプロジェクトの中核人材として誘致を進めたいターゲットでもあります。また、こうした人材は、各自自治体が地方創生に取り組む中で獲得に乗り出すことも想定され、多くの選択肢の中から本県を選んでいただくためには、求人そのものの魅力に加え、生活面で魅力を感じていただける一定の条件整備も必要だと考えてお

ります。

こうしたことから、アクティブシニアを対象とするCCRCに関しても、他に先駆けて積極的に検討を進めておくべきとの考えのもと、議員のお話にもありましたように、産学官民連携センターココプラにおきまして、高知版CCRCの検討に着手しているところでございます。この検討には、日本版CCRC構想有識者会議の委員の方々にも加わっていただいております。大所高所からの御助言をいただきたいと考えております。

また、高知版の構想を練り上げていく過程で明らかにボトルネックとなることなどございませすれば、この委員の方々を通じることも含めまして、日本版CCRC構想の制度設計への反映に向けて、積極的に提言も行ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、御指摘のとおり、本県では来年度の国のモデル事業へのエントリーも視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高知版CCRCは、どの型から取り組むのかのお尋ねがございました。

CCRCは、国の有識者会議において、区域の広がりに応じまして、タウン型、エリア型、施設型の3つのイメージが例示されております。実際にCCRCを導入する場合は、立地条件や立地場所、医療・介護サービスの提供のあり方、移住者の活躍の場の確保、学びやビジネスへのチャレンジといった生きがいがづくりなども考慮する必要があります。

これまでの研究会での議論では、中心商店街を活用するもの、郊外の大学等と連携するもの、中山間地域の拠点を活用するものなど、さまざまな意見が出されております。今後は、それぞれのメリット、デメリット等を整理するとともに、本県への移住を検討されている高齢者の方々のニーズも勘案し、どういったタイプが本県に

ふさわしいか、研究会において議論を深めていただきたいと考えております。

私としても、現段階ではあらゆる選択肢を考えるべきときだと思っておりますし、またぜひ高知の強みを生かした、高知のためになる、高知独自のCCRCをみずから設計していこうとすることが大事だと考える次第であります。

次に、防災訓練における在日米軍との連携についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震では、被災を受ける府県全体で、東日本大震災での死者、行方不明者の約16倍となる約32万人の死者が生ずることが想定をされており、本県だけをとりましても、最悪の場合約4万2,000人となるなど、甚大な被害が想定をされているところであります。

こうしたことから、南海トラフ地震が発生した場合、東日本大震災をはるかに上回る規模の救助を初めとする応急活動への対応が必要となります。しかしながら、国内最大の応急救助機関である自衛隊が、東日本大震災で派遣した人員が約10万人であるのに対して、本年3月に国が策定した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画によりますと、南海トラフ地震時に本県など被害の大きな県に派遣され得る自衛隊の人員は、東日本大震災とほぼ同規模の約11万人となっており、被害の規模からすれば応急活動の人員が不足することは明らかであります。

そのため、東日本大震災での在日米軍によるトモダチ作戦に見られたような外国からの応援は不可欠であり、そうであるならば平時より外国の皆さんと共同した訓練を行っておくことは必要であると、そのように考えております。

今回、県の総合防災訓練と連携をして日米共同統合防災訓練が実施され、自衛隊のみならず米軍のヘリが初めて参加し、ヘリの運航調整や、孤立が想定される地域での離着陸訓練が実施を

できましたが、これは応援をしてくださる米軍にとっても、応援を受ける本県にとっても有意義であったと思っております。南海トラフ地震発災時の本県の被害は甚大であります。今後も、自衛隊を初め、在日米軍などと連携した実践的な訓練を実施していきたいと考えているところであります。

お話のありましたオスプレイにつきましては、一般的なヘリと比べ、速度や航続距離の面においてすぐれた能力を有しており、県外からの人員や支援物資の受け入れ、県外への負傷者の搬送に有効と考えております。しかしながら、防災訓練は一般の民間の方々も多数参加することから、とりわけ安全が最優先されるものであります。まずは5月にハワイで起こった事故の原因究明と、日本政府としても安全性を確認していただくことが必要であるとの考えでございます。

私からは以上でございます。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 初めに、CCRCへの県民の皆様のご理解をどう深めていくのかとお尋ねがございました。

CCRCには、健康で活動的な高齢者を県外から受け入れることで、経済効果や雇用の確保といった大きな波及効果が期待できますが、将来の医療・介護サービスの負担など、課題もあると認識をしております。高知版CCRCの今後の検討におきましては、こうした効果や課題にしっかりと応えられるよう、研究会で議論を深め、産学官民連携センターココプラが中心となって、その検討状況を県民の皆様にお示ししたいと考えております。

例えば、海外や他県での先進事例の紹介や関係機関の皆様を対象とした意識調査を行い、その結果や構想の検討状況もホームページ等でお知らせをしております。また、高知版CCRC

C構想が取りまとめられました後は、その内容や特色を広く知っていただくことや構想に対する御意見等をいただく場を設け、県民の皆様の理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高知城歴史博物館を周辺の施設と絡ませて、どのようにPRしていくのかとのお尋ねがございました。

高知城歴史博物館の周辺には、高知城や文学館といった文化施設がございますし、中心商店街が広がっておりますので、観光客の皆様にとっては、歴史や文化だけではなく、買い物や食事を楽しむことができる魅力的なエリアとなっております。博物館の開館によりまして、このエリア全体がより魅力的な文化ゾーンとなることを目指して、既に周辺の文化施設や商店街の関係者の皆様と協議を始めており、まずは連携したイベントの企画や共通券の発行を行うこととしているところです。

今後は、博物館を核として、既存の文化施設と日曜市や商店街、さらに山内家墓所までを含めた中心市街地全体を、城下町の雰囲気が味わえる歴史観光エリアとしてアピールしたいと思っております。そのため、旅行商品をメニュー化するなど観光部門とも連携して、博物館を初めとした歴史や食など、本県の多様な魅力を県外観光客にも発信していきたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 農産物や加工品を含めた食料品の輸出に係る取り組みや今後の販売戦略についてお尋ねがありました。

食料品の輸出につきましては、平成22年に約9,600万円であった食料品の輸出額を平成27年に3億円にすることを目標に掲げ、全国一の生産量を誇りますユズを中心にヨーロッパやアジアへの売り込みを進めてまいりました。その結果、平成25年の実績は2億7,000万円を超え、平

成27年には目標を達成できるものと見込んでおります。

主要な輸出品目のうち、ユズにつきましては、世界で最も食の情報発信力が高いと言われるパリにおいて、賞味会の開催や国際食品見本市への出展を行い、そこで得られました著名なシェフなどからの高い評価を力にして、ニューヨークやシンガポールなどに売り込みをかけてきました。その結果、ユズ果汁の成約目標100トンに対しまして、平成25年の実績が81トンに達するなど、欧米や東アジアでの販路拡大に成果を上げつつあります。

本年度は、ユズに続き、日本酒の輸出拡大を目指して、アルコール飲料の情報発信力が高いとされるロンドンで、酒造メーカーと連携して土佐酒の賞味会を開催することとしております。賞味会には、和食だけでなく幅広いジャンルのシェフやバーテンダーなど実需につながる方々に参加を呼びかけますとともに、貿易商社のバイヤーも招聘して、着実に成約につなげていきたいと考えております。この賞味会を足がかりとして、また日本の食に対する追い風も生かしながら、欧州全体をターゲットに淡麗辛口の土佐酒の販路拡大を進めていきたいと考えております。

また、本年度から新たに台湾において、現地法人に委託をする形で貿易と国際観光の支援拠点を設けました。これまで培ってまいりました取引開始に至るノウハウや台湾経済界とのネットワークを生かして、現地の企業とのマッチングはもとより、台湾を経由した近隣国との貿易取引も視野に入れた活動を展開していきたいと考えております。

以上のように、食品の輸出に関しましては、今後とも品目ごとにターゲットとなるエリアや業種などを明確にした上で、これまで培ってきた成約に至る手法やネットワークを生かしなが

ら、官民協働で取り組んでいきたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** ユズを初めとする農産物の輸出に取り組む産地をどのように支援をしていくのかとお尋ねがございました。

今後、大幅な需要拡大が見込めない国内需要に対して、新たな販路を確保するという点で、輸出は重要でございます。ただ、農産物の輸出に際しては、検疫や残留農薬基準等の規制への対応といった特有の課題がございます。

ユズ果実のEUへの輸出に際しては、県や関係機関・団体が一体となり、検疫対象であるかんきつかいよう病やミカンバエの発生調査、残留農薬基準をクリアするための栽培指導などに取り組み、平成26年度は約4トンの輸出につながっております。

本県からは、ユズ以外にも約30品目の輸出実績があり、中でもグロリオサ、ミョウガ、シントウなどにつきましては、品質の高さや希少性が評価されていると承知をいたしております。

県といたしましては、国によって異なる検疫等の規制条件をクリアするための病害虫の発生調査や、薬剤防除の体系化などの支援を行ってまいりますとともに、ユズの園地の拡大や高品質な農産物の安定供給を可能とするための施設整備を支援してまいります。

また、高知県内で品種改良されたグロリオサやブルースターは、アメリカ等でその色彩や品質が高く評価をされております。輸出を維持・拡大する観点からも、このような独自品種の開発もポイントとなりますので、農業技術センターにおいて品種開発に取り組んでまいります。あわせて、海外での商談会への参加や、テスト輸出に取り組むJAや生産者団体などへの支援も行ってまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○**危機管理部長(野々村毅君)** 人命救助や長期浸水対策におけるエアボートの活用とその導入についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すると、県内各地で地盤沈降による長期浸水が起これ、その規模が最大となる高知市では、中心市街地が2,650ヘクタール、最長で2カ月間にわたり浸水し、約6万人もの方々をボートで救助しなければならないと想定しております。そのため、消防や警察、自衛隊といった応急救助機関では、FRP製やゴム製などのさまざまな種類のボートで、数の確保に努めているところです。

議員からお話のありましたエアボートにつきましては、水深が浅いところでの操船が可能であることや、高速での走行が可能であることなどのメリットがございます。一方で、浦戸湾は、湾口部と孕地区の2カ所に狭窄部があるという地形的な特性から、土佐湾のような外海に直接面している地域などと比べると、津波の引き波によって沖合へ流出する瓦れきは少ないことが予想され、浸水区域内に大量の瓦れきが残るのではないかと考えています。エアボートの導入に当たっては、そのメリットを生かした救助活動が行えるのかどうか、検証する必要があると考えております。

現在、県と高知市が中心となり、実際にボートを使用することとなる消防や警察、自衛隊にも参加いただき、長期浸水区域における救助の具体的な対策を検討しております。その中で、エアボートについての情報の提供を行い、まずはエアボートの利点を生かした活動が可能なのか、検証してまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○**土木部長(奥谷正君)** 本県における空き家の現状についてお尋ねがありました。

総務省の住宅・土地統計調査の平成25年データによりますと、本県の住宅総数39万2,400戸の

うち6万9,800戸が空き家で、この中から別荘や賃貸用の住宅などを除いた空き家は4万1,400戸と推計され、その場合の空き家率は10.6%で全国2位となっています。

空き家は、適切な管理を行わなければ、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合があるため、空き家対策は本県にとって重要な課題であると認識しております。

次に、空き家対策における県の財政面の取り組みについてお尋ねがありました。

空き家対策を促進させるためには、所有者の経済的負担の軽減を図ることが効果的であると考えています。平成22年度から平成24年度までの3年間に、3市町村が国の補助制度を活用し、老朽化した空き家の所有者に除却費用の最大8割まで助成を行い、56棟を除却しました。

こうした取り組みを後押しするため、市町村が避難路沿いなどの老朽化した空き家を除却する所有者に対して助成する場合、その助成額の4分の1を、県が市町村に対して支援する制度を平成25年度に創設しました。この制度によって、平成25年度は5市町村で32棟、昨年度は16市町村で145棟が除却されるなど、空き家対策に取り組む市町村や除却件数が大幅に増加してきています。本年度は市町村からの要望を踏まえ、この2年間の実績を上回る210棟分の予算を確保しております。

加えて、老朽化が進み危険な状態となる前に、再生して活用することも有効な取り組みと考えており、空き家を再生、活用する市町村を後押しする制度を昨年度創設いたしました。今後も、県としては空き家対策に取り組む市町村に対して、財政面からもしっかりと支援してまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 東西軸エリア活性化プランと高知市の中心市街地活性化基本計画の一

本化についてのお尋ねがございました。

平成23年3月に県と高知市が共同で策定いたしました東西軸エリア活性化プランにつきましては、お話にございましたように、先月3日に開催いたしましたフォローアップ委員会におきまして、エリア、事業の多くが重複している高知市の中心市街地活性化基本計画との一本化の方針につきまして御了承いただいたところでございます。

今後、東西軸エリア活性化プランと中心市街地活性化基本計画、双方のフォローアップ委員会に共通する委員の皆様を中心とした専門部会を設置し、一本化に当たって追加すべき取り組み等について、9月末を目途に検討していただくこととしております。その上で、中心市街地活性化基本計画を変更の上、来年4月から、一本化した新たな中心市街地活性化基本計画としてスタートしていくこととしております。

追加すべき取り組みの検討に当たりましては、まずは専門部会の委員の皆様、自由に御議論いただくということが基本となりますが、例えば、お話にありました高知城歴史博物館や新図書館は、商店街の活性化も意図して整備しているものでございますけれども、これらの完成に伴う県外観光客の増加や人の流れの変化、また永国寺キャンパスの整備に伴う若者の増加など、東西軸エリアを取り巻く環境の変化をいかに商店街の活性化につなげていくのか、さらには大型外国客船の増加を初め、今後外国人観光客の大幅な増加が見込まれ、国際観光の抜本強化に取り組む中で、外国人観光客への対応をどうしていくのかなど、中心市街地をさらに活性化させる視点で、高知市や民間事業者の皆様と連携して検討してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 小学校高学年の授業の一環として高知城周辺の文化施設を探訪し、土

佐の偉人、高知の歴史や文学に触れる仕組みをつくってはどうかとのお尋ねがありました。

次代を担う子供たちが郷土の偉人の業績や志、高知の歴史、文化を学ぶことは、高知県教育振興基本計画に掲げる基本理念の一つである、郷土を愛し世界に羽ばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子供たちを育成していく上で重要なことであると考えております。

現在、小学校においては、第3学年以上の総合的な学習の時間において、伝統と文化をテーマとして地域の特色に応じた課題などについて学習したり、第6学年の社会科においては、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深める学習を行っております。

特に、社会への視野が広がる小学校高学年の児童が、こうした学習を行う際に高知城や文学館、また新しく建設される高知城歴史博物館や図書館などの文化施設を訪れ、高知の歴史や文学にじかに触れることは、郷土への理解を深め、郷土に誇りを感じる心を育てていく上で意義あることと考えております。

このため、県教育委員会といたしましても、本県の歴史や文化を学習する際の文化施設の有効な活用方法を調査研究し、それぞれの施設を活用した効果的な学習プログラムの策定を、各施設の方々とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

○1番（上田貢太郎君） どうもありがとうございました。

個人質問のトップバッターということで大変緊張いたしました。それぞれ私の拙い質問に対し、知事並びに執行部の皆さんには、真摯な対応と明確な御答弁、まことにありがとうございました。

それでは、第2問に移りたいと思います。

私は、平成24年の高知市議会9月定例会で、リタイアメント・コミュニティーについてお伺

いをいたしました。当時、県は、第2期産業振興計画の新たなテーマとして移住促進による経済活性化を追加する方針を決め、高知市においても、市の中心部に新資料館、新図書館、県立大学永国寺キャンパスの改修など、町が大きく変わろうとしておりました。また高知市も、産業振興として、大都市圏の元気な高齢者の方々を本県に呼び込み、快適な暮らしを提供することによって活力ある地域づくりを進めることについて、県市が連携して総合的に研究していくとの市長の答弁もあったわけでございます。

そこで、文化生活部長にお伺いをいたします。ことし5月に、高知県産学官民連携センターをプラットフォームとして、CCRCに関心がある市町村による研究会が立ち上がったわけですが、現在の高知市を含めた市町村との連携状況、どのようになっているのか、お聞きをいたします。というのも、ぜひ県と市町村が連携して全国のモデルとなる、そういったCCRCの実現に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

またもう一点、CCRCの運営について、アクティブシニアに担ってもらおうということも考えていただければと思います。これは、高知大学の受田副学長のアイデアなのですが、現在ある地域おこし協力隊、これの制度をヒントにしたシニア版の地域おこし協力隊を創設して、CCRCに入居してもらおうという考えであります。協力隊員には、CCRCの運營業務の傍ら、CCRC周辺の地域活動に参加、貢献していただけるようにすることで、アクティブシニアとしての充実した生活を送ってもらおうということで、ぜひそういったことも、県としても検討していただきたいと思っておりますが、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○文化生活部長（岡崎順子君） 研究会の立ち上げに当たりましては、全ての市町村に参加を呼

びかけました。現在、高知市を初めといたしまして、12の市町村から参加をいただいております。

検討状況としましては、まだ初めにCCRCについての共通の認識とか先進地事例、あるいは国での検討状況といったことをもとに、さまざまな高知県での導入の可能性といったことも含めて議論しているところでございます。そういった意味で、今後議論が深まる中で、市町村との具体的な連携の動きというものが出てくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○産業振興推進部長（中澤一眞君） シニア版の地域おこし協力隊、大変興味深いアイデアだというふうに思います。

私ども、そのCCRCに限らずですが、移住の促進をしていく上で、やはり地域でそれぞれ活躍をしていただきたいと、何らかの役割を担っていただきたい、そしてその地域にしっかり定着をしていただきたいと、そんな思いを持っております。それを志移住というようなことで表現をさせていただいておるわけですが、シニアの方も、高知に來られてそれぞれの能力、得意わざを生かしていただいて、活躍をしていただく。そんな意味で、その一つの受け皿になり得るものかなというふうに思っております。

受田先生のアイデアということでございますので、また一度話をじっくりお聞かせいただいて、検討してみたいと思います。

○1番（上田貢太郎君） 御答弁ありがとうございました。

3問目、それでは、質問ではございませんが、尾崎知事に一言申し上げたいと思います。

1問目で、私が今回県議会議員選挙へ挑戦した理由というものを申し上げましたけれど、もう一つ、実はございまして、それは私の先輩でもある尾崎知事と、これから4年間を県民のた

めに励んでいきたいという考えからでございます。

昨日、尾崎知事は3期目出馬を表明されましたが、知事就任以来、本県の抱える課題に真正面から向き合い、県勢浮揚に向けて県政運営に邁進されてまいりました。高知県発展のために打ち出された数々の施策というものはそれぞれ実を結び、花咲かせているようにひしひしと感じております。ぜひ3期目、知事とともに県勢浮揚に向け邁進していきたいと思っておりますので、どうか知事、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩



午後1時再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

26番橋本敏男君。

（26番橋本敏男君登壇）

○26番（橋本敏男君） こんにちは。県民の会の橋本敏男です。昨日の上田周五議員の関連質問により、順次一般質問を行ってまいりたいと思っております。関係各位の適切な答弁を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

まずは、債権管理についてであります。

昨日の上田周五議員の税外未収金の残高見込みと、その解消に向けた取り組みに対する総務部長の答弁では、平成25年度決算において税外債権の収入未済額は約52億円であり、その内訳は県税以外の公債権が20債権で633件の約2億

円、私債権が38債権で1万3,271件の約50億円で、未収金の大半が私債権となっており、その解消は県財政運営上大きな課題となっています。

税外債権は、貸付金、使用料、負担金などの多種多様であり、所管は30課58債権と多岐にわたることから、外部監査での指摘を受けるまでは、それぞれが独自に取り組み全庁的に統一された取り組みがなされていなかったと思われま

す。

平成20年度の包括外部監査で、貸付金等の債権管理における基本的な事務が十分に実施されていないなどの厳しい指摘を受け、平成21年度に債権管理適正化プロジェクトチームを組織し、県が保有する債権の適切な管理の徹底と滞納防止や回収の強化を図るため、職員の意識・能力の向上、回収困難債権への対応、債権管理マニュアルの策定、組織体系のあり方を推進してきたようであります。平成22年度には税務課に3人の職員を配置し、行政組織規則「他の課の主管に属する県の債権に係る未収金の回収支援に関すること」の分掌に従い税外未収金対策を推進してきたところでありますが、いまだに52億円もの巨額な未収金を抱えながら、なぜか平成24年度は1名減らした2名体制の対応となって、現在に至っています。

税外未収金の対応については、関係各課が所管する債権の種類が公債権、私債権など多種多様であり、各所管課の収入未済対策の取り組み状況は一様でないことから、各所管課が連携して全庁横断的に収入未済対策に取り組めるよう共通する課題について統一的な取り扱いを定め、事務の効率化につながる検討を行わなければならないと思います。各所管課の貸付事業などの運営と債権管理を適正に行っていくためには、担当所管課が発生から回収までを通して主体的に責任を持って対応することは基本であり、その原則を変えるものではないと思います。

しかしながら、収入未済額の推移を調査してみれば、税外未収金の収入未済額は、平成21年度に債権管理適正化プロジェクトチームを組織し税務課に税外未収金対策担当を置いた平成21年から平成22年における未収金は約10%の改善を見られますが、それからは余り変化がなく膠着状態が続いているのが実情で、平成22年度からは結果として実績が上がっていないということは数字が物語っております。税外債権の管理を適正に行うには、管理業務を構成する滞納防止策、未収金の徴収、債権の欠損処理の各段階において統一的な処理が必要であると思われ

ます。

そこで、統一的、全庁的な債権管理を行う上でのポイントは、滞納の未然防止の徹底、債権回収の強化、債権の適切な整理、制度運用の強化、債権管理目標の公表などの基本姿勢の徹底であると考えますが、それを担保するための債権管理適正化指針策定についてどのようにお考えか、知事に答弁を求めます。

表には出ていませんが、私債権に絡まる大きな問題の一つとして、滞納によって生じる延滞金や遅延損害金、違約金があります。これは、貸付金などの契約上の特約や違約金があらかじめ設定されている債権が回収できない場合のペナルティーで、設定されなくても法定利率——現行5%で今国会で審議中の民法改正案は年3%になっていますが、それが賦課されると思われ

れます。

本県の税外債権の収入未済額にかかわる延滞金、遅延損害金、違約金の想定される総額を示していただきたいと思います。この種の未収金は元金の完済前には日々額が変わっており、金額換算の提示は難しいと思いますけれども、大枠で構いませんので総務部長の答弁を求めます。

また、請求や徴収はどのような取り扱いをされ、この未収金の処理についてどのように認識

しているのか、総務部長の答弁をあわせて求めます。

次に、県職員住宅の有効活用についてでございます。

これも、昨日の上田周五議員の、処分に時間を要する遊休財産などの有効活用についての代表質問に対する関連質問となります。

全国的に地方の財政難が深刻な中、高知県においても財政は厳しい状況にあり、財政改革の必要性に迫られています。財政改革においては、主に収支予算額と債務残高がクローズアップされますが、財政改革は本来、歳出歳入の改革とともに資産と負債の改革、つまりバランスシート改革が必要不可欠であると思います。

今後、ますます財政の厳しさが増す中で、公共施設の維持管理・更新コストが増大していくことを踏まえると、現在の公的不動産を引き続き維持することは大変難しく、その削減や再配置の推進が必要となります。したがって、職員住宅などの県保有の財産がどのような状況にあり、有効的に活用されているか検証してまいりたいと思います。

県が保有する職員住宅は、知事部局が管理する職員住宅や教育委員会の所管する教職員住宅、そして警察官職員宿舎、企業局の職員宿舎などがあり、これらの職員住宅や宿舎は職員の福利厚生の一環として税金で建てられ、職員のための住まいとして県が維持管理をしてきたところであります。しかしながら近年では、一般の賃貸住宅やマンションと比べると、家賃や駐車場料金が格安であったり好条件づくしで、職員厚遇であるとの批判の声も出ています。それを受けて国では、国家公務員宿舎法が改正され、2014年度から激変緩和措置として2年ごと、2014年度、2016年度、2018年度と3段階で引き上げが実施されることになり、本県も1年おくれで国に準じて職員宿舎等使用料を4月1日より改

正したところであります。

いただいた資料によりますと、全ての所管する職員住宅の総戸数は、2015年5月現在2,054戸で、入居率は80%に届いていない現状にあります。それぞれの所管する部局での総戸数と入居率は、知事部局で改修中の24戸を除き616戸、入居率は79.4%となっており——これはあくまで行政財産として位置づけられた住宅で、普通財産に落とされた住宅は入っていない数字であります。過去3年間の入居率の推移を見ましても、2012年度77.3%、2013年度72.9%、2014年度77.3%となっており、2014年度に少し改善されていますが、それでも入居率は80%には届いていません。

この入居率の現状認識と今後の見通しについて、総務部長の答弁を求めたいと思います。

また、教育委員会が所管する教職員住宅の管理戸数は、2015年5月現在477戸、入居率76.9%となっており、過去3年間の3月時点の入居率の推移は、2012年度76.9%、2013年度75.6%、2014年度74.3%と年々減少しており、2015年度は少し改善されてはいますが、この入居率は、普通財産に落とされた住宅はカウントされていませんので、教育委員会管理の普通財産で未利用な職員住宅も含めると、入居率はもっと下がってしまいます。

教員住宅の入居率の現状認識、そして今後の見通しについて、教育長の答弁を求めます。

警察職員の宿舎については、行政財産として登録をされているものは2015年現在管理戸数859戸で、警察職員は原則勤務地に住まなければならないという居住地制限があるためか、入居率78.8%と、他の住宅と比べたら少し高くなっておりませんが、過去3年間の推移を見ましますと、2012年度入居率79.4%、2013年度79.3%、2014年度82.9%という状況にあります。

私の住んでいる地域の警察職員宿舎は全部で

4棟あり、どの宿舎も新しく環境のいいところにあります。しかしながら、数年前から誰も入居しておらず、庭にはペンペン草が生え、水量計のボックスの中からは低木が伸びているような官舎が見受けられます。私が言うまでもありませんが、家というのは住んでいてこそ長もちをするし、管理が行き届くのだというふうに思います。

警察職員宿舎の入居率の現状認識と今後の見通しについて、警察本部長の答弁を求めます。

次に、2・4・5 T系除草剤埋設についてであります。

2・4・5 T系除草剤、いわゆる枯葉剤問題が本県で大きく取り上げられたのは1984年で、その発端は愛媛県宇和島市、当時は北宇和郡津島町の山中に猛毒のダイオキシンを含む枯葉剤が林野庁の指示で埋設されており、関係者が愛媛大学脇本助教授同行のもと調査に出かけたところ、容器から薬剤が漏れ出していることを確認、これが全国紙に大々的に取り上げられたことに始まりました。

この2・4・5 T枯葉剤は、ベトナム戦争のときにアメリカ軍が使用した史上最強の猛毒ダイオキシンを含んだ毒性の強い薬剤で、ベトナムドクちゃん事件に象徴されるように、先天性異常、流産、がん、健康障害など多数の障害が発症した恐ろしい劇薬であります。

林野庁は、2・4・5 T枯葉剤の埋設処理に当たって、「1カ所当たりの埋設量は300キログラム以内。セメント1、水0.6、土4に、埋設する枯葉剤の10倍の量の土を練り込んで、コンクリート詰めにする」との埋設方法を通達していたのにもかかわらず、そのことが守られておらず、灯油缶に入れたまま埋めてしまった津島町の例は通達違反となるわけですが、そんな事例は隣の愛媛県のことだけではなく、高知県でも発覚をしたところでもあります。

県下でこの問題の枯葉剤が埋設されていたのは高知営林局本局と11署で、このうち8営林署は林野庁の埋設方法を無視し、津島町と同じ方法で通達違反をし埋設したと報道されています。その8営林署は、宿毛、中村、窪川、須崎、高知、本山、安芸、野根と発表されており、奈半利、大正、本局は薬品メーカーで引き取り処理をされ、残る清水は、現認調査もせずに聞き取り調査だけでの対応となっています。つまり、林野庁が埋設処理を通知したのは12営林署等ですが、埋設処理を実行したのは9営林署等で、残る3営林署は、通達を無視し埋設処理をしなかったから、最終的には薬品メーカーが引き取ることになったわけであります。埋設処理された9カ所のうち、8営林署は通達を無視して違反処理をしていることが確認されており、残る1カ所の清水は、掘削もせず聞き取り調査だけの対応というのは、信憑性、信頼性に欠けるような対応だと言わざるを得ません。

1990年9月、土佐清水市議会定例会でこの問題が取り上げられ、質問に立った議員は、コンクリート処理をしていなかったという職員がいると主張、2・4・5 T枯葉剤についての再調査を要求していましたが、「指導通達に基づいてきちっと処理をしたものと聞いており、現地調査はしない」との清水営林署長からの回答でありました。

このずさんな処理実態を見れば、当時の清水営林署長の回答は、到底納得できるものではなく、当然掘削して再調査すべきだと思うのですが、林業振興・環境部長の見解を求めたいと思います。

先日、2・4・5 T枯葉剤の埋設している場所を確認するため、土佐清水市大岐の貯木場跡——今現在は土佐食や元気プロジェクトの食品工場——にある入り口から山に入り、ものの1分もたたないうちに樹木のすき間にあっさりと、

「立入禁止、2・4・5 T剤を埋設しています。四万十森林管理署長」と書かれた看板を見つけました。周りは有刺鉄線で囲われており、その中にはこんもりと盛り上がった竹やぶで、周囲には大木が林立しているのに、フェンスの内側だけがほとんど竹で、例外的にある低木のほとんどが枯れていました。

これは、埋められた2・4・5 T枯葉剤は除草剤としての効果を発揮しているわけで、つまり既にしみ出している可能性が高いことを示しているのではないかと思います。竹というのは、深く根を張る植物ではなく、逆に広葉樹は深く根を張る植物であると言われておりますので、立木は1メートル近くに埋設してある枯葉剤の影響を受けているものと考えられます。この問題を担当課に事前に問い合わせをした関係か、すぐに現場に来て目視をされていますので、現状把握はされていると思います。

ここの現場に埋設された枯葉剤は、林野庁の話では、石油缶などに入れられて処分されたものではなく、枯葉剤をセメントに練り込んで固めたものであると主張していますから、そのことが本当であっても、埋設され44年の長い年月が経過しています。当然、コンクリートで固めて埋設処理をしても経年劣化することは当たり前で、現場を有刺鉄線で囲い、立入禁止の看板を設置し、定期的な目視を続けても、問題は何ら解決することはありません。

地域住民の安全で安心して暮らすことのできる生活環境を守っていくのは無論です。森林県高知にダイオキシンが含まれた2・4・5 T枯葉剤が埋設されている事実がありながら、1984年の津島事件以来土壌調査や水質調査などの環境アセスメント調査、そしてダイオキシン調査もせず黙認し続けてきた林野庁に対して、土佐清水市は無論ですが、高知県の対象地区全ての埋設箇所の再調査を強力に訴えていただきたい

と思いますが、知事の所感を求めたいと思います。

次に、LCCについてであります。

LCC——ローコストキャリア、格安航空会社を指す、この言葉もすっかり定着をしてきました。

国土交通省はLCC路線誘致に係る経済効果について、2014年6月のシンポジウムで、LCC参入効果の分析と地方空港の事例調査を発表しました。それは、過去1年間にLCC利用経験のある旅行者に対するインターネット調査で、「LCCが無かった場合どうしていたか？」の問いに「旅行しなかった」の回答が16%だったことから、新規誘発需要がある程度存在するとの見解を示しました。

例えば、2013年6月にピーチアビエーションが開設した大阪石垣線は対前年比で256%増となり、ほかの旅客数も大きくその数をふやし、しかもLCCだけではなくフルサービスキャリアも伸びたと言っています。また、過去1年間にLCC区間でのフルサービスキャリアや高速バス、鉄道を利用した各旅行者の調査結果と比較したところ、LCC利用者は片道のみの利用が約3割で、フルサービスキャリア利用者や鉄道利用者の片道利用よりもその割合が大きいことから、他のモード利用者の逆方向での新需要を掘り起こせる可能性もあるとしています。

ここ3年余りで急成長したLCCは、2014年4月現在で国内線26路線、国際線46路線が就航していますが、大きな問題もあります。コストを低く抑えられる小型の航空機を使っているため、飛行距離に限界があり、遠くの主要都市と直行便を結ぶことはできません。そこで、比較的近いアジアにLCC各社が熱い視線を注いでおり、地方空港を活用しての取り組みに力を入れていると聞いています。

ピーチは沖縄那覇空港を拠点に、春秋航空は

長崎・高松空港を拠点に国際線を就航させ、そこを起点に国内線で日本各地へと外国人旅行者を送り込む戦略と聞いています。ただ、LCCの場合は、かなりシビアにビジネスライクに地方空港との関係を見るので、短期的にもうからなければあつという間に撤退し、より有利な条件を設定する他の空港に逃げてしまう可能性があるといえます。多少の不安定さはあるにしても、LCC誘致は高知県にとって大きな利益をもたらすものであると思われま

す。しかしながら、各県のLCC誘致に向けた取り組みをネットで調べてみますと、あるサイトでは、「立地的に飛行機欠かせない高知県。観光地も十分。しかし人口が少ないのが難点。県がLCCの誘致をしているものの、LCC側の反応が悪いのか積極さは感じません。情報不足。」とあることから、その取り組みは余り活発でないのではと感じています。どの県においても、取り組み状況を公開していない自治体が多いということなので、この情報は余り当てになりませんが、しかしながら、本県がLCC誘致に向けて、どのように取り組んでいるのかが気になるところであります。

構わない範囲で、本県が取り組んでいるLCC誘致活動についての現状と見込みについて中山間対策・運輸担当理事の答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、統一的、全庁的な債権管理を行う上でのポイントとなる、基本姿勢を担保するための債権管理適正化指針の策定についてお尋ねがありました。

県の債権管理につきましては、平成20年度の包括外部監査をきっかけに庁内にプロジェクトチームを設置し、債権管理及び回収の適正化に

ついでの検討を行ったところであります。

プロジェクトチームでは、平成22年2月に債権管理方法の改善、債権回収の強化などの、債権管理の基本的な考え方や取り組み方針を示す債権管理・回収の適正化に係る報告書を取りまとめますとともに、適正な債権管理を徹底するため、督促や催告などの基本的な手続を記載した債権管理マニュアルを作成しました。さらに、平成23年4月には、特に債権回収を強化すべく、税外未収金の総合的な対策を検討するために庁内に設置した税外未収金対策幹事会で、債権管理の基本姿勢を示す税外未収金の整理方針を策定しております。これらの債権管理マニュアルなどが、債権管理の基本姿勢を示すものとなっております。

現在、債権管理マニュアルなどに従って、督促や催告など適正な債権管理に努めているところでございますが、マニュアルなどが作成される以前と比較すれば、債権管理に対する職員の姿勢や知識は向上してきていると思いますので、今後とも、幹事会や毎年度開催しております研修会などを通じて、さらなる徹底を図ってまいります。

次に、高知県内の2・4・5T系除草剤の埋設場所について、林野庁に再調査を強力に訴えていくべきではないかとお尋ねがありました。

細かな経緯につきましては、後ほど部長から御説明させていただきますが、お尋ねの埋設箇所については、四国森林管理局が立ち入り及び土壌攪乱行為の禁止措置等を講じ、管理していると伺っています。しかしながら、土佐清水市の埋設箇所のように一度も環境調査が行われていない場所もあり、そのことを不安視する声がありますので、そうした不安を払拭するためにも、四国森林管理局に周辺の水や土壌の調査を行うよう申し入れを行ってまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 初めに、債権管理について、本県の税外債権の未収金額に係る延滞金、遅延損害金及び違約金の総額についてお尋ねがありました。

税外債権のうちの公債権に関する延滞金の額は、地方自治法及び高知県税外収入金の延滞金徴収条例に基づき、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、滞納額に滞納期間によって変動する割合を乗じて算定をいたします。税外債権のうちの私債権に関する遅延損害金や違約金の額は、民法や他の法律等または契約に基づき、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、滞納額に一定の割合を乗じて算定いたします。

このように、延滞金、遅延損害金及び違約金の額は、元金が完済された時点で確定することになります。平成26年度末で56の債権、件数にして1万4,462件に上る税外未収金の延滞金等の額については、まず滞納額に乘じる割合が、債権ごとに滞納期間によって変動するものと変動しない一定のものがあり、さらには滞納期間が1件ごとに異なりますので、正確な総額をお示しすることは困難でございますが、一定の仮定による試算を行うことは可能です。

平成26年度末の税外未収金について、まず滞納額に乘じる割合については、各債権ごとに、一定の割合のものはその割合を、期間によって変動するものは直近の割合を用いることとし、次に、過去に債権放棄に至った事案における滞納期間が26年だったこと、及び滞納期間が短い税外未収金も含まれることも踏まえ、全ての税外未収金の滞納期間が26年の2分の1の13年であると仮定をして機械的に計算いたしますと、極めて粗い試算でございますが、52億円の元金に対し、70億円程度の延滞金等が生じている計算となります。

次に、延滞金、遅延損害金及び違約金について、請求等の取り扱いや未収金の処理についてお尋ねがありました。

延滞金、遅延損害金及び違約金の額については、原則として、元金が完済された時点で所要の算定を行い、法令等の規定により免除や減免するものを除き債務者に請求し、元金同様に徴収することとしております。延滞金等であっても、債権としては元金と変わりませんので、その処理については、債権管理マニュアル等の規定に基づき適切に債権管理する必要があると考えております。

最後に、職員住宅の入居率の現状認識と今後の見通しについてお尋ねがありました。

知事部局が所管する県職員住宅は、その時々々の需要に応じて整備したものですが、その後、施設の老朽化や職員数の減少、交通事情の改善による通勤圏の拡大等が進んだことから、近年入居者数が減少してきています。このため、入居率が低い職員住宅については、資産の有効活用の観点から、県警など他の任命権者との間で相互利用や所管がえを行うほか、本来の用途に支障がない範囲で、地域振興等のための住宅として市町村にも利用していただいております。

また、職員の利用の見込みが全く立たない職員住宅については処分を進めてきており、こういった取り組みにより、入居率は8割弱の数字を維持しております。今後も、これらの取り組みをさらに進めることで職員住宅の有効活用を図るとともに、老朽化した職員住宅のうち利便性等の観点から利用価値の高い住宅については、一定の整備を行うことで入居率の上昇につなげてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 教職員住宅の入居率の現状についての認識と今後の見通しについてお尋ねがございました。

教職員住宅の入居率は、平成14年度には87.5%であったものが、最近では75%前後を推移している状況となっております。教職員住宅の入居率が下がっている理由としましては、道路状況がよくなり通勤時間が短縮されたことにより、教職員が学校の近くに居住しなくなったこと、県立学校の校舎の耐震化に最優先に取り組んできたことから老朽化した教職員住宅の耐震化や改修が十分に行えなかったこともあり、教職員が入居を避けることなどがあると考えます。

しかしながら、日ごろからの地域とのつながりや緊急時などに対応するためには、教職員が学校の近隣に居住することが望ましいと考えておりますので、民間の賃貸住宅が少ない郡部などを中心に、引き続き教職員住宅を確保していく必要があると考えているところでございます。

そうしたことから、県教育委員会では、今後10年間程度を見通した教職員住宅の整備方針を本年1月に策定しております。その中では、入居者が減少している教職員住宅の現状を踏まえ、各住宅の必要性を検討した上で耐震化や改修等を行うこととし、また使用する見込みのない耐震性のない住宅については、順次売却処分等を行うこととしております。こうした方針に沿って取り組んでいくことで、入居率の上昇につなげていきたいと考えております。

(警察本部長 國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 警察職員宿舎の入居率の現状認識と今後の見通しについてお尋ねがありました。

県警察の宿舎については、議員御指摘のとおり、平成27年5月末現在、管理戸数859戸に対して入居戸数677戸、入居率は78.8%となっております。平成24年度末以降、入居率は増加しており、平成26年度末は82.9%となっているところであります。平成26年度末の非入居率17.1%については、戸数にして約140戸であります。こ

れらには、建物の老朽化や未耐震等により解体または売却予定のものや、入居するためには大規模改修が必要なものが含まれており、実際に入居可能な戸数は、県下で約50戸であります。

年度途中の入居等への対応を考えますと、決して十分な数ではなく、また災害に強い宿舎、Uターン、Iターンを促進するような若手警察官用の宿舎、取扱件数がふえ職員数が増加している警察署の宿舎などは不足しており、県下全体の実態といたしましては、質・量ともに宿舎不足が生じていると認識しております。

現在、県職員宿舎などに入居させていただいたり、宿舎自体を県警察管理に管理がえをお願いして警察宿舎として利用させていただくなど、必要な宿舎の確保を図っているところであります。

南海トラフ地震対策や警察署の再編等もあり、警察庁舎施設の新築、改修を優先しているところではあります。災害発生時等において後顧の憂いなく警察職員が働くことができるよう、災害に強い宿舎の整備等についても引き続き努力してまいりたいと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、地域によっては老朽化した宿舎や入居者のいない不要となった宿舎もあり、地域の要望等も踏まえ、適時適切に整理を行っているところであります。

土佐清水市内を例にしますと、議員お住まいの地域である土佐清水市汐見町には、平成24年度には警察職員宿舎が4棟ありましたが、これらの宿舎は職員の入居見込みがないため、既に2棟4戸の建物を有効活用に資するべく土佐清水市へ譲渡し、1棟8戸の土地、建物を民間に売却しており、さらに今年度も1棟2戸を売却する予定であります。

県警察といたしましては、今後とも、老朽化により居住できない宿舎や入居見込みのない宿舎については売却等により整理を行うなどして、

保有する職員宿舎の適正管理に努めるとともに、県関係部局等と連携の上、災害に強い警察宿舎の整備や県職員宿舎の借り受け等により、必要な宿舎の確保に努めてまいり所存であります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 土佐清水市の国有林内に埋設されている2・4・5T系除草剤を掘削して再調査すべきとのお尋ねがございました。

2・4・5T系除草剤につきましては、昭和46年に安全性に問題があることがわかり、林野庁は全国の営林局に使用の中止を指示するとともに、廃棄処分の方法などを定めた通達を出しました。各地の営林局では、この通達に従い、埋設処分が行われたところであり、その後、昭和59年5月、愛媛県内において除草剤を缶に入れた状態のまま埋設し、容器が腐食し薬剤が流出していると報道されたことに端を発し、全国的な問題となりました。

林野庁は、薬剤を缶に入れた状態のまま埋設を行っていた箇所を発掘するとともに、その周辺の水及び土壌調査を行う対処方針を定め、県内では9カ所の埋設箇所のうち、通達どおりコンクリートで固めて埋設していた土佐清水市と発掘調査を地元が希望しなかった1カ所を除いた7カ所で、県も立ち会い、発掘と、水及び土壌中の2・4・5Tの調査を実施したところです。その結果、水については全ての箇所でも2・4・5Tが検出されませんでした。土壌については3カ所から検出されました。

林野庁は、環境への影響を詳しく調べるため、昭和59年度に全国29カ所で2次調査を実施いたしました。高知県内では、県の発掘調査により薬剤の流出が確認されなかった3カ所と土佐清水市を除く5カ所について2次調査が行われました。その結果、4カ所から2・4・5Tが、うち3カ所からダイオキシンが検出されました。

林野庁は、この2次調査による土壌から検出されたダイオキシンの長期的な推移を見るため、埋蔵量が多く、高い濃度のダイオキシンが検出された旧窪川町と、ダイオキシンは検出されなかったものの埋設量が多かった鹿児島県旧上屋久町をモニタリング地点と定め、5年ごとに土壌調査を実施いたしました。その結果、平成11年の調査で、土壌中のダイオキシン濃度は環境基準の範囲内におさまっていることが確認できました。

林野庁は、この調査結果について専門家の意見も聞いた上で、薬剤は土壌中に埋設されたまま安定状態にあり、埋設処分箇所の立ち入り及び土壌攪乱行為の禁止措置等を行うことが最善であると判断し、埋設処分箇所を適切に保全するよう通知を出し、現在に至っています。

土佐清水市大岐の埋設につきましては、四万十森林管理署からは、通達に基づいた処理が行われていると聞いております。しかしながら、一度も環境調査が行われていないことを心配する地域住民の声がありますことから、先ほど知事からも申しましたように、まずは四国森林管理局において、掘削も含めた周辺環境の調査の実施と地域住民への十分な説明を行っていただくよう、申し入れをしております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) LCC誘致活動の現状と見込みについてのお尋ねがありました。

LCCの国内線は、就航した当初は成田空港や関西国際空港を拠点として新千歳空港など、いわゆる幹線を結ぶ路線を中心に就航しておりましたが、現在では西日本を中心に17の空港にLCC国内路線が開設されており、地方路線への拡大が進められております。

この間、県としましては、国内のLCC各社

を何度も訪問して情報収集を行いますとともに、本県の旅客流動の実績や潜在的な航空需要、観光面の魅力などのデータも提供しながら誘致活動を行ってきたところですが、残念ながら現在のところ、LCCの就航は実現に至っておりません。

これは、LCCは低価格をセールスポイントとしているがゆえに、安定した需要が見込める収益性の高い路線に経営資源を集中する傾向にある中で、高知龍馬空港の場合は、後背地の人口が少ないこともあって安定・継続的な需要といった点で、先行している路線に比べ厳しい捉え方をされているのが、理由の一つではないかと受けとめているところです。

本年3月には、国土交通政策研究所によるLCC参入による地域への経済波及効果に関する調査結果が公表され、LCCは地域経済の活性化に寄与するものだということが、広く認知されつつあります。LCCが就航すれば、低廉な移動手段の選択肢がふえ、そのことによって県民の利便性が高まりますし、本県を訪れようとする新たな観光需要の掘り起こしが期待できるものと考えております。

県としましては、今後とも本県のポテンシャルをアピールしながら、粘り強くLCCの誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○26番（橋本敏男君） 債権管理について、知事より債権管理適正化指針の策定についての答弁をいただきました。今現在、さまざまな仕組みの中で、整備方針や報告書を取りまとめ、そしてマニュアルも策定をしているので、それを最大限に利用するというような答弁だったというふうに思います。

債権管理適正化方針は、多分、知事の頭の中にはないのではないかなというふうに今思ったところでございます。でも、債権管理マニユア

ルというのが策定をされておまして、債権管理の手続が整理をされれば、積極的に債権の回収を強化するものと徴収を緩和するものに区別がなされ、徴収可能な債権の回収業務に一層集中することが可能となります。

しかしながら他方では、一部の未収金は、長期間の管理が必要な債権も存在することが想定されます。回収の可能性が全くないか、あるいは極めて回収の可能性が低い未収金か、すなわち不良債権を長期間管理することは、適正で効率的な債権管理という観点からは、私は好ましくないというふうに思っております。法的な手段をとっても回収の見込みのない不良債権の管理は多大な事務管理費の拠出を招くだけで、費用対効果の面からも大きな問題が生じると思います。このような債権を会計上整理するための不納欠損処理については、全庁的な方針が、私はまだ定まっていらないのではないかというふうに思っています。調査した限りでは、統一的な処理ができていないように思われます。

そして、極めて困難な私債権の処理手続は、消滅時効期間が経過しても援用を必要とし、地方自治法第97条第1項第10号の議会議決による債権放棄しか処理方法がなく、また支払い督促などの裁判手続をとっても、異議の申し立てがあれば訴訟の提起とみなされ、どちらの処理も議会議決による手続が必要となります。

昨日の上田周五議員への総務部長の答弁は、法的措置を含めながら取り組んでいくとのことですから、それを可能とするためには、職員が能動的に動ける仕組みが必要となります。膨大な件数の債権を議会に上程し、債権放棄の議決を得るための手続をとることは得策ではありません。

地方自治法第180条第1項の規定「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公

共同体の長において、これを専決処分にすることができる」とあり、これは議会において事前に、認められた一定の条件下で債権回収を強化するために訴えの提起の手續や債権放棄の条項を備えた条例——債権管理条例を制定することで適時の強制執行が可能となり、徴収可能な債権の回収業務へ集中できる効果が期待できると思いますが、知事の所見を求めておきたいと思えます。

総務部長のほうから答弁をいただきました延滞金、遅延損害金、違約金の総額提示については、きちっとした数字は上げられないとのことですが、ある一定仮定をすればということで70億円の数字を示していただきました。確かに元金を期限内に返納していただくのは、当然のことではあります。しかしながら、延滞金、遅延損害金、違約金についても発生すれば立派な県の債権で、県民の財産でありますので、この表に出ない債権ともしっかりと向き合っていたいただきたいと思います。

また、延滞金、遅延損害金、違約金の請求や徴収の扱いにおける認識についても答弁をいただきました。元金と同じように丁寧に、大事に扱っていききたいという答弁だったというふうに思えます。

しかしながら、行政の保有する公債権や私債権、そして延滞金、遅延損害金、違約金の管理を怠った首長及び職員の責任は、民法第709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とされ、賠償義務を負うことにもなりかねません。

いま一度、隠れた債権、延滞金や遅延損害金、違約金などの回収に対する取り組みについて、知事の姿勢を求めておきたいと思えます。

それから次に、県職員住宅の有効活用についてであります。

入居率の現状認識と今後の見通しについて、総務部長、教育長、警察本部長、それぞれ答弁をいただきました。今の現状は、皆さんそれぞれしっかりと把握されているようで、今後の見通しについては適正管理に努めるということがしっかりと答弁をなされています。

県が進めている行政改革の流れの中で、出先機関の統廃合による守備範囲の広域化が進み、モータリゼーションの進展や道路整備による通勤時間の短縮などが加わり、廃合される市町村から県職員が減少、それに伴い、統合前にマックスで建設された職員住宅への入居が減っていくというような状況が生まれ、知事がよく言葉にする人口減少に伴う負の連鎖、負のスパイラルのような現象が起こる環境をつくり出すことになっています。統廃合された地域は、ますます人口減少が進むことになり、このような環境が拡大していくことが予想され、行政財産としての職員住宅の利用が困難になると思われま。

そこで、知事部局、教育委員会、警察等、それぞれが所管する職員住宅の横断的な管理を行い、整備し、広く県民に開放することで有効的に利活用が図られるのではないかと考えますが、いま一度総務部長の答弁を求めたいと思えます。

次に、2・4・5 T枯葉剤についてであります。

林業振興・環境部長より、土佐清水市に埋設されている2・4・5 T枯葉剤の経緯とその歴史について答弁をいただきました。それから、知事からは林野庁に対して、土佐清水市については2・4・5 T枯葉剤の埋設箇所の再調査を訴えていくというような話もいただきました。

10日ぐらい前だったと思いますが、四万十森林管理署長に直接電話をかけ、再調査の依頼をいたしました。けんもほろろに私、断られてしまいました。その電話のやりとりの中で、「再調査してください」と私が話をしましたら、「い

え、有識者会議でこの問題についてはちゃんと答えが出ています。攪拌すると危険だから」という話がありました。「そらいかんろ、危険やったら、もっとちゃんとせないかんがやないか」という話をしたところですが、一切取り合ってくれなかったというのが実情でありました。そういうやりとりの経過があったということだけは御認識いただきたいと思います。

2・4・5 T 枯葉剤は、林野庁が1970年代に全国54カ所で埋設処分したもので、処分したのは粒剤24トン、乳剤1,835リットルにも上ります。全国の埋設処分した地域から土壌調査や水質調査は無論のこと、枯葉剤撤去の声が上がっています。

津島町事件で、林野庁が埋設処分箇所の汚染状況を調べてみると——当時の新聞です。安全とされる基準の100倍のダイオキシンが検出されたと調査結果を発表されました。このうち高知県内で、先ほど部長のほうから話がありましたけれども、ダイオキシンが検出された場所は、四万十町——旧窪川町、いの町——旧本川村、四万十市——旧西土佐村の3地区であります。

当時の高知営林局は猛毒ダイオキシンを含む2・4・5 T 枯葉剤の埋設処分箇所の土壌処理対策について、管内の9カ所全部に立入防止柵や立入禁止表示を設置するほか、旧窪川町と旧本川村など、先ほど部長が言われていましたように、5カ所は地表をコンクリートで覆うなどの最終処理を施しました。

2・4・5 T 枯葉剤の埋設処分から44年が経過しており、1984年の調査から31年が経過しています。林野庁は、立入禁止の看板を掲げ、有刺鉄線で埋設場所を囲い、31年間にわたる長きの間、定期的に見視することを続けてきました。しかしながら、時は流れ、埋設場所やその周辺のロケーションも大きく変化し、土壌や水質調査の技術も飛躍的に発展してきました。

この際、林野庁の埋設方法を無視して処理をした8営林署管区内と清水の埋設現場の再調査はもとより、全国で埋設処理された2・4・5 T 枯葉剤における国の責任を、森林県高知が先頭に立ち訴えていただき、国民の不安を安心に変えるためののろしを上げていただきたいと思います。知事の所見を求めます。

LCCについては、中山間対策・運輸担当理事の答弁をいただきました。想定どおりの答弁内容でございます。

高知龍馬空港のカウンターも1つあいていますので、そのカウンターをLCCで埋めることができたらと期待し、誘致活動にエールを送っておきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○知事（尾崎正直君） まず、債権管理についてでございます。

債権管理について、現在私どもとしてどういう考えで行っているかということについてありますが、先ほど頭に入っていないんじゃないかというお話もあって、その趣旨がよくわかりませんが、債権管理マニュアルで定めておりますように、債権の放棄につきましては、条例で包括的に議会の承認をいただくのではなくて、個別の債権ごとに一つ一つ県議会にお諮りし議決を得る手続が必要と、そういう形の方針をしてきています。

これはいろいろ考え方がありまして、包括的に対応する場合と個別にやる場合とどちらが丁寧かという問題もあり、これは非常に丁寧さを重視した方針として、今までこういう対応をとってきているということでもあります。ただ、先ほど来お話にございますように、いかに能率的に処理をしていくのかということもまた観点としては重要な観点だろうと、そのように思います。

今回調べてみましたところ、債権管理条例を制定している都道府県というのが、だんだんふ

えてきているのも確かでありまして、そういうところにおいては、一つ一つ議会の議決方式ではなくて、一定、包括的な対応をとるというやり方をしている場合もあります。こういうこと、ぜひ当該自治体が条例制定に至った背景とか運用実態なんかを把握して、今後さらなるその他の対応の方向というのはないものだろうかということについて、よく勉強をさせていただきたいと、そのように考えております。

それとあと、先ほど来お話があります延滞金、遅延損害金、違約金、これをしっかりと管理することは当然のことでありまして、こちらについても管理はしっかり行っていきたいと思えます。そもそも、こういうものが多量に発生しないようにするためにも、遅延しておところの元金を太らせないことが非常に大事でありますから、早期の対応を図っていけますように対応していきたいと、そのように考える次第であります。

そして、2・4・5 T系除草剤の問題でありますけれども、ある意味、御指摘はごもっともだと、そのように思います。

ぜひ、いろいろと全国的にもその他関係箇所もあるということだろうと思えますので、林野庁に対しまして、しっかり説明責任を果たしてもらいたい。場合によっては、危険性にしっかり対応していく必要があるということを強く申し入れてまいりたいと、そのように思います。

○総務部長（梶元伸君） 職員住宅の件でございます。

職員住宅の空き宿舎がある場合は、これまでも必要に応じて、任命者間での所管がえですとか相互利用を行っております。

多少具体的なことを申し上げますと、知事部局がっております職員住宅については、平成25年度に2戸を教育委員会に所管がえをいたしておりますし、今年度には80戸を警察本部に所

管がえするとともに、44戸を警察本部に御利用いただいております。また、教育委員会が所管している職員住宅を県警本部に所管がえした例も、平成22年度になりますが、あるというふうに承知しております。

御指摘のように、横断的な一層の連携をとるとのこと、大変重要だと思っております。今後はお互いの空き宿舎の情報を任命者間で共有した上で、こういった取り組みをさらに推し進めていきたい、これによりまして職員住宅の一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

○26番（橋本敏男君） 2回目の質問で知事からの答弁をいただきました。2・4・5 T枯葉剤についてであります。

全国の2・4・5 T枯葉剤の埋設箇所の再調査を高知県が先頭に立ち、のろしを上げていただきたいという質問に対して、大変ありがたい答弁をいただいたというふうに思っています。

ただ、先ほど知事のほうからも話がありましたように、相手が国ですので、どういう方向で決定されるのかということが、まずわかりません。そういう状況になったときですが、これはできれば、高知県のその埋設されている箇所の調査を県単独でできないか。森林環境税なんかを使っただけで何とか、もしそういうときの場合ですが、対応していただくと非常にありがたいというふうに思っています。

多くの人たちが、2・4・5 T枯葉剤の恐怖におびえ、不安を抱えながら暮らしており、早急な対応が、私は求められると思います。

それから、済みません。議長にお願いなのですが、この問題を議会でも取り上げて、所管の委員会で調査をしていただき、知事ともども林野庁に働きかけていただくことを要請いたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 先ほど2問目でお話をい

いただきました点であります。

2問目のときにおっしゃいましたロケーションがいろいろ変化しているのではないかと、そのように思っています。事が事だけに、いわゆるダイオキシンにかかわることでもありますし、場合によっては埋設量の多いところもあるわけでありまして、やはり国において、こういう不安の声があることを率直に受けとめて、しっかり対応していただきたいものだと思いますので、その点はしっかり申し入れていきたいと思えます。

1つだけ、いろいろ調査することがむしろ危険を招くということのないようにという点には留意をしていかないといけない、そういう専門家のお声をしっかり聞いていかないといけないと思えますが、そういうことも留意していきながら、しっかりと再調査もしてくれということをお願いしたいと思います。

そして、もし国のほうで対応が非常に後ろ向きでありましたときは、森林県高知は環境を大事にしたいと思っておりますから、県単独でも調査をしたいと、そのように思えます。

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩



午後2時20分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番久保博道君。

（3番久保博道君登壇）

○3番（久保博道君） 自由民主党の久保博道でございます。議長のお許しをいただきましたの

で、順次質問をさせていただきます。

昨年の10月末まで執行部に在籍をしていましたが、ちょうど8カ月たち、この県議会の議場におきまして、今度は質問をさせていただく立場になりました。とはいえ、大好きな高知をもっともっと住みよく、夢と希望のあふれる県にしたいという思いは、立場が変わりましても全く同じですので、気負わずに執行部に在籍していたときと同様に、自然体で質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、昨年の10月末に退職をしましてから、1日3回のつじ立ちや民間会社の朝礼などでの御挨拶、また後援会活動で多くの御家庭にお伺いする中でいろんな方々とお会いをして、さまざまな御意見やアドバイス、苦情、御要望をいただきました。その中には、私がこれまで県庁在職中に担当しており、よく承知していることもありましたが、余り直接にかかわっていなかったことや全く知らないこともありました。そして、多くの方とお会いをしてお話をする中で、なるほどと思うことや、同じことでも自分とは全く違うお考えもあるのかと、自分の思慮の浅さを恥ずかしく思うこともありました。

ですから、これから質問を差し上げるのは、私が県民の皆様からお聞きしてきた中で、これはぜひとも執行部の皆様にお尋ねしたいと思うことや、私がふだんから高知県の県勢浮揚のために必要であると思っていることをお尋ねさせていただきます。と思っております。

まずは、県民の皆様の生活実感についてであります。

先ほど申しましたように、退職してからこれまでの間、多くの県民、市民の方々の生の声をお聞きしてまいりました。お聞きしたことを簡潔に要約しますと、尾崎知事の取り組みを大いに評価した上で、高知に住んでいることについ

ては不便なことや不安なこともあるが、5月の有効求人倍率の史上最高値0.96倍を見るまでもなく、県民はここに来て、大好きな高知県の将来にこれまで以上の希望を見出し始めているというような感触を受け取りました。そして生の声としましては、県外で働いている子供や孫が高知に帰ってきて就職したくても、残念ながら、なかなか就職先が見つからないとか、高齢のひとり暮らしで将来の生活が不安であるといったようなことが聞こえてきました。

この背景には、全国にいち早く人口の自然減に陥り高齢化が進展してきたことなどから、高知県の経済が縮小し、またその後の全国の景気回復の波にも乗れなかったという本県の長年にわたる課題があるのかもしれませんが、いずれにしても、都市圏ほどアベノミクス効果を感じることでできない県民が、まだまだ多くいるのではないかと思います。

そこで、知事は、現在の大方の県民の皆様が自分たちの生活をどのように捉えていると思うのか、まずお伺いをいたします。

次に、昨年12月には、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとその総合戦略が閣議決定されました。2060年に1億人程度の人口を確保する展望を提示した長期ビジョンでは、「人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらい。しかし、このまま続ければ、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなる」として、国民の認識の共有が最も重要とした上で、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決という、3つを基本的な視点として方向づけしています。

また、今後5年間の政策目標や施策を整理した総合戦略では、第1に、地方における安定し

た雇用を創出する、第2に、地方への新しいひとの流れをつくる、第3に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、第4に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を掲げ、地方版の総合戦略を展開していく上で必要と考える支援策を政策パッケージとして掲げています。

しかし、私は政府のこの地方創生の取り組みを高く評価した上で、あえて言えば、人口減少問題に関する危機意識の割には、この総合戦略の支援策の多くは以前から国が取り組んできたものであり、一番の肝である地方分権に関する記述がほとんどなく、そのことが残念であったというのが率直な私の感想でありました。東京一極集中の要因の一つには、中央に権限や財源が集中する中央集権があります。

地方創生は、地元の実情をよく知った地域が責任を持って主体的に取り組んでこそ、成果が期待できます。そのためにも、地方に必要な権限の移譲や、それに伴う財源措置を進めるべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

この地方創生の動きに即応して、知事は積極的な政策提言を展開された結果、集落活動センターなどの中山間地域の活動拠点となる小さな拠点づくりや、CLTの普及に向けた取り組みなどが国の総合戦略に盛り込まれたところです。政策に強く、みずから率先しての行動力に、多くの県民の方々は大変頼もしく感じ、高く評価をされているのではないのでしょうか。

そこで、今後本格的な事業展開を図っていく上で、さらに、より具体的な提言活動を行う必要性が出てくるのではないかと思います。現時点でどのようなテーマや内容を想定しているのか、知事にお伺いをいたします。

そして、この3月には、全国に先駆けて県版

の総合戦略を策定しました。知事は、産業振興計画をスタートして以来、P D C Aサイクルを常に回し、毎年改訂版を作成するなど、より具体的で緻密な計画にしていくことで実効性のある事業の展開につなげ、既にその成果が見えています。こうした産業振興計画の積み上げがあったからこそ、いち早く総合戦略の策定につながったと思います。

昨年、県が行った県民世論調査では、県が進めている7つの政策のうち、一層力を入れて取り組むべきだと考えるものとして、「経済の活性化」が63.5%と最も高く、その経済の活性化に関して特に力を入れるべき施策としては、「産業を担う人材の育成・確保」が最も高くなっています。また、少子化の要因についても、「経済的な不安や、出会いの場が少なく適当な相手とめぐり合わないため、未婚化・晩婚化が進行している」というのと、「非正規雇用の増加など、所得面を含めた雇用環境が厳しい」という回答が上位の1位、2位を占めています。

私は、こうした県民の声を踏まえても、産業振興計画の推進を通して県内一円に魅力ある雇用をつくっていくことが本県における地方創生の最大のテーマではないかと思うところですが、知事の御所見をお伺いいたします。

今後、地方創生の取り組みを本格的に進めていくことになるわけですが、取り組みの真の主役は何といっても市町村だと思います。厳しい環境にある本県の市町村にとって絶好のチャンスですし、活性化の最後のチャンスかもしれないと思って、それぞれの地域の強みを生かし切る取り組みを進めていただきたいと思いますところでは。

そのためには、県としての積極的なサポートは必要ですが、その際に市町村の自主性を伸ばすことに特に心を配らなければならないと思います。このチャンスを生かし切るため、市町村

に対してどのように対応されるのか、知事にお伺いをいたします。

また、県全体の4割を超える人口を抱える高知市においては、県が進めています永国寺キャンパスの整備や高知城歴史博物館の整備、あるいは県市連携による図書館の整備などが着々と進んでおり、郊外においても県内屈指の観光地である桂浜の再開発が検討されるなど、まさに地方創生に取り組む絶好のタイミングではないかと思えます。若者が行き交う活気と魅力があるまちとして、また国内外から多くの観光客などが訪れる交流の拠点のまちとして、県都高知市には大変期待がかかるところです。

一方、中山間地域が多い本県の場合、もちろん県内の各地域地域に応じた規模の人口ダムが重層的に存在することは重要です。そして、その中でも特に、高知市の活性化なくして本県の地方創生は成り立たないのではないかと考えるところですが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、社会資本整備関連につきましてお尋ねをいたします。

御存じのとおり、昨年5月に改正公共工事品確法、改正建設業法、改正入札契約適正化法が成立をしました。

近年、建設投資の急激な減少や受注競争の激化に伴い、ダンピング受注が横行し、それが下請にしわ寄せされ、現場の技能労働者の処遇の悪化を招いてきました。将来の見通しが立たず、他の業種と比べて魅力が乏しいことなどを理由に、建設業界への若者の就職も減少してきています。こうした状況にあって、東日本大震災を見るまでもなく、台風などの災害常襲県であり、今後30年以内に発生する確率が70%から80%と言われていた南海トラフ地震対策を初め、待ったなしのインフラの老朽化対策や維持管理など、建設業界が果たす役割は一層増大してきていま

す。建設業界に期待されるこうした役割を發揮することを目的に、これまで業界の疲弊を招く要因にもなったダンピング受注を防止し、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう、志のある若者が建設業界に就職する、いわゆる担い手の確保を新たな目的に据えた公共工物品確法と建設業法、入札契約適正化法をセットにした法改正が行われたところです。

中でも、2005年に施行された公共工物品確法は、それまでの公共工事の発注は価格のみの競争が主体でしたが、この法律では、価格と品質の両面で競争するという大きな転換が図られ、総合評価方式が本格的に導入されたところです。そして今回の法改正では、法律の目的や基本理念が見直され、発注者の責務が明らかにされ、その上で、発注関係事務の運用に関する指針も示されたところです。

ここでの発注者とは、土木部長を初めとする本庁幹部から出先の土木事務所の検査や現場を担当している職員の皆様まで、幅が大変広いわけですが、発注者の責務とはどのようなことがあり、そのことにどのように対応しているのか、また今後どう対応しようとしているのか、土木部長にお伺いをいたします。

また次に、本県の行政と民間の建設関係者は、おこなっています社会資本の整備促進に向けて懸命に取り組んでいます。そして、行政と民間が一致協力して同じベクトルの方向に進むべく、土木部長が率先して、みずからさまざまな機会を捉えて情報交換を行い、開かれた土木行政を目指していることを承知しています。

そこで、現在でも土木部と建設業界は年間を通して意見交換を行っているとお聞きしていますが、現在の状況と今後の展開をどのように考えているのか、土木部長にお伺いをします。

次に、端境期対策についてお尋ねします。

このことにつきましては、最近でも本会議場

で御答弁をいただいているところですが、建設業界の安定した経営のみならず、関連する資材や交通誘導員等の業界、また計画的な工期を確保することにより、特に若い従業員が求めている週休2日制の実現に密接に関係する重要なことですので、改めてお尋ねいたします。

御承知のとおり、さきの改正品確法の発注関係事務の運用に関する指針でも、端境期対策として、債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの執行の徹底など予算上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫などにより、適正な工期を確保しつつ施工時期の平準化に努めることとうたわれております。

そこで、ことしの4月から6月にかけての端境期対策の状況について、国庫補助事業と県単独事業に分けて、その実績と効果について土木部長にお伺いをいたします。

そして次に、ことしの実績を踏まえ、今後の端境期対策の展開をどのように考えているのか、お尋ねします。私は、率直に言って、会計規律を踏まえた上で戦略的な取り組みをすべきではないかと思えます。

国庫補助事業においては翌債制度の、より一歩進んだ積極的な活用、また県単独事業についてはゼロ県債と言われる早期発注の仕組みや発想の転換によっては繰越制度を政策的に活用すべきではないかと思えますが、土木部長にお伺いをいたします。

次に、中心商店街の活性化についてお尋ねします。

消費者の購買ニーズの多様化やモータリゼーションの発達に伴い大型店の郊外への積極的な出店が進み、またインターネット等を活用した手軽な販売形態により小売業全体の競争が激化し、本来商店街が持っているコミュニティー機能が急速に失われつつあります。商店街の疲弊とともに地域経済が厳しくなる中、地域におけ

るにぎわい・交流・憩いの場として、地域の魅力や文化、また情報を発信する中心地としての機能と役割が衰退してきています。

このため、県では産業振興計画において、そして高知市では中心市街地活性化基本計画において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進しているところです。また、高知商工会議所内にTMO事業推進委員会を設置して、これまでも10年以上にわたり多くの事業に取り組んできています。しかし、そのような取り組みにもかかわらず、中心商店街の商店数や従業員数、年間販売額などは右肩下がりの傾向が続いており、最近でも一等地であるはりまや橋周辺のお土産物屋さんや呉服店の廃業が顕著な例として記憶に新しいところです。

ただ、近年アーケードや舗装等のさまざまなリニューアルを行い、また商店街みずから汗をかき、イベントを継続的に積み重ねてきた結果、昨年12月に行われた歩行者の通行量調査において、平日では4万人台、休日では5万人台の大台を回復して2年連続の増加となっています。

一方、一般的に言って、人は生活のために仕事があります。そしてその上で、住んでいる町に夢と希望、そして何よりも魅力があってこそ、そこにずっと続けて住みたいと思うのではないのでしょうか。

そこで、このような観点から中心商店街の機能や役割をどのように考えているのか、知事にお伺いをします。

また、商店街の活性化を考えたとき、地元商店街組合や高知市などと一緒になって取り組んでいく必要がありますが、県として商店街の継続的発展に向けてどのような支援策を用意しているのか、商工労働部長にお伺いをします。

また、今まさに整備が進められています永国寺キャンパスや高知城歴史博物館、さらには県

市連携による図書館などは商店街の活性化に大きなインパクトとなることが期待されます。若者や観光客など新たな人の流れが期待されるだけでなく、例えば学生のフィールドワークとして、また歴史の専門家である学芸員が案内する町歩きを企画するといった取り組みも活性化に一役果たすのではないのでしょうか。

ぜひ、こうした施設の運営に当たっては、商店街の活性化、ひいては高知のまちづくりに資する視点でも取り組んでいただきたいと思います。文化生活部長と教育長に御所見をお伺いします。

次に、よさこい祭りについてお尋ねいたします。

よさこい祭りは、言うまでもなく、桂浜や高知城、四万十川、また坂本龍馬を初めとする歴史上の人物と並ぶ、本県最大の観光資源の一つであります。

昨今では、政府のビジット・ジャパン・キャンペーンの効果で国際観光が急速に盛んになってきておりますし、先日も八十八カ所の遍路を核として、四国が外国人観光客の広域観光周遊ルートに国土交通大臣から認定されたばかりです。本県においても国内のみならず、外国からも観光客に来ていただく取り組みを積極的に進めており、その際のキラーコンテンツの一つがよさこい祭りではないかと思えます。

また、一昨年秋には、よさこい祭振興会と高知商工会議所の連名で高知県知事と高知市長に対して、よさこい祭りを単発のお祭りではなくて総合産業として発展させるために、高知市観光はもとより高知県観光の振興を担う組織が必要であり、現在任意団体である運営母体のよさこい祭振興会の一般財団法人化への提案がなされたところです。その後、関係者の間で1年以上かけて議論をした結果、当面は、現状の組織形態はそのままにした上で、平成28年度からは

組織の人的強化をして、その後の状況を見ながら法人化についても検討を重ねていくことになっています。

そして、その検討をする段階で忘れてはならないことは、よさこい祭りは文字どおり祭りであって、決してイベントではないということです。競演場や演舞場の商店街の皆さんや踊り子の皆さんが、単発のイベントのように主催者の意志に沿って動くのではなく、よさこい祭りという伝統のある祭りに参加して、どうすれば大好きな高知や商店街が盛り上がるのか、自分たちで考え、みずからの意志で行動するのであり、だからこそ熱く燃え上がることができるのです。

一方、東京オリンピック・パラリンピックは2020年に開催されます。ぜひ、そのオープニングではよさこい鳴子踊りを見たいと思いますが、そう思うのは私だけでしょうか。そんなことを考えていたら、よさこい祭りの運営基盤や情報発信などの強化について、残された時間は余りないのではないかと思います。

ここで御質問をしたいのですが、総合産業としての将来のよさこい祭りの成功イメージをどのように描いているのか、知事にお伺いをいたします。

また、よさこい祭振興会については、一旦は増員した上で、現状の組織形態で運営をしていくことになりましたが、それでは知事の描かれた成功イメージを実現することはなかなか難しいのではないかと思います。

また、よさこい祭りには、踊り子さんと同時に、踊る舞台となります競演場や演舞場が必要です。こちらの商店街の方々は、60年以上にわたってずっとよさこい祭りを支えてこられておりますが、高齢化が進み、マンパワー不足や資金不足で大変に御苦労されています。言うまでもなく、観客と踊りさんと競演場や演舞場の皆さんが最大限満足できるようなよさこい祭り

にしなければならないと思います。

知事が描かれるその成功イメージを実現する際に、一般財団法人化の必要性や役割をどのようにお考えになっているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、高知城の国宝化についてお尋ねします。

我々が住んでいます土佐の高知という土地は、中世以来、高知城を中心に発展してきております。まちづくりは、その町の歴史や個性を生かすことが自然であって、高知市内の四方八方から見ることでできる高知城こそが高知の町のシンボルであり、高知の町を特徴づける歴史的な景観と言ってもよいと思います。

私も子供のころから当たり前のように、そこにある高知城が大好きであり、何となく自慢でもあって、保育園のころから遠足や家族で、また友達同士で誘い合ってよくお城に行ったものです。そして、昨今では歴史ブームということも相まって、老若男女を問わず多くの観光客の方々が、国内からも、そして外国からも訪れています。

そうした中、ことしの5月15日に文部科学大臣の諮問機関である文化審議会から、松江城を天守閣としては63年ぶりに国宝に指定するよう文部科学大臣に答申があり、近く答申どおりに告示される予定とのことでした。そして、松江城が、この答申を引き出すまでには大変な御努力があったとお聞きをしています。

松江市は、国宝化を目指して国に繰り返し陳情活動を行うと同時に、平成21年には松江城を国宝にする市民の会を発足させ、これまで12万人を超す署名を集めて文化庁に提出しています。また、市役所に松江城国宝化推進室を設置していますし、専門家に依頼して、天守閣の詳細な構造の調査や松江城が建造された経緯の解明を進めてきました。今回、松江城が国宝に指定されますと、国宝に指定されていないお城の天守

閣は高知城を含めて7城となります。

翻って我が高知城を見たとき、現在全国で木造の天守閣が残存している中で、天守閣に本丸御殿が接続しているのは高知城のみでありますし、11の重要文化財指定の建造物が天守閣のある本丸内にあるのです。また、高知城は築城時の詳細な記録も残されていますし、全国のお城の中でも天守閣と追手門がそろって残存しているのは3カ所のみであります。まだまだ高知城ならではの文化的な価値はほかにもありますし、文化庁によると、重要文化財の、残る7つの天守閣に関しても地元で学術的な調査研究が進められており、今後新たに国宝となる天守閣が出てくる可能性はあると述べていますので、学術的な調査研究によって、建築史、美術史上の意義を明らかにすることが重要だと思います。

申すまでもなく高知城は、昭和9年において一度旧の国宝に指定されていましたが、昭和25年に文化財保護法施行とともに重要文化財に指定されて今日に至っています。高知に住んでいる県民、市民を問わず、高知のファンのほとんどの方々は高知城の国宝化を望んでいると思いますし、何よりも自分たちの住んでいる、ふるさと高知県に誇りを持つことにつながると思います。

また、高知城の国宝化は、本県の観光振興面におきましても大いにインパクトがあります。テレビやラジオ、インターネット、またパンフレット、リーフレットにおいて、表示や言い方が「高知城」から「国宝高知城」と変わることにより、長期的に見ても高知城への入り込み数は2割から3割増加しますし、高知県全体への観光客の入り込み数も確実に増加すると、旅行会社の造成責任者は力を込めておっしゃっていました。ぜひとも、さきに述べました文化や学術面とあわせて観光振興の観点からも、国宝化を目指していくべきと思います。

そこで、教育長に高知城の国宝化に向けての現状と課題、そして道筋についてお伺いをいたします。

次に、牧野植物園についてお尋ねします。

ANA——全日空の機内誌「翼の王国」5月号に、牧野富太郎博士と牧野植物園に関する特集記事が18ページにわたって掲載されました。また、ことしの1月24日付の日本経済新聞に、温室のある植物園ランキングが載っておりますが、牧野植物園は全国51カ所の中で第3位に入っております。高知県には、清流四万十川や室戸ジオパークを初めとする雄大な自然や、坂本龍馬を筆頭に日本を動かした歴史上の人物など全国に自慢できるものが多くありますが、「翼の王国」で取り上げられた牧野植物園は、世界の牧野と紹介されておまして、高知県からアジアに、そして世界に打って出て勝負ができる観光資源の一つだと思います。

平成11年のリニューアルオープンや平成22年の温室の改築など、これまでも多くの投資をされておりますが、これにもう一押しの投資をすることで、牧野のこのような高い評価をより確かなものにするとともに、外国からのお客様に自信を持ってお薦めできる、アジアを代表する植物園に育て上げることができるのではないかと思います。

牧野植物園では、平成20年に開催されました花・人・土佐であい博のメイン会場の一つとしてフラワーイベントを実施して以来、春には五台山花絵巻と題して園地を花で彩り、多くの来園者を迎えておりますが、御承知のとおり、現在の園地は若干狭く、フラワーイベントを開催するには現状では限界があると思います。また、かつてのような芝生の広場を子供たちが走り回れる空間もなくなっております。子供たちが一日中遊べる、家族がくつろげる、そしてゆったりと広い空間で国内外からの観光客が四季折々

の花を存分に楽しめる、こんな新たな園地が求められているのではないのでしょうか。

また、もっと夜の植物園を活用できないでしょうか。私は、これまでも夜の植物園のイベントにも何度か行きましたし、一昨年開催されましたハワイアンフラワーフェスティバルの夜の温室でのディナーパーティーにも参加させていただきました。今思い出してみても、夜の牧野は幻想的で本当にすばらしい雰囲気でした。現状でも、夜の植物園や観月会などの夜のイベントは単発的に開催されていますが、県外から、外国から、もっとお客さんに来ていただき、また観光ツアーのルートに組み入れてもらうためには、昼の植物園とあわせて夜の植物園を楽しんでいただく機会を、これまで以上にもっとふやすべきではないのでしょうか。その上で、夜の植物を観察するという植物園としての本来の役割だけでなく、例えば幻想的な夜の牧野でウェディング、夜の牧野でコンサート、こんなことにも活用できるのではないのでしょうか。国際観光の売りになることは間違いないと思います。

平成30年度が、牧野植物園の開設60周年に当たります。また、2020年の平成32年には、東京オリンピック・パラリンピックに外国から多くの観光客が訪れます。私はこれまでも多くの外国のお客様を牧野に御案内しましたが、異口同音に、こんなすばらしい植物園が高知にあるのかと驚かれます。既に、日本を代表する植物園の一つになっていると思いますが、これからアジアを初め外国に打って出るためには、現状の植物園の質的レベルを上げることはもちろん必要ですが、私が今提案しましたような、新たな2つの取り組みも求められているのではないのでしょうか。

そこで、知事にお尋ねします。多くの外国人観光客を含む次の目標である435万人観光を達成する上で、観光の4番バターのひとつとして

牧野植物園をワンランクアップさせる必要があると思いますが、いかがでしょうか。そして、そのための戦略をどのようにお考えか、御所見をお伺いいたします。

次に、牧野ブランドの商品の開発についてお尋ねします。

産学官民が連携して、牧野ブランドの商品を開発しようという動きが出ています。牧野博士ゆかりの植物や土佐ゆかりの植物から商品を開発しようとするものです。牧野植物園、高知大学、高知県立大学、高知工科大学及び県工業技術センターが連携をして、有望植物のリストアップ、有効成分分析、機能性評価を行うという、まさに県内3大学オールキャストによる商品開発であり、企業とのマッチングを行った上で、牧野ブランドの機能性食品や化粧品として商品化を目指そうとするものです。このことは牧野植物園の名声、知名度を高め、ひいては本県のステータスを引き上げることに繋がると思います。

商品化に向けては、企業とのマッチングや商品としての磨き上げが必要となってくると思いますので、それらを解決するためにも、4月に設立された産学官民連携センターを活用することが求められるのではないのでしょうか。さらに、牧野植物園には、これまで収集した国内外産の豊富な植物資源がありますので、これらの有効活用も含め、牧野ブランド開発の現状をどう認識し、どう推進していこうと考えているのか、知事にお伺いをいたします。

最後に、英語教育について教育長にお伺いをします。

県教育委員会では、平成24年3月に高知県教育振興基本計画重点プランを策定し、知・徳・体の各分野で掲げた目標の達成に向けて、力のある学校づくり、心を耕す教育の総合的な推進、縦横のつながりの強化の3つの柱に基づく取り組

を進めています。こうした中であって、私が特に注目をしているのが英語教育であります。もっと具体的に言えば、英会話教育です。

子供たちが、これからの国際社会を生きていく上で、コミュニケーションの手段として英語を使えるようになることに大きな意義があるのは当然であります。それだけではなくて、もっと大切なことは、言語習得は異文化への理解を深め、文化交流に役立ち、人間としての視野を広げることにもつながるといえる点であります。

小学生が日本語以外にもう一つの言語を学ぶことは、世界に向かってもう一つの窓を大きく開くこととなります。小学校で英語を教えることにいろいろと賛否の御意見があることは承知しています。とはいえ、これほど国際化が進む今日、日本語だけを教えていけば済むというものでもないと思います。私は自分自身の経験や周囲を見てきた経験から、子供のころに外国語に触れることには大いに意義があると考えています。

明治の開国以来、日本人は海外文化を取り入れるために外国語を学んできましたが、今や逆に日本から世界に向けて文化や情報を発信しなければならない時代だと思えます。私は、高知県の子供が日本の未来を託すことのできる地球人に成長し、国内外のさまざまな分野で活躍することを期待しています。

小学校の英語教育はそのための布石であり、国際感覚を養う最初のステップであると思えますが、教育長の御所見をお伺いします。

また、ことしの3月には、高知県英語教育推進のためのガイドラインを策定し、英語教育推進のための行動指針や具体的な取り組みについて取りまとめられています。

そこで、小・中・高等学校の英語教育に関するこれまでの取り組みに対する評価と、今後何を重点的に取り組んでいくのか、教育長にお伺

いをいたします。

以上、1問でございます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県民の皆様が自分たちの生活をどのように捉えていると思うかとお尋ねがございました。

景気全般につきましては、お話にありましたように、5月の有効求人倍率が過去最高の0.96倍となり、また今春、県内企業の6割が正社員の賃上げを行い、3割が非正規社員の賃上げを実施したとの民間シンクタンクの調査結果が発表されるなど、総じて雇用・所得環境は着実に改善しつつあり、景気回復に向けた道筋を一定たどっているのではないかと考えております。しかしながら、さまざまな機会を通じて県民の皆様のお話をお聞きする限り、一部に明るい兆しは見られるものの、まだまだ景気回復を実感する状況には至っておらず、そういうことが多くの県民の皆様の受けとめではないかと認識をいたすところです。

地域地域での生活という面では、全国に先行して人口減少、高齢化が進んでいる中で、高齢者世帯、とりわけ単身世帯の割合が高くなっていることを背景に、将来の生活に不安を持たれている県民の皆様も多くいらっしゃいます。

例えば、農業や地域活動の担い手が不足している、引退して子供に代を譲りたいが後継ぎがないので、やめざるを得ないといった後継者不足に対する御不安や、中山間地域では仕事が少ない、医療・介護が十分でないといった中山間地域での生活に対する不安や、あるいは働きながら安心して子育てをしたいが、仕事と子育ての両立がなかなか難しいといった子育てに対する不安など、自分たちの生活に不安を感じている県民の皆様が多くいらっしゃるものと受け

とめております。

こうした県民の皆様の景気に対する実感や、暮らしに対する不安の背景には、長年本県が陥ってきた人口減少による負のスパイラル、この構造的な要因が深くかかわっていると考えております。やはり、この負のスパイラルという構造的な要因は根深いものだというのが私の実感であります。

今後とも、この負のスパイラルと戦うべく、地産外商を柱とする産業振興計画の推進や、地域の支え合いの力をつくり出そうとする高知型福祉の実現、中山間対策の柱である集落活動センターの普及拡大など、5つの基本政策とそれらに横断的にかかわる2つの政策に積極的に取り組んでまいりたいとの覚悟でございます。

次に、地方創生を進めるためにも、地方に必要な権限の移譲やそれに伴う財源措置を進めるべきではないかとお尋ねがございました。

地方への権限移譲を初めとする地方分権改革につきましても、地域地域の実情が異なることを考えますれば、地域がみずからの発想と創意工夫により、地方創生を図るための基盤になるものだと考えております。

国におきましては、地方でできることは地方でという地方分権の本旨に基づき、しっかりと財源確保の措置を講じつつ、さらなる事務、権限の移譲や規制緩和などに取り組んでいただきたいと考えております。特に昨年度から導入されました、地方に地方分権改革に関する提案を求める募集につきましても、地方分権改革を新しいステージへと押し上げるものとして期待をしており、本県としましても四国の他県とも連携して提案を行っているところでございます。

他方、今回、国が進める地方創生の枠組み、とりわけ平成26年度の国の補正予算に盛り込まれた地方創生先行型の交付金につきましても、

地方分権の観点からも、私は大変評価をいたしております。一定のカテゴリーはありますものの、対象事業を国が個別に指定して限定するという形ではなくて、地方みずからが計画をつくり、地方の創意工夫を生かした取り組みを、国がバックファイナンスするという仕組みになっておりまして、地方にとって使い勝手のよいものではないかと、そのように思います。

やや手前みそではありますけれども、高知県として政策提言を徹底して行ってきたことも一助となっているのではないかと考えておりまして、結果、本県であれば産業振興計画を、ほぼこの先行型の交付金でカバーできる形となっております。その意味では、来年度創設されます新型交付金におきましても、ぜひこのスタイルを踏襲していただきたいと考えているところでございます。

県としましては、引き続き全国知事会などとも連携して政策提言を行うなど積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、地方創生に関して、本格的な事業展開を図る上での政策提言のテーマや内容についてお尋ねがございました。

地方創生の実現に向けまして、本格的な事業展開を図っていくためには、まずは十分な財源の確保が必要であります。そのため県としましても、現在国が検討を進めております新型交付金につきましても、先ほど申し上げましたとおり、地方の恒常的な取り組みにつながりますよう、当初予算に計上しますとともに、先進的な施策や従来からの取り組みの隘路に対応する施策に活用できるよう、引き続きしっかりと制度設計が講じられるよう訴えかけているところであります。

この我々の提言は、一定、現在国の議論に反映されようとしておりますけれども、まだまだ

予断を許さない、そういう状況かと考えておりました。引き続きの働きかけが大事だと、そのように考えています。加えまして、本年度の地方財政計画で創生されましたまち・ひと・しごと創生事業費、これを継続して確保することも大事であります。十分な一般財源総額を確保できるよう国に訴えかけていきたいと、そのように考えております。

あわせまして、個別分野での国の制度的な後押しも重要であります。昨年度から、国の総合戦略の基本目標や個別施策について政策提言を重ねてきたところでありまして、平成28年度に向けまして、提言内容をさらに深化させていく必要があると考えております。具体的には、まず国の総合戦略の基本目標であります「地方における安定した雇用を創出する」に関しましては、本県の施設園芸をさらに発展させるための支援の充実や、CLTを推進するための建築物への利用促進の加速化などが必要であり、引き続き国に強く訴えていく必要があります。

次に、基本目標の「地方への新しい人の流れをつくる」に関しましては、本県がこれまで移住促進の重要性を訴え、個別の施策に関して政策提言を重ねてきたことが実を結び、国の戦略の基本目標に明確に位置づけられました。加えまして、個別の施策に関しましても、一元的な移住相談窓口、移住・交流情報ガーデンの開設や、地方移住に関する情報を発信するポータルサイト「全国移住ナビ」の稼働も実現したところであります。より本格化させていくためのさらなる制度改善についての提言が必要かと考えています。中でも、地方移住を促進する一つの手段としまして、国が検討しております日本版CCRCにつきまして、国の制度設計が本県の実情に即したものとなるよう、積極的な政策提言を行っていきたいと考えております。

さらに、基本目標の「コンパクトな中心部と

小さな拠点との連携により人々の暮らしを守る」に関しましては、中山間地域の維持・創生にかかわる柱、目標であります。この点、本県として小さな拠点、これをぜひ応援してもらいたいという政策提言をしまいいりました。一定、この点は実ってきていますけれども、小さな拠点を永続的なものにしていくことは極めて困難な課題であります。しっかり後押しされるよう、今後も政策提言を重ねてまいりたいと、そのように考える次第です。

以上のように、各般にわたりまして政策提言を行っていくべき事項が多数ございます。本県として、また全国知事会とも連携を図りながら、継続的に機を捉えて政策提言を行ってまいりたいと、そのように考える次第であります。

次に、産業振興計画の推進を通じて県内一円に魅力ある雇用をつくっていくことが、本県における地方創生の最大のテーマではないかとお尋ねがございました。

人口減少による負のスパイラルを克服するためには、本県で生まれ育った若者に県内に残っていただく、さらには県外から新しい人を呼び込んでくることが不可欠であり、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる、新たな仕事をつくっていくことが極めて重要だと考えております。産業振興計画の目指すところも、まさにそこにあると、そのように考える次第です。

産業振興計画のこれまでの取り組みによりまして、第1次産業や製造業、観光などの分野で新しい仕事在一定生み出され、地域アクションプランの取り組みでは、この6年間で延べ1,000人を超える雇用を創出したところであります。5月の有効求人倍率が過去最高の0.96倍になるなど、全体としても明るい兆しも見えております。しかしながら、こうした成果があらわれた一方、正社員の求人がまだまだ少ないといった

声や、県内に希望する仕事がないといった声もあり、一層の努力が求められる状況だと考えております。さらには、先ほど申し上げた地域アクションプランの取り組みや地産外商の取り組みを、今後継続的に拡大再生産のループに乗せ、雇用を力強く生み出していくという状況まで持っていくためには、担い手不足の壁を乗り越えていかなければならない、そういう新たな課題にも直面していると、そのように考えております。

今後、地産と外商の取り組みをそれぞれ強化し、さらには担い手の確保対策の強化など、拡大再生産につなげ、一層の雇用拡大を図るべく努力を重ねていきたいと、そのように考えるところでございます。

次に、地方創生のチャンスを生かし切るため市町村に対してどのように対応するのかについてお尋ねがございました。

現在、各市町村が策定を進めております総合戦略では、具体的な数値目標の設定や、政策や事業のP D C Aサイクルの確立が必要となりますことから、各市町村にはこれまで以上に、将来の進むべき方向性をみずから具体的に考え、責任を持って実行することが求められるものと考えております。同時に、今回実効性のある総合戦略を策定することで、各市町村がそれぞれの強みを生かしながら地域を活性化していく大きなチャンスになるものと考えております。

産業振興計画では、現在、地域地域の強みを生かした市町村の自主的な発案などに基づく253の地域アクションプランが、県の産業振興推進地域本部のサポートのもとで実行されております。こうしたアクションプランの取り組みにより、先ほど申し上げましたように、これまで延べ1,000人を超える雇用が創出されるなど、市町村の自主的な産業振興の取り組みによる成果も一部にあらわれつつあるところであります。

県としましても、各市町村がこれまでのこうした取り組みを土台としながら、より自主性を発揮しつつ総合戦略の策定作業を進めることができるよう、地域本部をワンストップの支援窓口位置づけたところであります。既に地域本部では、外部委員で構成する市町村の総合戦略の検討組織に地域産業振興監が参画するなど、サポートに努めております。これまでの取り組みを通じまして、市町村の個別の事情も十分に承知しております地域本部だからこそ、市町村の自主性を尊重しつつ総合戦略の策定から実行段階まで、一貫したきめ細やかなサポートができるのではないかと考えておりますし、またそれぞれの地域本部はそういうつもりで仕事をしなければならんと、そのように考えております。

さらに、今回の地方創生という大きなチャンスを生かし切るためには、先ほど申し上げましたように、担い手不足の壁を乗り越えることが極めて重要であります。そのためにも、地域みずからが地域の新たな担い手をつくり出していくということが必要だという思いを、私自身、対話と実行行脚などを通じて、さらに強くしたところであります。このため、地域の皆さんみずからが、さまざまなプロジェクトの担い手を育てる取り組みを進めていただくことを期待しておりますし、県としましても、こうした取り組みを応援する仕組みを検討してまいりたいと、そのように考えているところであります。

今後も、各市町村が自主性を発揮しながら、今回の地方創生というチャンスを大いに生かすことができるよう、県として積極的にサポートしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、高知市の活性化なくして本県の地方創生は成り立たないのではないかとのお尋ねがありました。

高知市は、県人口の約4割が集積するとともに、総生産額も県全体の約5割を占めるほか、

高度な都市機能も有する県都であり、本県全体の活性化を図っていく上で、高知市の活性化は欠かせないものと考えております。高知市には、県とも積極的に連携協調していただきながら、県全体の活性化に向けて大きな役割を果たしていただきたいと、多くの方が考えておられるのではないかと、そのように思います。

これまでも県と高知市は、県・市連携会議を定期的に開催し、産業振興を初め南海トラフ地震対策や学力向上対策など幅広い分野で議論を重ね、連携して対策を進めてまいりました。また、高知市中心市街地の活性化に向けて、東西軸エリア活性化プランを県市合同で策定し、PDCAサイクルを通じた進捗管理を行いながら取り組みを進めているところであります。また、このたびの地方創生に関しましても、県と高知市が連携協調して取り組みを進めることは、高知市の活性化だけでなく県全体の活性化にもプラスの効果をもたらしますことから、市の総合戦略の策定を検討する有識者会議のメンバーに地域産業振興監を加えていただくとともに、事務レベルでも綿密な情報交換や意見交換を行っているところであります。

現在、検討が進んでおります高知市の総合戦略の素案には、地産外商、観光振興等による産業の活性と安定した雇用の創出など、県の総合戦略と方向性を一にした4つの基本目標が設定されております。このうち雇用の創出に関しましては、その基本的な方向として、地産や外商を強化し、その成果を拡大再生産につなげていくという、我々県の総合戦略、産業振興計画と同一の方向性が明記されているところであります。今後、市と県が連携した取り組みを、さらに進めていけるのではないかと期待をいたしております。

今後、市の総合戦略には、県全体を牽引していくような骨太の施策群も積極的に盛り込んで

いかれるものと考えておりますので、県としましても、引き続き市の総合戦略の策定から推進まで積極的にかかわらせていただきまして、連携協調した取り組みを進めてまいりたいと、そのように考える次第でございます。

次に、中心商店街の機能や役割についてお尋ねがございました。

中心商店街は、多くの方が働く場であり、お買い物の中心であることはもちろん、イベントや地域の祭りなど、若者から高齢者まで幅広い年代の方々が交流し、かつ地域文化を発信するなど、県民の皆様の生活を支える大きな機能と役割を担っております。

また、中心商店街は強力な観光資源でもありますし、高齢化の進展や環境問題への対応を踏まえたコンパクトシティの要請に鑑みても、その役割は大変大きいと考えておるところです。

県としましても、これまで中心市街地の活性化を重要な施策と考え、東西軸エリア活性化プランや高知市中心市街地活性化基本計画、そして県産業振興計画などで、その中心に位置づけて取り組みを進めてきたところであります。

その中では、これまで郊外に展開してきた公共施設を中心部に持ってこようとする視点、中心市街地の中に人の集まる魅力的な拠点をつくり上げていこうとする視点、この2点を大事にして施策を進めてまいりました。前者の例が、永国寺キャンパスであり、図書館であり、そして高知城歴史博物館の創設であり、後者の例が、てんこすであり、土佐茶カフェの取り組みなどであると、そのように考えているところであります。

民間の皆様の中でも、大変頼もしい取り組みが進められておりまして、例えば壺番街商店街や四万十市の天神橋商店街では、それぞれ創意工夫した取り組みを進められており、こうした活動が全国的にも評価され、国の「がんばる商

店街30選」に選ばれております。そのほか、さまざまな、内閣総理大臣の賞を受賞された商店街の方々がいらっしゃるわけでありまして、県としましては、今後も中心商店街の持つ機能と役割を維持・発展させていくため、官民協働でもって地域の核となる中心商店街の振興に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、将来のよさこい祭りの成功イメージをどのように描いているのか、また成功イメージを実現する際によさこい祭振興会の一般財団法人化の必要性や役割をどのように考えているのかとのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

よさこい祭りは、商店街の振興を目的に始まったものでありますが、62回という歴史を重ねられる中、全国200を超える地域でよさこいが踊られるなど知名度は高まり、観光を中心に県経済に大きな波及効果をもたらす、まさに総合的なお祭りに成長してまいりました。県といたしましては、今後さらに、国内はもとより広く海外にもよさこい祭りといえば高知というイメージが定着し、国内外からより多くのお客様がよさこいを目的として高知に来ていただけるようになることを期待しているところであります。

その実現に向けましては、まず8月のよさこい祭り本番が市民の祭りとして、これからも発展していけるよう、踊り子や観光客の皆様の受け入れ体制の充実強化を図ることが必要であります。さらには、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開閉会式への参加も含め、よさこい祭りを日本を代表する祭りとして国内外に大きくPRすることや、高知を訪れた観光客の皆さんに一年を通じてよさこいを体感していただける取り組みも必要だと考えております。このためには、祭り本番を運営しておられますよさこい祭振興会や県、市、高知市観光協会などが、今まで以上に一体となって戦略的に取り

組む必要があると考えておまして、現在、関係機関などが集まり、8月の本番とそれ以外の時期において、参加者、観光客、運営者のそれぞれの視点に立って、よさこいをどうしていくべきかの検討を進めておられるところであります。

よさこい祭振興会の体制強化に当たりましては、現在の組織形態のまま、来年度は専任職員2名を配置することとなっておりますが、今後こうした議論を進めていく中で、関係者間で目指すべき姿をしっかりと共有し、年間を通じてよさこいを戦略的に活用するという役割を發揮できるよう、一般財団法人の設立の可能性も含め、体制づくりに向けて丁寧に検討を重ねてまいりたいと、そのように考えておるところであります。多くの皆様方の思いのこもったお祭りであります。ぜひ丁寧にしっかりと、皆さんで情報を共有しながら議論を重ねていくことができると、そのように考えている次第であります。

次に、牧野植物園を観光施設としてワンランクアップさせるための戦略についてのお尋ねがありました。

牧野植物園は、植物分類学の父と称される牧野富太郎博士の功績をたたえた博物館としての機能と観光施設としての機能をあわせ持つ、日本トップレベルの研究型植物園として、全国的に高い評価を得ております。牧野植物園では、これまで、研究、教育・普及、憩いの場の3本の柱を戦略の軸に、さまざまな取り組みを進めているところです。

まず、研究分野では、これまでに収集した標本等の植物資源は国内最大数を誇り、植物園が持つ強力なネットワークを生かした分類研究や有用成分の研究など、国内外で共同研究を推し進めています。

次に、教育・普及分野では、四国唯一の植物

園として、自然体験教室や遠足受け入れ時の学習プログラムの実施のほか、出前授業などにも幅広く対応し、子供から大人まで年間で延べ6,000人を超える参加者に、植物に触れ合う場を提供しているところであります。さらには、大学生や留学生、小中学校の理科教員を対象とした研修の受け入れも積極的に行っており、植物園の教育・普及機能の充実にも力を注いでおります。

また、憩いの場として、花皿鉢を初めとする春のフラワーイベントや竹林寺と連携をした観月会などの催しを開催するとともに、御指摘の夜の植物園や桜の宵といった五台山の立地を生かした新しい試みを取り入れ、常に新鮮な牧野植物園を演出するよう取り組んでいるところであります。

このように、国内オンリーワンの植物園としてのさまざまな取り組みが功を奏し、全日空や日本航空の機内誌を初め、テレビなどでも話題として取り上げられるようになってまいりました。一方、平成11年にリニューアルオープンして以来15年が経過をし、平成20年度に開催しました花・人・土佐であい博での20万人を超えた入園者数は減少傾向にあり、新たな魅力を創出するための対策を行っていく時期に来ているのではないかと感じております。

来年、牧野植物園が指定管理者制度の新たな5年間を迎えるに当たり、これまでの研究、教育・普及、憩いの場の強みにさらなる磨きをかけ、牧野植物園の価値を最大限に発揮できるよう、関係者を初め植物園を利用される研究者や入園者、県民の皆様の御意向も伺いながら、植物園の現行の戦略を生かし、どのようにパワーアップしていくかの検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、牧野ブランドの開発の現状と今後の進め方についてお尋ねがありました。

牧野植物園には、国内に限らず、ミャンマー

やソロモン諸島で収集した豊富な植物資源があり、これまでも県内外の大学や企業に対して、医薬品や化粧品等に有用な素材を開発する目的で、植物サンプルを提供し共同研究を進めているところであります。

加えて、昨年5月からは、牧野植物園と県内3大学及び県工業技術センターが協働しまして、牧野博士にゆかりのある有用植物を使って、現在、機能性商品として有望と思われる植物を見きわめるための成分分析や機能性の評価を進めているところでございます。引き続き、成分の安全性や効能について分析をした上で、有望種の見きわめがつかましたら、商品化につなげていく予定であります。

商品化に当たっては、製造や販売に向けて企業とのマッチングやマーケティングなどを行っていく必要がありますので、その際には、産学官民連携センターココプラやものづくり地産地消・外商センターを活用しながら、牧野植物園が持っている資源の魅力を最大限に生かしたブランド商品に仕上げていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) まず、昨年6月に公布された公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる改正品確法における発注者の責務の内容と、それに対する現在及び今後の対応についてお尋ねがありました。

改正品確法では、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成、確保の促進が基本理念とされ、その実現のために発注者の責務として、適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格や施工実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定、ダンピング対策として低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入、計画的な発注、

適切な工期の設定や適切な設計変更などが明確化されたところです。

県では、こうした改正の趣旨を踏まえて、設計労務単価や諸経費の改定を国に連動して速やかに行うなど、予定価格の適正な設定に努めてきたほか、本年3月には建設業活性化プランのバージョンアップを行い、翌債等の繰越制度を積極的に活用し端境期における工事量の拡大による発注の平準化や適切な工期の設定、中長期的な担い手の確保に向けた施工能力向上のための技術研修の実施や、業界団体が行う入職・定着促進のための事業に対する支援などにも取り組んでいます。

今後は、これらの施策の効果についてしっかりと検証を行いながら、さらに効果的な施策の実施に努めるとともに、この2月に発足しました四国地方公共工事品質確保推進協議会高知県部会を活用しながら、国や市町村との連携も進め、県全体として、品確法の趣旨に沿って公共工事が適正に執行されるように努めてまいります。

次に、土木部と建設業界との意見交換の現在の状況と今後の展開についてお尋ねがありました。

本年3月に改定した建設業活性化プランに基づく施策など、建設業の活性化に向けた取り組みを実効性のあるものとしていくためには、業界の実態をしっかりと把握した上で、施策を磨き上げていくことが大切であると考えています。このため土木部では、毎年、建設業協会を初めとする建設業関係団体との意見交換を行っています。本年度も6月に建設業協会との意見交換会を開催したところですが、秋ごろには建設業協会各支部との意見交換も行いたいと考えています。

建設業界からは、県の施策に対してさまざまな御意見をいただいておりますが、例えば、「積算

の条件が現場実態と乖離しているのではないかと」といった現場での対応を求められる御意見もございませう。こうした御意見に対しましては、幹部職員だけでなく現場を担当する職員にまで広く情報を共有し、適切に対応ができるように取り組んできたところですが、さらに徹底してまいりたいと考えております。

今後とも、建設業界との意見交換を通じて、業界との適切で良好な関係を構築していくことで、発注者に求められる責務を果たし、良質な社会資本の整備を推進してまいります。

次に、ことしの端境期対策の状況について、国庫補助事業と県単独事業の実績と効果についてお尋ねがありました。

まず、国庫補助事業等につきましては、翌債等の繰越制度を積極的に活用したことにより、土木部が発注した国庫補助事業等の4月末時点での工事量は約101億円で、昨年度と比較して約39億円、率にして62.9%の増となっております。また、同時期の県単独事業の工事量は約10億円となっており、この中には約20年ぶりに導入したゼロ県債による工事約5億5,000万円も含まれております。これらを合わせて、土木部が発注した4月末時点での全体の工事量は約111億円で、昨年度と比較して約36億円、率にしますと48%の増となっております。これは過去5年間で最も大きな工事量であり、近年、土木部の年間発注額が約400億円程度であることから見て、県全体として見た場合の端境期の工事量は十分に確保できたのではないかと考えています。

しかしながら、6月に高知県建設業協会の会員を対象に実施したアンケート調査では、「受注した工事量が増加するなど端境期対策の効果があつた」とする回答は約37%にとどまっており、業者側から見た効果には地域差が出ているといった状況も認められます。端境期対策につきましては、今後さらに多くの事業者の方に効果

を実感していただけるよう、継続して取り組んでまいります。

最後に、繰越制度の政策的な活用等についてお尋ねがありました。

年度末に多くの工事が終了し、年度当初に工事量が少なくなる端境期が生じることは、建設業者の安定的な経営のみならず、従業員の継続雇用、労働条件の改善の大きな障害となると認識しています。

このため、来年度に向けましては、本年度の端境期対策の効果を検証し、繰越明許費の計上時期などについて他県の取り組み状況も参考にしながら、引き続き端境期における工事量の確保を目指し、繰越制度やゼロ県債の柔軟な活用、早期発注の徹底や工期の分散化にも努めてまいります。加えて、市町村に対しましても、工事の平準化や発注時期の調整を働きかけ、県全体として端境期の解消に取り組んでまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 商店街の継続的發展に向けた支援策についてお尋ねがありました。

県では、これまで地域コミュニティの核でもある商店街の活性化を図るため、中心商店街の皆様や商工会議所などと連携しながら、にぎわいの創出を図るイベントなどへの支援や、空き店舗への出店時の改装費の補助、また新規創業に向けた支援などに取り組んできたところです。こうした取り組み、そして何より商店街の皆様のお努力もあり、高知市中心商店街におきましては昨年12月の調査では歩行者通行量が2年連続で増加し、また空き店舗につきましても、過去最も空き店舗の比率が高かった平成20年から徐々にではありますが、改善をしております。

こういった動きを確かなものにしていくためには、今後さらに、商店街全体のにぎわいの創出と各店舗の魅力向上の両面から取り組んでい

く必要があると考えています。そのため、今年度は関係者の皆様の御意見も踏まえ、これまでににぎわい創出への事業の中に、商店街で子供から高齢者まで多くの方が集い、交流できるイベントなどを助成するメニューを追加し、地域コミュニティの核である商店街の役割を応援したいと考えています。また、新たな商品やサービスの提供といった経営革新に取り組む既存の店舗に対し、店舗のリニューアル経費などを支援する店舗魅力向上支援事業を新たに創設したところです。

商店街を取り巻く環境は厳しい中ではありますが、庁内はもとより、まちづくりに関する関係機関とも連携しまして、今後もこうした商店街のにぎわいづくりや店舗の魅力向上に向けた施策に取り組んでまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 永国寺キャンパスや高知城歴史博物館の運営に当たり、商店街の活性化や高知のまちづくりに資する視点で取り組んではどうかとお尋ねがありました。

高知城歴史博物館には、従来からの博物館の機能に加え、地域振興や観光振興への寄与といった機能も持たせることといたしております。既に中心商店街の関係者の皆様や近隣文化施設とも定期的に協議を行っており、中心商店街の活性化にも役立つような事業についても実施をしていきたいと考えております。

具体的には、中心商店街や高知城のイベントに合わせて閉館時間をおくらせたり、日曜市の開催に合わせて開館時間を早めることで、観光客の利便性や満足度の向上にもつなげてまいります。さらに、城下町を紹介する情報コーナーを設けますとともに、今の町並みと江戸時代の城下町とを比べながら歩くことができる冊子を作成するなど、城下町の雰囲気味わえる中心市街地全体の魅力を伝えていきたいと考えてお

ります。

また、永国寺キャンパスの整備に伴いまして、これまで以上に多くの学生が中心市街地に集うこととなります。自然と若者を意識した店舗がふえ、商店街の方々と学生との交流が深まる中で、学生の若い感性が商店街の活性化にも相乗効果としてあらわれてくるものと考えています。

高知県立大学では、既に学生サークル、エスコーターズが中心商店街と連携して、清掃等のボランティア活動を行っていますし、本年度からは全学的に取り組む地域学実習の中で、中心商店街や、はりまや橋小学校区の地域の方々と協働による実習も行われる予定でございます。

今後、さらにこうした取り組みが広がっていくことを期待していますし、私も機会あるごとに大学と話をしていきたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長（田村壮児君） まず、新図書館などの運営に当たり、商店街の活性化や高知のまちづくりに資する視点で取り組んではどうかのお尋ねがございました。

建設中の新図書館等複合施設は、旧追手前小学校の跡地、高知市中心商店街に立地し、長らく県内には設置されていないプラネタリウムを有する科学館と、205万冊の図書資料を収蔵できる全国有数の規模の図書館などを併設する複合施設で、年間100万人を超える来館者を見込んでおります。また、この複合施設は、整備基本計画において、中心市街地活性化に寄与する施設として位置づけられておりますので、施設の運営に当たって商店街の活性化やまちづくりに資する視点を持つことは、大変重要なことだと考えております。

このような観点から、新図書館等複合施設の集客力を生かし、例えば土曜夜市の開催時期に合わせプラネタリウムの夜間開館や、商店街マップの配布などによる観光客への情報提供、ある

いは商店街が開催する、得する街のゼミナールの教材やチラシをつくる際に図書館の豊富な資料を提供することなど、地元商店街との協働によるさまざまな取り組みが考えられます。このような取り組みなどを通じて、新図書館等複合施設が、地域におけるにぎわい、交流、憩いの場として、また地域の情報を発信する拠点としての機能をより発揮し、中心商店街の活性化やまちづくりに寄与することができるよう、今後、地元商店街などと連携しながら、具体的な取り組みの検討を進めてまいります。

次に、高知城の国宝化についてお尋ねがございました。

現在、江戸時代から現存する天守を持つ城は全国に12ありますが、そのうち国宝に指定されている姫路城など4つの城の天守は、おおむね江戸時代初め、1615年に一国一城令がしかれるまでに建造されたものです。これらは、天守の建築技術が大きく発展し、建築様式が確立した時代に建てられたもので、建築史上、我が国を代表する文化財として指定されております。

今回、新たに文化審議会から国宝指定の答申を受けた松江城については、これまでも他の国宝天守と同時期の古い天守であることが知られていましたが、建築史や歴史学など各分野の専門家の皆さんが長年にわたり、多面的な調査研究を積み重ねてこられた成果に加え、創建時期が1611年であることを示す祈禱札が再発見されたことが、国宝指定の大きな決め手になったものと受けとめております。

一方、高知城は、1727年の享保の大火で天守を初めほとんどの建物が焼失し、1747年に天守が再建されたことが文献に記録されております。再建された時期が国宝に指定されている天守の建造時期と比べて新しいことに加え、文化庁からは、再建による天守については建築技術、建築史的な研究が進展していないことから学術上

の評価が定まっておらず、国宝としての指定のためには、さらに調査研究を深め、価値づけの検討を進めることが必要だとお伺いしております。

県民の誇りと郷土愛のシンボルである高知城が国宝として指定されることは、県民意識の高揚や観光振興などの面でも大変意義深いものと考えます。このため、今後は専門家の御助言もいただきながら、古文書の掘り起こしや修理記録の検証などの調査研究を通じ、国宝化に向けて、これまで知られてこなかった高知城の文化的価値を明らかにする取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、小学校の英語教育は、高知県の子供が国内外のさまざまな分野で活躍するための布石であり、国際感覚を養う最初のステップであると思うがどうかとお尋ねがございました。

急速なグローバル化が進む変化の激しい社会を生き抜くためには、国内の人々とどまらず、言語や文化の異なる他国の人々とも積極的に対話し、協働していく態度や能力を養うこと、またコミュニケーションツールとしての英語の力を育成することが求められます。

このような視点に立って子供の発達段階を見ると、特に小学校段階は、言語や文化を体験的に理解し、コミュニケーションを積極的に図ろうとする態度を養うとともに、さらに国際感覚の基盤を培う大切な、また有効な時期でもあります。

そうしたことから、本県においては、平成32年度からの小学校高学年の英語の教科化なども見据え、昨年度末に、これからの英語教育のあり方を示した、お話にもありました高知県英語教育推進のためのガイドラインを策定いたしました。その中では、小学校英語の研究校を指定して、学習内容や指導方法、評価についての研究を進めていくことや、小学校英語を推進する

中核教員を育成することなどに取り組むこととしており、これらを着実に進めることで、小学校段階からの英語教育の充実を図ってまいります。

最後に、小・中・高等学校の英語教育に関するこれまでの取り組みに対する評価と、今後何を重点的に取り組んでいくのかについてお尋ねがございました。

これまで、教育振興基本計画重点プランに基づき、教員の指導力向上や生徒の英語運用能力の向上を図るため、英語の教材や指導資料集の作成・活用の促進、英語担当教員の指導力向上のための研修、指定校を軸とした研究とその成果の普及などを行ってまいりました。その結果、教員の授業改善への意識改革が進むとともに、研究指定校での研究成果を取り入れ、指導力の向上に組織的に取り組む学校もふえてきております。

しかしながら、まだ小・中・高等学校ともに児童生徒の英語への学習意欲が低く、中学校、高等学校においては、聞く、話す、読む、書くという英語の4技能のうち、特に書くことが十分でないといった課題も見られております。また、英語担当教員の指導方法にも、まだまだ課題があるのではないかと考えております。

こういった課題を解決するためには、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることが必要であり、そのため先ほど申し上げましたガイドラインを作成し、児童生徒の英語力、英語学習へのモチベーションの向上や、教員の英語力や指導力の向上を柱として取り組んでいくこととしております。

今後の重点的な取り組みといたしましては、言語活動を充実させることでコミュニケーション能力を育成することや、英語を使って何ができるようになるかという観点から、生徒に求められる英語力を身につけるための学習到達目標

をCAN-DOリストの形で具体的に設定することにより、目標設定とそれを達成するための指導、さらにその評価のサイクルをつくることで授業改善を行うこと、研究開発校を指定し、小学校英語の教科化を見据えた小・中・高等学校の系統的な教育課程を研究することなどに、重点的に取り組んでまいります。

今後とも、小学校における英語の教科化の動向などを見据えながら、ガイドラインに基づき必要な英語運用能力を身につけさせることで、高知県教育振興基本計画の教育理念にもうたわれております、世界に羽ばたく子供たちの育成に努めてまいります。

○3番（久保博道君） それぞれに御丁寧、そしてまた前向きの御答弁をどうもありがとうございます。

御答弁によりましては、2問、3問というふうなことも、少しお願いをしようかと思っておりましたけれども、要請にかえさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、端境期対策でございますけれども、本当に前向きの御答弁をありがとうございます。私、端境期対策は主に、自分自身も勉強不足でしたけれども、建設関係の会社の方の経営の安定ということがすごく頭にあったんですけれども、いろんな方とお話をする中で、特に若い従業員の方なんかから、端境期が工期に入ることによって、きちっと適切な工期を確保する、それがまた週休2日制の実現につながっていく、それが若い職員の方の採用、そして若い職員の方が根づくということになるというふうなことをお聞きしまして、ぜひこれは端境期対策をお願いしようというふうなことで御質問をさせていただきましたけれども、前向きの御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

特に翌債につきましては、現在、9月議会、12月議会で議案として御承認をいただい

すけれども、そういうのも少しまた、前もってというふうなことなんかもお願いできたらと思います。

そしてもう一つは、高知城の国宝化でございますけれども、これにつきましても、私自身も、現在の高知城は一度焼失をしまして1700年代に再度建築をして、少し新しいというふうなことは承知しております。そこにつきましても、先ほど教育長のほうから現在の、再度の建築についての調査をきっちりやっていって文化的、そして学術的な価値、その調査をしていくというふうなことの御答弁がありましたので、ぜひ、それにつきましてはよろしく申し上げます。

私自身も、先ほど言いましたように、そちらの席に座っておりましたけれども、今回こちらの席になりました。この4年間、一生懸命高知県のために頑張りますので、どうかよろしく申し上げます。

以上で一切の質問を終わります。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時47分散会

平成27年7月3日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 9番 川井喜久博君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 奥谷正君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 職務代理者 島田京子君
 警察本部長 國枝治男君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君



議事日程(第4号)

平成27年7月3日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
- 第3号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県南海トラフ地震による災害に

強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
 - 第12号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第13号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第14号 高知県が当事者である和解に関する議案
 - 第15号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 - 第16号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第17号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第18号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
 - 報第1号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
 - 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
 - 報第3号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 第2 一般質問
(1人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第18号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

14番依光晃一郎君。

（14番依光晃一郎君登壇）

○14番（依光晃一郎君） おはようございます。早速質問をさせていただきます。

高知県は、高知家コンセプトを最大限使ったPRで、地産外商や観光、そして移住と成果を上げています。そして、今年度は「高知家の家族は、みんなあがスターやき。」というコンセプトを打ち出しました。私は、今回のコンセプトについても非常におもしろいアイデアだと思っています。

高知県が今年度募集している方々は、スターという一般的なイメージからいうと少し地味に感じられるかもしれません。しかし、スターのイメージに新たな切り口を見出したこのコンセプトは、高知県の課題解決はもちろん、日本の

課題解決への大きなヒントになります。

毎日のようにテレビや新聞で報道されている地方創生の議論は、人口問題の解決のため、東京への一極集中の流れをとめ、いかに将来を担う人材に住み続けてもらうかという議論です。私は、この議論の解決には、長く続いている価値観の転換が必要であり、価値観を変えることへの地道な作業を積み重ねる必要があると考えています。

その価値観とは、東京で出世をすることが田舎で仕事をするよりも成功しているというイメージのことです。わかりやすくするため、学校の同窓会を例にします。同級生が集まった同窓会を想像してください。友人が今何をしているかという話題になったとき、どんな同級生を憧れの生き方、つまりスターとして意識しているのでしょうか。私の感想ですが、誰もが知っている大企業に勤め、高い給料をもらって都会で生活している友人をスターとし、高知に残って仕事をしている同級生を下に見ていることが多いのではと思います。

私は、「高知家の家族は、みんなあがスターやき。」というコンセプトは、これまでの東京一極集中の価値観に一石を投じていると感じます。スターは都会だけではなく地方にもいるんだという、世の中への問題提起です。このことを前提に、以下質問させていただきます。

私は、高知家のスター戦略は、高知に住む魅力ある方々に高知のよさを県外の人々にPRしていただくことにとどまらず、高知県に住む高知県民に向けても、自分の住んでいる土地に誇りを持ち、日々の仕事や活動を通じて高知県を住みよいところにしていこうと前向きに発信していただいているように感じます。

また、昨年8月に、高知県の取り組みとも歩調を合わせて、高知県の幸福度を考える県民会議、通称GKH県民会議によって高知県独自の

幸福度の指標をつくり出そうという運動がスタートしました。都会に負けない高知県のよさを数値化しようという動きです。こういった活動の広がり、都会への一極集中の是正に大きな力となっています。

そこで、知事は高知家のスター戦略に対してどのような思いを込めて、またどのような成果を期待して施策を実施されているのか、お伺いをいたします。

次に、高知県のスターを育む教育についてお聞きをいたします。

まず最初に、私にとってのスターについてお話しさせていただきます。

私にとってのスターは、家業が瓦屋であることから、とても身近な存在である大工さんです。新しい木の香りのする建築現場で、金づち、のこぎり、かんなを使って大きな家をつくり出す姿は、憧れそのものです。しかし、プレハブ建築やマンション全盛の今の建築業界では憧れの大工さんたちの仕事は減り、廃業する方々もいて、本当に残念に思います。

高知の伝統的な産業を担う1次産業や商工業、建築、土木に携わる方々は収入面で不安定になってきたことから、息子さんや娘さんを都会の大学に入れたり都会の企業で働く道を勧めていたりします。こういった現状は、高知の伝統的な産業の力を長期的に失わせていきます。

そこで、私が高知県の教育に期待することは、スターとして輝く土佐人の育成、土佐人であることに誇りを持って社会に貢献する人材の育成です。そのため、学校運営において、生徒自身の希望に反して、偏差値の高い学校に進学して大企業に入ることが幸せな生き方であると定義するような進路指導ではいけないと思います。

有名大学への進学を誇るという学校運営は、昨年話題になった、難関大に合格したら100万円という九州の県立高校の事例もあり、いまだに

根強い価値観であると感じます。難関大に合格したら100万円の何が問題かといえば、大学に入ることが目的化していることであり、何を学び、どうやって輝く人生を送るかではなく、輝く大学のブランド、輝く肩書に憧れるという価値観が問題だということです。

定年退職後は輝く会社の看板を失う肩書スターではなく、自分自身のやりがいを通じて社会貢献し続ける真の土佐人スターを生み出す教育を願うところです。

幸いにして、高知県の教育現場は本当の意味でのキャリア教育を実践しています。高知県で活躍する社会人のやりがいや経験を聞く授業や、地域の伝統文化を学ぶために学校を飛び出して地域住民の方々と交流するなど、子供たちそれぞれの個性を生かす指導が行われていると感じています。しかし、進路指導の場面では、まだまだ生徒の希望というよりは親御さんの希望とも相まって偏差値の高い学校へ行った生徒や大手企業に就職した生徒が評価されるというようなことがあるのではと思います。

例えば、生徒が親の跡を継いで農業をやりたいと言ったときに、親は、農業はもうからない、よい学校に行って県外の大手企業に入れと言い、進路指導の先生も、農業高校よりも偏差値の高い学校に行けば選択肢がさらに広がるというような指導が行われ、本人の志を周囲が諦めさせるというようなことは、個人的には残念に感じます。一度就農してから、実際に作物を育て販売するという試行錯誤の中で課題を発見し、改めて大学で学びたいと思い、目標を持って学び直すということも十分に可能だからです。

そこで、今回のスター戦略を契機に、教育界でも地元の産業に貢献できる人材育成という点で大いに議論していただきたいと考えますが、生徒の希望、保護者の希望をどのように進路指導に反映しているのか、また生徒に対して高知

県の働く場所についてどのような職業教育を行っているのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、高知県は、ことし3月26日に、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を全国に先駆けて発表し、8月までには人口の将来展望をより詳細に盛り込むため、県民の進学や就職等に関する意向調査を行うとしており、県外に進学した大学生を高知に呼び戻すという議論がさらに進んでいくものと期待をしております。

そうした中で、まず県外に進学した大学生がどのくらいの割合で高知県にUターンして就職しているのか、お聞きいたします。この質問は、4年前の6月議会でも質問させていただいたのですが、正確な数の把握は難しいことは承知しています。しかし、改めて県内の高校生のうち県外の大学へ進学した後に、どれくらいの大学生が地元でUターンして高知県企業に就職しているのか、現状を商工労働部長にお聞きいたします。

次に、社会人のUターン就職についてお聞きをいたします。

私は、人材の議論をもう少し深めて、都会で一度就職して経験を積んだ後に高知県に帰りたいたいという希望者のための仕組みづくりをもっと強化できないかと考えるところです。特に、結婚前や子供が小学校に上がる前のタイミングに力を集中させるべきです。このタイミングを逃すと、家を建ててしまったりとUターンへのハードルが高まってしまうからです。

現状、都会で働いている高知県出身者に高知県の中途採用の情報を届ける方法としては、ハローワーク、高知県の民間就職支援企業、そして、ことしからは高知県事業承継・人材確保センターがあります。インターネットや都会での就職相談会による情報発信など、内容も充実してきています。センターの取り組みを、さらに成果を上げるものとするためには、会社とのマッ

チングをきちんと行う取り組みが重要です。Uターン就職をしたいと考えている方々の多くは、都会での経験を高知で役立てたいと考えていますが、実際には高知では希望する雇用条件に合う企業がないということが多くあります。

こういった希望と現実の溝を埋めるためには、Uターン希望者の働くイメージを高知県企業の実態に合わせるコンサルティング機能が重要ですので、この部分にもしっかりと力を入れていただきたいと思います。

そこで、都会で仕事をしている高知県出身者のUターン支援についてどのようなことが課題となっているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、高知版CCRCに関連して、引退された方々への移住支援策についてお聞きをいたします。

私は、引退された方々に高知県に移住していただくためには移住後の役割ややりがいをどうイメージしてもらうかという視点が重要であると思っています。

平成24年9月の本会議でも、永国寺キャンパスを核としたリタイアメントコミュニティについて質問させていただきました。高知の歴史や文化、自然を研究材料とした研究者としての老後や、県外企業の経験を高知県企業に役立ててもらうなど、高知に来てからの役割とやりがいづくりについても前向きな御答弁をいただいたところです。

特に、定年退職された方々は、現状の肩書がないのではと思いますので、大学との話し合いをさらに進めて産学官民連携センター、〇〇分野研究員というような肩書をつくって定期的な発表の場を永国寺キャンパスに設けることを打ち出し、老後の研究者としてのライフスタイルをイメージできるような移住施策ができないかと思っています。

また、現在の移住者の中には映画監督や漫画の編集者など社会的な評価を得た高知家スター移住者も活躍していただいているところです。この流れを継続していくためには、スター移住者を呼び込むスカウト機能についても議論が必要と思います。

スカウト機能というのは、高知県の移住戦略においてブランドイメージを高める目玉になるような方々を高知県との関係の深さをもとにしてリストアップし、企業、団体、県人会、校友会、観光特使の皆さんなどで情報共有して、お金は払えないけれども名誉は持っていただくべく、例えば大学の客員教授として来てもらうなどというような試みです。

そこで、高知県はCCRCの議論が進む中、移住者のやりがいづくりと県内の課題解決のマッチングに関して、知の拠点、産学官民連携センターとしてどういった役割を果たすのか、文化生活部長にお聞きをいたします。

次に、国が4月21日より供用を開始した地域経済分析システム、通称リーサスについてお聞きをいたします。この地域経済分析システムについては2月議会で取り上げさせていただいたものの、まだ稼働前であったため、執行部の皆様には御答弁で御迷惑をかけたわけですが、改めて取り上げさせていただきます。

私自身、このシステムを実際に動かしてみて幾つか改善すべき点があると感じますが、うまく使いこなせば、新しい政策立案や政策の根拠を明示できる有効なシステムであると思います。

まず、四国3県への人口流出超過への対策についてです。地域経済分析システムを使って高知県の全ての年齢で転入と転出の多い都道府県を見ます。このシステムは、転出、転入の超過数を見るもので、100人が転出し100人が転入した場合は0となり、100人が転出し50人が転入した場合は転出超過50となります。

転出超過は、想像どおり東京を中心とする首都圏と関西圏が多くなっています。しかし、ここで私が注目するのは、香川、愛媛、徳島の四国3県への転出がベスト10に多く入っているということです。昨年平成26年で見てみると、1位東京402人、2位大阪286人、3位兵庫227人の転出超で首都圏、関西が多いのですが、5位香川192人、7位愛媛119人と四国の2県がベスト10入りしています。一昨年平成25年は、1位東京316人、2位兵庫214人、3位に香川198人と、香川県が3位。平成24年は1位徳島273人、2位香川256人、3位兵庫237人、7位愛媛138人、3県ともベスト10入りです。

このように四国3県に高知県からの人口流出が続いているというのは非常に残念に感じますし、県が目標とする高知県の社会増減をプラス・マイナス・ゼロにするという大目標に向かうための小目標として、四国3県への流出をプラス・マイナス・ゼロにするという目標をつくってはと思います。

そこで、この四国3県に人口が流出している現状をどのように分析するのか、また高知県の社会増減をプラス・マイナス・ゼロにするという大目標に向かうための小目標として、四国3県への流出をプラス・マイナス・ゼロにするという目標をつくってはと思うがどうか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、どういった県からのUターン者、移住者が多いかを分析します。この分析については残念ながら年ごとのばらつきが大きく、毎年ランクインする県はありません。参考に御紹介すると、昨年平成26年の1位は新潟の21人、同じく青森21人、続いて富山、山形、鹿児島と、大学生の入学者の数に影響を受けているのではと想像します。

しかし、30歳代の数値を取り出すとおもしろい現象が見つけられます。30代の高知からの人

口流出は、都会ではなく四国3県への流出が目立ちます。一方で、転入超過の過去3年のベスト3は、東京、大阪、神奈川が順位を入れかえてランクインしています。このことは、30代は都会へ旅立つのではなく、都会から帰ってくる年代であること、また移住者からの人気が高いことも要因として大きいのではと感じます。さらに、都会ではなく四国への流出が多いというのは、何かあればすぐに戻れるところでの仕事を選ぶ傾向が読み取れ、高知県内に希望の仕事があれば高知に戻ってくる可能性が高いのではと考えられます。

この地域経済分析システムを使えば、例えば30代の人口移動について県がまず仮説を立てて、その仮説を検証するための詳細な情報を市町村から提供してもらい、30代に向けた移住施策についての連携した政策立案にも役立てられるのではと思います。

そこで、高知県は人口の転入、転出の詳細な分析を行うために市町村との人口情報の共有についてどれくらい力を入れているのか、また市町村との人口の詳細分析の結果を移住施策のバージョンアップにどうつなげるのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、地域経済分析システムの観光マップから見える中山間地の生活支援についてお聞きをいたします。

この観光マップの基礎データは、携帯電話のGPS機能によるビッグデータを活用することによって、観光客及び住民がどの時間にどこにいるかということが視覚的にわかるものとなっております。ちなみに、使い方の例ですが、メッシュ分析というものがあります。香美市を例にとれば、龍河洞とアンパンマンミュージアムの2地点において、時間ごとにどれだけの人が集まっているかがわかります。アンパンマンミュージアムに来たお客さんを龍河洞に送客するため

にどうしたらよいかという戦略を、昼食の時間帯にどこで食事をとってもらおうかというポイントで、時間ごとの観光客数を見ながら立案するようなことが考えられます。

現状ではシステムとしての精度が低く、使えるシステムにはまだまだという印象ですので、国への改善要望などをお願いしたいと思います。

さて、本題は観光ではなく中山間対策です。観光マップの機能にFrom-to分析というのがありますが、香美市に県外から来た方々の居住地がわかるようになっています。香美市において、昨年平成26年を見ると、平日は徳島県三好市、休日は徳島県那賀町からのお客さんが多いことがわかります。平日に三好市からの人口が多いというのはJR土讃線を使って阿波池田駅あたりから土佐山田駅に通勤している方がいると想像できますし、休日に那賀町からの人口が多いというのは旧徳島県木頭村から旧物部村に195号を使って車での買い物に来ている方々が多いということが想像できます。

特に、徳島県那賀町木頭地区の皆さんにとっては、香美市物部町に商店があり買い物ができるという安心感は大きいものがあるのではと思います。

そこで、これまでも中山間対策を進めるに当たって、徳島県、愛媛県との話し合いが行われていると思いますが、改めて高知県の県境の市町村における、県境をまたいだ連携について、鳥獣被害対策や買い物、移動手段についての話し合いがどの程度進んでいるのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

次に、産業マップに関してお聞きをいたします。

私は、地域経済分析システムの目玉の機能は産業マップであると思っていまして、地場の企業を3つに分類して政策を立案するということに期待をしております。ちなみに、この3分類

は、分類1、コネクターループ企業、地域の中で取引が集中しており地域外とも取引を行っている企業、そして地域からより多くの仕入れを行い地域外に販売している企業、分類2、雇用貢献型企業、雇用創出・維持を通じて地域経済に貢献している企業、分類3、利益貢献型企業、利益及び納税を通じて地域経済に貢献している企業という3分類です。

残念ながら、この産業マップは行政担当者しかアクセスできず、我々は見ることができないのですが、高知県の産業振興計画をより発展させるためにこの産業マップのデータが活用できるのか、また活用できるならどのような形で生かしていこうとしているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、物部川の堆砂についてお聞きをいたします。

香美市を流れる物部川では、ここ近年の集中豪雨などにより、山腹崩壊などによる土砂の流入が続いており、香美市物部町地区の住民から、香美市と県の産業振興土木委員会に永瀬ダムの堆積土砂の除去に関する要望が上がってきております。

58年前に完成した永瀬ダムですが、建設当初に100年後の堆積予想の数字を出しており、その想定は1,350万立方メートルということでした。現状の堆積量は2013年末時点で1,460万立方メートルですから、建設当初の年13.5万立方メートルで計算すれば108年分となります。

別の見方で現状の堆積量を見た場合、建設当初の堆積予想で57年分である769.5万立方メートルを基準にすれば、現在の永瀬ダムの堆積量は57年前の想定1.9倍にもなります。

私自身は、この堆積ペースはさらにスピードアップすると考えています。その根拠は、ここ数年の山腹崩壊に関して護岸工事が追いついておらず、物部川に流れ込む土砂を食いとめるこ

とができていないこと、また物部川への堆積土砂の影響で河床が上がり、川の水がこれまでぶつからなかった高さの河岸にもぶつかるようになり、新たに土砂を洗掘するようになったことです。

この川の流れが高くなったことの影響は、物部川沿いの林道宇筒舞線で顕著で、道路の下の護岸が、河床が上がることによる川の流れの変化により侵食され、ガードレールが道路の高さまで地盤沈下するような状況となり、生活道が危険にさらされるような状況になっております。

永瀬ダム管理事務所では、今年度予算で、ダムの上流に土砂を食いとめる貯砂ダムの調査設計費用として1,800万円、佐岡貯砂ダムの土砂の撤去を2,800立方メートル行うということで努力をさせていただいております。

しかし、建設当初の想定である年13.5万立方メートルの土砂の流入を基準に考えても、年2,800立方メートルの土砂撤去は年間流入土砂量のせいぜい2%程度であり、根本的な解決にはほど遠いという現状です。

永瀬ダムは、香美市にとっても高知県にとっても重要な施設であり、管理していくためにあらゆる知恵を出していかなければなりません。昨年7月からは、土砂の堆積状況についての詳細調査がスタートしたとお聞きしていますが、現状をきちんと住民と共有するためにも、永瀬ダムに流入した土砂の年ごとの流入量の推計値、また上流域の河床の高さを、幾つかの地点を観測地点として定め、あわせて公表するべきではないかと思っております。

このことは効果的な貯砂ダムの設置や堆積土砂の撤去、また住民の意識向上による山林の表土流出防止のための森林管理にも役立つものと思っております。

そこで、平成23年から平成25年の流入量は3年間で171万立方メートルと聞いていますが、平

成26年の流入量の推計値はどれくらいか、また幾つかの地点を定めて河床の高さを年ごとに公表し、今後の施策に生かしていくお考えはないか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、堆積処理場の事前の確保についてお聞きをいたします。

永瀬ダムの堆砂には抜本的な解決は難しく、上流域の堆積土砂の撤去を地道に進めていくしかないのだと思います。この工事は秋から冬の非かんがい期に行われるわけですが、できるだけ多くの土砂を効率的に撤去するためには、堆積処理場の確保が重要です。

現在、堆積土砂の有効利用ということで、香美市の業者が建設用資材として再利用を行っていますが、その量には限りがあり、永瀬ダム上流域にきちんとした堆積処理場の確保が必要と思われま

す。また、南海トラフ地震時には、国道195号や県道、市道も土砂崩れにより寸断されることが予想されますが、早期の道路啓開にも有効です。

永瀬ダムの土砂の量を考えると相当の量の土砂を処理できる場所が必要となりますが、香美市の過去の事例では、べふ峡温泉の建設時に物部川の川の流れを変え、もとの流れの谷を埋め立てたという事例があります。この事例を参考にすれば、国道195号の根木屋集落と岡ノ内集落の間は物部川が北側に蛇行しているわけですが、その蛇行した部分を堆積処理場にできないかと考えます。

そのためには、物部川を直線的に流すため山を削る工事が必要となります。当然、県独自の予算では難しいので、国の支援も不可欠です。メリットとしては、1つ目、国道沿いに堆積処理場がつけられるということで、効率的な運送が可能で遠くの残土処理場に運ぶ費用が将来にわたって節約できること。2つ目、地形的に相当量の堆積土砂を処理できること。3つ目、地形

的に山を削る面積を小さくできることなどです。

すぐに実現は無理だと思いますが、今後の永瀬ダムの土砂の堆積量を推計し、あわせて南海トラフ地震の道路啓開の事前対策としてもどれだけの土砂を処理しないといけないか計算すれば、費用対効果は高いのではと思います。

そこで、県は永瀬ダムの堆積土砂の処理に関してどのような対応を考えているのか、また抜本的な対策として堆積土砂の処理についての場所選定に関する調査を行うお考えはないか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお聞きをいたします。

高知県は、昨年度より南海トラフ地震対策推進地域本部を県内5カ所に設置し、今年度は土木事務所と福祉保健所に兼任職員を置いて南海トラフ地震への体制を加速化させています。これまでの県の積極的な活動により、津波からの避難路の確保や津波避難タワー整備、また通信機器の整備などハード面の整備は一段落し、今後はソフト面での対応が急がれます。

私は、南海トラフ地震対策に関しては、いざ地震が発生というときには平時に使えるマンパワーの半分以下の力で対応せねばならないと考えています。いざ災害時に計画どおりに県庁や出先機関に人が集まることには不安がありますし、まして平時のときのように冷静な判断が下せるかという点で難しいのではと感じています。

この課題の解決には、事前の準備とできるだけ効果的な訓練が必要と考えているのですが、本日は中央東福祉保健所で導入されていて解決に効果が高いと評価しているアクションカードについてお聞きをいたします。

このアクションカードというのは、南海トラフ地震発災後に中央東福祉保健所に参集した県庁職員がすぐに活動をスタートできるように、事前に指揮命令システムのルールとやるべきことを

命令書の形でカードに明記し準備しているもので、少ない人員でなおかつパニックになりがちな状態を克服し、冷静に問題に対処していくために最善のものであると思います。

このアクションカードがすぐれているのは、インシデント・コマンド・システムという現場指揮システムの考え方をベースにつくられているという点です。この考え方により、限られた人員と限られた資源を有効に、そして効率的に運用できます。しかし、この災害時に有効なアクションカードの運用は仕事の範囲を決めて役割分担を行う県庁の日常業務のやり方とは全く異なったシステムであるため、インシデント・コマンド・システムを組織としてきちんと理解することが必要です。

そして、成果を出すためには、各現場において最も適任な能力を持った人材に現場指揮を任せるために資格と権限を与えることを事前に確認しておかなければなりません。もしそうでないなら、平常時の役職や序列にこだわり過ぎて組織の運用が阻害されるということになり、県民に大きな不利益となってしまいます。

そこで、インシデント・コマンド・システムに基づいたアクションカードの導入について県はどのような考え方を持っているのか、またこの考え方は福祉保健所だけで行うのではなく、県庁、市町村役場とも共有して議論を広げていくことも重要と考えるがどうか、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、防災訓練の効果的な実施についてお聞きをいたします。

先日、6月7日に高知新港をメインステージとして高知県総合防災訓練が開催されました。私は、各組織が年に1回集まって訓練を行うということは意義あることだと思います。一方で、各組織が日ごろの訓練の成果を順番に見せていく発表会だと私は感じるのですが、今後は根本

的にバージョンアップさせていくべきだと思います。

例えば、南海トラフ地震対策推進地域本部が中心となって訓練を企画し、市町村の消防署、消防団、日赤、JAFなどの合同訓練を事前にどこで何をやるかということを知らせずに計画できないかと考えます。

私は、訓練の役割について、各機関と一緒に苦勞して訓練を行うという訓練を通じた人的交流にこそ大きな意義を感じます。実際に、平成23年4月に香美市で大きな山林火災がありましたが、その際には香美市に各地の消防署、消防団、そして自衛隊の皆さんにも来ていただきました。異なる市町村の各機関と一緒に苦勞をともにした経験は市町村を超えての日ごろの交流が少ない各機関にとって事前の備えの大きな財産となっています。

また、この防災訓練は、各機関の日ごろの訓練を多くの県民に見ていただくことで各機関のことを理解していただくという役割も担っています。そういう意味では、県民の皆さんが見やすい場所を見学スペースとして大きく確保すべきだと思います。

現状では、県議会議員を初め関係者席が一番いいスペースに場所をとっていますが、県民への意識啓発を考えた場合、もう少し工夫できるのではと思います。例えば、関係者の見学スペースと椅子スペースを別にして見学時だけ移動するようにすれば、県民の見学スペースを多く確保できるのではと思います。

そこで、今後の総合防災訓練に関して、訓練内容を当日になってから発表するなど、より臨機応変の知恵が試される訓練方法を導入し、そして人と人との交流を深めるような仕組みも加えた形で訓練を行うお考えはないか、危機管理部長にお聞きをいたします。

またあわせて、南海トラフ地震対策課や南海

トラフ地震対策推進地域本部などの人事に関しては、県内市町村の防災課への派遣、交流人事を含め、知識と人脈を持つ地域のプロフェッショナル人材としての育成という視点も重要ではないかと考えるところです。

南海トラフ地震対策に向けて知識と人脈を持つ地域のプロフェッショナル人材を育成していく人事制度についてのお考えを総務部長にお聞きいたしまして、私の1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

高知家のスター戦略に対する思いとその成果への期待についてのお尋ねがございました。

本県では産業振興計画に基づき地産外商の取り組みを強力に推し進めており、この地産外商を進める際の基本方針としてみずから持てる強みを生かすということを掲げて、官民協働での取り組みを進めようとしているところであります。

こうした中で、本県の一番の強みを挙げるとすれば、これは人だと考えます。すなわち、人懐こさ、おおらかさなどの温かい県民性であり、そしてこの県民性を背景に一つの大家族のようなつながりがあること、すなわち高知県が高知家であることだと考えております。

本年度は、この本県の最大の強みである人の魅力を前面に押し出した高知家ALL STARSをコンセプトとする新しいプロモーションを展開しているわけですが、この高知家ALL STARSの狙いは、まず第1に、スターの皆様にもプロモーションに直接参加していただくことで効果的なPRにつなげていくことだと考えております。スターの一人一人がそれぞれ自慢の高知の人、物、事にかける熱い思いをみずからPRしていただくことで説得力のあるPRができると思ひますし、スターの数が多ければ多いほど多

様なPRが可能となり、その効果も高まることが期待できます。

こうしたプロモーション活動によりまして、高知家の認知度を35%まで上げることを目指すとともに、そのことを背景にして高知に関心を持っていただき高知のものを買う、高知に行くといった行動を促し、さらに各分野のセールス戦略と連動させることで地産外商、観光振興、移住促進のそれぞれの成果につなげてまいりたいと考えております。

狙いの2つ目は、県民参加の輪を広げることです。

県勢浮揚に向けた歩みは、言うまでもなく県民一人一人が主役であります。産業振興計画についても同様であり、同計画の取り組みを通じまして地域アクションプランなどの担い手の皆様もこれまで着実にふえてまいりました。

高知家ALL STARSの取り組みを通じて、日々、また地域地域でさまざまな活動に取り組まれている方々がスターとしてこのプロモーションに参加してそれぞれの思いを発信していただくようになることは、まさに高知を元気にするための県民参加の輪が広がっていくということだと思っております。

そういう意味で、既に1,000人を超える方々にスター登録いただいているということは大変心強く、心から感謝申し上げたいと、そのように思ひます。

そして3つ目は、高知家ALL STARSの取り組みを通じて、改めて高知の人、物、事について、そのよさが発掘、再発見、再認識される契機となればとの思ひもあります。このことはお話にありました価値観の転換あるいはGKHの発見につながる一つの契機ともなり得るものと思ひます。

今後とも、高知家ALL STARSの取り組みへの参加者がますますふえるよう努力してまいりたい

と、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高知家のスター戦略に関連して生徒や保護者の希望をどのように進路指導に反映しているのか、また県内の働く場所に関してどのような職業教育を行っているのかとのお尋ねがございました。

高校生の進路決定に当たっては、上級学校で学ぶことの意義や就職後の自分の人生についてしっかりと考えてもらうことが大事です。しかしながら、お話にもありましたように、進路を決めるに当たってはややもすると、有名大学や大企業のブランドにとらわれて進路先について十分理解しないまま進路選択をしているケースが見られます。

このため、生徒に将来しっかりと自立した人生を送る力を身につけさせるために、現在進めているキャリア教育の中で学ぶことの意義や自分の人生について考えさせた上で、進学や就職についての情報収集や大学、企業への訪問学習などを通じて生徒が将来の進路について具体的なイメージを広げられる取り組みを実施し、生徒みずからの適切な進路選択につなげております。

加えまして、保護者に対しましても進学や就職に関する最新の情報をさまざまな機会を捉えて提供し、連携を密にとることで保護者と学校が一体となり、生徒の希望に沿った進路が実現できるよう支援しております。

また、高校生に県内の働く場についての理解を深めてもらう取り組みとしては、県内企業でのインターンシップや農林業の最新の知識や技術に触れる体験学習などの機会を数多く設けているほか、県内の産業界で活躍している人材を招いた職業人講話も行っております。こうした実体験を通して県内産業の業務内容や魅力を深

く知ってもらうことで、就職を希望する生徒と就職先とのマッチングを図っております。

また、こうした取り組みが、一旦上級学校に進学した生徒が将来就職を考えたときに県内就職も視野に入れられることにもつながるものと考えております。

あわせまして、教員につきましても、県内産業に対する理解を深め、生徒の適切な進路選択につなげられるよう産業界との交流などを積極的に進めております。

今後こうした取り組みを一層推進することで、将来の夢や希望を持って県内で就職し、高知家の一員として、またスターとしてしっかりと地域や社会を担っていける人材の育成に努めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 県外に進学した大学生がどのくらいの割合で高知県にUターン就職しているのかとのお尋ねがございました。

県外に進学しました大学生のUターン就職の状況につきましては、平成23年度から労働局と連携しまして企業等への調査を継続して実施しております。この調査では、平成26年3月に県外大学を卒業して県内企業等にUターン就職した大学生は約300人で、ここ数年と同様に県外大学に進学し就職を迎えた大学生の2割に満たない状況となっています。

大学生のUターン就職を進めていくためには、まず産業振興計画の着実な実行により県内に魅力ある働く場を拡大していくことが重要ですが、それとあわせまして、県内の魅力ある企業の情報や県内で働くことの魅力を県外大学生に伝えていくことが大切だと考えております。

そのため、県としましては、県内外で開催されます企業説明会やUターンセミナーのほか、新たに進めております県外大学との就職支援協定の締結の取り組みなどを通じまして、そうし

た情報をより多くの保護者や大学生に知っていただくことで、さらなるUターン就職の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本県出身者のUターン就職支援に係る県内企業とのマッチングの課題についてお尋ねがありました。

Uターン就職の支援につきましては、移住の仕組みとも連携して取り組みを進めているところですが、県内企業とのマッチングの面においては本県における待遇面とこれまでの県外での待遇面の違いや、Uターン希望者の経験やノウハウを生かせる、より詳細な求人情報の確保などといったことが主な課題として挙げられます。

こうした課題を解消していくためには、議員のお話にもありましたように、求人、求職両サイドの調整ができるコンサルティング機能が重要だと考えています。

そのため、この4月に設置しました事業承継・人材確保センターにその機能を果たす専門の職員を配置しまして、求職者のスキルや経験、人となりなどを聞き出し、また企業からは求める人物像や企業の魅力などを聞き取って丁寧なマッチングに取り組んでおりまして、既に就職に結びついた事例も出ております。

またあわせて、Uターン希望者をいかに確保していくかということも重要なことでもありますので、新たに県内産業支援機関や県人会といった関係団体とも連携しまして人材の掘り起こしを行っているところでございます。

今後とも、中核人材のマッチングの中心となります事業承継・人材確保センターの機能を高め、強化していきますことで、一人でも多くの方が本県へ帰ってくるようになりますよう取り組んでまいります。

最後に、地域経済分析システムの産業マップのデータ活用についてお尋ねがございました。

県では、これまで関係団体との意見交換や企

業への戸別訪問などによりまして企業のニーズや課題の掘り起こしを行い、施策に反映してきたところでございますが、この産業マップでは企業ごとにその売上高や従業員数のほか、県内外への販売や仕入れの状況なども見ることができます。

現時点では、このシステムが稼働して日も浅く、まだこの機能を十分に活用できるといった状況ではありませんが、例えば販売や仕入れの状況を見て県外から外貨を稼ぎ県内に好影響を与える企業を抽出したり、県が支援した企業の取引先の売り上げなどの状況からその支援による地域への波及効果なども一定確認していくことができますので、今後の支援策の検討などを行う際の有効なツールになるものと考えています。

今後、このシステムやデータのさまざまな活用方策を検討し、より効果的な施策の展開につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) C C R Cに関連して移住者のやりがいと県内の課題解決のマッチングに産学官民連携センターがどういう役割を果たすのかのお尋ねがございました。

C C R Cには健康で活動的な高齢者が多く移住することが想定されており、移住先ではそれまでのキャリアを生かした活躍やみずからの学び、社会貢献など、生きがいややりがいを持って地域社会とかかわることで、できるだけ介護を必要とせず、アクティブな生活を送ろうとするものを目指すものでございます。

産学官民で立ち上げました研究会では、本県にふさわしいC C R Cについて議論を進めていますが、お話にありましたように、県内の課題解決に向け、移住者と企業や大学、地域等とのかかわりやマッチングを有効なものとするこ

が大きなポイントです。

例えば、産学官民連携センターのココプラビジネスチャレンジサポートの仕組みの中で、総合商社で勤務した経験を持つ方が専門知識を生かして輸出を目指している県内企業にアドバイスを行うことやみずから起業すること、さらに土佐まるごとビジネスアカデミーの講師や大学、高校の非常勤講師を務めるといったことが考えられます。また、ビジネス以外でも、小中学校が行う地域との連携事業やボランティア活動への参画なども考えられます。

さまざまな生きがい、やりがいを持っていただくことができる制度設計が本県のCCRCの実現と定着に不可欠ですので、御指摘の点も含めまして、今後の議論をしっかりとしていきたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 四国3県に人口が流出している現状をどのように分析するのか、また本県の社会増減をプラス・マイナス・ゼロにするという大目標に向かうための小目標として四国3県への流出をプラス・マイナス・ゼロにするという目標についてのお尋ねがございました。

近年、景気が回復局面にある中で、本県は四国の他県に対して平成26年には374人、平成25年には259人と転出超過の状況にありますものの、年平均で600人程度の転出超過が生じておりましたいわゆるバブル期など過去の景気回復局面と比べますと、転出超過は相当程度抑制をされてきております。この転出超過の減少傾向は全国との関係でも同様となっております。

その状況を県別に見てみますと、直近では特に香川県への転出超過が多い状況でございます。中でも、10代から30代がその大半を占める傾向があり、10代は進学を機に、また20代と30代は四国の4県でも特に有効求人倍率が高い香川県

に就職や転職を機に転出をしていることが影響していると推測をされますが、なお詳細についてはさらに分析が必要だというふうに考えております。

次に、四国他県との人口動態に関しまして高知県からの転出超過をゼロにする目標を定めてはどうかとの御提案をいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、本県は四国の他県に対して転出超過の状況にはありますものの、近年の転出超過が大きい地域は東京圏や大阪圏であり、全体の約6割を占めております。四国の他県もまた同様に、東京圏や大阪圏に対しての転出超過が大きい状況でございます。

このような状況を踏まえますと、四国間で人を取り合う、四国にとってのゼロサムの目標を置くのではなく、まずは四国4県が連携して東京圏や大阪圏から人を呼び込むことが重要ではないかというふうに考えております。

しかしながら、今回議員から御示唆をいただきましたように、地域経済分析システムを活用した詳細なデータ分析をもとに仮説を立てて、施策の方向性やターゲットを決定していくという手法は大変有効だというふうに考えておりますので、今後施策のバージョンアップを検討するに当たり、こうした手法をできるだけ取り入れてまいりたいというふうに考えております。

次に、市町村との人口情報の共有にどれぐらい力を入れているのか、また市町村との人口の詳細分析の結果を移住施策のバージョンアップにどうつなげるのかについてお尋ねがございました。

人口の将来展望を示す地方人口ビジョンを精緻に策定するとともに、その実現のための総合戦略を策定し、PDCAを回していく上でも、人口の転出入の状況を把握して詳細にこれを分析することは大変に重要でございます。

そのため県では、市町村の人口分析に役立て

ていただけますよう、積極的に市町村との人口情報の共有に努めております。例えば、昨年度末には国から提供された年齢別、地域・住所地別の詳細な転出入データを全市町村と共有をいたしましたし、今年度に入ってから総合戦略に関する市町村との勉強会におきましてこのデータを県がグラフ化して全市町村に提供をいたしております。

また、市町村からは転出入の状況を過去にさかのぼって把握したいとの要望もいただきましたので、県立図書館や国会図書館に御協力をいただき、過去40年分のデータを全市町村に提供したところでございます。

市町村にはこうした人口情報を総合戦略で取り組む施策の立案やバージョンアップに大いに活用していただきたいと考えております。

また、この人口情報は、移住促進策を検討していく上で有用な基礎的な情報だと考えております。具体的には、人口情報に加えまして、転入者が転勤や進学などではなく移住の意思を持ってきたのか、なぜ移住先が高知だったのかといった動機に関する情報を別途収集して人口情報と組み合わせることで、お話にありましたようにどの年代や地域に対してどのような施策を投入すればよいかといった移住促進の戦略を立てる際の判断材料として活用できるようになります。

そのため、市町村の御協力のもと、転入者の御理解も得て転入窓口でのアンケート調査なども実施しているところでありまして、人口情報とあわせてこうしたデータも十分に分析し、今後の県の移住促進の戦略に役立ててまいりたいと考えております。

また、市町村にもこのデータの分析結果をフィードバックすることで各市町村の移住促進策のバージョンアップにもつなげていただきたいと思いますと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 鳥獣被害対策や買い物、移動手段に関して、県境をまたいだ連携についての話し合いがどの程度進んでいるのかとのお尋ねがありました。

地理的・地形的条件から生活や経済面での交流が県境をまたぐケースは県内各地にございます。お話にもありましたように、例えば徳島県的那賀町木頭地区の方は物部地区の診療所や香北地区の歯科医院を利用され、空港も高知龍馬空港を利用されているとお聞きをするところでございます。

そのような実態がある中で、県境を挟んで行政機関が相互に連携し、抱える課題やニーズに対応している事例が県内には幾つかございます。被害が深刻な鳥獣対策では、本県と徳島、愛媛の3県で時期を定めて鹿の重点捕獲に取り組んでおりますし、香美市と那賀町の間では鳥獣被害防止に関して協議会を立ち上げて、狩猟者確保の事業や事故防止のための射撃教習会などを実施しております。

また、日常生活を支える動きとしましては、四万十市の西土佐地区と愛媛県松野町の間では、住民要望を受けまして四万十市のデマンドバスが松野町の路線バス乗り場まで運行し、宇和島市内の病院に通えるようになっておりますし、梶原町と愛媛県鬼北町の間では、両町が運行経費を負担する形で本県の高陵交通が鬼北町に乗り入れて、道の駅での買い物や宇和島市内への通院の用に供されているところでございます。

現在、いの町本川地区と愛媛県西条市の間でも、いの町内に限られている公共交通空白地有償運送の運行区域を西条市まで拡大することの協議がなされています。

中山間地域での生活を守るためには、住民の方々の生活実態に合わせて柔軟に対策を講じて

いく必要がありますので、県としましても市町村とも連携し、お話のありました県境を越えるケースなどにも今後留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 永瀬ダムへの土砂の流入量と河床の高さを公表し、今後の施策に生かしていく考えはないかとお尋ねがありました。

永瀬ダムでは、毎年出水期の後に貯水池の測量を行い、土砂の堆積状況を把握しています。昨年の測量結果によりますと、平成26年の永瀬ダムへの土砂の流入量は年間51万6,000立方メートルとなっており、平成23年から平成25年にかけての年平均流入量57万立方メートルに比べ1割程度減っております。

この測量結果については、今後県のホームページ等で公表することを検討してまいります。

また、議員御指摘のとおり、河床の高さの公表については、ダム上流の堆積状況を住民の皆様と共有することにより、ダム管理に関する住民の皆様の意識の向上や流入する土砂の抑制につながる森林管理に役立つものと考えています。

さらに、これは濁水対策とも関係することから、学識経験者や流域の関係者で構成される物部川濁水対策検討会の中で、河床の高さを求めるための観測地点をどこに置くか、またその数や計測の頻度などについて助言をいただきながら検討してまいります。

次に、永瀬ダムの堆積土砂の処理に関する対応と処理を行う場所の調査を実施する考えはないかとお尋ねがありました。

ダムに堆積した土砂を取り除いた後、その土砂をどのように処理するのかが重要な課題であると認識しています。

永瀬ダムでは、これまで貯水池の上流域に設置した貯砂ダムや河川に堆積した土砂を掘削し、その掘削した土砂は有用残土として売却するな

どの処理を行ってきました。

しかし、現状の処理方法では、今後も堆積する土砂はふえていくと考えておりますので、昨年度から処理場の選定に関する調査を行っており、御提案いただきました箇所及び処理の考え方も含めて検討してまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策につきまして、まずインシデント・コマンド・システムに基づいたアクションカードの導入についてお尋ねがございました。

インシデント・コマンド・システムは、米国で開発された災害の現場において対応に当たる組織の体制とそれを構成する部門ごとの任務を標準化したシステムであると認識しております。

このシステムを参考に、中央東福祉保健所では災害医療対策支部の組織編成を見直すとともに、それぞれの業務内容の整理とマニュアル化を行っております。

お話のありましたアクションカードはこのマニュアルをカード化したものであります。このカードは災害対応にふなれな職員でも初動の対応ができるように各業務をチェックリスト化したものでありまして、今後、福祉保健所で訓練を実施し検証していくこととしております。

一方、災害対応に当たる組織は、福祉保健所のように主に現場の対応が求められる部署と災害対策本部のように全体をコントロールする臨機応変な対応が求められる部署がありますので、必ずしも全ての部署でアクションカードが生かせるものでもないと思っております。

今後、アクションカードの活用につきましては、福祉保健所での検証を踏まえ、健康政策部とも連携し検討を行ってまいります。

次に、より臨機応変さが試される訓練方法の導入や人と人との交流を深めるような仕組みを加えた訓練を行う考えはないかとお尋ねがご

ございました。

防災訓練はその目的に応じて図上や実動といった手法を用いておりまして、お話のありました総合防災訓練は実動訓練であります。また、例えば秋に予定しております災害対策本部訓練は図上訓練となります。

この総合防災訓練は、災害発生時の現場における対応の習熟や関係機関相互の連携を主な目的として実施しており、災害発生時の対応として実際に行う活動の訓練であることから、特に安全の確保が重要でありますので、あらかじめ定められた内容や手順で実施することとしております。

一方、災害対策本部訓練は、個人や組織の情報収集・処理、意思決定の能力などの向上を目的に実施しております。この訓練は実動を伴わないことから、当日に初めて被災状況、救助や支援の要請などの条件が与えられ、それらに対して臨機応変な対応や関係機関との調整を行うシナリオのない、いわゆるブラインド形式としています。

実動であれ図上であれ、訓練の実施に当たっては関係機関との訓練内容について入念な打ち合わせを行っておりますので、このことにより顔の見える関係が築かれ、連携も深まっております。例えば今回の総合防災訓練では、訓練内容や実施手順の調整のために全体会や分科会を2月から4カ月間にわたって合わせて16回開催したところでございます。

また、県民の皆様には防災への関心を持っていただくために、少しでも多くの方に総合防災訓練を見ていただきたいと思っております。さらには、同時に開催する防災フェスティバルを通じて防災意識を高め、自助・共助の取り組みにつなげていただきたいとも考えております。

そうした中、今回は従来を上回る3,500人もの県民の皆様に来場していただくことができまし

た。しかし、想定以上の数だったこともありまして、お話にありましたように、見学スペースが足りなかったことや訓練自体が見えにくかったということもありましたので、来年度はそうした点につきましては改善に努めたいと考えております。

今後とも、できる限り実際の状況に即したさまざまな訓練を行うことで、県や市町村、関係機関、さらには県民の皆様の防災力の向上を図ってまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 南海トラフ地震対策を推進するための地域の専門的な職員を育成する人事制度につきましてお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策を担う職員には幅広い知識や国、市町村、事業者等との連携が求められると考えております。

お話にありました県と市町村との職員交流では、相互の人材育成や連携協調を促進するとともに、市町村が抱える地域防災などの重要課題への対応や市町村と一緒に汗をかく県政を推進するため、積極的に職員を派遣しております。そうした中で、職員が地域の実情を知り、人脈を広げながら、地域住民の視点に立った取り組みを学ぶ機会にもなっているところです。

また、毎年、内閣府や復興庁、東北3県に意欲ある職員を派遣し、防災・減災対策や復旧・復興の取り組みなどを学ぶことで南海トラフ地震対策についてのノウハウを有する人材の育成にも努めております。

一方、地域のプロフェッショナル人材として職員を一定の地域内に配置して育成するということにつきましては、地域の事情に精通し、地域の人脈を有することで災害時に即応できる人材を育成するというメリットはございます。一方、職員にとりましては将来の可能性を狭めることとなるおそれがあるのではないかと、あるい

は組織全体としても適材適所の人材配置が難しくなるおそれがあるのではないかとといった課題もあると考えております。

いずれにいたしましても、今後とも人事交流や研修派遣制度などの活用によりまして、高い専門性や地域との多様な人脈を持って、南海トラフ地震対策の推進に取り組むことのできる人材の育成に意を用いてまいりたいと考えております。

○14番（依光晃一郎君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。2問目をさせていただきます。知事をお願いしたいと思います。

今議会では、知事からは担い手不足というようなことですね、担い手不足の壁という話を聞かせてもらいました。私も、いろいろなところで移住であるとか就職相談の現場も見させてもらっておるんですが、なかなかマッチングの課題、待遇の課題ということで、商工労働部長からもありましたけれども、やっぱりコーディネーター人材も含めて重要ではないかと思っております。

そんなとき、高知県企業も同じような状況なんですけれども、県外に内定、高知県内に内定ということで、うちに来てほしいということで企業経営者みずからが一生懸命学生に語りかける、そういう場面も見させてもらいました。そういう意味では、今回のスター戦略も含めて、知事には本当に熱のこもった、高知へ帰ってきませんかというようなことをもっもっとしていただきたいと思っております。

そこで、知事も土佐山アカデミー主催の知事コンというのがあったりとか、そこで高知に来るかどうかわ迷っているような方々ともお会いすると思うんですが、そのときにどういうふうなメッセージを發されているのか、また殺し文句とか、そういうのがあればぜひお聞きしたいと思います。2問目です。

○知事（尾崎正直君） 特に県外の移住者の皆様

にしても、そして県内の皆さんに帰ってきてもらいたいということについても、私が非常に大事にしているキーワードというのは志だというふうに思っております。

私、よく若い県外の大学に進学した学生さんなんかと話をしていますときに、「高知には仕事がない」、これ、仕事がないという意味ではなくて、私たちが夢や志をかなえるにふさわしい職場がないという趣旨のことを多分学生たちは言っているんだろうと思いますが、そういう話をよく聞きます。今はそうかもしれないが、そういう志とか夢を果たす職場というのは人に与えられるものではないんだと、自分でつくるんだということを、私は学生さんたちに申し上げることがあります。

年齢に応じてその話し方は変えていますし、そして年齢に応じてそのそれぞれへの対応の仕方というものも変えていかなければならないと思っておりますが、ある意味、それぞれの企業さんの規模もそんなに大きくはない、だからそれぞれの意志というのを生かすことができる。さらには、1次産業を含めてそれぞれが、ある意味自分の志をかなえる、自分自身がリーダーとなっていていろいろ果たすことのできる仕事がある。それが高知のよさではないかと、そういうことでありまして、ぜひ志をかなえに帰ってきてもらいたいという話を、そして自分の志を高知で発見してもらいたいということを訴えているところです。

そういう中で、移住促進策なんかにつきましても、高知の場合は単に自然がよくて食べ物がおいしいですという言い方をするというより、むしろ志移住ということを非常に重視をして、いわゆる担い手育成策とリンクさせる形で移住促進策を進めたりしておりますが、こういうことなんかもその一つのあらわれだということでもあります。

○14番（依光晃一郎君） ありがとうございます。
志移住と言っていただきましたけれども、私も
同感でありまして、ファイティングドッグスに
藤川球児投手が帰ってこられましたけれど、やっ
ぱりやりがい求めて仕事をするために高知に
帰ってくるということはあると思いますし、同
級生にもそんなことも伝えながら、自分自身も
努力したいと思います。

以上で私の一切の質問とさせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対
する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をい
たします。

ただいま議題となっている第1号から第18号
まで及び報第1号から報第3号まで、以上21件
の議案を、お手元にお配りいたしてあります議
案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会
に付託いたします。

〔議案付託表 巻末208ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議
事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から9日までの6
日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7
月10日に会議を開きたいと存じますが、御異議
ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めま
す。よって、さよう決しました。

7月10日の議事日程は、議案の審議でありま

す。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会
いたします。

午前11時19分散会

平成27年 7月10日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 9番 川井 喜久博 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 國枝 治男 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成27年 7月10日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
- 第 3 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県南海トラフ地震による災害に

強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
 - 第 12 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 14 号 高知県が当事者である和解に関する議案
 - 第 15 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 - 第 16 号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第 17 号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第 18 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
 - 報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
 - 報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
 - 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告追加
 - 第 19 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 2
- 議発第 1 号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案
- 追加
- 議発第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案
 - 議発第 3 号 国民主権・国家主権を侵害する T

PP交渉からの即時撤退を求める
意見書議案

議発第4号 TPP交渉における国会決議の遵
守を求める意見書議案

議発第5号 「安全保障法制関連二法案」の撤回
を求める意見書議案

議発第6号 言論弾圧を許さず、厳正な対応を
求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開
きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一
覧表としてお手元にお配りいたしてありますの
で御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末231ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第18号まで及び報第1
号から報第3号まで、以上21件の議案を一括議
題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君。

（危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君登
壇）

○危機管理文化厚生委員長（依光晃一郎君） 危
機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につ
いて、その審査の経過並びに結果を御報告いた
します。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案、第2
号議案、第10号議案から第12号議案、第16号議
案、第18号議案、報第1号議案から報第3号議
案、以上10件については全会一致をもって、い
ずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」
のうち、地域防災力向上事業費について、執行
部から、木造住宅密集市街地において、地震に
よる火災発生時に避難が困難となる可能性がある
地区を地震火災対策重点推進地区に位置づ
け、この地震火災対策重点推進地区の住民がと
るべき行動などを取りまとめたリーフレットの
作成費用と、地震火災対策に先行して取り組ん
でいる四万十市中村地区の全世帯への簡易型感
震ブレーカーの配付に要する経費の一部を補助
するものであるとの説明がありました。

委員から、今回は地震火災対策重点推進地区
を対象にしているが、いずれは全地域において
地震火災対策を進めないといけないと考えるが
どうかとの質疑がありました。執行部からは、
地震火災対策重点推進地区は、逃げおけると
火災で命を落とす可能性がある地域として、集
中の対策を考えている。そのほかの地域につ
いては、まずは出火防止や初期消火の啓発、周
知にしっかり取り組みたいとの答弁がありまし
た。

次に、健康政策部についてであります。

第16号「保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」について、執行部から、老朽化している保健衛生総合庁舎について、災害時に早期に機能が復旧できるよう耐震性、安全性を確保するため、現庁舎敷地内において改築するものであるとの説明がありました。

委員から、現在入居している各種団体の建設工事中の仮移転先は県が責任を持って確保するのかとの質疑がありました。執行部からは、所管する部署において責任を持って対応することになっているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、認知症カフェ普及推進事業費補助金について、執行部から、あったかふれあいセンターと認知症の人と家族の会が連携した認知症カフェ設置のモデル事業に取り組み、御家族の負担軽減につながるよう普及、定着を図っていくとの説明がありました。

委員から、具体的な事業の実施方法についてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、これまで認知症の人と家族の会は、地域において認知症患者の介護者の集いを開催してきており、そのノウハウなどを活用してあったかふれあいセンターでの認知症カフェの設置を推進したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、あったかふれあいセンターの中で事故が起きることを心配している。職員研修を充実し、県民ニーズに応えられる体制としてほしいとの質疑がありました。執行部からは、リハビリテーションの視点を取り入れた新たな取り組みについては、理学療法士会などとも相談しながら、留意して実施していきたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

病院事業にかかわる3件の専決処分報告につ

いて、執行部から、あき総合病院及び幡多けんみん病院において発生した医療事故に係る損害賠償の額の決定に関する専決処分報告と、その損害賠償金の補正予算の専決処分であり、二度とこのような事故が起こらないよう再発防止を徹底するとの説明がありました。

説明を受け、危機管理文化厚生委員会として、遺族への説明責任を果たすとともに、しっかり検証し、医療事故の再発防止に努めるよう要請いたしました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部についてであります。

執行部から、香南市で発生した児童虐待死亡事例に係る検証委員会から、6月30日に県及び高知市に児童虐待死亡事例検証報告書が提出されたとの報告がありました。報告書では、県と関係機関との情報共有の大切さやアセスメントの際の留意点、高知市との連携のあり方、高知市子ども家庭支援センターの人員体制の脆弱さ、要保護児童対策地域協議会の運営上の課題などが提言された。県としては、専門職員を中心とした市町村への支援や、地域の支援機関などとも連携した子供を見守る仕組みづくりなどに取り組みたいとの説明がありました。

委員から、民生・児童委員に情報が伝わらず、地域の見守り体制が十分機能しなかった今回のケースをどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、今回のケースを踏まえて、地域の見守り体制の重要性を痛感した。今後は、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動の充実強化に向けた支援とあわせて、行政と地域が連携した見守り体制づくりなども進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、電子メールで虐待の通報を受け付ける体制は考えられないかとの質問がありました。執行部からは、ことしの4月から休日、夜間の電話による相談体制を強化している。ま

た、他県の先行事例などについても研究していきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、周産期から特に第2子、第3子を出産する親に対して、児童虐待防止に向けた取り組みを行うことが非常に重要であるとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長弘田兼一君。

（商工農林水産委員長弘田兼一君登壇）

○商工農林水産委員長（弘田兼一君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第15号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、紙産業技術振興促進費について、執行部から、紙産業技術センターに新たにセルロースナノファイバー製造装置を整備するための備品購入費であるとの説明がありました。

委員から、既に大手製紙会社なども実用化に動いている中、高知県はどのような部分に狙いを定めて研究に取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは紙産業において既存商品の高付加価値化に取り組み、将来は工業素材としても利用するようにしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知県がセルロースナノファイバーの製造に用いる原料として、どのようなものを想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、まずはパルプから始める

が、将来的にはオクラやユズの残渣などの農業廃棄物を資源化していきたい。また、竹などのさまざまな原料を利用することで、新たな特性を持ったセルロースナノファイバーの開発にも取り組みたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、林業学校費について、執行部から、県立林業学校の校舎建設に係る基本設計や地質調査の費用と、ことし4月に開講した基礎課程の研修生の定員確定に伴う研修経費や給付金の増額であるとの説明がありました。

委員から、林業学校のCLT工法の実践は、技術を蓄積することにもつながり重要だと思うが、何を期待しているのかとの質疑がありました。執行部からは、新しい工法であるため、利用方法を示すことや情報を蓄積していくことが極めて重要であると考えている。また、林業学校の建設にCLTを利用することは、豊富な森林資源の活用事例として、教育上も適切であると考えている。森林資源を余すことなく活用していく観点からも、CLTを利用した林業学校の建設を一つの先行事例として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、地産地消型再生可能エネルギー調査委託料については、再生可能エネルギーの導入を促進するため、地域で電力ネットワークを構築し、その電力をできる限り地域内で消費するシステムの導入に向けた可能性を調査検討するための経費であるとの説明がありました。

委員から、再生可能エネルギーの地産地消——スマートグリッドの実現には、多額の経費を投入する設備の増強が必要なのか、それとも現状の送電インフラと通信インフラの適切な組み合わせによる効率化で実現が可能なのかとの質疑がありました。執行部からは、大規模な送電網の整備までは行わず、一定の地域の中でインフ

ラ整備も行いながら、地域で発電するエネルギーを当該地域の中で消費していくイメージで調査を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部の報告事項についてであります。

伊方発電所の安全対策等に関する四国電力株式会社との勉強会の中間取りまとめについて、執行部から、平成23年7月から平成27年6月まで計15回、再稼働に向けて進められている伊方発電所の安全対策等に関する四国電力との勉強会を開催してきた。原子力規制委員会において、審査されていた安全対策等が整理されたことから、これまでの勉強会を通じて四国電力から得られた回答を、現時点で中間取りまとめとして公表するとの報告がありました。

委員から、この勉強会の中間取りまとめには、四国電力側の言い分しか出ていない。専門家の意見を聞くなど、今後の進め方については慎重に対応すべきではないかとの質問がありました。執行部からは、四国電力からの回答に十分な理解ができない部分については、これまでも専門家に意見を伺っている。引き続き、専門家に意見をいただくなど検証はしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知県としては、やむを得ず伊方発電所を再稼働せざるを得ない状況があるかもしれないとしているが、やむを得ないとはどういう状況かとの質問がありました。執行部からは、現在約10基の火力発電所が稼働しているが、40年を超える発電所が6基ほどあり、老朽化が進んでいるため、故障があった際に電力供給に不安があると聞いている。今後、勉強会の中で詳しく確認していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、徐々に原発への依存度を下げて脱原発を求める考えのもと、四国電力に対して伊方発電所1号機、2号機の廃炉も含め

た提起をしているのか。また、県民が不安に感じている避難対策についても勉強会のテーマに含めるべきではないかとの質問がありました。執行部からは、勉強会の中で再稼働の必要性について説明を求めている。また、廃炉の方向性や避難対策について、県民は非常に関心を持っている。中間取りまとめを県民に見ていただき、不足している点に対する御意見を踏まえ、四国電力にしっかりと答えていただかなければ、再稼働はあり得ないという姿勢で臨んでいきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長坂本孝幸君。

（産業振興土木委員長坂本孝幸君登壇）

○産業振興土木委員長（坂本孝幸君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第17号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、鳥獣被害防止総合対策交付金について、執行部から、国からの配分が県の当初予算額を上回ったので、これを有効活用するために増額補正するものであるとの説明がありました。

委員から、猿による被害もあると聞くが、移動の調査や生息の研究などの猿対策について、この交付金での措置はあるのかとの質疑がありました。執行部から、交付金の対象となっており、要望のあった市町村には予算措置をするこ

ととしているとの答弁がありました。

別の委員から、イノシシ、鹿を加工する食肉処理加工施設は県内にどれくらいあるのかとの質疑がありました。執行部から、イノシシ、鹿の解体ができる施設は県内に約10施設あるが、常時稼働しているのは3ないし4施設であるとの答弁がありました。

委員から、イノシシ、鹿の肉を食材として出す店もあり、高知県の食材として売り出すことにつなげられるよう力を入れてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、狩猟者の高齢化の現状と講習会の開催など若い後継者の育成について質疑がありました。執行部から、県内に約4,000名いる狩猟者の平均年齢は68歳であり、高齢の狩猟者からの銃の返納も多くなってきている。そうした状況を踏まえ、若い方を対象に狩猟フォーラムを開催し、狩猟の魅力、社会的意義、狩猟免許制度について説明しており、平成生まれの若者が狩猟免許を取得するなどの動きも出ているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、和食ダム建設事業費について、執行部から、平成25年10月15日付で契約した工事において、コンクリート材料として使用予定の骨材の一部に、表面剝離等を生じるおそれがある鉱物であるローモンタイトが含まれていることが判明した。これを受け、使用骨材の産地を変更することとした。これに伴い、骨材単価の変更及び骨材の再選定に要する期間が工事の一時部分中止となったことにより、工事費の増額が生じたものであるとの説明がありました。

委員から、今回の件は、鎌井谷ダムで骨材の一部にローモンタイトが使用されていることが判明したことがきっかけと聞くが、鎌井谷ダムを今後どう補強するのかとの質疑がありました。

執行部から、専門家の支援をいただきながら、経過観察や補修の方法、時期の検討を進め、適切に対応していくとの答弁がありました。

委員から、ローモンタイトが含まれた骨材を使用していることによって懸念を生じる構造物はほかにないのか、あるとすればどうメンテナンスしていくのかとの質疑がありました。執行部から、ローモンタイトは、乾燥湿潤等によりうるこ状に剝がれるものであり、道路擁壁は通常の補修で十分対応でき、それほど大きな損傷はないが、ダムは高さがあるため、表面の補修には相当な金額を要する。また、構造物の耐用年数は通常は数十年であるが、ダムは100年単位であり、影響が深刻であることから、骨材を変更するものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

アンテナショップまるごと高知と地産外商公社の取り組みについて、執行部から、平成26年度は外商活動の支援としての仲介あっせん活動による成約件数が前年を大きく上回る4,393件を記録した。また、まるごと高知の売り上げが過去最高の4億4,000万円を記録した一方で、来店者数の伸び悩みが課題となっており、魅力的な売り場づくりや集客イベントの実施、プレミアム商品券の発行、マスコミへのタイムリーな情報発信などにより、店舗の一層の集客と売り上げの確保に努めるとの報告がありました。

委員から、地産外商の海外展開として、銀座周辺に来ている外国の方をアンテナショップに呼び込むために、Wi-Fiの導入や免税店の設置などに取り組んではどうかとの質問がありました。執行部から、海外の方の購買力はかなり高く、公社とも引き続き議論し検討していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

高知県立足摺海洋館基本計画案について、執

行部から、平成26年12月から平成27年6月までに、高知県立足摺海洋館基本計画検討委員会を4回開催し、6月末に施設整備の基本理念や展示計画、施設規模、地域との連携などについて基本計画案として取りまとめたとの報告がありました。

委員から、昨年度は年間の入館料収入が約1,700万円で、月にすると約300万円の赤字であるが、この計画の入館目標数を達成すれば、10年間で黒字化し、さらに次のリニューアル費用を捻出できるということかとの質問がありました。執行部から、安定期における入館目標数は10万人であり、大人1,200円の入館料が設定できれば、その収支は可能と試算しているとの答弁がありました。

別の委員から、体感する参加型展示を前面に出しているが、やるなら皆が驚くような展示をしてもらいたい。どのような展示を考えているのかとの質問がありました。執行部から、入館者が水槽の中でインストラクターとともにダイビングを行うなどの参加型展示も検討したいと考えているとの答弁がありました。

委員から、清水のジンベイザメを大阪だけではなく地元でも見られないかとの質問がありました。執行部から、地元でとれるジンベイザメは4メートル以上あるので、展示には2,000トン以上の水槽が必要で、相当の施設規模が必要となるため、新しい海洋館では難しい。以布利センター沖に設置された生けすで太平洋を泳ぐジンベイザメを体感できるような、地域と連携したツアーなどを企画したいとの答弁がありました。

別の委員から、ジンベイザメの水槽をつくれなければなら、何か目玉となるものを泳がせるのかとの質問がありました。執行部から、地域のブランド魚である清水サバやソウダガツオなどを大群で泳がせることや、リュウグウノツカイ

といった深海魚など珍しい魚を展示することも考えているとの答弁がありました。

別の委員から、土佐清水や竜串にまで来てもらうには、そこに価値があるものが必要で、また地域の施設との連携が重要である。海洋館の東西には海底館と海のギャラリーがある。海底館のリニューアルは難しいと思うが、平成32年はオリンピック・パラリンピックの年なので、海洋館のオープニングに合わせて、お客さんを高知県、土佐清水市に誘導するソフト面の取り組みを検討してほしいとの意見がありました。

別の委員から、オンリーワンというインパクトが必要だが、一言であらわすと何かとの質問がありました。執行部から、一言であらわすと「海の水族館」であり、目の前の海全体を水族館として見立てるというコンセプトは、これまでの日本の中では例を見ないと答弁がありました。

別の委員から、エリアで考えることは重要だ。サンゴが群生し、熱帯魚が多数生息する見残しをエリアの中で周遊対象として位置づけ、見残しに行ってみたくなるように磨き上げをしないといけないとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長池脇純一君。

（総務委員長池脇純一君登壇）

○総務委員長（池脇純一君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第8号議案、第9号議案、第13号議案、第14号議案、以上7件については全会一致をもって、第3号議案、第4号議案、第7号議案、以上3件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、マイナンバー制度が導入されることに伴い、住民基本台帳法が一部改正されたことから、引用規定の整理等を行うものであるとの説明がありました。

委員から、国のマイナンバー制度については、個人情報の漏えいなど不安を感じている県民も多いと思われるが、県として今後どのように対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、県民には制度について十分に理解していただくことはもちろん、制度を活用した行政による積極的な支援が可能となるなど、利便性のメリットを感じていただけるよう、国とともに丁寧な説明と広報活動に努めていくとの答弁がありました。

委員から、給与情報等の個人情報を扱う事業者に対してはどのように対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、関係団体を通じて説明会を行うなど、制度の周知に努めていくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第13号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、保育所の職員配置の基準における保育士数の算定に係る経過措置について改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、従来の保健師、看護師に加えて、新たに准看護師を保育士とみなすことについてどのように考えるのかとの質疑がありました。執行部からは、保健・医療の専門職員を保育現場に配置し、より安全な保育環境を整えたいと希望していた保育所の設置者にとっては、有効な

ものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

東西軸エリア活性化プランのフォローアップ等について、執行部から、はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリアの活性化を図るため、平成23年に高知市と共同でプランを策定し、県、高知市、民間事業者等が連携し46の事業に取り組んでおり、フォローアップ委員会において取り組みの進捗状況等を確認しているとの報告がありました。

委員から、平成27年度末の計画期間終了後は、中心市街地活性化基本計画と一本化し、高知市が中心となって取り組みが進められるが、県としてどのようにかかわっていくのかとの質問がありました。執行部からは、新たに中心市街地活性化基本計画のフォローアップを行う中心市街地活性化協議会の委員に総務部長になるなど、今後も中心市街地の活性化への取り組みにかかわっていくとの答弁がありました。

次に、県庁本庁舎等に使用された免震材料の大臣認定不適合について、執行部から、6月22日に東洋ゴム工業株式会社が公表した社外調査チーム最終報告の内容や、同社の製品を使用している県有施設の現状について報告がありました。

本庁舎、安芸総合庁舎、高知東警察署、新南国警察署については、免震装置の全交換を前提として、東洋ゴム工業が費用を全額負担することで協議が調っており、契約書の締結に向けた協議を行っていること、あき総合病院については、免震装置の大臣認定が取り消される可能性が出てきたことから、今後も情報収集に努めていくこと、新図書館については、東洋ゴム工業社製の免震装置の納品は見込めないと判断し、他社の免震装置への変更を検討しており、少なくとも1年程度、場合によれば2年程度の工期

のおくれが生じること、開館時期の延期により生じる期間に、新図書館のサービス等の充実に生かす取り組みを行うことなどの説明がありました。

委員から、新図書館について、県民に今の状況を知らせる必要があると思うがどう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、近隣の方々を含め、幅広く周知を行う予定であるとの答弁がありました。

委員から、新図書館の免震装置を他社に変更した場合に必要な手続について質問がありました。執行部からは、設計変更及びそれに伴う建物の大臣認定をとり直す必要があるとの答弁がありました。

委員から、開館延期により発生する、工事に直接係る部分及び間接的に影響を受ける部分の損失の補償について、東洋ゴム工業に対してどういう対応を求めていくのかとの質問がありました。執行部からは、弁護士と相談しながら、しっかりと損失の補償を請求していきたいとの答弁がありました。

委員から、本庁舎、安芸総合庁舎、高知東警察署、新南国警察署の免震装置の交換に係る工期について質問がありました。執行部から、免震装置の製作に約6カ月、交換工事に約6カ月、最短で約1年間はかかる。また、交換のため製造メーカーに注文が殺到すれば、それ以上の期間を要するとの答弁がありました。

委員から、県の庁舎は有事の際には災害対策本部にもなる重要な施設でもあり、一刻も早く安全性が担保される他社製品への交換について、東洋ゴム工業への対応を強く求めていくよう要請がありました。

なお、執行部には、今後も適切な報告をするよう要請しました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案、第5号議案、第6号議案及び第8号議案から第18号議案まで、以上14件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上14件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

————— ❁❁❁ —————

議案の追加上程、提出者の説明、採決(第19号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末212ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第19号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」

を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第19号議案は、高知県収用委員会委員の稲田知江子氏と柴田眞由美氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第19号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

まず、稲田知江子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、稲田知江子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、柴田眞由美氏を高知県収用委員会の委

員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、柴田眞由美氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。



議員派遣に関する件、採決(議発第1号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末213ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) 日程第2、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末215ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第3号—議発第4号 意見書議案)

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号、議発第4号 巻末218～221ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案」及び議発第4号「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」、以上2件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第3号「国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案」に賛成し、議発第4号「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」に反対する立場から討論を行います。

アメリカ議会で、大統領に通商交渉権限を与えるTPA法案が成立し、新たな段階を迎えています。安倍首相はこれを受けて、アメリカとともにリーダーシップを発揮して、早期のTPP交渉妥結を目指していきたいと述べています。また、甘利TPP担当相も、夏休みに入るぎりぎり前に12カ国の合意を図り、最終的な署名に至るという手順を踏んでいきたいと語っています。アメリカは農産物関税を撤廃か米国以下にするよう求め、譲らない立場であり、早期妥結とは日本が妥協することにほかなりません。国会決議にも選挙公約にも反する安倍内閣の前のめりの姿勢は到底容認できるものではありません。

同時に今、TPPと諸国民との矛盾が広がるとともに、多国籍企業の利益のためであることが明らかになる中で、諸国民の反対の闘いが強まっています。TPA法案をめぐる審議が迷走したアメリカでは、米紙ウォールストリート・ジャーナルは、TPA付与が勝利への気楽な行動だと考えるのは大きな間違いだとする貿易専門家の指摘を紹介しています。TPPに反対するアメリカ消費者団体パブリックシチズンは声明を発表し、TPPのような自由貿易協定に多数が反対している、労働や環境、食品安全の基準などを脅かすTPPの中身が公開されれば、反対の世論がさらに強まり、議員の行動と責任が問われるだろうと指摘をしています。また、シアトル、サンフランシスコ、ニューヨークなど各地の議会がTPA法案やTPPに反対する決議を上げています。そのほか後発医薬品——ジェネリック問題、国有企業の保護にかかわる問題などでの参加国間、また諸国民との矛盾も強まっており、日本も含めて多国籍企業の横暴から国民主権、国家主権を守ることが問われています。

TPPの本質は、これまでの関税を主とした

貿易ルールの違い、国民の命や健康、環境あるいは地域や産業、社会を守るために設けられた制度、基準などを非関税障壁として否定し、I S D条項——投資家対国家の紛争処理が端的に示すように、多国籍企業の自由経済活動を推進することにあります。それは、自国のことは自分たちで決めるという国民主権と国家主権そのものの否定であります。

そして、T P Pへの参加の影響が懸念されるのは、食料自給率の低下、農業や畜産業など日本の食生活を支える産業の衰退、食の安全・安心の仕組みへの影響、混合診療の解禁による保険外診療の拡大、公的医療保険の給付範囲の縮小、地域医療の崩壊、地域経済を支えてきた中小企業への打撃など多岐にわたっています。とりわけ、雇用と所得をふやし、生活と命を守るために高知県政と県民が取り組んでいる産業振興、健康長寿県づくりなどの努力、営みを根底から台なしにしてしまうものでもあります。だからこそ、当議会は早くから、T P P交渉への参加に反対する意見書やT P P交渉参加表明に抗議する意見書を可決するなど、T P Pそのものに反対をしてきました。

この6月、国連の人権問題を担当する専門家グループが、人権に対する否定的影響を懸念する声明を発表しています。貿易や投資に関する協定が経済の新しい機会を生み出す可能性があるとする一方で、健康保護、食品の安全、労働基準に関する基準を引き下げ、医薬品を独占する権益を企業に与え、知的財産権の保護期間を延長することなどによって、人権の保護と促進に逆行する影響をもたらしかねないと指摘をしています。また、極貧問題を深刻化させ、対外債務の公平で効果的な再交渉を困難にし、原住民、少数者、障害者、高齢者、社会的弱者の権利に悪影響するとの正当な懸念があるとしました。そうした懸念に立って、声明は条草案を

公開すること、人権の全面的な保護と享受を保障するための確固とした保護条項を盛り込むこと等の勧告を行っています。こうした見地、勧告を真摯に受けとめ、T P P反対の立場を堅持すべきであります。

T P P交渉の日米協議で、アメリカが21万5,000トンもの米の特別輸入枠を求め、安倍内閣は主食用5万トンを提案したことや、牛肉、豚肉も大幅関税引き下げと報道をされています。そして、米問題で甘利大臣は、米国産米の輸入を一粒もふやすなというのは不可能だと言い切り、譲歩の範囲をできるだけ小さな範囲で決着させてとしています。5月のT P P交渉に関する説明会で渋谷和久内閣審議官は、関税削減について内容は隠しましたが、交渉のテーブルにのせていることを認めています。国会決議は、米や麦などの5項目を聖域として交渉から除外または再協議の対象としています。安倍内閣がこの国会決議を無視して交渉の対象にしていることは明らかです。本来なら、日本は除外、再協議という国会決議がある、だから協議できないと言うべきではありませんか。I S D条項問題でも渋谷審議官は、嫌がっている国も多いが制限措置をつくっている、理解されると思うと述べているのであります。

こうした交渉経過は、国会決議を踏みにじり、交渉合意に前のめりの安倍内閣の姿勢を示しており、アメリカ追従ではなく国民主権、国家主権を守るために、今T P P交渉から撤退する以外にありません。また、T P P交渉から撤退することが、国会決議が生きる唯一の道だと確信するものであります。当議会は2013年9月議会、2014年2月議会と全会一致で交渉からの撤退を求める意見書を可決しています。今日、ますますこの見地と良識を貫くことが求められているのではないのでしょうか。

安倍内閣がT P P交渉の妥結を急ぐのは、企

業が最も活動しやすい国のための成長戦略の柱にTPPがなっているためです。同時に、首相がアメリカ議会でTPPは安全保障上の意義があると述べたように、日米同盟優先の立場からアメリカに奉仕しようとしているからです。このような売国的な態度こそ転換をすべきです。

以上、第3号議案に賛成し、第4号議案に反対する討論といたします。同僚各位の御賛同を心からお願いいたしまして、討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第3号「国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第4号「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、提出者の説明、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 巻末224ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

30番坂本茂雄君。

(30番坂本茂雄君登壇)

○30番(坂本茂雄君) ただいま議題となりました議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案について、提出者を代表し提案説明を行います。

政府は開会中の国会において、自衛隊法、国際平和協力法、重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法など10本の現行法の改正を一括した平和安全法制整備法案と、戦争している他国の軍隊を協力、支援する海外派兵恒久法である新たな国際平和支援法案を審議しています。

まずもって、大変重要な法案でありながら、なおかつ全く新たな概念を持ち込み名称も変えてしまう、いわゆる新法とも言うべき法案も、一くりにして審議すること自体が議員の表決権を侵すものであり、乱暴であると言わざるを得ません。また、法案策定及び提出までの手続においても、立憲主義、国民主権、議会制民主

主義に反しているということであります。

現在の安倍政権が昨年7月1日、集団的自衛権の行使は憲法違反という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、やっってはならない憲法違反の集団的自衛権行使容認への解釈変更へと閣議決定したことに端を発しています。そして、その安保関連法案の内容が国民に明らかにされる前の4月27日に、日米防衛協力のための指針、ガイドラインを改定し、さらに4月29日の米議会演説で、この夏までに成就させると成立時期を明言したことなどは、国民主権を踏みにじり、国権の最高機関たる国会の審議をないがしろにするものであり、憲法に基づく政治、立憲主義の意義をわきまえないものと言わざるを得ません。

政府は、長年にわたって、憲法9条下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍との一体化は憲法違反としてきました。しかし、今回の2法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を一内閣の憲法解釈をもって根本から変えるものであり、国家権力の濫用を抑える立憲主義に反しており、民主主義を根底から覆すものとして到底許すことはできません。

そこで、特に法案の内容で憲法違反の疑いが強い点について述べておきたいと思います。

まず1点目は、自衛隊法と事態対処法の改正における存立危機事態についてです。この中で自衛隊による武力の行使を規定する場合、その中で我が国と密接な関係にある他国、存立危機武力攻撃、この攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使などの概念は極めて漠然としており、その範囲は不明確で、法案における存立危機事態対処は歯どめのない集団的自衛権行使につながりかねず、憲法9条に反

するものだと言えます。

次に、重要影響事態安全確保法案における後方支援活動は、活動領域について地理的な限定がなく、現に戦闘行為が行われている現場以外のどこでも行われ、従来の周辺事態法やテロ特措法などでは禁じられていた弾薬の提供も可能にするなど、自衛隊が戦闘現場近くで外国の軍隊に緊密に協力して支援活動を行うことが想定されています。これは、もはや外国の武力行使とは一体化しないとは言えず、そこでの自衛隊の支援活動は武力の行使に該当し、憲法9条1項に違反するもので、このような違憲かつ危険な活動に自衛隊を送り出すことは自衛隊のリスクを高めることを誰もが認めています。

また、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態という極めて曖昧な要件で、米軍などへの支援活動が可能となることから、国際法上違法な武力行使に加担する危険性をはらみ、かつ国会による事後承認も許されるという点で大きな問題があり、武器等防護で平時から米軍等と同盟軍的關係を構築し、周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発しかねず、武力行使にまでエスカレートする危険をはらむものであります。

安倍首相は、かつて自身の著書「この国を守る決意」の63ページで、軍事同盟は血の同盟と断言し、日米安保条約の双務性を高めるには、具体的には集団的自衛権の行使だと思いと断定しています。日本の若者がアメリカのために血を流すことにより、日米同盟を対等にすべきだということです。

以上のことからだけでも、新たな安全保障法制は、時の政権が判断しさえすれば、自衛隊は他国防衛のために海外で武力行使ができるようになるという際限のない武力行使、戦争への道を開くものであり、明らかに憲法に違反するものであります。

しかし、それらが合憲だと言い繕うために、政府・与党が法案の合憲性根拠として拘泥し続けている昭和34年の最高裁砂川事件判決と昭和47年政府見解と安全保障環境の変化という3点が、国民の理解と納得を得られるようなものなのかについて述べておきたいと思います。

まず第1に、最高裁砂川事件判決についてであります。憲法審査会において、自民党に参考人の人選ミスと言わしめた長谷部恭男早稲田大学教授は、最高裁砂川事件判決についても、昨年3月末の段階でも、集団的自衛権が憲法9条のもとで否定されているというのは、実は砂川判決からも出てくる話だと日本記者クラブの講演で述べていますし、その後もさまざまな場で同様の趣旨を述べられています。もしこの判決が集団的自衛権も認めたものであれば、以降の内閣法制局もその解釈に立ったのではないかと思います。そのような解釈を示していません。つまり、この判決は集団的自衛権による海外での武力行使を合憲とするという論拠とは無関係としか言いようがないことは明らかになっています。

第2に、昭和47年政府見解についてであります。政府見解は、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるもの」として、個別的自衛権は認めたものの、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と明記されています。そして、政府見解を作成した当時の内閣法制局長官だった吉國一郎氏は、1972年9月14日の参議院決算委員会で、「我が国は憲法第9条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れないということ、平たく申せばそういうことだろうと思

います」、「他国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第9条では容認してはおらないという考え方でございます」と答弁しており、この見解もどのように曲解しようが、合憲性の根拠とはなりません。

第3が、安全保障環境の変化についてであります。最近では、この安全保障環境の変化が多用されているように思いますが、昭和47年政府見解のころと比較して、必ずしも著しく悪化しているのではなく、当時はベトナム戦争を初め、米ソ間での熾烈な核軍拡競争もピークに達していた時期でもありました。一方、現在は米中の相互依存関係は絶大で、冷戦時代の深刻な軍事情勢を見たとき、当時と比べて安全保障環境が著しく悪化しているとは言えそうもないことを憲法解釈の変更による安保関連法制の合憲性の根拠とすることには、無理があるとしか思えないのです。

以上、述べたような安保関連2法案の違憲性と、政府のゴリ押しする論拠の不当性については、圧倒的多数の国民が理解し、反対しています。これまで憲法審査会では、先ほど述べた長谷部早稲田大学教授など、出席を求められた3人全ての憲法学者が憲法違反と述べ、高知で開催された地方公聴会でも6人の意見陳述人の大半が憲法違反であると訴え、「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」には234名が賛同しています。安全保障法制や集団的自衛権の行使容認をめぐり、全国で少なくとも反対の立場で144議会、慎重の立場で181議会が意見書を可決し、賛成はわずか6議会となっています。県内においても、市町村議会の9議会で廃案または制定中止を求める意見書、2議会で慎重審議を求める意見書を可決しています。

そして、共同通信世論調査では安保法案への

反対は58.7%で、賛成は27.8%、そして56.7%が違憲と答えています。毎日新聞の全国世論調査では、安保法案への反対は58%で、賛成の29%を大きく上回っています。また、読売新聞社の世論調査でも安保法案に反対は50%に増加し、賛成は36%に下がっており、これらの民意に耳を傾けていただきたいと思います。

よって、時の政権の判断次第で首相の意のままになる安全保障法制関連2法案の成立と、その先にある専制的な国づくりより、平和憲法に基づく平和で民主的な立憲主義の国づくりを選択しようとしている多数の国民を切り捨てることなく、政府におかれては、憲法違反の安全保障法制関連2法案は速やかに撤回していただきたいとの思いで、意見書議案の提出をさせていただきます。

同僚議員の御賛同をいただきますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。
(拍手)

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番梶原大介君。

(15番梶原大介君登壇)

○15番(梶原大介君) 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案」について、反対の立場から討論を行います。

現在、国会において審議中の切れ目のない平和安全保障法制は、集団的自衛権の行使を我が

国を防衛するための自衛の措置として一部限定的に容認し、平和と安全を確保していくために、日米間の安全保障、防衛協力を強化するとともに、パートナーとの信頼及び協力関係を深め、抑止力を高めることによって争いを未然に防ぎ、国民の命と平和を守るものであります。国際法上の集団的自衛権とは、国連憲章第51条に基づき、国連加盟国の主権国家は我が国を除いた全ての国家が国家固有の自衛権として有するものであります。しかし、今回の集団的自衛権の限定した行使の容認は、憲法9条のもと、厳しい新3要件を定め、他国を守るという相互の防衛義務を負う国際法上の集団的自衛権とは異なり、我が国を守るためのものであります。

そして、なぜ今法案を提出するのかは、これまでも議論になっておりますように、我が国を取り巻く安全保障環境が一層の厳しさを増していることからであります。世界のパワーバランスが変化し、東アジア、中東、ヨーロッパ等での不安定要因が現実のものとなっております。また、中国の急速な台頭と米国の影響力の相対的な変化が見られ、特に中国の対外姿勢と軍事動向等は、我が国を含む国際社会の懸念事項となっております。また、北朝鮮の核開発やミサイル配備、国際テロや国境を越えるサイバー攻撃の脅威など、国際社会が協力し、地域や世界の平和を確保していくことが、我が国の安全においても必要不可欠であります。

このような状況下のもと、もはやどこの国も一国のみでは自国の安全を守ることができない状況の中で、集団的自衛権の行使を限定して容認し、国民と国家の存立を守るためにとり得る措置を講ずることは、憲法81条により憲法判断の最高の権威である最高裁判所が唯一自衛権についての判決で述べた、必要な自衛のための措置が国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないと軌を一にするものであ

ります。

次に、先ほど申し上げました安全保障上の新たな脅威について申し上げます。

2001年9月11日、アメリカで発生をした同時多発テロは、国連憲章にこれまでに前例のない新たな解釈を必要とする事態となりました。発生後の翌日、全会一致での安保理決議において、テロ活動による脅威に対して個別的または集団的自衛の固有の権利を認識するとして、これまでの51条に言う武力攻撃が、国家または国家群が他国に加える武力行為だとされてきたものが、非国家の国際テロリズムが適用対象とされることになりました。

また、サイバー攻撃においては2007年、エストニアが攻撃を受けた後の国際社会の動きを見てみますと、米国で国際戦略が策定をされ、サイバー空間を領土、領海、領空、宇宙に次ぐ第5の防衛空間と位置づけております。今後、各国の政府機関や防衛などの中枢的機能や原発、民間航空、空港、鉄道などの国の基本インフラなどが標的となったときの発動要件として判断をする場合に、これらの事柄については国際的な共通理解と合意が必要であるとして、サイバー空間における集団的自衛の手段及び方法の進展を図ると表明をし、NATO諸国などにおいては統一見解のもとで協議を進めております。

このように、国際社会がテロ攻撃やサイバー攻撃に対処するために、国際法上唯一集団的自衛権に触れている国連憲章の51条においても解釈の見直しの議論が進んでいる中、また国際社会の一致した迅速な対応が求められる中、集団的自衛権の行使を容認できていないがために、国際社会との連携・協力といった対応にとどめなければならない我が国の安全保障上の問題も明らかになっております。

次に、国民の理解について申し上げます。

確かに直近の世論調査においては、多くの国

民の皆さんが今国会で法案の成立をさせる必要はないとの回答結果が出ております。今回の安全保障法整備においても、反対をする政党が戦争に巻き込まれるとの根拠のない主張をしております。このことに政府はそれぞれの法案に基づき明確に反論をしておりますが、民主党などにおいては、国会審議で徴兵制復活を声高に叫び、法案反対のパンフレットに戦前の出征風景を連想させる、全くもって根拠のない内容を掲載し、党内からも批判が出て破棄をするという、余りにも無責任と言わざるを得ない事態を繰り返しています。

このように、法案についての本質の議論より、多くの国民の不安をあおり、また戦争という言葉を多用し、根拠なく集団的自衛権に関連づけるような国会審議が伝えられる中、本当の国民の皆さんの意思が反映をされていると言えるのでしょうか。防衛のためのあらゆる事態に備える法整備に対しての問いではなく、戦争を連想させるかのような誤解のものと、集団的自衛権の行使の容認については是か非かとの抽象的な問いに、国民の皆さんが警戒心を示されるのは当然のことではないでしょうか。

昨年のある全国紙の調査においては、具体的に「日本の周辺の公海で、一緒に活動しているアメリカの艦船が攻撃を受けた場合、海上自衛隊が反撃すること」と、また「アメリカに向けて発射された可能性がある弾道ミサイルを、自衛隊が迎撃すること」という問いに、いずれも「認める方がよい」との回答が、「認めない方がよい」との回答を上回っております。これはまさに集団的自衛権の限定的行使の容認をし、我が国の自衛のためにとり得る措置を具体的に問うたものであり、そのことには国民の多くが理解を示しているのではないのでしょうか。

また、これまで自由民主党は、昨年12月の衆議院議員選挙までの3年連続の国政選挙におい

て、全てに平和安全法制の整備を党の公約に明確に掲げ、国民の皆さんに信を問うてまいりました。50年前を振り返ってみますと、新日米安全保障条約が発効した当時、米国の戦争に引き込まれ、日本の安全が失われると激しい安保闘争が起きました。しかし、一応の条約期限である10年後には、日本の安全に条約が必要であるとの理解が深まり、今日においても日本の防衛の基軸となっております。また、PKO法案のときも若者を戦争に送るなどの激しい反対運動が巻き起こりましたが、自衛隊員の献身的な努力により行われた国連平和維持活動が国内外から高く評価をされ、日本の国際社会への貢献の責任を果たしてきたことは歴史が証明をしています。

今回の国民の命と平和を守るための安全保障関連2法案も、抑止力を高める措置を講ずることで有事を回避する、集団的自衛権の行使を限定的に容認することにより、行使をしなくて済む可能性をでき得る限り高めるためのものがあります。今後の不断の努力によって、我が国の防衛と安全保障にとり必要不可欠なものであると、必ずや国民の皆さんの理解が得られるものと確信をいたしております。そのためにも今後の国会審議においては、さらなる国民の理解が深まる審議を強く求めるものであります。

以上述べましたように、法案の撤回を求める本意見書に反対をするものであります。何とぞ議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(三石文隆君) 34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま提案説明のあった議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

政府は国会の会期を延長したものの、いまだ

に審議が十分尽くされたとは言えない状況にもかかわらず、来週にも衆議院での強行採決を狙っています。法案の内容は、戦後の憲法に基づいた日本の国の姿勢を大きく変えようとする重大なもので、憲法違反が明々白々、どんなに審議を重ねても合憲にはなりません。この4月、日本の国会に提出もしていない時期に、安倍首相はアメリカを訪問し、アメリカ議会で、夏までには関連2法案を通過させることを表明しました。日本の国会審議を無視し、国民主権を踏みこじったこの行為は、アメリカの強い要求に何が何でも応えていくという安倍政権の異常な強硬姿勢を象徴した出来事です。

政府は、国際環境の変化により、日本の平和と安全のために外国から武力攻撃を受けることを防ぐ力、いわゆる抑止力を高めるために必要な法案だと説明をしています。日米同盟を強化しないでどうやって日本の平和と安全を維持できるのか、アメリカとともに抑止力を高めるためにといいますが、アメリカは1983年のグレナダ侵略、1986年のリビア爆撃、1989年のパナマ侵攻を初め数多くの先制攻撃と侵略を繰り返してきました。日本政府はこれに全部賛成、支持、理解を示してきました。イラク戦争では、アメリカ自身が、イラクによる大量破壊兵器の保有については事実認識に誤りがあったと今では認めています。しかし、日本政府はその反省も検証もしていません。

イラク戦争は数十万とも100万とも言われるイラク人の無辜の命を奪い、その傷跡はいまだにイラクや中東地域で癒えないままです。米軍による戦争と、分断統治政策に基づく占領は、内戦とも言える混乱をつくり出し、その中で誕生し勢力を拡大してきたのが、今世界を震撼させている過激組織IS——イスラム国です。イラク戦争がなければISは存在しなかったというのは中東問題の専門家の間ではほぼ常識で、山

崎拓元自民党幹事長も、米国に I S の製造責任があるが、小泉首相を一番に、我々にも連帯責任がある、米国の誤りはそのまま我々の誤りと 6月12日の日本記者クラブで述べています。米軍は、昨年8月以降、I Sを掃討するため、イラクとシリアで空爆作戦を実施しています。しかし、思うような効果を上げないどころか、I Sがさらなる残虐性と求心力を増す事態をもたらしています。戦争でテロはなくせないということは、今や国際社会の当たり前の認識です。

これまで中立の立場で尊敬されてきた日本の立場が、アメリカと一体化することでテロの脅威にさらされ、国際活動に支障を来す状況が起こることは、多くの人が指摘をしているところです。安倍首相は、昨年9月にアラブ各国首脳と会談をした際、米軍の I S空爆について、国際秩序全体の脅威である I Sが弱体化し、壊滅につながることを期待すると表明しており、ここでもアメリカへの追随姿勢が鮮明になりました。無法な戦争に反省も検証もない政府が、集団的自衛権の名でアメリカの要求を受け入れて武器を持つことは、抑止力にはならないし、何の道理も見出すことはできません。

国民は、各新聞社の世論調査に、どの結果をとっても半数以上の人々が憲法違反の意思をあらわし、今国会での成立に反対の人は、いずれも約6割に上ります。法案を合憲だと政権が強弁すればするほど、安倍政権の強硬な前のめりの姿勢が国民の信頼を損ねています。

また、憲法学者や法律家、科学者、文化人、戦争体験者、女性たちなどなど、立場は違うけれど、法案の持つ武力を行使する危険な本質を見てとった人たちが、次々と声を上げて法案の撤回、廃止を求めています。国民の多数が憲法に違反すると考える法案は、今国会での強行が許されないのはもちろんのこと、撤回する以外にはありません。事憲法にかかわる問題で、国

民の反対世論を無視し、与党が数の力で法案を押し通すことはあってはならないことです。

憲法制定以来、政府は、憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきました。そして、自衛隊は個別的自衛権の範囲に限ってぎりぎり合憲であるとの解釈が、戦後70年たった現在の到達点です。今回の2つの法案は、平和憲法下の日本の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を一つの内閣の憲法解釈をもって根本から変えるものです。国家権力の濫用を抑える立憲主義に反し、民主主義を根底から覆すものとして到底許すことはできません。

この間の国会論戦の中で、法案の具体的内容・運用が少しずつ明らかになってきました。法案は集団的自衛権行使のもと、戦闘地域への派兵を認め、銃弾が飛び交う戦闘現場になっても、捜索・救助活動であれば活動を継続するとしています。日本共産党の宮本徹国会議員は、捜索・救助活動は米軍ではパイロットを再び戦闘できるように戦列に復帰させ、士気を維持するのに不可欠な任務であるとしていることを指摘し、政府は人道的な活動と言うが、米軍は捜索・救助活動を軍事作戦に位置づけている。その認識はあるのかとただしました。中谷防衛大臣は、軍事的手段の一つとして認めました。軍事作戦として戦闘現場で活動を継続することは大きな危険が伴うとともに、戦闘現場で自衛隊に軍事作戦を遂行させる法案は、憲法が禁止した武力の行使そのもので、憲法違反が明白ではありませんか。まさに戦争法案そのものです。

また、自衛隊が行うアメリカの艦船の防護で、平時から日米の統合部隊化が進み、米軍の相手国との武力紛争事態が進展したときに、日本政府が集団的自衛権を行使する存立危機事態と判

断すれば、武力行使を行うことになり、自衛隊のイージス艦は切れ目なく米艦防護を行う、まさに日米統合部隊がつくられることになるなど、具体的に見れば見るほど戦争できる体制づくりであり、憲法違反そのものです。

戦後70年の節目に当たり、日本国憲法の先進的な意義こそ真摯にかみしめ、複雑な国際情勢への対応は現行憲法の基本原理である恒久平和主義のもと、これからも粘り強く積極的に非軍事、非暴力の平和外交を貫くべきです。集团的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、平和安全法制2法案の制定を断念することを強く求め、議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案への賛成討論といたします。

同僚各位の御賛同どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長（三石文隆君） 22番黒岩正好君。

(22番黒岩正好君登壇)

○22番（黒岩正好君） ただいま議題となりました議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案に公明党を代表して、反対の立場から討論を行います。

我が国並びに国際社会の平和と安全を守るために最も大切なことは、言うまでもなく紛争を未然に防止する外交努力であります。しかしながら、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威、また国際テロの脅威など我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しさを増してきております。実際、我が国の近隣には弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発が懸念される国もあります。こうした中、我が国をめぐる安全保障環境をどのように認識し、国民の命と平和な暮らしをどのようにして守っていけばいいのか、大変大きな課題であります。

今回の平和安全保障の法整備は、私たちの平和な暮らしを守り抜くために、切れ目のない備

えとして必要不可欠であり、早急な法整備が求められているところであります。そして、こうした法律が整備されること、それ自体が平和な暮らしを守るための何よりの抑止力となってきます。

この意見書の誤解を指摘し、認識の違いを明らかにしておきたいと思えます。

まず、この意見書では、「時の政権が判断すれば、自衛隊は他国防衛のために、海外で武力行使ができるようになるという際限のない武力行使・戦争への道を開く」とあります。安倍総理は、新3要件のもと、我が国が用い得る武力の行使はあくまで我が国の存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として認められるものであって、他国防衛それ自体を目的とする集团的自衛権の行使を認めるものではないとし、その時々の内閣が恣意的に解釈できるようなものではないと言明をしております。

新しい3つの要件は、全て我が国を守る自国防衛のための要件であります。この新3要件が入った昨年の閣議決定及び今回の平和安全保障法案は、あくまでも我が国の自衛の措置として限定された集团的自衛権を認めるものであり、国際的に認めているような専ら他国防衛を目的としたフルサイズの集团的自衛権を認めたものではありません。

次に、意見書では、「今回の二法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を、一内閣の憲法解釈をもって根本から変えるもの」と言っておりますが、我が国は憲法9条のもと、武力行使は日本の防衛のために限るとする専守防衛を堅持してきました。その根幹となる政府の憲法解釈は、昭和47年の政府見解であります。その見解とは、国民の基本的な人権が外国の武力行使によって根底から覆される急迫不正の事態には、その

権利を守るために自衛の措置をとることが憲法上許されるという見解であります。

今回の法案は、先ほども言いましたが、あくまでも自国の防衛の措置として限定された武力行使を認めるものであり、これまでの政府の憲法解釈、昭和47年の政府見解との論理的整合性及び憲法9条の規範性を逸脱したものではありません。ゆえに、「一内閣の憲法解釈をもって根本から変えるもの」との指摘は全く当てはまりません。今回の法案は、今までの憲法解釈の基本を継承しているものであり、憲法の規範性はしっかりと守られております。

次に、意見書では、「成立ありき」の国会運営に終始するという暴挙」と言っていますが、今国会は過去最大に会期を延長して審議することとなっています。平和安全保障法制は、国の存立や国民の命を守るため、また国際貢献で日本がどのように役割を果たすかなど、極めて重要な法案であるだけに、各政党は今回の法案に対する議論を単なる運動論とするのではなく、維新の党のように対案を提出し、政策として質の高い国会論議をしていただきたいと思うところがあります。

また、意見書では、今回の法案を「明らかに憲法に違反するもの」、また「憲法違反の安全保障法制関連二法案」と言っていますが、政府や国会として憲法との適合性を慎重に検討することは当然のことです。その中で、国の存立や国民の命を守るための法整備は政府や国会の責任であります。今まで内閣法制局は慎重に法案の憲法との適合性を検討するという意味で、憲法の番人の役割を果たしてきています。内閣法制局として、今回の平和安全法制は憲法に適合していると明言をしております。政府の責任は、憲法の枠内で国民の平和な暮らしを守り抜くことであります。

今回の国際平和支援法案の中で何より重要な

ことは、自衛隊の派遣に際して3つの原則をつくり、歯どめをかけたということでもあります。その3つとは、国連の決議、国会の事前承認、自衛隊員の安全確保ということでもあります。このことにより、自衛隊が簡単に海外派遣できない状況ができて上がっているのもであります。

今回の法案を戦争法案などとレッテルを張っていますが、今回の法案は全くその逆であり、自衛隊の派遣に際して大きな歯どめがかけられているということでもあります。自衛隊が海外に行こうとしても簡単には行けない、ましてや戦闘に参加するなどということは、全くもってできないという状況をつくり上げているのもあります。言うまでもなく、我が国は国際社会の平和と安全を守るために、紛争を未然に防止する外交努力をさらに尽くさなければなりません。今後とも、難民などに対する食糧支援や人道支援など、世界から評価されている我が国ならではの人道支援を拡充し、非軍事分野で国際社会における我が国の責任を毅然として果たしていかなければなりません。

以上の理由により、議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案」に反対し、討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 巻末227ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第6号「言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

安倍晋三首相に近い自民党若手議員が元NHK経営委員の百田尚樹氏を招いて6月25日に開いた会合で、安全保障関連法案などを批判する

報道に対し、マスコミを懲らしめるなどの議員の発言や、沖縄の2つの新聞は潰さないといけないという百田氏の発言があったことが明らかになり、安保関連法案審議中の特別委員会でも問題になりました。いずれも安保関連法案と辺野古への新基地建設への批判が高まっていることへの焦りから出た発言と考えられますが、日本新聞協会がその声明で、「政権与党の所属議員でありながら、憲法21条で保障された表現の自由をないがしろにした発言は、報道の自由を否定しかねないもので到底看過できず、強く抗議する」と指摘しているように、憲法21条を踏みこむだけでなく、国会議員の憲法遵守をうたった憲法99条違反でもある暴論であり、断じて見過ごせません。

「民主主義の根幹であり、憲法で保障された言論と表現の自由を脅かす」「みずからに批判的な報道は規制し、排除してもいいという考え方に反対する」と日本記者クラブ、「メディアへの弾圧であり、報道の自由への侵害だ」と新聞労連などに加え、地方各紙も、「まるで戦前の軍部のような横暴な意見」「言論封殺の暴挙を許すな」山形新聞、「言論封殺の策動許すな」長崎新聞、「自由民主の党名が泣く」「自民党には言論・報道の自由を軽視する体質があるのではないか」高知新聞、「気に入らない言論を強権で押し潰そうとする姿勢」沖縄タイムスなどなど、メディアや世論はこれら発言に対し猛反発し、曖昧に済ますことを許さない冷徹な目で推移を見詰めています。

安倍首相は、国会で党責任者としての認識を問われ、党の正式な会合ではない、わびるかどうかは発言者のみが責任を負うなどと述べ、我関せずの態度をとっています。しかし、そもそもこの自民党の勉強会、文化芸術懇話会は、参加者37名のうち半分以上が安倍首相の出身派閥、細田派のメンバーです。首相側近の萩生田

光一党総裁特別補佐を初め、マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番、文化人が経団連に働きかけてほしいと発言した大西英男衆院議員、沖縄の世論はゆがみ、左翼勢力に完全に乗っ取られていると述べた長尾敬衆院議員など19人が参加をしています。

また、勉強会参加者の9割近い32人が、安倍首相が会長を務める神道政治連盟国会議員懇談会の会員です。首相側近の加藤勝信官房副長官、党青年局長を更迭された木原稔衆院議員、スポンサーにならないことが一番マスコミにはこたえると発言した井上貴博衆院議員なども懇談会メンバーです。そして、講師に招かれた百田氏は、2012年総裁選で安倍氏の再登板を求める民間有志に名を連ねる親密な間柄で、この2月まで安倍政権の推薦によりNHKの経営委員を務めていた人物。安倍首相を支えてきた集団が、9月の次期自民党総裁選で安倍再選に向けた環境整備をと狙って開いた決起集会のようなものだったと報道されており、我関せずとの態度が許されるものではなく、首相と党の責任は重大だと言えます。

しかし、首相は暴言について遺憾を口にしつつも、さきに述べたように発言者をかばい立てする姿勢に終始しています。暴言を暴言と正面から認めない姿勢は、それが首相の本心と無関係でないことを図らずも示すものとなっており、それを見透かしたように党執行部から厳重注意を受けたはずの大西議員は、舌の根も乾かぬうちに再び安全保障関連法案を危惧する報道に関し、懲らしめないといけない、自身の発言も問題があったとは思っていないと開き直った発言を繰り返し、国会議員としての資質そのものと彼への党としての姿勢が厳しく問われるものとなっています。

各党幹部は、「政治家としての基本的認識が間違っている」公明党、「コメントするのも嫌なく

らい恥ずかしい話だ」民主党、「軽率かつ重大だ」維新の党、「猛省を促したい」次世代の党、「おごり高ぶりどころの騒ぎではない問題」社民党と、与野党超えて批判を集中。沖縄県議会は7月2日、「政府の意に沿わない言論機関は存在そのものを許さないとの態度であり、沖縄だけでなく、日本全国への報道機関に対する圧力だ」と厳しく批判し、発言の撤回と県民への謝罪を求めた自民党総裁宛ての抗議決議を可決しています。

高知新聞は社説で、「安保関連法案の審議への影響を抑えようと、議員の処分で安易な幕引きを図ろうとした党の姿勢も疑問だが、一番の問題は党総裁でもある安倍首相の曖昧な態度であろう。(中略)ことは一部議員の問題で済まない。異論や批判についてどう考えるのかなど、言論の自由に関する認識について正面から、首相自らが国会で明確に語る必要がある」、「首相は明確な認識を語れ」と、自民党と安倍首相の説明責任を厳しく問う姿勢を示しています。

私たち高知県民は、自由民権運動を抑え込むために集会条例や新聞紙条例など、さまざまな弾圧法令を発した明治政府の言論弾圧のもと、新聞発行停止処分を5度にわたり受けながらも、1万人が集う新聞の葬式を行うなど、弾圧に抗し言論の自由を求めて闘った歴史的伝統と風土を持つ県民です。今回の発言はまさに140年前のその当時に後戻りしたかのような時代錯誤も甚だしい発言であり、当時の民権家や県民が聞いたらあきれ果て、怒り、笑い飛ばすことでしょう。表現や言論、報道の自由は民主主義社会の根幹をなすものです。思いどおりにいかないメディアを懲らしめ、潰せ、そして刃向かう国民世論を封じよなど、これら時の政府による言論統制や弾圧が日本を破滅的な戦争へと導いたことは、忘れてはならない歴史の教訓です。

政府においては、事実関係の調査を行い、国民に明らかにし、党総裁である安倍首相みずか

らが責任の明確化と謝罪、処分など厳正な対応を行い、憲法21条、憲法99条を守り、歴史の逆行を許さない毅然とした姿勢を示すべきです。

以上、政治への信頼を取り戻すことに政府、国会が責任ある対応を行うよう強く求め、第6号議案に賛成する討論とします。同僚各位の御賛同を心よりお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末229ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を

閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(三石文隆君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(三石文隆君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、私たち議員にとりまして任期最初の定例会でありまして、平成27年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案など当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これら提出された議案のほか、地方創生に関する対応などについて終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

梅雨明けも間近となり、いよいよ夏本番がやっ
てまいります。どうか皆様方におかれましては、健康に留意をされ、県勢発展のため引き続き御尽力賜りますようお願いを申し上げまして、閉

会の御挨拶といたします。ありがとうございます。
した。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成27年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成27年度一般会計補正予算や高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、産業振興を初め、地方創生などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、私は就任以来、人口減少による負のスパイラルをいかにして克服するか、また東日本大震災を契機に、改めてその対策の重要性が明らかとなった南海トラフ地震にいかに立ち向かっていくか、こうした課題に対しまして、5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる2つの政策に、対話と実行の基本姿勢のもと、積極的に取り組んでまいりました。

県民の皆様との対話や県議会の皆様との活発な政策論議を通じて、お知恵を賜りながら、それぞれの取り組みを進めてきた結果、一定の手応えも感じておりますが、一方で新たな課題にも直面するなど、県民の皆様が将来に希望を持ち、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける県づくりを実現するためには、まだまだ多くの課題が残されております。これまでの取り組みを土台として、県勢浮揚に向けた歩みを確かな

ものとするため、さらなる努力を重ねていかなければならないと考えているところでございます。議員の皆様には今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長(三石文隆君) これをもちまして、平成27年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分閉会